



裏面白紙

国立公文書館

国立公文書館

分類	法務省 平成11年
排架番号	4 A 18 2093

NO1

Evidentiary DOCUMENT P5685

E 1866

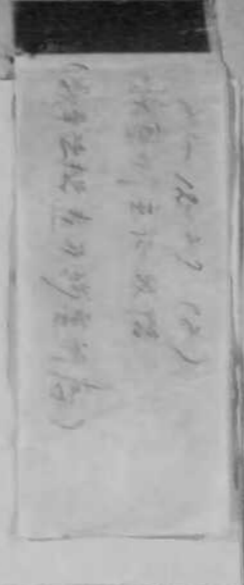
Page 1

スマトラ  
概略  
(一) 俘虜  
殺害

降服石ニ於ケル俘虜ノ殺害ハ數回行ハレタソシテ其業ハ非特ニ殘酷  
ナリカニナラセタ

スマトラ東部ノバンク島ニ於テ三月十五日ニ難船シタ  
キーストラリヤノ  
兵隊ハ海ニ追ヒ出サセテ後機関銃ヲ殺害セシメ裁判モナク理解シウル  
理由ナキニカクテ英國海軍ノE.A.ロイドノ復讐報ヲ檢事側書類  
五十五号ニテ如シ檢事側ハコノ書類五十六七号ヲ檢証ノ為メ又其ノ  
抜萃ヲ証據書類トシテ提出ス

此スマトラノユタラシヤヲ降伏後ニ三月即チ九月四年三月十八日ニ凡ソ  
五十人ノオランダ人俘虜(ヨーロッパ人トアンボニン)ガ軍艦帆船ニ押  
送セシメ蘭印王國軍ノM.ラン(リッヂ)  
探知書類五六九号  
檢証ノ為メ又ソノ抜萃ヲ証據書類



三月十五日ノ于テオランダ人俘虜ノ殺害ニ関シテ証言シテ申ル  
又收容所

スマトラニ於ケル色々ノ俘虜收容所ノ状態ハ既ニ証人リッヂノ少佐ニテ  
ツテ述ベラシテ居ル彼ハ彼自身ノ個人的知識ト他ノ收容所ニ関シテ彼  
職務上ノ調査ノ結果カラソノ証言ヲ與ヘタル今追加ノ証言ガ他ノツ  
收容所ニ関シテ提出サレル

NO1

E 1966  
Evidentiary Document P5685

スマトラ

概略

(一) 停虜

1. 殺害

Page 1  
降服後ニ於ケル停虜ノ殺害ハ數回行ハタメソシテ其善ハ非常ニ残酷  
ナリトテテカシク

a. スマトラ東部ノバンガ島ニ於テ一九四二年三月十五日ニ難船シタ  
キーストラリヤノ  
兵隊ハ油ニ追ヒ出サセテ機関銃ヲ殺害セシメ裁判モナク理解シウル  
理由ナキヲカクテ英國海軍ノモ、A. ロイドノ復向ノ報告檢事側書類  
五〇七号ニアル如シ。檢事側ハコノ書類五〇七号ヲ檢証ノ存メ又其ノ  
抜萃ヲ証據書類トシテ提出ス

b. 此スマトラノユタラツシヤヲ降伏後ニ三月即チ一九四二年三月十八日ニ於テ  
五人ノオランダ人停虜(ヨロバントアンボン人)カヨ軍艦帆船ニ押  
シユメラレ外海ニ曳カレテ射撃サレタ。蘭印王國軍ノM. リンツリツガ  
軍醫ノ口供書ニアル如シ。檢察官書類五六九号  
檢事側ハ之ノ書類五六九号ヲ檢証ノ存メ又ソノ抜萃ヲ証據書類  
トシテ提出ス

c. リーニヤ少佐ハ既ニ北東スマトラノタイガロエングニ於ケル一九四二年  
三月十五日ノテテ人ノオランダ人停虜ノ殺害ニ関シテ証言シテ中ル  
又收容所

スマトラニ於ケル色々ノ停虜ヲ收容所ノ状態ハ既ニ証人リンガ少佐ニヨ  
リ述ベラレシテ居ル。彼ハ彼自身ノ個人的ナ知識ト他ノ收容所ニ関シテノ彼  
職務上ノ調査結果ヲラソノ証言ニ與ヘタルカナル。今追加ノ証言カ他ノツノ  
收容所ニ関シテ提出サレル。

裏面白紙

NO2

DOC 5685

1892/

英國航空隊 P.S. 報告中ニ中央スマトラノカン  
 バル修繕收容所ノ狀況ヲ述ベテ其處ニハ最初ニケル  
 人ト英國人ハ修繕ガ監督サレテモ檢察團書類五六の四汚穢ノ環  
 境ニ惡イ待遇テ非常ニ少イヒトイヘテ食料ニカ供給サレズ航海ト陸上ノ  
 旅ニヒドク疲カレ切ツテ直ニ後ニ重務働ガ始マツルノ際修繕ハ  
 鐵ノ建設ヲヒルマノ鐵道修繕隊カウヒ具直ニヤツテ来タ日女兵ハ  
 隊ニ指導サレテキタソシテ故ワイルド陸軍大佐トコリテ陸軍中佐ニ  
 ヨリ此ノ法廷テ証言サレタ様ニ奴隷酷使ノ状態ト修繕ガ續イタ  
 赤痢ノ發生ハ避ケ難イモノト又修繕ガ道中修繕隊ハバタンブ  
 大層混テ空線ニ此ノ際ニ衛生狀況トテ三船ト全部赤痢ニカマツテ  
 土民ノ苦カト共ニ相ラセラレラカラルヤル等際ニツモ藥ハ供給サレズ日本  
 降伏後澤山使ハ在修繕ガアツタモ相ラズ衣服モツトシテ供給サレカ  
 ソノ結果赤痢トマラヤハ受修失調ノ脚氣イタリヤ癩病ソノ他  
 ミンク之症ヤ熱帶潰瘍ト共ニ病人ノ數ヲ四の倍セント迄ニ増マシ  
 了ツテ比較的病氣ヒドクナイモハ富仕事ヲヤラサシム何故テハ收容  
 所ヲハ自令ノ野草ヲ作ラネケラナカッタカラ  
 百七人許リノ難船シテ修繕ガ修繕ノ状態ニ到着シタガ必要ナ手ヲ  
 介抱モサレナカッタケルヲ看ルニ死シ奉ル食料欠乏ニ依リ八十  
 セントカラソレ以上モヒツタ死ハ修繕ガ修繕ハ尚増サシム日本ノ司令官  
 ハ修繕ノ関心ヲ持タナカッタ死ニ至ラシメタ程ノ残忍殘酷ト修繕ガ修繕  
 行ハシム

裏面白紙

N03

DOC 5685

檢事側ハコノ書日類五六の四ウヲ檢記ニ為メ又其拔萃ヲ  
証據書類トシテ提出スル

Page 31

北スマトラノコタトシヤネ地方ニ於イテ九四年十月ニ倭  
虜達ハ六十八時向夜書サシニ九ナマイルヲ行進サセ  
ラレタ。後ニオクシタ人々ハ本隊ニ追ヒツク迄ニ人々  
々打タレタ。

蘭印王國軍兵卒 W. ハンゼドーンノ口供書ニアル如シ

檢察團書類五六の四ウ

檢事側ハコノ書類五六の四ウヲ檢記ノタメ又ソノ拔萃  
ヲ証據書類トシテ提出スル  
(以下次頁)

裏面白紙

3. 死刑執行

一九四三年五月四日ロウセウラガラ收容所トコトシヤネ 收容所ニユフオミンゴ事件  
虐達ハ日本軍籍ニ入ルコトヲ強イラシメソシテ拒ンダ四人ハ死刑ニサシテソノ  
目撃者者蘭印王國軍K. E. ヲリッゲスマンガソノ口供書 檢察團言書類五  
六ニニノ中デ目ニミエルヨウニ敘述シテキル。

檢察團ハコノ書類五六ニミヨウヲ証據書類トシテ提出ス。

II 一般市民  
A. 被收容者

檢察團ハ陸軍少佐リオンヒヤノ証言ヲ参照スルヤウ要請スル。

彼ハ彼自身ノ経験ト彼自ラオコナツタ七十餘ノ市民抑留所ニツイテノ  
公務上ノ調査ノ結果カラ情報ヲ提供シテツシク追加証據ヲ次ニ提出スル  
一 殺害

前述ノ如クバンカ島海岸テ日本人ガオーストラリア兵ノ一隊ヲ殺シテ同  
シ時ニ捕虜トナツタユヲ凡ソ二十人位ノオーストラリアノ看護婦長ブルウ  
ハコレニ關シテノ証言ヲ與ヘタ。

彼ラハ又同時ニ同シ場所テ二人ノ捕虜ニナツタ市民即チマシヤニ於ケル  
オーストラリア共和政府代表者ノオーストラリア人A. N. ウイトンニヨルコ  
供書ニヨリ示ワレテキル。 檢察團ノ書類五六四五号。

1944  
檢察團ハ當書類五六四五號ヲ書證トシテ引用致シマス。

リオンヒールノ「MINEEER」少佐ハ一九四二年三月ハマタンシアンタルニ於テ  
ル三人ノ英国民殺害事件ニ關スル證據ヲ既ニ提出致シマシタ。

既ニリオンヒール少佐ニヨリ記述セラレタル如ク殆ド何レノ收容所ニ於テモ  
生活状態ハ全ク悲惨ナルモノデアリマシタ。

Doc 5885

No. 4

Doc 5685

北部スマトラ ●ラスタギ一四〇の一人婦人、牧畜所ノ食糧状態ハ恐怖  
 ス可キモテアマラシク、一九四五年十月ニ於テ一日、配給米ハ大人ニ対シ一四〇グラム  
 小人ニ対シ一〇〇グラムハ僅カハオグラム(四三〇グラムガアマラカノ一ポンドニ相当ス)ト、外ニ  
 ニオグラムノ野菜ガアマラシクカ、此状態ノ下ニ絶望的トナラフ故百ノ婦人ヲシテ  
 監禁ノ志ヲシテモ無視シテ食糧ヲ探ヌモノ牧畜所カラ奪ビ出サセ  
 ルニ至ラフアマラシク、憲兵隊ハ此ノ事件ヲ調査シテ二人ノ婦人牧畜所指揮者  
 ニ対シヒドイテ行ヲカヘンノ處行ニツハ死刑ノ脅迫ヲマツタ事ハソノ二人ノ持  
 人ノ一人 A. E. プリンズニオロオンホニヨリソノ口供書一檢察團書類五  
 六四六號ト中ニ於テ陳述カレテ居ル通リアマラシク、  
 檢察團ハ當書類五六四六號ヲ檢證トシソノ按察ヲ書證トシテ提出  
 致シマス、

B. 牧畜せしガル者  
 一、勞務者

爪哇人ノミガ苛酷ヲ勞働ヲ強ヒラシ且大東亞共榮團内ノ他ノ地域ニ送ラシテ  
 ノテハナススマトラ二人迄コノ奴隷的勞働ニ苦シマナクシハナラナクツ事ハ例ノ如ク絶  
 望的惡條件下ニ苦勞ヲ續ケルベシトシガホールニ送ラシマミルビニサロライシノ口供  
 書一檢察團書類五七二六號ニ明々ナル通リアマラシク、

No. 5

檢察團ハ當書類五七二六號ヲ檢證トシテ引用シソノ按察ヲ書證トシテ提出致シマス、  
 爪哇地臣ノ告発ニ際シ既ニソノ口供書ニ取リ扱ハシテ居ルトコロノ教名ノ勞務者ハ  
 スマトラニ屬スル島ニ於テ勞働シツ、マリシ際ニモ亦虐待ヲ受ケタル事實ニ  
 付キ法廷ノ注意ヲ喚起シテオキマス、  
 ニ、憲兵隊

スマトラ憲兵隊連ノ口供書ハ元復ヲ為シ爪哇南憲兵隊連ノ口上同旨アマラシク、

Doc 5685

勝村ノ音譯 ● 少佐ハ既ニ紹介サラル彼ノ報告書書證

(シヤアント) HAVIN / 三〇六 (三第二節) 中ニ一九四三年スマトラニ於テ  
ル「ジ」式處理法ニ關スル證言ヲ述ベテ居リマス。容疑者ハ軍法會議  
ニ送ラズニ手ツ取り早イ處理法ヲ採用サレタ。即チ爪哇ニ於ケル「コ」  
式處理法ノ時ト同様ノ方法ヲ採ラレタノデアリマス。拷問式訊問官  
ノ意見ニ於テ犯罪カ明ラクナッタ場合而カモ死刑宣告カ適當ナ  
リト思考サレタ時犯罪人ハ陸軍ノ決定ニヨツテ死刑ニ處セラレタデアリ  
マス。此ノ如キ死刑ハ全地區ノ全分遣隊ニヨリニ週間置キニ極秘執行  
行サレシタ。死刑終了後ハ直ニ憲兵司令部ニ報告サレ、司令部ハ直  
チニ陸軍ニ報告シタデアリマス。之レハ檢察團書類五七五六號ニシテ既  
ニ書證トシテ紹介サレテオリマス。個人的經驗モ亦爪哇ニ於ケルト同ジ  
刑ヲ示シテ居リマス。

2. スマトラ北東部ニアル「メガン」ニ於テ行ハレタ拷問方法ハ水責メ及ビ可  
酷ナル毆打デシタ。犠牲者ニ對スル虐待タルヤ極度ニヒドク遂ニ  
彼等ヲシテ自殺セシムルニ到ラシメマシタ。以上ハ「G」エメルスノ口供  
書、檢察團書類五六二五號ニ依リ明カナルニ通りデアリマス。

檢察團ハ當書類五六二五號ヲ檢證トシ其ノ抜萃ヲ書證トシテ提出  
致シマス。

スマトラ北西部ノシボルガニ於テハ、毆打、荒マシキ取扱ヒ、拷問、肉體毀  
傷、水責メ、裸体ノ犠牲者ヲ其ノ土地ノ住民ノ前ニ曝シ物ニスル等ノ  
虐待虐待行ハレタル事ハ「A」サイケル / Sumatra / 警部ノ口供書、檢  
察團書類五六三三號ニ明ラカナルニ通りデアリマス。

檢察團ハ當書類五六三三號ヲ檢證トシテ其ノ抜萃ヲ書證トシテ提出  
致シマス。

No. 6



Doc 5685

C. スマトラ南  
拷問が行ハレマシタ。J. C. テールリシタ。H. M. M. ...  
察團書類五六三六號、サイケルノ場合ト同様之ニ依ツテモ、憲兵  
將校が虐待ヲ大目ニ見タモノト思ハレマス。

檢察團ハ當書類五六三六號ヲ檢證トシ其ノ拔萃ヲ書證トシテ提  
出致シマス。

ル、スマトラ中南部ノパレンバンニ於テハ一支那人醫師ハ彼自身先ツ  
憲兵ノ犠牲者トナリ、其ノ後幾多犠牲者ノ治療ヲ強制的ニサセラレ  
マシタ。當地ニ於テモ數種ノ方法ニ依ル強烈ナル殴打、水責メ、或ル時  
ハ三ガロン以上モアル石鹼水ヲ飲マセソノ結果死ニ到ラシメタコトモアル  
更ニ又吊リ下ケ、火焙リ、首ヲ斬ルトノ脅迫、インドネシヤ人ヨホールニシ  
テホール投ケ遊ヒ等ヲシクデアリマス。醫師ロー・ヂエニシヨールハ之等ノ  
拷問ヲソノ供書、檢察團書類五六三六號中ニ陳述シテ居リマス。  
檢察團ハ當書類五六三六號ヲ檢證トシ其ノ拔萃ヲ書證トシテ提出致  
シマス。

三、牢獄

スマトラ北東部ノベマタン、シアンタルノ牢獄ニ於テハ二年間ニ五五人ノ  
俘虜中三〇人以上ノ死亡者が出マシタ。死亡ノ原因ハ種々アリ即チ赤  
痢、栄養不良及ビ栄養不良ノ結果起ル病氣等デアリマシタ。死期ノ  
差シ迫ツタ病人ハ特別ノ檻房ニ入れ、更ニソノ檻房カラダシテ熱帯下ノ  
太陽ニ曝シ以テ死期ヲ早カラシメタデアリマス。以上ハテリー煙草會社  
總支配人F. R. クレーマーノ口供書、檢察團書類五六三四號ニ依リ明ラ  
カナル通りデアリマス。

No. 7

No. 8

Doc 5885

檢察團ハ當書類五六三四號ヲ檢證トシ其ノ沿革ヲ書證トシテ提出致  
 シマス。  
 以上ヲ以テスマトラ地區ニ於テ犯サレタル日本軍ノ常習的戰爭犯罪並ニ  
 二反人道的犯罪ニ關スル概略ヲ完了致シマス。

裏面白紙



類第 五六一七号  
戦号犯罪

22

濠洲着護婦ニ対スル日本人ノ残虐行為ニ関シ N X 三三〇セカ  
中尉 K. M. ブライクソンニヨツテナサレタル アーネスト・アレキサンダー・ロイド  
C K X 八六四ハ R N L/S ノ 証 問

(一) 私ハ一七四二年二月十四日バンタカ島沖デ沈メラシメテ船「ウアイナ  
ブル」ノ号乗組員一人デアッタ。

(二) 私ハ A/B タイクルイブル教人ノ非戦闘員及び約五名ノ看護  
婦ト一緒ニ海岸ニ着イタ。

(三) 吾々ハ其ノ夜他ノ生存者達ト共ニ海岸デ寝テ、其處ニハ一人ノ女  
性監督ノ受持ツ濠洲着護婦約二十名ヲ合メテ凡ソ四、五十  
名居タ。

(四) 翌朝「ウアイナブル」ノ号一等運轉士ガ日本側ニ交渉ニ出カ  
ケタ。十名ノ至十五名ノ非戦闘員デアル婦人ヤ子供達及ビ  
「ウイクト」ノ号一諸ニ先ニ出カケタ。

(五) 一等運轉士ハ叙ラ下ケタ一人ノ將校ガ准尉ニ監督サレタ十四名  
許リノ日本人ト一緒ニ帰ッテ来タ。

(六) 日本人達ハ吾々ヲ三ツノグループニ分ケタ。

(a) 軍人

(b) 男女非戦闘員

(c) 看護婦

(七) 私ハ軍人ノグループト一緒ニナツテ海岸ニ沿ツテ少シバカリ歩  
カセラシタ。丁度他ノ人達が見ニナイ處マデ来タ。

(八) 日本人達ハ吾々ヲ方ニ機關銃ヲ据エテ明カニ吾々ヲ撃ツ積

裏面白紙

Doc 5617

- (イ) リテアルトヲ示シテ、
- (ロ) 吾等ノ中ニハ海ノ方ヘ逃ゲテ射撃サレタモモアツタ。私ハ負傷シタガ潮ニヨツテ海ヘ流サレテ、後カラ私ハ懸命ニ岸ニ辿リツキ盡過ギシヤシアルノ中ヘ入ツタ。
- (ハ) 私ハ走絶シテ、後ニ意識ヲ回復シテ時ハ晝デアツタ。私ハ海岸ニ沿ツテ歩イテ、ソシテ軍人ノグルーポノ死体ノアルトコロニ至ルガ其ノ中ノ數人ハ誰アカワカツタ。
- (ニ) 吾等ガ彼等ヲ残シテ行ツタ海岸ニ沿ツテ先ノ方テ私ハ看護婦ノ死体(約十名)ニ出ツワシ、ソレカラ非戦闘(夏ノ死体ニ出ツワシ)ガ、皆銃斃デ内ニカレタカ射殺サレタモノノヨウデアツタ。
- (ホ) 私ハ又シヤシアルニ歸リ十日程後ニムントツレニ行キ其處デ日本側ニ降伏シタ。

証向終了

私ノ信ズル限リ上述ノ詳細ハ正確デアル  
証人(署名)

A I F 第二遠洲捕虜捕獲及収容部隊証向將校  
N X 三三四セカ K M デイツソン中尉

證人(署名) N X 五三三ニニ 野戦砲兵聯隊  
一五四五年九月十八日バレンバンズンセイ、ロン捕虜収容所ニ於テ証向ヲ行ヒソリ。

口供書原文ノ真実ナル事ナルコトヲ証明ス。

東南アジア聯合軍陸軍司令部  
A A G 戦争犯罪部

署名判讀不能

一五四五年四月十廿日

No. 2

文書第五六九號

證明書

末尾ニ署名ナルオラニダ軍情報部 / 西ニ / 戦争犯罪課長 蘭  
印陸軍中尉 サヤリス・ヨニケネル / CHARLES WINGFIELD / ハズブ正式。官  
華ニ添附報告ガ左ノ表題ナル蘭軍情報部公式記録。一  
部ヲ見原文書。全部ノ真実。完全。正確ナル様本ナルコトヲ立証  
シ陳述ス

オレニ入ルニ / ミス / オエ / ANN /  
ニ /  
ニ /  
九回文庫四冊十一冊附 / ヨク / ラガヤ / KOTA RADJA / 南打赤十字社

（数字並ニ並列シテ）  
CH. JONGENEEL / 署名 / 蘭軍情報部  
余南打赤十字社部長部付高級事務官 南打赤十字陸軍中  
尉 ケーニエー・デ・シエルト / SANDER DE SIEDE / 面前ニ於テ四番及五番ニ  
ケニエー・デ・シエルト / KA DE WEEHD / 署名

〔文書第五六一九号、オレニ入ルニ / エス / OH ANN /  
陳述 書目〕

901  
コタ、ラガヤ / KOTA RADJA / 方面 南打赤十字社 第一八四番介  
隊長 陸軍中尉 侵入ヨリコク / KOTA RADJA / 陸軍中  
院 院内人書記 クリシ、メルヤヌス、ラトウバンヤ / MELKIANUS LATUPE-  
RISJA / 取調被取  
右ハ正規宣誓、上、左、通り陳述ス

22

文書第五六一九號

證明書

末尾ニ署名ナルオランダ軍情報部 / 西 / 戦軍情報課長蘭  
印陸軍中尉 ケーリス・ヨネネール / CORNELIS JONENIER / ハルブ正式コ官  
華上添附報告が左ノ表題ニ蘭軍情報部公式記録一  
部ヲ包含ス。全部ノ真実完全ニ正確ナル様本ヲハコトヨ立  
シ陳述ス

オ・エム・ニ / エス / O.H. VAN /  
エム・トラ・ベリフ / M. LATPERIKHA / 署名

一九四六年四月十一日附ニケ・ラガヤ / KOTA RADJA / 南町末十社  
第一八八番分隊長陸軍中尉高長 / K. H. MASUDA / ラトラベリフ / エム・  
KINUS LATPERIKHA / 署名陳述

ケ・エール・ス・ヨシゲ・ス・ル / C. H. TANAMUNDU / 署名 / 蘭軍情報部  
一九四六年三月七日ハルハヤニ於テ

余蘭軍情報課長部付高級事務官南町軍中陸軍中  
尉 ケーリス・ヨネネール / K. J. JONENIER / 署名  
ケ・エール・ス・ヨシゲ・ス・ル / K. A. DEWEEKD / 署名

文書第五六一九号オ・エム・ハニ / エス / O. E. VAN /  
陳述 署名

コ・ラガヤ / KOTA RADJA / 方面 南町末十社第一八八番分  
隊長陸軍中尉高長 侵入カクケラガヤ / KOTA RADJA / 陸軍病  
院民内人書記タリン / ナルマヌス・ラトラベリフ / NEKMANUS LATUPE-  
RUKA / 取調被取  
右ハ正規宣哲ノ上左ノ通り陳述ス

裏面白紙

22







Doc 5619

ノ自達リホートニ之文字通り誠シマレルコト自達リ  
 シタ之等ノ人ニガドウ云フ目ニ合マノカト指揮シテ  
 キタ日本將校ニ辱ムタトコロソノ將校ハ射撃  
 ノニ具似ヨシタ  
 ソノ日本兵ニホホートニ乘リ込ミソシカラ比ノスル  
 至船ニ乗ル人ノ乗組員ニ係ワテ増援マレタ  
 用汽艇ヨリキニシ「LITTLETON」ニ依リ沖ノ方  
 曳カレテ行ソタホートが未知視界ニアル中ニ「マウ  
 ハ射撃」ノ音ヲ聞イタ併シ「ト」ニ時間ト  
 経ケヌ中ニ「ト」曳艇用汽艇ハスル「ト」型船ヲ曳  
 キ「ト」帰ワテ来タト  
 「ト」ガ「ト」船ヲ材ニ話シタ翌日、朝ハ魚釣り  
 ニ出掛ケル程「ト」オス「ト」/OLMETHEN/ニ行キ  
 マン「ト」ニ「ト」浪夫カラ「ト」等ガ海テ明カニ「ト」ニ  
 會ヒ「ト」ニ「ト」品ハル人体ノ跡ハ「ト」ラ「ト」  
 見タト云「ト」ト「ト」南キ「ト」  
 ソレ「ト」ニ「ト」オス「ト」/OLMETHEN/ハ再ビ行  
 キマシタソノ時ハ「ト」人ノ死体ハ「ト」オス「ト」  
 /OLMETHEN/海岸ニ近ク「ト」遺體ニカカツアキタ「ト」  
 諸「ト」キ「ト」

証人 日着名

エムラトウベリサ

/M. LATOPEERISSA/

No. 4

No. 5

Doc 561900

余ハ証人ノ右署名ニ先クテ 証人ニ對シ  
右概要ヲソノ自國語ニテ正式ニ辭訣シ  
周カセラルルコトヲ証明ス

翻譯者署名 ジー・ディー・ニー・ファン・デ・ランデ

J. J. A. VAN DE LANDE /

一九四六年四月十一日

東南アジア聯合軍陸上軍總司令部官ニ依リ  
左取調バツル為派遣セラルル者ノ戰爭中犯罪  
調査ニ指揮官代理タル余、ジー・ディー・ニー  
ファン・デ・ランデ / J. J. A. VAN DE LANDE /  
ノ右前ニ署名シテ證明ス

裏面白紙

No. 1

E1769  
EVIDENTIARY DOCUMENT # P5604

22

書類第五〇四号

口供書

①

17

余英國空軍(パイロット)第三九八二号空軍中佐現在「コズフォード」  
英國空軍部隊第一〇六常設休養部所属ニテ「エセックス」州  
「ワレオンシー」クリフパレイド」ニ〇番地ノ本籍地「リンドハースト」デ  
四十二日間、復員休暇中ナル「バトリック」スレイニイ「デーヴィス」ハ宣誓  
ノ上、以下ノ事ヲ述ベル

今取去サレ、余ニ見セラレテ「P.S.D.」トシテ報告書ハ、一九四五年十月  
十九日、余ニ依ッテ作ラレリ。一九四三年三月八日より一九四五年九月廿日ニ至  
ル間、「ロジャフ」及ヒ「スマトラ」ニ於ケル日本ノ戦争犯罪ニ関スル報告書デ  
アル。報告書ニ述ベラレリ事實ハ眞實ニ然ラザル旨ガ陳ベテアルハ固所  
以外ハ余、直接ノ知識ニ依ル。

一九四五年本月十九日、「ウエストミンスター」市、「スプリング」カーデンス」ニ登

ト「デーヴィス」(以下)

「デーヴィス」ニ依リ宣誓サレタルモノナリ。  
トリック「スレイ」ニ「デーヴィス」

「ロンドン」市「S.W.1」陸軍省、法務長官事務所

余ハ本書ハ口供書原本ノ眞實、寫シテコレヲ證明ス。

法務長官事務所法律部員

陸軍中佐「デーヴィス」ノ署名

No. 1

EVIDENTIARY DOCUMENT # <sup>E1969</sup> P5604

27

書類第五〇四号

口供書

余英國陸軍(パイロット)第三九八ニ号陸軍中佐現在「ミスフォード」  
英國陸軍部隊第一〇六番設休養部所屬ニテ「エセックス」州  
「リレオンレー」<sup>クリフパレード</sup>ニ番地ノ本籍地「リンドハースト」デ  
四十日間、復員休暇中ナル「バトリック・スレイニー」デーグイス「ハ堂」  
ノ上以下ノ事ヲ述ベル。

今取去リ、余ニ見セラレリ「PSD」トシテ報告書ハ一九四五年十月  
十九日、余ニ依リテ作ラレリ。一九四五年三月八日ヨリ一九四五年九月廿日ニ至  
ル間、「ジャック」及ヒ「スマトラ」ニ於ケル日本ノ戦争犯罪ニ関スル報告書デ  
アル。報告書ニ述ベラレリ事實ハ眞實デ然ラサル旨カ陳ベテアルハ固所  
以外ハ余ノ直接ノ知識ニ係ル。

一九四五年本月十九日、「ウエストミンスター」市「スアリニク・ガーデンズ」ニ登  
地ニテ前述「バトリック・スレイニー」デイグイスニ依リ宣揚言サレタルモノナリ。  
(署名)「バトリック・スレイニー」デイグイス

法律部員陸軍中佐「ジーバラット」ノ面前ニテ  
ロンドン市「S.W.1」陸軍省、法務長官事務所  
余ハ本書ハ口供書原本ノ眞實ノ寫ニテコトヲ證明ス。

法務長官事務所法律部員  
陸軍中佐「ジーバラット」ノ署名

裏面白紙

No. 2

Doc 5604

是ガロント市 S.W. 陸軍省法務長官事務局法律部員  
ジョーハラの止中佐ノ面命ヲ一九四五年本月十九日宣讀シテ  
空軍中佐ワトリス・スレイター・テイウイスノ口供書日ノ中ニ言及セル  
P.S.D. ノトニルニル 報告書ヲアル。

ワトリス・スレイターノ日本軍ノ下ニ於ケル三年半ノ俘虜生活ニ  
自スル英國空軍、空軍中佐ジョー・エス・テイウイスノ報告書日  
一九四二年三月八日乃至一九四五年九月廿日

余空軍中佐 英國空軍パイロット第三九八二ニシテ  
現在「コスフォード」英國空軍部隊第一〇六常設休養部  
所屬ニテ「エセックス州」イーオン・シー「クリフ・パレイト」ニ居ル  
ノ本籍地「ロンドン」ハ「スト」テ四十二日間ノ復員休暇中ノ  
ワトリス・スレイター・テイウイスハ以下ノ事ヲ報告ス。

七一九四四年三月一日ニ、日本軍ニ依リ、バタヴィヤ中ノ「イリス」  
收容所ノ人員中ヨリ總數約千七百五十名ノ和蘭人二百五  
十名ノ英國人トヲ包含スル、千名ツノ二大隊ヲ成ル別働  
隊ガ撰拔セラル。

八一九四四年五月十四日朝、部隊ハ身廻品全部ヲ持テ「カリス」  
收容所「バタヴィヤ」中ノ「バニル」ニテ停車場ニ行進シ「カリス」  
「カリス」渡止場ヘ汽車ヲ送ラシテ、其處テ我々ハ約五千噸ノ  
日本ノ輸送船ニ乗船シテ、英國兵全部ヲ含ム千名ハ前部ノ  
船艙ニ残り千名、和蘭兵ハ後部ノ船艙ニ收容セラル。カリス  
大尉ニ申出テ、余ハ前部船艙ノ兵隊ヲ五十人宛ノ組テ一日ニ余  
宛ニ保ノ為ニ甲板ニ連れ出スコトヲ許可セシ、兵隊ノ水浴ノ為ニ  
船ノボンプ「ツ」ヲ使用スル許可ヲ得タ。食物ト茶ハ得テ、  
船艙ノ席所ハ非常ニ窮屈ヲ、兵隊ハ自今、前ニ居ル兵隊  
ノ圍リニ其足ヲ出シテ直直ニ坐ラシハナラナカシ。

裏面白紙

5604

極度之疲勞より甚著に甲板に度々倒れ出たり。其の間に  
同隊のものと航海中に監視其の間に其の船を約五時  
隻の船と共に日本海防艦に護衛され日本爆撃機機銃護衛  
送られて居る我々の姉妹船の全の機銃を約五時迄  
居り航海中に何の事も起らずなり

一九四四年五月十七日、夕方に我々のスマトラ島のバンダナガに入港

下船し約十二料歩イテ使用されて居る映画館に着き食物

の喫へられ、映画館の便所設備は無かつた。翌朝我々の

八料歩イテ、バンダナガ一般に監獄に到り普通五百名、二人囚徒が監

禁されて居る収容所あり。我々の別働隊二百名と同護送船に到

着し約一千五百名、インドネシア人苦力と有る居り之等苦力

は皆病氣、赤痢(細菌性)及び「アム」性(一種結膜炎)

罹つて居り、彼等多数死んで行つた。便所設備は得られず、駐

紮下水溝はインドネシア人の排泄物、血と杯で汚る。余は便所

帳に為る有るを我々の収容所部分を清潔にせしめ

十八時頃約二百名許り、米を食う。我々の兵隊は二十時迄

に隊隊(千名)を率いて不明の目的地に向つて出発する。命ぜられ

我々の一人約二百名、米を保持して出資する。米料程、米端停車場まで

行、其處に我々のヒドク混み合つた汽車を載せて、バヤコムアール

に約二十由利運ぶ。其處に我々の日本輸送自動車迎へられ、更

に百八十料「バカナル」まで運ばれ、其處に我々の前「インドネシア

人」の形容と難い程不潔な収容所に入らる。余は日本指揮

官、食物、給與を懇願したが、何も無いト云はる。

103

裏面白紙

5604

翌日全隊ハ收容所ヲ清掃セラレシ。其時、病入者事ヲテ  
 カ支給セラレ。翌日午前八時ニ九百名ノ者が收容所カラ出掛ケテ鐵  
 道ノ仕事ヲ始メ、彼等ハ食物モ遮護物モ無ク枕木線路ヲ運シ  
 テリ終日、甚度ノ全健ヲ仕事ヲスルナド、非常ニ激シイ勞働ヲサセラレタ  
 上、我々ハ此ノ稱ナ仕事ニハ全く無經驗ナマツタニモ拘ハラズ我々ノ監  
 督ハ「ヒル」鐵道修房隊カラ直接来タ一群ノ日本兵ヲ同様ノ奴隷  
 ノ使ヲガ如キ苛酷ノ状態ト嚙行ガ採用セラレ。兵隊ハ午後九時頃  
 收容所ニ歸リテ来タガ「バクワイヤ」カラ旅行ノ艱難ノ後、彼等ハ  
 スツカリ疲レ果テテキマシクガ、日本兵ハ我々ノ食糧ガ来ルマデ、之以上  
 食事ヲ支給スル事ハ出来ナイト説明シタ。次ノ五日間、其ノ状態ハ其  
 ノ々、續イタ。余自身モ疾病發生ノ為、日本人中尉(田中中尉)ト少  
 カラス辛ヒミシタ。余ハ、我々ノ食事ヲ支給サレナイ限り何等ノ改善ハ  
 期待スルコトハ出来ズ、又我々ノ飲マサレテ居ル水ハ硫黄泉カラ来テ  
 居ル為非常ニ悪イ事ヲ説明シタ。

No. 4

其ノ夜、余ハ「スラヘ」中佐ガ残りノ千名ヲ連レテ約三軒隔ツテ所ノ  
 收容所ニ到着シテ事ヲ聞イタ。翌日、我々ノ食糧ガ到着シ其次、日余ハ余  
 ノ收容所ノ全員ト「スラヘ」中佐ノ收容所ノ全員ノ入レ變リ為余ノ部下ヲ  
 連レテ移ツタ。

二、聯合軍ノ醫師ガ「バンドン」監獄ノ状態ノ為デアルトシタ。赤痢ノ發生ニモ  
 因ハラズ、重傷部隊ハ續イタ。

一三、……、オニ收容所ハ公式ニ病人ノ收容所トナリ、働ケル者ハ皆奥地ノ  
 收容所カラ鐵道ニ働キニテラレ、病人ハ皆、交代者トナリ得ル程度ニ恢復スルカ、  
 又ハ余ノ收容所カラ働キニ行ケル程度ニテレマテ余ノ下ニ送り歸サルト云フ  
 事ヲ通告サレタ。



5604

先任軍医●村松ヲコライト空軍中佐ト●余ハ、状態ノ改善、  
 任事ノ軽減、食糧ト医薬ノ増量ヲ謀リ返シ、日本兵(官場  
 大尉)ニ嘆願シタケ、我々ノ元等ノ嘆願ハ何ノ甲斐モナク、  
 食糧ハ得ラレナイト云ハレ、又惨虐收容所担當ノ日本人医  
 師ノ石井兵師ハ「コワイ」空軍中佐ニ、薬ヲ手入レルコトハ出来  
 ナイカラ、自分デ薬草ヲ裁、指シ自分ノ薬ヲ作ラナケレバナラナイト  
 云ハレル始末ヲ云ケル。  
 工居、各款ノ中尉カラ約六十五  
 軒隔ツタ一町近イ町ノ「バンゲン」カラ食糧ヲ運ブ、輸  
 送機関ノ不足ノ為、食糧事情ハ悪化マルト云ハレタム。テ  
 重病、デナイ者ハ島住ヲフセネバナラナカツタ。 財合軍医  
 師ハ、非常ニ多ク、病人ヲ扱フニ非常ナ困難ヲシタ。  
 当时八百名許リデ、其ノ大部分ハ赤痢「マラリヤ」、脚氣、  
 「アウイトミニ」テイツク病、蜀黍紅斑病少数、結核患者  
 デ、其レニ加フルニ多ク、熱ヲ帯腫物患者ガキナ。 薬トカ  
 繙帯トカハ、全ク手入ラナカツタ。

No.5

十四 一九四四年 九月十七日頃、余ハ更ニ多ク、重病患者ノ  
 到着ヲ豫期スル様ニト命セラレ、余ハ朝鮮人監視兵カラ  
 瓜哇ト「バンゲン」間テ、後續別働隊ガ魚雷攻撃ヲ受ケ、  
 多数ノ死傷者ヲ出シラセヨト聞イタ。 一九四四年 九月十九日頃、  
 二台ノ傷病兵運搬自動車デ、二十名バカリノ患者ガ到着シタガ、  
 大部分ハ一日カ、二日デ死ンダ。 残ノ者ハ「バンゲン」監獄マ  
 「バンゲン」病院ニ入ラレタリヨト聞イタ。 然シ、残りノ者達ハ、  
 第四、第五收容所ニ送ラレ、凡ソ一週間後、百五十名ノ病人マ  
 死ニ瀕シタ者ガ、其夜中ニ余ノ收容所ニ到着シタ。

NO. 6

5604

甚く懐我々ハ船中ト三年間衣服ヲ支給ヲ受ケタリガナカッタ  
 ニモ拘ハラズ。余ハ前述ノ別働隊ノ爲ニ出来ルダケ。被服  
 ヲ出ヌ様ニ日本軍ニ命ゼラレタ。日本軍ノ説明ニ依レバ  
 英軍ガ此ノ護送船ヲ襲撃シタリテアリ。又日本軍ハ被  
 服ヲ支給スルコトが出来ナイカラ。我々ハ自分ヲ支給セネハ  
 ナラヌト云ツタ。我々ハ出来ルダケノヌヲヲシタガ。第四收容  
 隊ノ事。情ハ非常ニ悪カッタ。

裏面白紙

5604

十五(一九四四年)十一月末余は北アムトラクにて道路構築の計畫に従事する為  
八月月程●「マタ」に立上る者ヲ以テ是れ收谷所か出来多事ヲ通シ  
サレタ彼等ハ北アムトラクハ英法ヲ語シ極意の動シ日本人將校「ムラ  
中尉」指揮ヲ仰イテ居リ

之等者ハ非常ニ衰弱状態ニテヤフテ来タガソレニモ拘ハラズ早連鐵道  
建設作業ヲサマシムル「ムラ」中尉ハ余ヲ訪問シ彼收谷所・英國兵ヲ  
指揮スル為ニ先任英國將校ヲ求メテ和蘭兵ハ非常ニ有能ナ和蘭  
將校デ現在英國統治下ニスマトラクヲ指揮シ「ケル」ファン「ラ」ラ  
大尉ヲ指揮下ニシムル余ハ亦收谷所・英國兵ヲ指揮スル為ニ「コ  
ルト」大尉ヲ求メ彼ハ其日「ムラ」中尉ニ伴ハレテ去ツテ行ッタ

十六此頃俘虜ニ因ル一般状況ハ急遽ニ悪化シ居テ余ハ再ヒ土居中尉狀  
況改善ヲ繰リ返シテ嘆願シテ嘆願ハ余ヲ拒否セラレタ我々ハ一月約八名  
ト云フ死亡率ノ上昇ハ余ノ食糧不足ト過激ナ勞働トニ依ルニ「ア」ル  
ヲ示ス統計報告書ヲ提出シテ「ムラ」中尉ハ唯余ニ將校ニモットは事  
ヲサセルベキナト又余ト余ト「葛」僚ハ「單」ニ日本ノ戦争完遂ヲ妨害シ居  
ル者ト云フ事ヲシテ之等ノ憤激ハ更ニ悪化シ又奧地收谷所「病」氣ニ  
罹リ「者」ト「者」ト收谷所ハ半ハ健康ニ「マ」テ来「者」ト「者」ト「絶」エ「ス」道「一」換「ヘ」  
為ニ「死」七「才」ハ「高」ナ「ッ」タ

No.7

十七(一九四五年)六月十六日頃、余ハ一九四五年八月十五日迄ニ鐵道ハ完成シテケレバ  
ナラズ其ノ為歩「者」ト「本」来「者」ハ皆「任」事ニ出「サ」ケレバ「ナ」ラ「イ」ト「通」サレ  
タ我々抗議ニ「拘」ラズ日本人ニ依ル「医」療上ノ「崗」兵「カ」アリ「兵」隊ハ無  
理ニ「任」事ニ出「サ」レタ



Doc. 5604

No. 9

北川軍曹

一九四五年三月ヨリ同年七月ニ於テ第二收容所ノ收容

所附軍曹

ソノ事ガアツ得ルトスレバ彼ノ前任者ヨリモモト

悪クナリ

後ノ病人ノ持テテ嫌悪ナリ

仕事ノ出ス事ガ好ヤ

彼ノ好ヤナリ刑罰ハ非常ニ重キ故ニ長

時間頭上ニ持テル事アリ

彼ノ規則ヲ破リテ得ル者ハ必ス

罰金ヲ付ケル

………

フジニテ兵

最終所屬部隊「ミ」隊ノ非常ニ奮イ、

カリシ

幅廣ノ顔ヲシテ日本兵ノ修業トシテ、

ノ最も莫イ監理兵

彼ノ非道ナ行爲ヲスル事ヲ特ニ好ミ、

容竹ノ入ッテ来ニ度毎ニ推カテ

記録ヲ持ッテ居ル

和蘭兵「モ」ノ場合、

左足ニ非常ニ大キク腫物ガ出来

テモシテ居ル

ソレガヤト云ヒカケタ時、「フジ」ガ直付イテ

来テ

何故立タテト其ノ理由ヲ尋ヒテ

「モ」ハ是ノ腫物ヲ見セウガ

フジニ其ノ処ヲ示シテ

此ノ襲撃ノ結果、

三日程後ニ足ハ切斷サレ、

三週向程後ニ「モ」

ハ利頭衰弱ト激衝ノ爲、

死ニテシタリ

此ノ襲撃ノ目撃者ハ

和蘭軍醫部「

キンガ」中尉(軍醫)ガ心

虎

植木村野村「ナオ」ト

一九四五年十一月十九日

美国空軍 空軍中佐

「ピー」イス「アイ」グイス

(署名)

裏面白紙

No. 1

Evidentiary Document Doc P5601 E1990

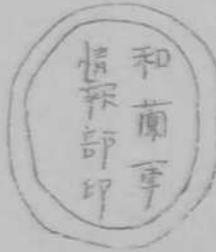
カールス (2枚)  
ヨングニール (2枚)  
(和蘭軍情報部印)

石本職 N. E. 1. 法務廳附官 R. N. 1. A  
中尉 K. A. ダウチアード / 面前ニテ署名宣誓ヲ  
シタリ。

署名

K. A. ダウチアード

ヤ 一九四六年六月七日



署名

カールス、ヨングニール

正規兵才八九五九号 R. N. 1. A. ノ宣誓陳述書  
ト題名ノモノガ該書類ノ原文ノ全文ニシテ眞實完全  
及正確ナル寫テ「レポート」並ビニ該書類ガ和蘭軍情報  
部ノ公式記録ノ一部「レポート」證明ス。

附書類  
第 0 M / 公 0 九 四 / S 号  
E. H. A G E D o o R N ト署名セル  
下名和蘭軍情報部戦争犯罪課長 R. N. 1. A 中尉  
「カールス、ヨングニール」ハ正當ニ宣誓ヲ爲シテ上列紙添

書類第 5601 号

證明書

△  
22  
22

No. 1

E1770  
Evidentiary Document Doc 95601

書類第五六〇一〇号

證明書

下名和蘭軍情報部戦争犯罪課長 R. N. I. A 中尉  
「キヤールズ・ヨシゲニール」ハ正當ニ宣誓ヲ爲シテ上列紙添  
附書類

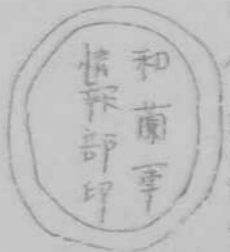
第 0 M / 公 九 四 / S 号

HA FE Doc R M T 署名セル

正規兵オハ九八五九号 R. N. I. A. ノ宣誓陳述書  
ト題名ノモノガ該書類ノ原文ノ全文ニシテ眞實完全  
及正確ナル旨ヲアット並ビニ該書類ガ和蘭軍情報  
部ノ公式記録ノ一部トシテ證明ス。

署名

キヤールズ・ヨシゲニール



於 バタヴィヤ 一九四六年六月七日

右ハ本職 N. E. I. 法務廳附官 R. N. I. A  
中尉「K. A. ダウチアード」ノ面前ニテ署名宣誓ヲ  
シタリ。

署名

K. A. ダウチアード

裏面白紙

△  
N  
N

Doc 5601

No 2

原述書

R. N. I. A. S. W. K. 砲兵第一大隊 正規兵九四八  
五九号「ウキルヘム」(一)「ゲト」(二)「部」(三)「部」  
正司ニ宣旨ニ「疎通ス」

私ハ和蘭人デ和蘭ズオレニシテ、ニテハオランダ  
現私ハ「バタヴィヤ」シ、O. C. % 兵、ニ任テオ  
私ハ一九四二年三月十七日「バタヴィヤ」日本軍ノ侵襲トナリ  
「バタヴィヤ」兵官ニ「抑留」セラル

私達ハ「コング」ニ「移」テ、其處デ十八箇月ヲ過シ、  
四四年三月「ブリンゲ」ニ「移」ルニ向ケタ。私達ハ一九四四年三月  
十日、其處ニ到着シテ、「ブリンゲ」ニ「移」ルニ向ケタ。其處ニ  
道路ノ「基」点デ「ア」テ、其道路ハ私達ガ建設シテ「バタ  
ヴィヤ」ニ「移」ルニ向ケタ。私ノ「任」事ハ「マシ」テ「骨」折レル  
道路ヲ「復」原スル事デ「ア」タ。当所、私達ハ「最」終「日」止時同  
傷ム。私達ガ「道」ハ「隨」ヒ「ソ」ノ「地」方ハ「凸」凹ガ「ド」クナリ、  
斃「ハ」グ「ク」困難ニ「シ」タ。ソノ「任」事ヲ「完」成スルニ「中」シテ  
七月ノ間ニ「死」者ハ「僅」ク十五人デ「シ」タ。コレハ私達ガ「前」ニ  
「バ」タ「ヴィ」ヤ「デ」比較的「楽」シ「ク」シ「タ」ト私達ガ「特」別「三」月「年」選  
抜隊「デ」「ア」ラ「シ」タ「ル」。

監督、將校ハ「中」尉「デ」「ア」タ。朝鮮人「衛」兵、  
私達ニ「対」シテ「強」行「ヲ」シ「モ」止「ム」ウ「ト」ハ「シ」ナ「カ」タ。度々彼  
ハ「改」訂「ヲ」目撃シ「テ」、決シテ干渉ハ「シ」ナ「カ」タ。ソノ「間」私達

裏面白紙





No. 1

E 1791  
EVIDENTIARY DOCUMENT #. P 5623

書類第五六三三号

證明書

下記署名のオランダ軍情報部(MHS)戦争犯罪課課長、南領印度軍陸軍中尉、チャールズ・ヨングネー、先づ正式に宣誓せられたる技師、添附報告書ハ、オランダ軍情報部ノ公式記録ノ一部ヲナシ、下記題名ノ原本書類ノ全クト興兵完全且ツ正確ナルハ、示サレトシテ、證言ニ陳述ス。

兵補トシテ日本軍ニ入隊スルコトヲ企及セザル戦時  
存在層ノ処刑ニ向スルコトガレルヘントリクニ、  
ノ宣誓書原不述書見、  
ラウエ・セカラ・ガラ、  
テエイン監獄一三九四六(一)  
情報部印、C. ヨングネー、  
署名  
ハタウイアニ於イテ。

余即チ南領東印度檢事總長、事務所所高級職員、  
南領印度軍陸軍中尉、K. A. デ・ウエーアト、  
署名且ツ宣誓セラレタリ。

K. A. デ・ウエーアト 署名

No 1

E 1791  
EVIDENTIARY DOCUMENT # P5623

書類才五六三番

證明書

下記署名の「オランダ」軍情報部(MEHS)戦争犯罪課課長、南領印度軍陸軍中尉「チャールズ・ヨハン・先少正式ニ宣誓せられたル後、添附「報告書」ハ「オランダ」軍情報部「公式記録」一部ヲナシ下記題名「原本」ニ類ノ全クト真正完全且ツ正確ナルハ為ナルコトヲ證言シ陳述ス。

兵捕トシテ日本軍ニ入隊スルコトヲ企及セル戦時中停戦後ノ処刑ニ関スルコトガレルヘントリクニ「オランダ」軍情報部「公式記録」ニ「スマトラ」コトヲ「ツクエ」ニ監獄「三九四六」R」署名 〇ラ「軍情報部」印「C. ヨンゲネー」此署名ハ一九四六年六月七日「バクワイア」ニ於イテ。

余即ケ南領東印度陸軍總長、事務所所高級職員、南領印度軍陸軍中尉「K. A. デ・ウエーアト」西前ニテ署名且ツ宣誓セラレタリ。

K. A. デ・ウエーアト 署名

裏面白紙

陳述書

言頭番より 五十二

三九四頁

正式ニ宣明セラルル上、陳述セル無職元、スマトラ、バダク、居住  
「カレル、ヘントリク、エ、エ、エ、クリチ、グスマン」ノ、訛同要領、  
私ハ四ノ二、國籍ヲハシラセ、スマトラ、バダク、居住、  
私ハ本籍地ヲ持シテ居リ、現在私ハ、バダク、コラン、エ  
スクールニ居リマス。

Doc 5623

No2

私ハ一九四二年三月十七日、バダク、バダク、ニ於テ日本軍  
戦時俘虜トナリ、最後ニ一九四一年六月、ラウ、セ、カ、ラ、  
收容所ニ收容セラレシ。正確ニ日附ハ、思ハセマセンガ  
一九四二年五月、日本人、收容所、指揮官、宮崎ハ、吾、戰時  
俘虜ニ行、吾、ハ、兵補トシテ、直ニ日本軍ニ編入セラル、  
ラスト、言ヒテ、一九四二年、五月、十七日、所、頃、コ、  
ツ、テ、下、ニ、軍、政、部、ノ、ス、キ、少、尉、ト、名、前、ハ、知、リ、マ、セ、ン、ガ、  
アラ、ス、ラ、ギ、カラ、一、定、年、待、候、ガ、收、容、所、ニ、到、有、リ、シ、テ、全、部  
俘虜、兵、列、ニ、入、リ、マ、セ、ン、テ、シ、テ、吾、々、カ、整、列、サ、レ、シ、時、  
若、崎、通、譯、ハ、我、々、ニ、日、本、軍、上、入、ル、カ、否、カ、ヲ、キ、メ、ル、為、ニ、五、分、間、  
與、ヘ、ル、ト、言、ヒ、マ、シ、テ、此、ノ、時、間、ヲ、終、ワ、リ、時、俘虜、兵、ニ、三、ノ、班、ニ  
分、カ、レ、テ、シ、テ、A、B、C、三、班、ニ、不、適、當、ト、シ、テ、分、ケ、ラ、レ、タ、モ、  
B、ニ、願、者、C、入、隊、拒、否、シ、ラ、ズ、私、日、身、ハ、第、二、班、デ、シ、テ、  
私、雖、若、名、ハ、記、録、サ、レ、マ、シ、テ、ソ、ノ、位、デ、各、自、ハ、宿、舎、ニ、掃、  
キ、事、ヲ、許、サ、レ、マ、シ、テ、拒、否、シ、ラ、ズ、若、中、ニ、六、南、領、印、度、軍、軍、曹、  
「ブ、レ、ス、同、ラ、ニ、ト、シ、テ、一、等、兵、同、ラ、フ、レ、カ、居、リ、マ、シ、テ、  
正、規、軍、軍、曹、「ブ、レ、ス、モ、亦、拒、否、シ、マ、シ、テ、扱、前、以、テ、逮捕、

Doc 5623

テ居マシテ、何故、私ハ知ラズセシ。  
一九四三年五月廿九日、ニ時、吾々、入隊ヲ拒否セシ者達ハ  
日本人及、コロンドネレシ、大警備官ニ依リテ、コロンドネレシニ  
連テ行アレシ。

私ハ、收容所指揮官宮崎ノ運轉手ヲテリマシテ、彼ヲ未知ノ  
憲兵將校「ススキ」及「修磨」道ト共ニ、コロンドネレシニ運轉  
シテ行コホバナリマシデ、此ノ事ヲ知ツテ居マス。修磨道  
ハ「コロンドネレシ」監獄ニ監禁サレマシテ、コレニ軍曹  
「コレニルツ」軍曹「フオス」一ノ等兵ハ、手足ヲ  
縛サレ、計ノ戸端「アロシ」アシニ連テ行アレシ日本人ニ依リテ  
ソコニ居シ、集ムルシテ、任道ニ公然ト示シマシテ、彼等ハ  
一九四三年五月廿九日、ニ時、刑ノ処刑ナシマシテ、住民達ハ  
日本人ノ命令ニ依リ、見物シテ、ハナリマシデシテ、宮崎運  
轉手トシテ、私ハ前列ニ立ツテ居テ、ハナリマシデシテ、フオス  
ハ、最後ノ希望ヲ込メ、レマシテ、彼ハ「コロンドネレシ」國旗ヲ体ニ  
マキツケテ、死ニテイト答ヘマシテ。

彼、要求ハ聞キ届ケラレシテ、フオスハソレヲ鏡最ニ向テ  
「レ」語ヲ演説シ、日本人ニ訴スル、彼ノ意見ヲ述ベ、且、日本人ヲ  
罵リマシテ。

彼、ソレヲ終ツク時、日本人ハ彼ニ目隠シレヨウトシマシテ、然レ  
彼ハ「自分ハイナク人ガ死ス事ヲ恐レハ、レイト」ト云フヲ拒絶シ  
マシテ、射撃隊ヲ指揮シテ、オク、憲兵將校ハ、ソノ時、彼ノ  
小銃ヲ「フオス」ニテ、ヒヨフケ、二度發砲シマシテ、フオスハ  
死スニ叫ビマシテ、女王「高歳」トシテ、將校ハソレヲ、小銃ヲ

No3

No 4

Doc 5623

フオス、頭ニツケ、射殺シマシク。  
 同じ憲兵將校ハ、ソレカラ刀デ「ブレイズ」軍曹ノ首ヲ刳ネヨウ  
 トシマシク。然レ彼ハ、マリ損ネテ「ブレイズ」軍曹ヲ打テマシク。ソレ  
 彼ハ拳銃ヲ取去シ「ブレイズ」頭ヲ射テマシク。コノ後「ブレイズ」  
 ト「レニトル」ハ同じ將校ニ依リテ、射殺サレマシク。私ハ、コノ事  
 ガドントエ合ニ起リタカ、正確ニ想ヒ出ス事ハ出来マセンガ、  
 比ノ所謂「裁判」ハ、私ノ考テハ、是殺テシク。  
 私ノ知レル限りハ、宮崎ト「ブレイズ」モソノニ居合セマシク。

K. H. E. クリゲグスマン 署名

予ハ五ノ署名ニ先立ツテ、上記要領ヲ、証人ニ付シ、彼ノ母國  
 語ヲ以テ正當ニ翻譯シタルエトヲ証明ス。

署名 翻譯者 陸軍中尉 E. W. セイマース

予ノ面前ニテ宣讀セラレタリ

第四戰争犯罪調査班 (SEAC)

陸軍少佐 J. J. A. ウァンデ・ランデ

裏面白紙

No. 1

2-18-27 (2c)  
複製用紙に貼付  
(別冊録述並文抄巻行有)

E 1772

Evidentiary Document P 564

書類五六四六號

證

余朝令純孝公余が和蘭語及日本語ニ精通セル者ナルコト  
並ニ和蘭語原文及日本語原文ヲ對照シ上右ハ本書類  
ヲ眞實及且正確ニ翻譯セルモノナルヲ確證セルコトヲ茲ニ證

朝倉純孝

No. 1

E 1992

Evidentiary Document P 564

書類三六四六號

證

余朝倉純孝公余が和蘭註及日本語ヲ持テ遺セルモノナリト

並ニ和蘭語原文及日本語原文ヲ對照シ上下二本書類

ヲ眞實及且正確ニ翻譯セルモノナルヲ確證セルコトヲ茲ニ證

朝倉純孝

裏面白紙



書類第五四六号

證明書

Document 5646

下記署名人知蘭軍情報部戦犯課長蘭印軍大尉  
カールズ・ヨングネルハ先ヅ正式宣誓上、添附陳述書  
ハ左記標題、原本全文、真正完全且正確ナル事  
ニシテ、尚右原本ハ知蘭軍情報部公式記録一部ナ  
ル事ヲ證言ス

記

一九四五年昭和二十年四月二十四日附「ダク」法務官法学博士  
「ローベーン」ニ依ツテ作成セラレタル「アーニー」プリンクニ署名セルホトシ夫  
人宣誓陳述書ヲ三九六号

一九四六年昭和三十一年八月三日

於「バタビヤ」市

カールズ・ヨングネルハ署名

(蘭印軍情報部官印)

余蘭領東印度植事總長事務局附高等官蘭印軍砲兵  
少佐、法学博士「カー・アー・デウ・ワール」上面前ニ於テ署名宣誓セル  
モノナリ

カー・アー・デウ・ワールト署名

(「バタビヤ」セントラム植事總長官印)

No. 2

No. 3

Doc 5646

調書(寫本)

本日一九四五年十二月廿四日、月曜日、「メタン」地方裁判所代理檢察官官法學士「ウエー・ベエー」の面前ニ

「アー・エー・プリンス・ルルホーン」

自身ニテ出頭シ、多分「ド・アウジ」ト呼バル、嫌疑者及ヒ差當リ姓名ハ明カデナイガ、「インドネシア」國籍ノ今一名ノ嫌疑者ニ對スル事件ニ付證人トシテ陳述セントセリ、

證人ハ嫌疑者トハ血族關係或ハ婚姻關係ナク又ハ双方ニ對シ事務上ノ關係モナク、兩嫌疑者ガ其ノ行為ニ對シテ目下嫌疑ヲ受ケ居ル以前ニ兩嫌疑者ヲ知り居レル事ヲ言明シタル後證人ハ訊問ニ對シ次ノ如ク答ヘタリ、

貴下ノ姓名ハ何ト云ヒマスカ、

「舊姓「ルルホーン」、「プリンス・アウフスタ・エレオノラ」

貴下ノ年齢ハ何歳デ貴下ノ職業ハ何デスカ、

「まハ四十三歳デ、職業ハ有リマセン、

何處ニ住居スルヤ、

「日本ノ侵入前ニハ「カラシ」、「スンガイ」カテイノ「ゴム栽培園」ニ居住シ、今ハ「メタン」マウケイ街八番地ニ居マス、

證人ハ今後更ニ取調ベラセラルコト無キモノト思

裏面白紙

No. 4

Doc 5646

考セラルルヲ以テ、茲ニ彼女ハ彼セ、宗教上ノ信念ニ基キ證  
 人トシテ總テノヒ眞ニ實ヲ陳述シ、眞實以外ノフトヲ陳述  
 セサルコトヲ宣誓シ、訊問ニ對シ次ノ如ク答ヘタリ。  
 「吾イテニス夫人ト妻トカ收容所管理者ノ役目ヲ引續キ  
 持ツテ、一九四四年ノ九月ニハ、日本人ガ妻達ニラシタ食  
 物ハ並外レテ悪クナリマシタ。約ニヶ月半ノ間、妻達ハ  
 砂糖モ脂肪モ世具ヘマセンデシタ。日本人ガ間イタノデハ  
 公ノ配給糧食ハ大人一人ニ對シ毎日米ガ二百カラム、子供  
 ニハ百カラムチアリマシタ。野菜ハ一人一日五十カラムデシタ。實  
 際ニハ大人ニ對シテハ約百四十カラム、子供ニ對シテハ約八十  
 カラムノ米ガ與ヘラレ、野菜ハ約二十カラムヲ受シタノミデシタ。  
 妻達ハ絶エズ、取扱ニ付テ日本人收容所長ニ苦情  
 フト言ヒマシタカ、其ノ効果ガアリマセンヲシタノテ  
 食料配給ヲ受持ツテ、牛ル士官田中トノ會見ヲ我  
 タノタメニ考慮シテ、原キタイト所長ニ願出テマシタ。  
 シカレ所長ハソノコトハ我々ニハ許サシナイト言ヒマシタ。シ  
 カレ或ル日、田中ガ妻達ノ收容所ヲ見廻ツタ時、我々ハ直  
 ニ彼ニ話掛ケマシタ。田中ガ行ツテシマツテ、かう日本ノ收  
 容所長ハソノコトニツイテ非常ニ不氣嫌ニナツテ、妻達三人  
 ノ顔ヲ平手デヒトク搏ツタ程ヲシタ。收容所デハ食  
 物不足ニ付テ、不滿ハ日ニ高マリマシタ。女達ハ自分達デ食  
 料ヲ得ル為メ、收容所カラ出ルト威嚇シマシタ。妻達ノ提案デ絶  
 食示威運動ガ行ハレマシタ。ソコデ最モ瘦マタ女達

裏面白紙

Doc 5646

No. 5

其ノ班長ニ連シラレテ日本ノ準備隊ニ出ラセリニキマ  
 三ノ其處デ日本人指揮官ニ殺マタセ達ヨ見セテ  
 テ取ノ飢餓手段ノ結果ガドニナモリカ自今デモハキリ解  
 ヲタニトダラウト言フテヤリマシタ。ソコデ吾達ハ全收容  
 所ニ意見トシテ公ニ配給食糧ヲ供給シテフルコトヲ  
 要ホシマシタ。指揮官ハ「メダシ」ニ行キ吾達ノ為ニド  
 ニ「コト」ガ出来ルハ「確」メテフルト約束シニカシ。何  
 ラノ改善モナカッタノデ、吾達ハ物々交換テ外部ノ  
 人カラ食物ヲ得ルコトヲ許可シテフルト頼ミマシタコレ  
 ハ指揮官ラツテ素直ニ拒絶セシメタ。コトナ状態ハ  
 デ十月ノ中旬トナリ、ソコデ不満ハ益々一層リマシタ。  
 結局ハ週々難イモノデアルコトヲ我々が了解シテキリ非常  
 手段ヲ延期ノ為ニ、收容所ノ同居者ニ吾達ガ  
 脱出ヲスルニ先十一月四日十月二十五日迄待タウ  
 ト云フコトヲ提議シマシタ。此ノ日ニ改善ガ為「サレル  
 デ」ラウト云フ無駄ノ希望ヲ抱イテキリマシタ。  
 收容所ノ人々ハ我々が提議ニ従ヒマシタ。ソコデ吾  
 達ハ再び指揮官ヨ「尋」ネタノデス。吾達ハ十月  
 ニ十日ニ「ス」ケルコトニナツテキリ次ノ食糧配給ハ場合  
 ニ改善ガナカレナイト同居者達ガ脱出スルコトヲ  
 防止スルコトガ出来ナイコトヲ彼ニ告ケマシタ。

裏面白紙



Doc 5646

若手、女共ニ歸リテ頼ム度ニ彼等ハ我々ニ要  
 求ニ應ル前ニ彼等ハ自分ノ仕事ヲ果スルト答ヘ  
 ンシタリ。時一緒ニ出テ日本人ヲ兵補ニ亦何ノ役ニモ立テ  
 マシテシテ我々ノ收容所ノ向フ側ニ在ル日本ノ病院  
 前ニ脱出ノ行列ヲ見ルコトが出来タリ。病院前カバン  
 ケヤヘ、憲兵隊ニ電話ヲカケテ後ヲワリマシタ。其ノ  
 時九時頃ニ昏ク者ハ又エトコロヘ歸リテキマレタ  
 第一及第二ノ嫌疑者ハ、トコロニ云フニテ妻達  
 カ知テ居ル日本人ト一緒ニ到着シテ居リマシタ。エ  
 ケンス婦人ト私ハ呼ビ出サレマシタ。ソレカラ第一  
 一ノ嫌疑者カ我々ヲ訊問シ、ソノ時トカ  
 ハ通譯ヲ役ヲシレ記録ヲトリマシタ。妻  
 達カ脱出スルニ至リ、本當ノ理由ヲ古  
 ク後カ彼ハ女共ヲ二ツ云フコトニ煽動レ  
 タ。云フニテ妻達ヲ非難シ、平手ニテ時々  
 耳ノ下ヲリテナカリマシタ。比較的痛ク  
 ナリタリ。テス。テノ度ニ妻達カ我々ニ度々  
 シテチノ時ニメカシカラ、憲兵カ指揮官カ我々  
 ニ告ケリ通リニ到着シマシタ。妻達ハ又招ビ出サレ  
 マシタ。妻達ハ脱出シ、女共ヲ一列ニ並ヘルマシタ。命セシレ  
 ノテキマレタ。收容所ノ全部ノ者カ事務所ヘマ  
 ノリテキマレタ。日本人ハ全部ノ女共カ規律ヲ犯シ  
 ノリテ罪人ト有リ得テ、テテテ彼等ヲ見ルハ唯ホ

裏面白紙



Doc 5646

間ヲ致シテハトコトモ無キニテ居タ二人ノ日本人ニ止ラシメシタコトハ  
尾ガムラコトシテノ間トモ一嫌疑者ノ入ルコトヲ願ヒシコトモ妻ガ室  
ニ入リ時嫌疑者ガ二人トモ等ク居ル上ニ一夫突進シテ長ク二  
射半信大ナク窓掛用橋ガ下リヨ見テシタコトハスヒニテホトム  
尾ノ射撃ニ用ヒラシムコトヲ妻ト想像シテ見後ヲ尋ネテ見テシタコト  
コト更ダト云フコトガ判リテ妻ト夫トノ虚偽ヲ討シテテ抗議シテ  
シタコトヲ一嫌疑者ガ若シ妻違ガ自ら進シテ有罪ト由ラズルナラ  
コト以上ノ審問ハ打切ララトモヒシタ。

ソスニ妻ハ日本人コト有罪デテルコトヲ鏡ノ逆ネガマ喰ハセシタ  
ガ、コレハ一嫌疑者ノ非常ニ怒ラセ、彼ハ其窓掛用橋ヲ下リテ  
六度バカリ背中ノ肩ノコカラ首トヲ擗キテシタガアテテ列ビシコト  
ナリテ橋ガ折レリ程デシタ。コノ間班長共ノ審問ハナリ、六  
時頃妻違ハ数々ノ侮辱ヲ浴ビテ送リ返ラシメタ。妻ハ助テ  
シテハ歩行デキマヤンデ支ヘテ其ハナリマセンデシタ。  
妻ノ身体ハドココナシ痛ミシタ。殊ニ後ノ首ヲ打タレタガ一番痛  
ミシタ。横ヲリルトハ氣ニ殆ド不可能デシタ。而テ普通ニ申シテ  
モ私ハ数日間ノ日々、位ナリガ出来イカツタデヤウ。

其ノ夕刻、日本人ハ又モ妻ヲ招ビ出シシタ。妻ハ歩行ガ出来ヌ出  
頭出来ナイト云フ通知ヲシテ、翌日、一九四四年十一月廿八日早朝、正  
イケンヌ夫人ト妻トハイニ在セルニ、ドウランフルーメンダール、ネツアイ  
フーカ、コトイ、クラセル、ベッテイ、クン、デル、レー、及ビ、イ、エ、ス、ハ、リン、ハイ  
ハ、元、夫人等ト共ニ日本人ノ格所ニ又モ出頭スルヤウ命ゼラレシタ。等  
違全部ガ揃フ時、エ、ケンヌ夫人ト妻トハ自働車ヲ他者ハ、バス、デ、  
カ、バ、ン、ジ、ヤ、ヘ、ニ、ル、監、治、監、獄、所、ヘ、送、ラ、シ、タ、ソ、コ、ヘ、到、達、シ、テ、ラ、妻、違、ハ

No. 9

裏面白紙



上取ヤ、又若シ押シテ居テテラ、ハイヤピンヲ取リニケテレリニ、ソコヘ檻  
禁サレシク、コエイキス、夫人ト妾トハ、春々非常ニ小サイ、獄房ニハイリ、他  
者ハ一階ニ大キイ獄房ニ入リマシラ。

妾ノ檻房モ、コエイキス、夫人ノ檻房モ、後テ彼女カラ聞イタ、コエイキ、光線  
窓モ通風窓モ設備シテ、イモバ、床ハ前任者ノ尿ヲ瀝ワテ居リマシク、  
壁ハ糞ヲ汚レテ居リマシク、人カラ聞イタ、コエイキ、檻房ハ移動中  
ノ精神病者ノ為メ設備サレテ、コエイキ、檻房モ、大小便器モ有リマ  
シマシク、翌朝、一九四四年十一月廿九日、妾ハ檻房カラ看守ニ運レ出サレ  
テ、監獄ノ附屬建物ノ中ノ一室ニ入レラマシク、ソコニハ第一ト、第二ト、嫌疑  
者ガ居リマシラ、妾ハ、テフルコトニ、各種ノ棍棒、ベルト、及び鞭ガ置イテ  
アリ、床ハ、混雑ト、コエイキ、コト一階ニ置イテ、アルコト見マシラ、種々ノ事情  
カラ、妾ハ、檻房ニ、米ヲテ、コエイキ、コトガ解リマシク、幾ツカ、非常ニ小サイ  
窓ハ、コエイキ、コトガ、ハイリマシク。

再ビ、第一ノ嫌疑者ハ、従前ト同様ノ會向テ、妾ニ尋ネマシク、彼ハ其  
ノ改メ道具ヲ指シテ、若シ妾ガ有罪ヲ認メルコトヲ拒絶シ、價ケルナラバ  
拷問スルト威嚇シマシク、紅白、彼ガ彼ノ甘言ヲ以ツテシテモ、結末ニ  
到着スルコトニ、大敗シテ、コトヲ知ツテ、妾ノ同手首ヲ一階ニ、私ノ六月ニ、堅  
縛ワテカラ、椅子ノ上ニ、坐テ、ロマシク。

彼ハ、滑車カラ、私ノ頭ニ、具上ニ、下ツテ、キル網ヲ、私ノ手首ノ網ニ、カタク  
結ビツケマシク、ソシテ、妾ノ足ノ指先ガ、椅子ノ坐席ニ、殆ドツツキ、ト、出サナク  
ナル迄、高ク網ノ、他ノ一端ヲ、引キマシク、妾ガ、肩ノ肉、節ヲ、幾分、下ゲテ、私  
ノ足ノ指先ガ、椅子ニ、着テ、見ルニ、彼ハ、少シク、高ク網ヲ、引キマシク、此間  
彼ハ、妾ノ前ニ、立ツテ、有罪ヲ、申シテ、ハ、如何リ、カト、尋ネマシク、日本人ガ  
同、違ツテ、キルコト、妾ハ、合ヘル度ニ、彼ハ、一本ノ、護謨棒ヲ、妾ノ背中ヲ

No. 10

十四以上モ烈シク擗キマシテ。約テ命同ノ後者ハ彼ニ  
 本園ノ將校ハエシテ打ヲシテカツラト叫ビマシタ。  
 彼ハ突然妻ヲ離シマシラシテ、其ノ急衝ハ耐ヘ難ク  
 苦痛ヲシタ。コノ直後妻ノ自昇ルヲ烈シク咄流シ出  
 マシタ。二人ノフィンドネレテ人ノ巡査ガ招ビムヤレテ人  
 達ハ憐愍ト悲難ノ表情ヲシテ妻ヲ支ヘ、西房へ連レ  
 去レテラマシタ。妻ハ監房へ戻ラテ来ルト、庭中ハ  
 カノヲ同ケタガコノ残心ナ男ハ妻ヲ脊ヲ打テ、衝キ  
 ソレガ爲メ妻ハ前ニ倒レ、床ノ上ニ倒レテ居テ、今  
 感覚モ失フテ長時間横タハワテオマシタ。  
 夜ハ時頃、妻ハ再ビ着守ニ携向室へ送ラレテ、  
 シタ。妻ハ又モ所子ノ上ニ立テ高キ吊リ下ガシマシタ。  
 第一ニ探険者ハ以前告知ス程何回モ尋テ、皆同  
 私ニ無駄ニモシマシタ。彼ハ今度ハ妻ヲ打テ、  
 朝ノ時ヨリモ幾分短時間ノ後綱ヲ放シマシタ。其ノ間ニ  
 突兵隊長ガ入ッテキマシタ。彼ハ悪意ヲシテ、  
 日本ノ將校ニツイテ何ト言フカト尋テマシタ。妻ハ日本  
 將校ニツイテハナク、和蘭ノ將校ニツイテ言フカト答  
 ヘマシタ。  
 ソノ時彼ハ平キ顔ニ打テ、彼ヲ重ク怒リ行ケト  
 命ジマシタ。ソコヘ到着スルト、彼ハコノアフリカ  
 夫レヤリニ命ジ、数日前收容所ニテ脱出シ、女兵ノ姓名  
 テアリアニ打ワケリ、妻ノ命ジマシタ。  
 幸ハ其ノ時、和蘭ノ艦上ニテ、腹ヲ身付カ、堪ヘ難

alac 5646

No. 12

イ程痛クテソコトハ出来テイト答へマシタ。  
 振ハソコデ、ソコニキタコインドネシア人ノ書記ニ姓名ヲ口授  
 セヨト妻ニ命じマシタ。妻ハ收容所ニ住ンテ居テ總テノ  
 女兵ノ名前ヲ出来ルカケ、コノ男ニABC順ニ口授シマシタ。  
 コノコトヲ妻ハ其ノ夜ハ約三時迄カ、リマシタ。ソコデイト  
 監房ニ度サレマシタ。  
 妻達ガ此処(到着)シテマシタ。若干ノ食物ヲ世貞トマシ  
 タ。妻カケノコトアスガ、コノ食物ハ玉蜀黍デ出来テチ  
 正確ニ管ヘルト七十ニ粒デシタ。コノコトヲ妻ハ「エイクス  
 夫人ニ聲高ク叫ビマシタ。  
 「エイクス夫人モ同様ノコトヲ彼セノ監房ヨリ妻ニ知  
 ラセ、七十ハ粒ヲ管ヘルト云ヒマシタ。妻達ハ水ヲ世貞  
 ヘマヤシデシタ。翌日早朝、一九四四年五月三十日、  
 妻ハ監房ヨリ富兵隊長ノ室ニ連レラレマシタ。  
 通譯ノ役ヲシタウチ第一ノ嫌疑者ヲ通ジテ第一ノ  
 嫌疑者ハ富兵隊長ト高瀬音彦ト云フ者ノ  
 面前デ、以前ト同一要員ニ付テ訊問シマシタ。  
 其時彼等ハ妻ヲ庇侍シマシタ。暫時シテ彼等  
 ハ妻ヲ射殺スルコトが出来ハテアツテ、モハ國際協定ニ依ッテ  
 脱去ニ付スル到(以下次頁)

裏面白紙

5646

テアルト言ヒマシタ。ソコデ妻ハ監房ニ連レ度サシタリテスカ「エイケニス」  
 夫人ハ連レテニラレルヲ見マシタ。彼レハ死刑ノ宣告ヲ受ケタト後  
 テ妻ニ告ケマシタ  
 一時間バカリノ後、妻連ハ他ノ夫人連ト一緒ニバスニ乗セシテ收容所ニ  
 連レ度サシマシタ。到着スルト、妻連ハ「兵補」ノ控室ノ前ニ立ツテ待リ  
 ナケレバナキマセンデシタ。 「エイケニス」夫人ト妻自身ハ身体ヲ痛メテ居  
 タリテ、妻連ニ立ツテカハコトカ出来マセンデシタ。ソレテ、妻連ニ地上ニ坐ルコトヲ  
 許サシマシタ。 約一時間ノ後、「エイケニス」夫人「テニアルトメン・ゲール」  
 夫人及ヒ妻ハ英蘭人ノ「バンカロウ」保壘ニ移サレマシタ。他ノ捕ヘラレ  
 タ夫人ヲハ收容所ニ連レ度サレマシタ。 妻連ハ大キイ室ニ入リテ居  
 マシタ。コノ射殺サレルモト豫期シテ居リマシタ。 妻連ハ壁ニ面シテ  
 置ケレ「テニアルトメン・ゲール」夫人ハ「エイケニス」夫人ト妻トノ間デシタ。ソレ  
 テ、妻連ノ手ハ私達ノ背後デ組マシマシタ。 妻ハ同僚ニ「結局、妻ハ  
 運ガ悪ク、ト云ヒマシタ。 「テニアルトメン・ゲール」夫人ハ「我々が一皮モ  
 泣キナカッタノハ思議ナト答ヘマシタ。ソノ室テ、妻連ノ後ニ立ツテオク  
 三人ノ日本兵ハ銃ノ安全辨ヲ開ケタリ外レタリスルヲ聞キマシタ。  
 第四人目ノ日本人ハ入ッテキテ、妻連ノ思ツテヤラニソノ兵士ニ向ッテ三  
 居レミタ様ヲ発砲ノ旨、令ヲ大声デカケマシタ。 最後ヲ待ナマシタ  
 カ何事モ起ラマセンデシタ。 「テニアルトメン・ゲール」夫人ハ好ホク心ヲ抑ヘ  
 ルコトが出来ズ、窺カヘテ見マシタ。 「彼等發砲出来マセニ、座  
 除カマテ銃身ニ附  
 第四人目ノ日本人ハ一度擲キマシタ。 妻連ハ向テ更ヘルヤラ命セ  
 ニシ。一室ニ連レテニカレマシタ。ソコデ、妻連ハ班長連ヲ見カケマシタ。  
 ソコデ、妻連三人ハ收容所ニ連レ度サレ、ソコカラ殆ンド毎日十時終

No.13

No 14

Disc 5646

日打撃せしニテ班子ニテノ宣言ヲ聞カセラルル為メ「佐藤」ニ連レ

約ニテ、同、吾ノ首、腕、背、中、及ビ腿ニ黒イ打撃傷ガ残リ  
左初メ約十日間、吾ハ腕ヲ動かスコトモ、手ヲ使フコトモ出来  
ズシテ、他人達ヲ見テ泣キハナケレバナリマセンデシタ。妻ハ、  
「吾ハ、此ノ日常ノ仕立ヲスルコトハ、全ク不可能デアリマシ  
テ、」云々夫人ノ語ニヨルト、彼女ハ、私ニ同様ニ頑固ナリデ、同  
様ニ打撃ヲ受ケテ傷ヲ受ケテシタ。  
彼女モ亦、黒イ打撃傷ガアリ、其レヲ吾ニ見セシメタ。又、  
ノ各部ニ痛ミミシタ。虐待ノ結果、三週間、彼女ハ非常ニ  
ミヨク、憔悴シ、カヲスルコトが出来ナクテシタ。

附註ニシテ、眼等ニ提示セシメ、確認セシメ、ニ主張セラレ、シカ  
ニ伏書スルヲル

宣誓セル 証人署名ス

エ・ア・ア・ア・ア

代理檢察官

署名 カアリユ・ベウ

真正ナル寫本ナルコトヲ證明スル為ニ

裏面白紙

NO 1

E 1773  
Evidentiary Doc 5716

證明書

下署名者、和蘭軍情報部戦記課長、蘭印軍  
 大尉「チャールズ・ヨンゲネール」ハ先ヅ正式宣誓ノ上  
 司馬未及ビソノ附近ノ苦カ宿舎ニ於ケル日本官憲隊  
 ヲ「勞務者」(強劫苦力)ニ虐待ニ関スル、一九四六年、昭和  
 二十一年、四月二十六日、所苦カ「アミール・ビン・サロヤン」ニ宣  
 誓口供書  
 ト題シテ添附、蘭語文書ハ和蘭軍情報部公式記  
 録ヨリ取りテ、ルモノ、コトヲ證言ス。

署名「チャールズ・ヨンゲネール」

一九四六年、四月二十六日「バタヴィヤ」

余、蘭印検事總長、事務局、所、高尋官

蘭印軍中尉、法學博士「ド・A・デ・ヴェールト」ノ

面ニ於テ署名、宣誓セリ。

署名「ド・A・デ・ヴェールト」(署名)

一九四六年、四月二十六日「バタヴィヤ」

本署内、一九四六年、四月二十六日  
 (本署法務課長「高尋」)

NO 1

E1773  
Evidentiary Doc P5716

證明書

下署名者、和蘭軍情報部戦記課長、蘭印軍  
 大尉「チャールズ・ヨンゲネール」ハ先ダ正式宣誓ノ上  
 馬車及ビソノ附近ノ苦カ宿舎ニ於ケル日本官憲兵隊  
 「牙務者」(強制苦力)ノ虐待ニ関スル、一九四六年昭和  
 二十一年四月二十六日附苦カ「アミール」ペン、サロタン、ノ宣誓  
 誓口供書  
 ト題ス添付蘭語文書ハ和蘭軍情報部公式記  
 録ヨリ取リタルモノナリトテ證言ス

署名「チャールズ・ヨンゲネール」  
 一九四六年首三一日「バタヴィヤ」  
 余、蘭印検事總長事務局所、高等官  
 蘭印軍中尉法學博士「K.A.デ・ヴェールト」ノ  
 面前ニ於テ署名、宣誓セリ。  
 「K.A.デ・ヴェールト」(署名)

裏面白紙

No. 2

DOC 57-16

● 直哲口供書 ●

本日一九四六年昭和二十一年四月二十六日、金曜日、新嘉坡  
「ネエ・スー・キヤン」ニ於テ、余、即チ和蘭戦争犯罪  
調査團員、蘭印一級警視「エー・エルト・ファン・エッセン」  
面前ニ名ヲ去頭セリ、而シテ同人ハ評問ニ対シ次  
ノ如ク言明セリ、

姓名

「アミール・ビン・サロ・テイ」

職業

農夫

住所

新嘉坡「ネエ・スー・キヤン」

職業住所

「バタヴィア」ニ於テ「ア・マニ・タイリ」(「トボルガ」)

出生地

同前

年令

三十一才

五、

君自身又ハ他ノ者ニ對シテ行ハレタリ目録行行爲ニシ  
テ后ガ目撃シタモノニ関シ何カ情報ヲ語ラレタリ、

蘭領東印度降伏後、私ハ「バタン」ニ於テ「ア・マニ・タイ  
リ」ニ於テ農夫トシテ働イテキタ、

一九四二年昭和十七年ノ或日、私ハ正確ナ日時ハ忘  
レテモ「バタン」ニ於テ「ア・マニ・タイリ」ニ於テ一  
人ノ「ケルト」私ハ突然日本人達ニ逮捕サレ、他ノ

三人ノ「ケルト」共ニ台ノ貨物自動車ニ乗セシメ、「トボルガ」  
ニ運レテ行カレタリトス、

其処カラ私ハ「バタン」ヨリ「バタン」ニ運レテ行カレ、其処テ私  
ハ大工ニ成ルヲ習フ事ヲ命ジテタリ、食物ガ非テ食フニ足ラズ、我  
ハ「ケルト」ニ苦シテ居タリ、私ハ彼ノ十名ト共ニ半年後ニ

「バタン」ヨリ「バタン」ニ運レテ行カレ、其処テ私  
ハ「バタン」ニ於テ「ア・マニ・タイリ」ニ於テ「ア・マニ・タイリ」  
ニ於テ「ア・マニ・タイリ」ニ於テ「ア・マニ・タイリ」ニ於テ「ア・マニ・タイリ」

私ハ再ビ「バタン」ニ於テ「ア・マニ・タイリ」ニ於テ「ア・マニ・タイリ」  
ニ於テ「ア・マニ・タイリ」ニ於テ「ア・マニ・タイリ」ニ於テ「ア・マニ・タイリ」

新嘉坡「バタン」ニ於テ「ア・マニ・タイリ」ニ於テ「ア・マニ・タイリ」  
ニ於テ「ア・マニ・タイリ」ニ於テ「ア・マニ・タイリ」ニ於テ「ア・マニ・タイリ」

「バタン」ニ於テ「ア・マニ・タイリ」ニ於テ「ア・マニ・タイリ」  
ニ於テ「ア・マニ・タイリ」ニ於テ「ア・マニ・タイリ」ニ於テ「ア・マニ・タイリ」

船津(音読)及ビ土屋(音読)ト云フ二人ノ

裏面白紙



Doc 571-b.

日本人小●被先生カラ叙ヲ受ケマシタ●或日五〇〇名ガ盜  
マレタトカノ理由デ、彼等ガ非常ニ怒リマシタ。兩人共片足  
ノ護護靴ヲ脱ギ、ソレカラ全生徒一約百五十人ガ毆打  
サレマシタ。私モ亦船津ニ靴テ顔ヲ救回叩カレタノデ、  
大妻ナ痛ミヲ感ジ、顔ガ大妻腫レマシタ。更ニ我々ハ午  
后三時カラ真夜中迄跪イテテララネバナリマセンデシタ。

本証人ニ依ル證明

私下署名ノ前記「ファミールビンサロディン」ハ訊問者ニ案内サレ、宣  
誓ノ上訊問セラレタルコトヲ茲ニ言明ス。而シテ同訊問者ハ私  
ノナセル宣誓ガ尚ホ私ヲ拘束スルモノナルト曰私ニ告知  
セリ。且又私ノ前記宣誓陳述ガ私ノ母國語ニテ私ニ通  
讀セラレルヲ聞キ又私ニ提示セラレタル上、私ハ之ガ眞實  
且正確ナル陳述ナルコトヲ言明ス。

一九四六年四月二十六日 「ネエスーンキヤンプ」

前記証人(署名) 「ファミールビンサロディン」

N03

前記陳述書ハ余ノ面前ニ於テ署名セラレタルモノニシテ本調書  
ハ余自身即チ訊問者ニ依リ眞實ニ作製セラレ然レ後署名セラレタルモノナリ。  
一九四六年四月二十六日 於新嘉坡「ネエスーンキヤンプ」  
前記訊問者(署名) 「E. ファン、エツセン」  
謄本正確ナルヲ證明ス。

新嘉坡和蘭戰爭犯罪調査團長  
(署名) 「J. G. ベンデルス」









Doc 5625

4.

ヲ登告スルコトヲヒラレルコトヲ思レタノチ自  
 然ヲシヨウト云フガ岸ンダ。然ニ私ノ國ニ  
 ンテキキ一箇ノ國ニシテ、片方ノレンズヲ取リ  
 ハズスコトガ出来タ。ソレヲ思テ私ハ國ヲ切ラ  
 ウトシメタ。私ハ國ノ流キ時ブガ國エホコトヤ  
 子ガ若キカラ打掃サレタモモ死エテキル。自カ  
 ラノキテ加ヘタ口カラ流レ出ルノヲ慮ジタ。  
 ソコテ私ハ正氣ヲ失ツタニシイナイ。私ハ市立  
 院ヘ來タ。ソシテ私ニ「ブリンガテイ」曰ク「手  
 テ國ノ口ガ守サレタ。國ハ管中ノ若僮ニ  
 アルノ織ヲシタ。國ハ又管中ノ打掃行ヤ居  
 續ノ津波ヲ斷シタ。私ハ管中ノ此ノ打掃行ノタ  
 メニ、私ハ正氣スルコトガ出来ナカッタ。「ブリ  
 ンガテイ」曰ク「ハルルニ文字通り次ノヨウニ  
 言ツタ。「オイ君、日本兵ハ私ヲ殺シテ去レタ  
 ラ良カッタノニト。」「」「」「」「」「」  
 一ハフアン。ライベ夫人ガ兵衛ヲ待テ居ル  
 下アゴヲ打掃カレテ言ツテ來ルノヲ見タ。夫人ハ  
 女ガ「メダン」ノ兵衛人殺シニ十字ヲ立テサ  
 セタト云フ理由ヲ聞田ニ打タレタト私ニ言ツタ。  
 然レシ、提示シ、認定シ、主張シ、而シテ言ハス。

夫人曰ク。ヘ。エンメルス君  
 代利トシテ。正ノ爲ナルコトヲ立証ス  
 ウエ。ベエーン

裏面白紙

Doc 5625 (cont)

註 記

下記姓名ノ姓名章前報部以現際長、舊印軍大尉  
「チャールズ。ヨンゲネール」ハ先ヅ正式ニ宣旨ノ  
上、添削ノ疑義ハ左記如前ノ原本公文ノ真正、完  
全且正在ナル事ニシテ、尙右原本ハ和仁軍情報部  
ノ公式記法ノ一節ナルコトヲ註言ス。

記

一九三五年ノ昭和二十年ノ十二月二十日附、「メ  
ダン」に記法官、山本将士、「ウエイ。ベエーン」  
ニ付テ作底セラレタル「エル。ヘ。エムメルス」  
ノ真偽探知也

一九四六年ノ昭和二十一年ノ八月二十八日

於「バタビヤ」市

「チャールズ。ヨンゲネール」ノ署名ノ

(和仁軍情報部官印)

余、和仁軍情報部局長兼事務局附、高等官、官印  
軍務兵少佐、江島将士「カー。アー。ドウ。ウエイ  
ルト」ノ直前ニ於テ署名宣旨セルモノナリ。

カー。アー。ドウ。ウエイルトノ署名ノ

(バタビヤ。セントルム情報部局長官印)

No. 1

E 1775

Evidentiary Document P 5635

書類第六三五號

證明書

下名和蘭軍情報部 (N.E.F.) 戦争犯罪課長 R.N.I.A 中尉  
 「チャールズヨングニール」(五、六) 宣言書を為シタルニ別紙添附。報告がスイカー  
 署名、一九四五年十一月二十四日附一等陸軍部長補助検査官 A. ニーワ  
 ーニ依リテ為サレタル、シホモガニハル日本憲兵隊ノ犯シタル殘虐行為ニ関  
 スル宣言書ニシテ「報告」(五、六) 題スル原本、全文ニテ、眞実完  
 全且正確ナル複製ヲ「レポート」及該「信」類、眞正複製ガ和蘭軍情報部  
 ノ公文記録一部「レポート」證言陳述ス。

署名: Ch. Younger / 署名  
 於バクビヤ一九四六年六月七日

和蘭軍  
 情報部之印

チャールズヨングニール (五、六)  
 宣言書  
 戦争犯罪課 (五、六)

長軍務局附高等官 R.N.I.A  
 中尉 K.A. デウイテード、面前ニ於テ署名シ宣言書ニシテ  
 K.A. デウイテード 署名



No. 1.

E 1995  
Evidentiary Document P 5635.

書類第六三五號

證明書

下名和蘭軍情報部(N.E.I.)戦争犯罪課長R.N.I.A.中尉  
「チャールズ・ヨングニール」(五五)室警部為シテ、別紙添附、報告書「シーカー」  
署名、一九四五年十一月二十四日附一等警務部長補助檢察官A.エーロ  
「ニ依リテ為シタル」シホカニ於テ日本憲兵隊ノ犯シタル残虐行為ノ  
スルニ對シテ「報告」ヨリ「公」ニシテ「ト題スル」原案、全文ニテ「真実」  
全且正確ナル復為「チャールズ」及該「書」類、真正復為「和蘭軍情報部」  
ノ公ニ託録一部「チャールズ」語言陳述ス。

署名、チャールズ・ヨングニール / 署名  
於「バタビヤ」一九四六年六月七日

和蘭軍  
情報部之印

本職、領事印度檢事提長事務局附高等官R.N.I.A.  
中尉K.A.「デ・ウィーテド」(面前三於「テ」署名シシ宣言書ニテ)

K.A.「デ・ウィーテド」署名

裏面白紙

Doc 5635

正義為之書類第五五號〇〇八。五七〇

主題

シボルガニ於ル日本軍  
憲兵隊行へル残虐行為ニ関スル報告

讞告

下名日本軍占領以前地方警務部長官一等警務部長某ニ於ル  
駐劄ノベニ一郡防衛隊長。オスイカリハ日本軍下シボルガ憲兵  
隊員ノ手ニ依リ下記ノ虐待ヲ受ケタリトシ此處ニ聲明スル。

一九四三年八月四日私ハシボルガ憲兵隊司令官及副司令官ニ依リ  
自動車ヲソシテシボルガ防務隊所カラ違レ出タリ其夜私ハメ  
グニ監獄ニ拘留セラレ八月五日シボルガ到着後私當時憲兵隊事務  
務所ヲテワケヒシ久野人宅ノ倉庫ニシテ監禁セラレタリ

No. 2

私ガ尋ネニ此等ノ疑問ニ對シ否定的ニ答ヘタリ日本軍軍曹ハ其ノ  
平手ヲ私ノ顔面ヲ打ツタリ私ハ平手ヲ打リ避ケ様トシテ上ツテ  
今度ハ此軍曹ガ私ニシテ謀ヲ引フシテ私ノ地上ニ腰拔テ投ゲヨウトシ  
タリ其ハ不成功ニ終ラタリ其レカラ獄ハ私ニシテ同時ニ向腹ヲ逆ハシテ  
重イ臂掛ヲテテ頭トシ差拳ヲヤルコトヲ命令シタリ私ガ少シシテ周リヲマ  
リテ遂テ時日本軍通譯官ガ持テテ突飛シ其ノ結果其一本ノ脚ガ私  
ノ顔ニ當リテ右頬骨外ニ五五重傷ヲ負ベタリ其ノ傷ハ今アモ未ダ良  
ヘル其ノ上通譯官ハ私ノ右ノ向腫ヲ蹴シ傷ヲ負ヘシタリ私ハ持テテ頭ニ  
ニ差拳ヲテテ居リ程頑強デテコトヲテ軍曹ハ私ヲ一本ノ繩トシテ其ノ  
次ニ中ノ腹ヲ皮ベルトヲテ擲ツタリ此ガ終リテ私ハ自分ノ權房ニ違ヒテ  
行カニ傷ニ少シシテ手ヲ當カカヘラシテカワツタリ

八月八日同曜朝私ハ再ビ月シ軍曹通譯官ニ疑問マシタリ

裏面白紙

No. 3

Doc 5635

私(同)事ヲ報問ワシ共ニ私ハ丹亡否定約ニ答ヘテ其處テ私ハ脱衣ヲ  
 命令セシメ二人日本兵モ着物を脱イテ、ズボン一ツニテワタ。浴室ニテ私ノ手ハ  
 後手ニ縛ラレ且私ノ足モ亦下度ヲ履クニシテ上ヲ縛ラレタリ  
 私ノ心付ケニシテ後軍官ハ私ガヒラケテ返シヌ様私ノ服ニ上ニ襟足ヲ束ワ  
 又其ノ上ニ一枚布ヲ私ノ顔ニ被テ其後テ通譯官ハ其ノ中ニ浴室ニ  
 入リテ其ノ足モ亦一人ノ意兵軍官ニ手傳テテ責マシメ小サト爲セテ立テ  
 續ケニ私ノ頭ニ水ヲ注テ推シテ日本人ノ此ノ所謂「ニキイ」ト云フニ  
 行ノ間私ノ服ニ上ニ立ワテ居テ軍官ハ其足ヲ裁度モ私ノ脇ニ腹ヲ  
 押シテ其結果私ハ水ノ食物ヲ吐キテ助常狀ノ如クニ「掃」ノ後ノ  
 爲ニ私ノ背ヲ膝ヘヒドリ擦リシテ皮膚癢ニシテ  
 浴室ノ外ニテ「ヤ」ト云フ上ニ記ノ處行ガ狂續ニテ其ノ上ハ心ヲ患  
 兵隊副司令官ニテツラシシ此處ニ於テ私ハ手足ノ「イ」シテ解カレテ  
 私ハ莫兵隊ヲ務所棄テ明テ放シテ「ウ」シテ「イ」トテ丸裸体ヲ居合  
 シテ土人ノ環視ニ任セ積臥スル様命令セシメ (以下次頁)

裏面白紙

Doc 5635

十五分後(寒交、急ニ震(ソ)私ハ着衣ヲ命ゼテ  
私ノ襦袢ニ連レ度ニテ。此處行キニ又々更増ハ  
手當ニテナカク。

八月廿六日曜日私ハ毎日平軍連隊言ノ後助  
ニ受テテ認向係ノ一言言ニ添言テ同僚ノ取扱ニ受  
テ。

メメメメメメメメメメ

下記ハ通(ル)心要ガアリマス

一 私(ニ)ヨリ居行ハテ、ニホ(カ)シ、憲兵隊副司令官ノ命令反  
許可(シ)テ行ハルニト

ニ、此際言テ先ニ陣退シテ私(ニ)ヨリ居行ノ結果ニテ  
テ傷即耳ノ炎、疔、何日モ受テ、ニホ(カ)シ、テ前ニ幾ツも潰  
瘍ノ個所ヲ現ハレテ、ニホ(カ)シ、テ手當ヲナレタニト。

三、ニホ(カ)シ、監獄テ我(ニ)ニ提供セテ、食物ノ買込ニ  
ニ量的ニモ共ニ不充分デアラフコト。

四、畫内屋外散歩ノ機会ガ我(ニ)ニ與ヘレナク、コト

五、何日モ緑道シ、要テ、後ニ三日間ニ一度、ニホ(カ)シ、テ畫内  
散歩ノ機会ガ與ヘラレタガ、其(ノ)日没後ガ、テ、コト

メメメメメメメメメメ

私ハ我國ニ服務ノ最初當テ官壇言ニテ、就任ノ際、官壇言

ニ、甚キ一此ノ陳述言ヲ作利我ニ、一九四五年十二月二十四日迄

成シ署名シテ、ニホ(カ)シ、テ、  
一等警官部長、補助検査官

眞正複製 署名  
コアイカー

ノタンニ裁判所 検査官  
署名  
W. H. イン

No. 4

裏面白紙

101

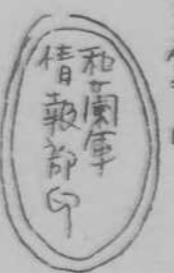
22 EVIDENTIARY Doc 5636 E 1796

書類番号五六三六号

證明書

下名和蘭軍情報部戦争犯罪課長 R N I A 中尉「チャールズ・ヨング  
ニール」ハ正當ニ宣誓ヲシタル上別紙添附ノ書類カ「J. C. テーリング」ト  
署名セル「バリンバン」ニ於ケル S S 囚徒被支給官吏「ユリアス・コーネリス・デー  
ルリク」ノ宣誓陳述「O M / H N O 四 / S」ナル題名ノ原本ノ全文ニシテ「具官  
完全及正確ナル寫シテアル」ト並ニ該書類カ和蘭軍情報部ノ公式記録  
一部ナルコトヲ證明ス。

署名「チャールズ・ヨング・ニール」



於「バタヴィヤ」一九四六年六月七日

チャールズ・ヨング (a.e.)  
和蘭軍情報部  
(和蘭軍情報部ノ印)

廳附高等官 R N I A 中尉「K. A. デ  
名官班長「ヨナシク」  
「グ・ウィアード」

101

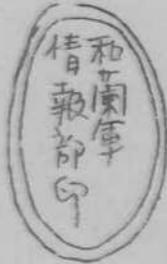
22 EVIDENTIARY Doc 5636 E 1776

書籍番号五六三六号

證明書

下名和蘭軍情報部戦争犯罪課長 R N I A 中尉「カールズ・ヨング」  
ニルハ正當ニ宣誓ヲシタル上別紙添附ノ書類カ「J・C・テールリング」ト  
署名セル「バリン」ニ於ケル S S 団ニ結託官更「ユリアス・コーネリス・デー  
ルリング」ノ宣誓陳述 O M / H 四ノ S ナル題名ノ原本ノ全文ニシテ且宣誓  
完全及正確ナル寫シテアルコト並ニ該書類カ和蘭軍情報部ノ公式記録  
ノ一部ナルコトヲ證明ス。

署名/カールス・ヨング



於「バタヴィヤ」一九四六年六月七日

右ハ本職 N E I 法務廳附高等官 R N I A 中尉「K・A・ダ  
ウアー」ノ面前ニテ署名宣誓ヲシタル  
署名/K・A・ダウアー

裏面白紙

NO2

Doc5636

●陳述書

OMV 八二四ノ五

60

「テールリク、ユリアスコーネリス」ノ訊問概西  
職業「バレンビ」SS 因給被支給内官更  
住所「バレンバン、ソヒエラン」二十一番地

右八正者ニ宣誓ヲ爲シ陳述ス。

私ハ六十歳ヲ和蘭國籍(歐亞混血兒)「ババノ」コーネリスミスター」  
ヲ生シマシタ。私ハ永住地ハナフ現在ハ「バレンバン、ソヒエラン」二十一番地ニ住  
ンデ居リマス。

\* \* \* \* \*

一九四四年七月八日私ハ「タンヤン、カラシ」ノ「ケイモ」ニ投獄サレマシタ。三日後  
ニ軍政官ノ一將校ヨリ訊問サレマシタ。(訊問者ハ此ノ名稱ヲ私ニ申シマシ  
タ)私ハ同課ト及日宣傳行為ノ嫌疑ヲ度ケタモノデシタ。罪カナカッタ  
カラ私ハコレヲ否認致シマシタ。其ノ日本人將校ハソノ部屋ニ居タカシ  
ド不シヤ」人四人ノ警官官ニ私ノ両手ヲ縛テ背後ニ縛ツタニ鉄ノ手錠  
ヲケルヨウ命ジマシタ。私ハベンヤ(唐サニニニヤ)ニ仰向ケニ横タヘラレ  
手錠ヲカケタ手ハ体ノ下ニナリマシタ。私ハ頭ノ先カラ爪先マデ一本ノ縄ヲ  
此ノベンヤノ上ニ縛ラレマシタ。其ノ日本人訊問者ト又ソノ取調室ニ居タ  
他ノ一人ノ日本人將校ハ私ノ腕ノ上ニ火ノツイテ居ル巻煙草ヲ押シツケ  
マシタ。ソノ傷痕ハ今デモ尚見ラレマス。彼等ハ警官官連ニ命ジテ私ノ  
鼻ノ上ニ布切ヲ押シツケサヤ容器カラ私ノ口ニ水ヲ注ギマシタ。  
私ハ呼吸ガ出来マセシノデ各込マネバナリクセシタ約ナ分間許リ各込ダ  
後私ハ人事不省ニ陥リマシタ。四時間ノ間私ハ此ノベンヤニ横ハツイ居  
マシタ。日本人將校連ハ去リマシタ。

x x x x x

裏面白紙

No.3.

Doc 5636

其ノ日主人ヲ立止ル上ニハソノ白人ノ下ニシテ人發言官ニ約半時間  
許リタカシマシマ。彼等ハ本ノ夜相電ヲ報(直径一呎)ヲ使用  
シマシク彼等ハ電音ニ和ノ左ノ腿ヲウケマシク

X X X X X

取調期間中「マツケモド」が他ノ發言官ニ命ジテ和ニナシク全テノ  
拷問ノ明細を記シ通ラサル  
一頭ヲ杖デ四打

ニ火ノツイタ巻煙草ヲ口ニ吸ヒマシク  
三島ノ下ニ火ノツイタ巻煙草ヲ置クソノ又煙草が白馬<sup>ノ</sup>ハッテ来テ  
咳マ始メソシ故ニ段打ヲシタ

四所足ヲ大キナ杖ヲ幾度モ段打  
五半時間跪ク又両膝ノ凹ミニ發言官運ガ大キト棒ヲ置イテ此ノ棒  
ヲ發言官ノ全体を下ヘ押シタ

六ベンチノ上ニ仰向ニシテ四時間縛ル電球ノ光ヲ見入ラネバナラカ  
ラ。和が目ヲ閉ルト「マツケモド」人發言官ニ命ジテ目ヲ閉ル  
アツアツ水ヲカケタ

此ノ刑務所ノ爲メ大隊將校連ハ此ノ拷問ニ同意シテ夜間訊  
問ニ至テ「マツケモド」下地發言官ニ依ツテ我々が拷問ニカケラレテ居ル  
時時々マツケモドヲ、彼等ハ我々ヲ眺メテハ「マツケモド」ニ「ソツトヤ  
止ム」不<sup>レ</sup>マシト言ヒマシク

署名 J. C. テールリンク

和ノ證人亦記署名ニ夫々ヲ証人ノ言語ニテ右概要ヲ正當ニ翻譯セシムコトヲ  
証明ス

通訳トクウアン、ナル不<sup>レ</sup>ス  
右ハ本職OC中由隊中記非謝査團(S.E.A.C)MED(アスノ判ス)ノ  
面カニ於テ宣誓(ナシク)

裏面白紙





E 1777

Doc P5632

22

五五六三二

宣口供書

本日、一九四六年五月六日、新嘉坡「ソウ  
 ザ」街九番地ニ於テ開庭中ノ新嘉坡、和蘭領事犯  
 罪調査員長、白蘭地、新嘉坡、和蘭領事犯  
 ホッドフリード・ベンデルス、左記ノ著ラ余ノ  
 面前ニ出頭セシメリ  
 姓：「ロイ・ジエン・シイウ」  
 職：商人、新嘉坡「ブキット・テイマ」街二五七  
 住：新嘉坡「ストラバヤ」  
 出生：一九一一年七月二十二日「マテイウン」  
 生レ

証人ハ宣誓ノミヲ陳述スベキヲ拘シ、前記諸事項  
 ラ承認スル旨言明シタル後、彼ニ詢サレタル訊問  
 ニ次ノ如ク答フ。

一九四三年八月十四日、「チヌループ」テノ休憩  
 中、私ハ山下ノ音譯ノ伍長、佐藤ノ音譯ノ伍長、  
 通譯上田ノ音譯ノ伍長ニ依リ逮捕サレガ。

裏面白紙

2.

Doc 5632

夜遅ク、我々ハ「バレムバン」ノ驛「ケルトバテ  
 イ」ニ到着シタ。自動車ヲ私ハ憲兵隊ニ進行サレ  
 ム。到着スルヤ直ニ私ハ食物ヲ食ヘラレソレカラ  
 森ク親シイ語ヲ始マツタ。然ル後私ハ遊園ノ林カ  
 ラ最初ノ遊園ヲ受ケネバナラナカツタ。即チ之ハ  
 訪問ノ形式ナク行ハレタデアツタ。後ハ拳ヲ私  
 ノ頭ヲ殴リ、私ハ極痛ノ痛ヲ受ケタリタ。翌日  
 翌日ノ夕刻、一九四三年八月十七日、私ハ喜比由  
 下伍長ニ訪問サレタ。コノ時モ我々ハ遊園ヲハキ  
 ナカツタ。林（之ハ台湾人デ、台湾人トシテハ「  
 リエム・シイク・チヨン」ト叫バレテキル）ト同  
 様山下ハ先ツ拳ヲ私ノ頭ヲ殴ツタ後、馬車ヲ私ノ  
 背ヲ打ツタ。後ハ私ヲ打ツノ結果、血ヲ吐イタ時  
 ヤット止メタ。後ハ私ニ少シ飲物ヲ與ヘ、私ノ頭  
 ヲ濡シタ。後何ノ事モナク、一夜中「セメント」  
 ノ床上ニ私ガ寝タルマ、ニ夜ニシタ。翌日私ハ監  
 房ニ入ラレラレタガソコニハ私ノ「コトニハ、  
 私ノ監禁ニ耐テヤツタ二人ノ「アンボツ」人連立  
 モ亦監禁サレテキタ。後等ハ度日監禁参加ノ事ヲ  
 起訴サレタデアツタ。約七日間私ハソコニ監禁ハ  
 ツテキタガ、監禁ト進退同様に病氣デアツタ。  
 林ハ頑固シテキルヲ寛容シ得ナイ様子デアツタ  
 何故ナラバ、彼ハ私ヲ見レバ、直ニ絶キ上ツテ坐

裏面白紙

Doc 5632

3.

ル様ニ私ニ命ジ、ナホ、オマケニ私ヲ監ルノデア  
ツダ。

食物ハ暴イト云フベキモノデアリ、一日三回一定  
量ノ白飯米ト漬物ノ胡瓜デ實ニ、一人一日五〇〇  
「カロリ」ヲ出ザルモノデアツダ。我々ハ一ツ  
ノ洗濯俵カラ一箱ニ水ヲ飲マシメテナカツタガ  
戻ス十二人以上モ一箱デアツタ。ソノ監房ハ二米  
ニ飯米ヨリ六キテモノデアリナカツタガ、我々ハ  
話ニ一人一人並ンテ横臥シテキタ。動カニ筋生狀  
態ハ悪候ニ悪カツタ。私ガ再ビ幾分丈夫ニナツタ  
時、私ハ再ビ山下ニ行サレタ、即チ後ノ申ノ候  
イテ金付麻智子様ハ何處ヨリ戻ニ到ル迄私ヲ背負  
ニナル程打ツタノデアリ、私ハ坐ルコトガ出来ナクナ  
ツタ。監房内デアリハ立ツテキルカ又ハ腹部下ニ  
シテ横臥シテキタ。

此ノ當時、一人ノ「インドネシア」人ガ自  
刺殺ノ嫌疑ヲ入ラレタガ、ソノ其レナ身ハ一口  
ノ日本人ノ中矢ニ立タサレ、「ポール」ノ様ニ發  
ハレテキタ。私ハ監房カラソレヲ見且ツ聞クコト  
が出来タ。幾多ノ疑行ニモ拘ラズ、ソノ身ハ否定  
シ得ケタ、ソレデ今度ハ復ニ「水袋メ」ノ刑ガ行  
ハレタ。之ハ見ルコトハ出来ナカツタガ、私ハ監  
房ノ後テ嘔吐シテキルノヲ聞イタ、又ソノ後、彼

4.

Doc 5632

ガ盛房ノ前ヲ通り進キタ時、彼ハ全身濡レテキタ。  
ソレカラ後初ノ盛待ガ送返サレタ。今度ハ私ハ盛  
打ラ段イタ。明カニ之ハソノ哀レナ男ニハ道真デ  
アツタ。即チ彼ハ打チ倒レテ了ツタ。彼ハ私ノ盛  
房ノ前ノ床上ニ倒サレタ。意圖ヲ恢復スルコトナ  
ク、彼ハ夜中二時以息ヲ引取ツタ。屍体ハ一台ノ  
自動車ノ荷物入ニ手早ク入レラレ、一人ノ運轉手  
ガ之ヲ運ビ出シテ了ツタ。

私ガソコデ一終ニ后々和蘭人ノ中デ「ステフエ  
ンス」氏ハ取モヒドイ目ニアツタ。ツマラナイ事  
柄デ盛待サレタ、即チ水災メ、進サ吊リヤ火災メ  
ヲ受ケタ、火災メトハ急短草、放球線管等デ深ノ  
皮膚ヲ焼クコトデアツタ。彼ハ之ヲ凡テ自分テ私  
ニ話シタ、ソシテ私ハソノ傷ヲ見タ。火災メニ後  
ル傷ハ「ステフエンス」ニ最モ長ク引ツテキタ、  
即チ私ガ病一ヶ月間手管ヲシタ後ヤツト彼ノ傷ハ  
無クナツタノデアアル。

各患者者ニ話シ、旅行ハ直經五種ノ幕又ハ馬車又  
ハ巻イム「ロープ」デ行ハレタノデアアルガ、ソレ  
ハ實際毎日ノコトデアツタ。毎日、否、殆ンド毎  
時哀レナ人々ノ呻キ、叫ビ聲ヲ段イタ。・・・  
彼ケ所ノ特別拘留室ガアツタ。最モ手取カナ虎

裏面白紙

5.

Doc 5632

理ハ一日中日向ニ立ツテキルコトデアツタ。ソノ  
 時ハ朝、食切ヲ少シムヘラレルダケデアツタ。・  
 一九一三年八月、九月中ニ「アンボン」人ノ同  
 ニ手入レガアツタ。即チ「スバイ」ガ後等皆同ノ  
 長日陰ヲ遊見シタト云フコトデアツタ。多量ノ  
 者ガ送給サレ、四百ノ「アンボン」人皆同ノ内通  
 ツタノハ多クナカッタ。シカシ、之ヲ行ツタノハ  
 意兵隊ノミテナク、警備部ノ警備ノモ亦行ツタノ  
 デアルガ、意兵隊ガ正ニ加ツタノデアリ、殆ンド  
 意兵隊員ガソノ場合ノ奮闘ヲ諒シタ罪ヲ問ハ  
 ルベキコトヲ行ツタ。・・・・  
 一方私モ亦万急都合ヨクハ行カテカッタ、即チ彼  
 日ニ亘リ、私ハ臥病サレタガ、單ニ私自身ノ件ニ  
 關シテデハナク、總務ヲ受ケテキル中口人ニ就テ  
 ノ情報提供ノタメヤ、凡ユル總務ノ件ニ關シテデ  
 アツタ。カクテ就中私ハ自分ガ呆シテ會ツタコト  
 ガアルカドウカモ知レヌ人々ノ行爲、關係ニ就テ  
 臥病サレタ。私ガソレニ關シテ適當ニ答ヘルコト  
 ガ出来ナカッタノデ、私ハ總務ノ件ノ持同ヲ  
 受ケネバナラナカッタ。私ハソノ氏名ヲ忘レタガ  
 日モ一人ノ軍曹ニヨツテ、在陣ノ警備ノ佐長ニ  
 ヨツテ、又私ノ記憶シナイ他ノ者ニヨツテ臥病サ  
 レマシタ。今一匠ハ私ガ火器ヲ所持シテキタ罪ヲ

裏面白紙

Doc 5632

6.

同ハレタ。之ハ「スパイ」ガ通シムノダト云ハ  
 レタガ、私ハ火ヲ持ッテキナカツタ、ソレヲ家  
 宅搜索ハ信ヲモミラサナカツタ。私ガ信ツタ  
 最後ノ証ハ多クハ成ニ証ヘルコトデアツタ。  
 夕刻私ハ自傷ヲ行フ方ノ袋口ヘ這レテ行カレタ。  
 「インドネシヤ」人ノ疑手ガ穴ヲ穿テ、此ノ  
 穴ノ内ニ握カネバナラナカツタ。一方信ハ軍刀  
 ヲ私ノ頸ニ當テタ。信等ハ私ニ追突ヲ發見スルコ  
 トガ出来ナカツタ。ノチ奇蹟的ニ私ハ之ノ殺人カラ  
 免レタノデアル。

一九四三年九月ノ末頃多クノ若者ノ人々ガ逮捕サ  
 レタ。大部分ハ軍部ヲ疑ハサレタ。  
 ソノ内、私ハ衛隊兵隊ノ信用ヲ得テキタソレデ  
 私ハ規則的ニ收監者ヲ治療セネバナラナカツタ。  
 信等ニ依ル信等バカリデナク「マラリヤ」、脚氣  
 赤痢等ノ如キ一連ノ病氣ヲモ診タガ、之ニ私ハ最  
 善ヲ盡シタ。

最初私ガ治療シナケレバナラナカツタ患者ハ殆ン  
 ド死ンテ逝バレテキタ。信部カラ保護火傷シタ者  
 ト思ハレル患者サレテキタ。私ハ後ヲ六ヶ月手  
 巻シタガソノ後後ハ「ゴリラ」ノ様ニ歩キ廻ッテ  
 キタ。之ハ「ジャムビ」出身ノ中口人「ア・コー」

裏面白紙

Doc 5632

7.

デアツガガ彼ハ反目「スパイ」トシテ行動シタモ  
ノト云ハレテキム。恐ラク、彼ハ吾ビ完全ナ情報  
ニハナラナイデアラウ。

私ガ余ダ記憶シ得ル限り、私ハ自分デ密探手當ヲ  
施シタ者デ、或ハ死亡シ、或ハ在キ置ッテキタ人  
ス（凡テ「バレンバン」憲兵隊ニ送捕サレタ者）  
ノ姓名ヲ次ニ録ベヨウ。

「マン」ト云フ中国人デ彼ハ和蘭政府當時政治  
情報ヲニ漏事トシテ得イテキタ。私ハ重臣ノ水  
野ノホメ彼ヲ送捕シタ。彼ハ今ハ獄中ニテキル  
ガ、ソレハ一九四三年九月頃ノコトデアツム。  
ニ中国人「リエン・サム・テヨアン」、  
「バレンバン」ノ「ジュ・セン」商店ノ店主

彼モ亦肝臓病ノホメノ水野ニ送ッテキタ。一九  
四四年ノコトデアツタガ、ソノ後彼ハ此ノ病氣  
ノホメト又憲兵隊ノ手デ送ッタ。同ノ結果死亡  
シタ。彼ガソコヘ送行サレタノハ重臣送捕ヲ持  
ツテキタホメデアツタ。

「インドネシア」人、姓名不明、「バレンバン」  
ノ「クモラ」商店ノ店主、私ハ憲兵隊ノ持捕ニ  
ヨル結果ニ送ッテ彼ヲ送捕シタ。特ニ彼ハ多ク  
ノ送捕ヲ受ケテキタ。彼ハ此ノ送捕ノ後、歩ク

裏面白紙



8.

Doc 5632

コトモ、見ルコトモ出来ナカツタ。一九四四年  
 私ハ同一ヶ月ニテ治療シタ。彼ハ恢復シタ。  
 六「ジャワ」人テ、姓名ハ記憶シナイガ、口唇  
 紅ノ顔面ヲ、彼ハ甚ダシク辱辱サレ捕縛中ニ死  
 亡シタモノデアラ。私ハ屍體ガ私ノ家ヘ運バレ  
 タノデ、自分テ多量ノ打撲ノ跡ヲ確認シタ。彼  
 ハ野田(音譯)軍曹ニ依ツテ殺リ殺サレタノデ  
 アル。屍體ヲ私ハ彼ノ家ヘ運シタ。之モ一九四  
 四年ノコトデアツタ。  
 實ニ此々、私ハ凡ユル國籍ノ人ノ待遇ヲ受ケタ人  
 タラシニ思兵隊ヘ呼バレタ。統シテ辱辱ハ甚ダシ  
 イモノデ主トシテ打撲ニ依ルモノデアツタ。  
 兵隊ノ第一番ニ於ケル兵士ハ同ジデハナカツタ。  
 時トシテハ、臥倒ノ旨ニ依リ食料ヲ與ヘ、彼ニ殺  
 リ殺サレルコトモアツタ。・・・時同ニ主トシテ  
 居ヒテレル事ハ  
 (イ) 軍曹ニテガフ直徑細鋼管ノ水ノ等。  
 (ロ) 草履馬具及ハヒイタ「ロープ」。  
 (ハ) 急煙草、彼軍曹等ニテ提クコト  
 (ニ) 人ニ依マセルタメ答辯用立ノ大型銅管、時ト  
 シテ此ノ銅管ニハ銃シテ石炭水ガ充満サレ、之ヲ

裏面白紙

Doc 5632

9.

三度逃げ干サネバナラナカツタ。  
 殺初ハ頭ヲ下ニ吊下ゲルガ、後ニハ之ノ方法ハ後  
 ヘラレ、強姦者ハ足ヲ下ニ吊下ゲレ、爾手ハ後  
 手ニ縛ラレタ。、、、水責メノ結合ニハ、強姦  
 者ハ強兵隊ノ比試ニヨツテシツカリトオサヘラ  
 レ、強姦ガ型ニナルヲモテ、強姦者ノ罪罰ガ例ヘ  
 バ、ソノ罪ノ上テはシカリスルコトニヨツテ強  
 吐ヲ促進サセル如ク強姦者サレタ。、、、  
 強ニ強ベク強リ、強姦ハ強姦ニ強姦テ、主トシテ  
 一血ノ位ト強瓜強初デアツタ。時トシテハ、強姦  
 サレタ。バカリノ強ハ三柱間モ強姦ヲ強ハナカツタ。  
 強ガキハ強姦時ハ入浴ハ強デアツタ。、、、  
 死人ニ強シテハ、ソレモ凡テ受ケル強姦ノメニ  
 死亡シタ者デアルガ、強ハソノ強ガ強姦「マラリ  
 ヤ」、心ハ強姦ハ強姦テ死亡シタト云フ強姦者ニ  
 強々強姦セネバナラナカツタ。ソレ強姦ガ強姦シ  
 タ強姦十七強ハ凡テ強姦ノ強姦デアツタ。、、、  
 強兵隊強姦ノ強姦ノ強姦ニ強姦スル強姦トシ  
 テ、而シテソノ強姦者ハ行ハレタノデハナカツタノ  
 デアルガ、「アイル・イカム」ノ入々強姦以上ガ  
 強姦サレ、ソノ強姦者ハ二十人ヲ強姦ナカツタ。  
 強姦者ハ行方不強トナツタ。、、、  
 私ハ「バレムバン」強姦兵隊ノ強姦ノ強姦死亡シタ。

裏面白紙



Doc 5632 (cert)

証 明 書

下記署名ノ和蘭軍情報部及通信長、印軍大尉「チャールズ・エングネール」ハ先ツ正式ニ宣誓ノ上添附ノ職造書ハ左記事項ノ和蘭語ノ原本全文ノ真正・完全且正確ナル事ヲシテ、尙右事項ハ和蘭軍情報部公式証明ノ一部ナル事ヲ証言ス

記

一九四六年五月六日付印軍大尉「イエ・ヘ・ベシデルス」ニ依ツテ作成セラレタル「ロ・ジン・シユール」ノ宣誓録造書、第五〇四九ノR

一九四六年八月二十八日

於「バダビヤ」市

チャールズ・エングネールノ署名ノ

(和蘭軍情報部官印)

余、和蘭軍情報部長事務局長高等官印軍砲兵少佐、法學博士「カー・アイ・デウ・ヴェールト」ノ口頭ニ於テ署名宣誓セルモノアリ

カー・アイ・デウ・ヴェールトノ署名ノ

(バダビヤ・セントウルクム法學部長官印)

裏面白紙

No 1

E1778  
EVIDENTIARY DOCUMENT # P5634

書類才五六三四号

證明書

下名和蘭軍情報部 (NEFI) 戦争犯罪課長

R.N.I. A 中尉「ヤン・ス・ヨング・ニール」ハ三式各書ヲ急ニケルニ別紙添附  
報告

一九四六年五月三十日附 F.R. フレトト署名ノ命令ヲバフスニハセヨビシ  
主支那人ヲオホシシニクニシテ、宣書陸軍書 〇〇八二八七/5 上題スル  
原本全文ニシテ真実、完全且正確ナル複寫ヲケルコト及該原本ハ和蘭軍  
情報部ハ公式記録一部ナルトモ証言陳述ス

和蘭軍  
情報部印

署名以ヨング・ニール、署名  
於バタビヤ一九四六年六月七日

18-21  
19-21  
20-21  
(戦争犯罪課長事務用)

本署事務局附高等官  
カードノ面前三於署名ノ宣書セリ  
署名

No. 1

E 1778  
EVIDENTIARY DOCUMENT # P5634

書類才五六三四号

證明書

下名和周軍情報部 (NEFI) 最中記罪謀長

R.N.I. A 中尉「ヤールスヨシゲル」ハ正式合意ニ付テハ上列及添附  
報告

一九四六年五月三十日附下尺ヲモリ署長トシテ中尉ヤールスヨシゲル  
主支配人オボシキトイフノ宣書陸送書 日ハ八七ノト題スル

原本合意ニシテ眞實ニ見呈正誤ナル復寫ヲ付テ長該原本ガ和周軍  
情報部ハ正式記録ニ付テモリ証言陳述ス

和周軍  
情報部印

署名以ヨシゲルノ署名  
於ハバニマ一九四六年六月七日

本職 南緯東印度陸軍校長事務局附高等官

R.N.I. A 中尉 R.A. オウキョードノ面前ニ於テ署名シ宣書セリ  
R.A. オウキョードノ署名

裏面白紙







no 4

Doc 5634

右、要約、右記証人署名ニテ、証人ニ証人ノ自語ヲ  
モリテ、譯文ニシテ、トモトモ、註明ス

署名 F. R. フレイマール

署名 オランダ 譯文

一九三九年三月三十日

本職ノ面、前ニ於テ宣誓セリ、

ロシヤ戦事犯罪調査團

陸軍少佐 ゲーレンテ ランテ

東南アジア聯合軍陸軍總司令官

ニリテ、上記調査ノ為、派遣セラレシ

東南アジア聯合軍陸軍總司令官

訓令第一号 七項ノ権能ニヨル

裏面白紙

22

E 1779

Doc 5682

B  
及  
ビ  
C  
類  
記  
録

口  
領  
印  
長  
官  
印

テ  
モ  
ー  
ル  
及  
小  
ス  
ン  
ダ  
印

口  
領  
印  
長  
官  
印

口  
領  
印  
長  
官  
印

ナ  
ー  
ル  
マ  
ク  
(3)  
投  
書  
用  
紙  
類  
(  
投  
書  
法  
規  
定  
の  
下  
に  
使  
用  
す  
る  
紙  
類  
)

一  
年  
ノ  
十  
二  
月

中  
在

タ  
ム  
ス  
テ  
/  
J  
・  
S  
・  
S  
i  
n  
n  
i  
n  
g  
s  
h  
o  
・  
D  
a  
n  
s  
t  
e  
/

専  
用  
印

5682



2.

Doc 5682

チモール及ピンスンダ島

證據材料

日本海軍ニ依ル占領

I  
1

件ニナツタ軍除ハ最モ頑忍ナ方法ヲ採リサ  
レムノデアリマス。

(A) 同領チモールノウサバ・ベサーノ  
P e B o o b e r /ニ於テ一九四二年ノ昭和  
十七年ノ二月頃八名ノ海軍入隊ガ捕ヘラ  
レテカラ該島モナク討殺サレタノデアリマ  
ス。此ノ事實ハ海軍人兵卒アール・ビー・  
クロウ/R・B・CROWノ宣言書デア  
ル海軍文書第三七七一號ニ記述サレテ居リ  
マス。檢察官ハ此ノ文書第三七七一號ヲ檢  
査ノ爲ニ提出シソノ中ノ檢察ヲ行ヒトシテ  
提出致シマス。

(B) 一九四二年ノ昭和十七年ノ二月頃、同領チ  
モールノバプー/B a b a o o /ニ於テ同  
ツテ病院ヲ預ツテ居タ海軍軍醫伍長ハ檢  
殺サレ同領ヲ切斷サレタ。此ノ事實ハ檢察  
文書五五三七三號、海軍軍醫伍長イ・H・W・

裏面白紙

3

Doc 5682

ビンデマン / BINDBMAN / ノ 飢 餓  
 目 録 記 述 サ レ テ 居 リ マ ス 。 彼 ハ 既 ニ 越  
 ペラレウサバ・ベサー / Oobapa  
 B o o b a r / ニ 於 ケ ル 獄 以 テ モ 確 認 シ テ  
 是 リ マ ス 。

飯 塚 何 ハ 此 ノ 文 書 第 五 五 七 三 號 ヲ 檢 査 ノ  
 爲 ニ、ソノ中ノ 飯 塚 ヲ 巨 額 債 権 ト シ テ 提  
 出 致 シ マ ス

(B) バブー / B a b a o o / ニ 於 テ 一 九 四 二  
 年 / 昭 和 十 七 年 / 二 月 又 ニ 三 名 ノ 深 淵 兵  
 隊 第 一 隊 第 一 中 隊 ノ 隊 員 一 名 ヲ 提 出 致 シ  
 提 出 手 頭 一 名 ヲ 提 出 致 シ マ ス 。 此 ノ 事 實  
 取 引 切 断 サ レ タ ノ デ ア リ マ ス 。 此 ノ 事 實  
 ハ 飯 塚 文 書 第 五 五 七 九 號 ニ 於 テ、W. W.  
 レガット / L B G G A T T / 中 途 ニ 依 リ  
 提 出 致 サ レ テ 居 リ マ ス 。 飯 塚 何 ハ 此 ノ 文 書  
 五 五 七 九 號 ヲ 檢 査 ノ 爲 ニ 提 出 シ ソ ノ 中 ノ  
 飯 塚 ヲ 巨 額 債 権 債 権 ト シ テ 提 出 致 シ マ ス 。

(B) 補 償 テ モ ル タ ツ ・ メ ヶ / T e t u m o  
 t a / ニ 於 テ 一 九 四 二 年 / 昭 和 十 七 年 /  
 二 月 ニ 七 名 ノ 深 淵 兵 隊 第 一 中 隊 ノ 隊 員  
 日 本 人 ハ 巨 額 債 権 債 権 等 ヲ 提 出 手 頭 一 名  
 提 出 手 頭 一 名 ニ 提 出 致 シ マ ス 。

裏面白紙

Doc 5682

4.

裏面白紙

ソレカラ彼等ハ銃剣ヲ刺サレマシタ。銃  
 剣ヲ刺スノハ彼等ガ死亡スルマデ、二十  
 分間頃キマシタ。此ノ事實ハ警察文書第  
 三八〇二號、エス・グラカ/S・GRA  
 GAノニ依ルニ記述サレテ居リマス。

葡領チモール島デリー/DILLIノ  
 ニ於テ一九四二年ノ昭和十七年ノ三月、  
 一和口船夜ガ木ニ纏リ付ケラレ、一日云  
 時彼ニ依リ銃剣ヲ約二十分ノ間突キマク  
 ラレタノデアリマス。船及船ヲ何回トナ  
 ク衝キ廻サレマシタ。ソシテ遂ニ刺殺サ  
 レタノデアリマス。此ノ事實ハ同様ニグ  
 ラカ/GRAKAノノ際述シタモノデア  
 リマス。警察備ハ此ノ文書五八〇二號ヲ  
 根據ノ爲ニ提出シ其ノ中ノ該章ヲ證據ニ  
 引トシテ提出致シマス。

(五)  
 葡領チモールノスウエイ/Soewayノニ  
 於テ一九四二年ノ昭和十七年ノ八月一六  
 日ヨリ命令ヲ受ケタ日云人ガ伴ノ和口  
 人少尉ステイフケンズ/SITPKENSノ  
 ヲ斬首ニシテ殺害シマシタ。コレハ通譯  
 ヲ勤メタM・オーガスタン/AUGUSTUNノ  
 ニヨリ報告サレテ居リマス。コレハ警察

5.

Doc 5682

文  
字  
第  
五  
五  
八  
五  
號  
デ  
ア  
リ  
マ  
ス。  
檢  
察  
印  
ハ  
コ  
ノ  
文  
字  
第  
五  
五  
八  
五  
號  
ヲ  
檢  
査  
ノ  
爲  
、  
發  
見  
ヲ  
經  
テ  
檢  
査  
シ  
マ  
ス

(以下次頁ニフヅク)

裏  
面  
白  
紙

81

6.

Doc 5682

2、取巻所

ソノ取巻ハ他ノ地獄内ノ取巻所ト殆ド異リガア  
リマセンテシタ。

(A) ウツバ、ベサー / OCHIKIWA BISHA / 取巻所ニ  
於テハソノ状態ハ食餌、飲料水制限、待機及ビ衛  
生ニシテ、決定的ニ劣悪ナモノデシタ。取巻所ハ給  
食サレマセンテシタガ取巻所ニ入ルヘ自分自  
分ニ給テ合ハセテ居リマシタ。此ノ取巻所ハ取巻所  
取巻所、レガット / L E G G A T T / 中  
佐ノ取巻所ニ記述サレテ居リマス。

(B) 取巻所モイルノフロレス / F L O R E S / 高  
ニ於テモ状態ハ志シクヒドイモノデアリマシタ。  
取巻所ノ何ヶ月カハ何ノ住居モ異ヘラレズ取巻所モ病  
食ノ若モ戸外テ食マシタナリマセンテシタ。取巻  
所取巻所、取巻所ハゾットスルヤウナ劣悪ナモノデ  
シタ。取巻所取巻所ノ取巻所モ取巻所取巻所取巻所  
センテシタノテ各取巻所取巻所ニ小サナ穴ヲ掘リ取巻  
ハソゴニ取巻所取巻所カネバテラナカツタノデアリ  
マス。一日ニ取巻所取巻所六十四ノ取巻所取巻所取巻  
ツタノテ取巻所取巻所取巻所取巻所取巻所取巻所  
ラズ、取巻所取巻所取巻所取巻所取巻所取巻所取巻  
ラズ、取巻所取巻所取巻所取巻所取巻所取巻所取巻  
ラズ、取巻所取巻所取巻所取巻所取巻所取巻所取巻  
ラズ、取巻所取巻所取巻所取巻所取巻所取巻所取巻

裏面白紙



云フ有様テアリマシタ。息者ガ非道ニ身体ガシツ  
 テ居テ、ソノ凄涼ノ隙ノ穴ニニガツテ行ケナイ様  
 合ハば道ニ穴ヲアケ、スダソノ下ニ穴ヲツタノデ  
 アリマス。食草ハ悪イモノデシタ。ソノ結果信  
 ガ表ヘ半分以上ノ者ハ病人デアリマシタ。福モ尙  
 、息者ハ分信ヲヒラレマシタ。之等和州人信  
 二千七十九名ノ中二百十一名ガ一年ノ間ニ病死シ  
 マシタ。懸橋ハ奇蹟ナモノデアリマシタ。向來烈  
 闘ハ暴々行ハレソノ結果傷ツケラレタリ、又ソレ  
 ガ原因トナツテ死スル者サヘアリマシタ。信  
 ニ對シ防禦隊ハ何モアリマセンデシタ。之ハ後  
 察文書第五五七八號收容所長西田王國大尉、コ  
 イ・シ・ジエイ・デ・トウアール/A・C・J・  
 DE・THOUARS/西田王國大尉兵士シ・ケイ・  
 プランツ/C・K・BRAHNS/及ビ西田王國  
 軍少尉エツチ・エツチ・ジエイ・デ・フリイスノ  
 H・H・J・DE・VRIES/ニ發ル報告書ニ  
 記述サレテ居ル真摯デアリマス。  
 陸軍部ハ此ノ支隊ヲ五七八號ヲ發艦ノタメニ集  
 出シ其ノ中ノ隊員ヲ發艦トシテ發出シマス。  
 (C) 西チモールノスンバ/SORHBA/高ニ於テ  
 陸軍、發艦ノ下ニ帆船ガ行ハレマシタ。之ハ陸軍

裏面白紙

Doc 5682

文書第五五八三號、泰西軍飛行大尉エル・エル・マケンズイール・L・L・MCKENZIEノノ宣

警令ノ中ニ述ベラレテ居リマス。檢察員ハ此ノ文書第五五八三號ヲ檢閲ノ爲ソノ中

ノ抜萃ヲ書體トシテ提出シマス。

(D) 藤原チモールノクバンノKOBEPANGノ作

收容所ニ於テ、伴康ハ奇蹟ナ聖打ノ下ニ殺レ初ル

ヤウナ行軍ヲスルコトヲ強固サレマシタ。食事モ

衛生状態モ異常ニ悪ク、勞働ハ疲勞シ切ツテ

シマフ程ノモノデシタ。檢察文書第五五九七號、

PIK SLOONノ軍醫ノ宣警口述書ニ見ラレル通りデ

リマス。檢察員ハ此ノ文書第五五九七號ヲ檢閲ノ爲抜萃ヲ

提出トシテ提出致シマス。

3、死刑執行

(A) ウサバ・ベサール收容所ニ於テ一日本人下士官

ヲ突キ殺シテ逃ゲター人ノ聲ヲ人聲ガ殺サレマ

シタ。コレハ日本ノ佐長ガ司令官ノ代リニ殺イタ

ル面ノ中ニ次ノ如ク説明サレテ居リマス。即チ

「日本軍隊デハ、將校又ハ上級下士官ヲ殺シタモ

ハ常ニ死刑ニ處セラレル」デアリマス。シカシコ

8.

9.

Doc 5682

ノ件ハ更ニモナク、本部ヨリノ指令ノミテ死刑  
ヲ執行サレマシタ。コレハ、レガット / LEGATE /  
中在ノ宣旨口供書、卷三ノ中ニ見エテ居リマ  
ス。

(以下次頁ニ續ク)

裏面白紙

五二 民間人

A 抑留者

大抵ノ民間人モ亦ゴルトガル領チモールニ抑留  
サレ、ソノ状態ハ、他ノ地区ノ民間人抑留所ノ状  
態ト大差アリマセンデシタ。

(A) スンパ / SOEBA / テハ、状態ハ、少数ノ抑留者シ  
カキナカツタニモ測ラズ、悪イモノデシタ。設備  
及ビ食物ハ不十分テ、所持品ハ掠奪サレ、備イ  
打ハ自害ヲ惹起シマシタ。市役官(吏官) W。P。  
H プラス / PLUS / ノ五番口通、警察文書第五五九  
六番ニ見ララルル通りテアリマス。

警察備ハコノ文書第五五九六番ヲ提出シテ提出  
致シマス。

(B) ゴルトガル領チモールノリクイサ / RIQUIZA / ニ  
於テ、ゴルトガル一軍人ハ集結、抑留サレマシタ。  
状態ハ相違ラズデシタ。即チ設備モ、食物モ、備  
設設備モ悪ク、特に病院カラノ發達ノ的トナツテ  
居マシタ。然レニハ何ノ防禦物ナク置サレテキマ  
シタ。詳細ハ後ニ提出サレタグワカ / GRACA / ノ宣  
言口通、及ビ G。J。セクエラ  
/ SEQUEIRA / ノ五番口通、警察文書第五八〇三號  
ノ中ニ示サレテ居リマス。  
警察備ハコノ文書第五八〇三號ヲ提出シテ、提  
ヲ提出トシテ提出致シマス。

10.

Doc 5682

11.

Doc 5682

B、押留サレザル人々

1、

(A) アイリユー / ATTED / ニ於テ、一九四二年 / 日  
 十七年 / 九月、<sup>中</sup>長ノ<sup>中</sup>長ヲシタ日本入ガ、非  
 常ラシラレテ<sup>中</sup>長ヲボルトガル<sup>中</sup>長兵ヲ或シシ、  
 ソノ中大方<sup>中</sup>長シマシタ。コレハ<sup>中</sup>長者ボル  
 トカル人兵<sup>中</sup>長シムス / PHOENIX / ニヨリ<sup>中</sup>長サ  
 レ、<sup>中</sup>長文<sup>中</sup>長五八〇<sup>中</sup>長ニ出テ<sup>中</sup>長リマス。  
 後<sup>中</sup>長ハコノ文<sup>中</sup>長五八〇<sup>中</sup>長ヲ<sup>中</sup>長ノ<sup>中</sup>長、<sup>中</sup>長  
 ヲ<sup>中</sup>長トシテ<sup>中</sup>長シマス。

(B) ボルトガル<sup>中</sup>長モールノ<sup>中</sup>長アイナロ / AVILAR /  
 ニ於テ、一九四二年 / 日十七年 / 二人ノロ  
 マン。カソリツク<sup>中</sup>長ガ<sup>中</sup>長サレマシタ。ボル  
 トガル<sup>中</sup>長モールノ<sup>中</sup>長アトサベ / AVILAR / ニ於テ、  
 一九四二年十二月、日本人ハ<sup>中</sup>長<sup>中</sup>長ノ<sup>中</sup>長、  
 五十人カラ六十人ノ<sup>中</sup>長<sup>中</sup>長ヲ<sup>中</sup>長トシテ<sup>中</sup>長  
 用シ、ソノ<sup>中</sup>長ガ<sup>中</sup>長サレマシタ。

日本人ハ、ボルトガル<sup>中</sup>長モールノ<sup>中</sup>長カトライ  
 山<sup>中</sup>長 / KATRAI / ノ<sup>中</sup>長<sup>中</sup>長ノ<sup>中</sup>長ヲ<sup>中</sup>長キ、<sup>中</sup>長女子  
 ガ<sup>中</sup>長カラ<sup>中</sup>長<sup>中</sup>長ヲ<sup>中</sup>長シマシタ。コノ<sup>中</sup>長  
 ナ<sup>中</sup>長<sup>中</sup>長ノ<sup>中</sup>長シタ。  
 是<sup>中</sup>長ノ<sup>中</sup>長ハ、<sup>中</sup>長<sup>中</sup>長<sup>中</sup>長<sup>中</sup>長。ム。ピア  
 テイ / BAVIIE / ニ<sup>中</sup>長<sup>中</sup>長<sup>中</sup>長<sup>中</sup>長、<sup>中</sup>長文<sup>中</sup>長  
 五八〇<sup>中</sup>長ニ<sup>中</sup>長<sup>中</sup>長<sup>中</sup>長。

裏面白紙

12.

Doc 5682

後添備ハコノ文書第五八〇五號ヲ行證トシテ提出  
シマス。

(C) ボルトガル人。A. B. ロードレイグス / ROD-  
RICHDES / ノ宣言口述書、後添文書第五八〇六號  
ニ見ラレル如ク、日本人ハ又ボルトガル領チモ  
ールノ他ノ原住民ノ村、例エバケリカイ / KETHI-  
OVI / 及ビナハレカ / NAHARECA / ヲ無差別殺害掃射  
シテ致辱シ、掠奪シマシタ。

後添備ハコノ文書第五八〇六號ヲ行證ノ爲、掠奪  
ヲ行證トシテ提出致シマス。

(D) 巴ニ提出サレタヴァン。テル。スル。ト / VAN  
DER STOOP / ノ宣言口述書、行證

見ラレル如ク、クパング / KOPANG / テ二人ノ原  
住民ガ正式ノ叙判モナク殺サレマシタ。

(E) 巴ニ提出サレタビンデマン / BINDEMAN / 従軍牧  
師ノ報告書、行證  
ノ中ニ述ベラレテ

后ル如クウサバ / USABA / ニ於テ一人ノ原住民ガ  
殺害モナク殺サレマシタ。

裏面白紙

13.

Doc 5682

裏面白紙

(F) 一九〇四年 / 昭和十九年 / 九月 將軍田中ハチモ  
 一ノルノ東部ノルアング / Lodrig / 及ビセルマ  
 列 / Sermata / ノ島人ニ對スル懲罰行爲ヲ命令  
 シマシタ。トイフノハ幾人カノ憲兵隊員ガ原住民  
 ニ依リ殺害サレテ居タカラテス。  
 ルアングノ地方知事ラルジヤ / Radjah / ハハ  
 爾暴動ノ頭ヲ殺害スルヲ命令サレソレヲ發見スル  
 事カ出来ナカツタ爲ニ死刑ニサレマシタ。反抗者  
 ノ首長ト他ノ二人カホルトカル領ナモールラウテ  
 ム / Lucas / ニ於テ死刑トナリ。  
 ルアングノ他ノ反抗者ノ中三十四人ガモア島 /  
Moa / テ死刑トナリ、セルマタノ六五〇人ノ反  
 抗者ノ中六〇人カ殺サレマシタ。  
 コレハY田中少將ノ報告書、國家文書第五五九  
 四號ノ中ニ見エテ居リマス。  
 國家文書ハコノ文書第五五九四號ヲ秘密ノ爲採奪ヲ  
 行ヒトシテ提出致シマス。  
 一日本人中尉ハモア島 / Moa / ニ於ケル殺害  
 ノ經過ヲ更ニ詳シク述ベテ居リマス。原住民ハ二  
 十一人ノ日本兵ニ一度、三人ヅ、劍銃ヲ刺サレ  
 テ殺サレマシタ。中尉ハ自身ヲ遊女屋ヲ作り五人  
 ノ原住民入ヲ彼等ノ父ノ行ノ懲罰ダトシテ無理ニ

14

Doc 5682

差支節トシマシタ。

S オハラ / O E P A / 中尉ノ歸還、檢察文書第五  
五九一號ニ出テオリマス。

在寮制ハコノ文書第五五九一號ヲ参照トシテ提出  
マシマス。

兵 隊

コノ地區ニ於ケル憲兵隊ノ在寮ハ有テ憲兵流  
ノ執向、所持、設備、ソノ他ノ處置ヲ適用スル事  
デシタ。短草ノ火ヲ燒イタリ水攻メ禁首、尖ツタ  
石ノ上ニ睡カセタリ、ヒドイ隊打ラシタリシマシ  
タ。時ニハ被害サヘナリマシタ。

(A) L. A. ヨロドレイグス / ROODMAN C. M. / ハ彼  
ノ宣誓口述書證ニシテ中テボルトガル領チモ  
ルノオツス / OUSA / ニ於ケル諸國ノ例ヲ述ベ  
テ居リマス。又日本軍人ガ地方知事ニ女子ヲ遊女  
ニ出ス事ヲ要シタ事ヲ述ベテ居リマス。

(B) 支那人チエン・ハイ・チエン / CHEN HAI CHEN  
又ノ名ハ・ホイ / HA HOI / ガ、デイリー /  
DAILY / ニ於テ憲兵隊ノ爲ニ追譯トシテ備キ  
マシタ。彼ハ宣誓口述書ノ中テ虐待ノ懸ツカノ實  
例ヲ述ベテ居リマス。檢察文書第五八三七號デア

裏面白紙



15.

Doc 5682

リマス。

警察所ノ中ノ状態ハハ・ホイノ既述、檢察文  
書第五八〇七號ヲ容易ニ理解サレル事ニヒトク懸  
イミノテシク。テイリ―監獄ヲ濠洲人仁摩達ハ非  
常ニ執リ、衰弱シテ居リマシタ。婦人ノ俘虜モ男  
ト同ジ如ク殴打サレマシタ。  
檢察側ハコノ文書第五八〇七號ヲ復讐ノ爲拔尋ラ  
査證トシテ提出シマス。

(C)

、ホルトカル領テモールノマオウト / *Mariatu* /  
ニ於テホルトカルノ行政官ガ憲兵ニ殺サレマシタ。  
後ノ切ラレタ遺骨ハ後ノ中ニ入レラレ後ノ妻ニ送  
ラレマシタ。已ニ提出シタビーテイ―空軍中尉ノ  
宣誓口述書、査證第 號ニ送ベテアル通りテ  
アリマス。

コレデナモール地區ニ於テ行ハレタ日本ノ戦争犯  
罪ニ關スル證據ノ提出ヲ終リマス。

裏面白紙

E 1780

P5571-102

テイ、エックス 第二八二七號<sup>2/40</sup> 派別歩兵大隊ノ兵「  
ロデリック、ブルース、クロー」ハ正式ニ誓ツテ次ノ事ヲ  
述ベテキル。

私ノ本籍ハ「タスマニア」島「モンテグ」灣デアリマス。  
私ハ「チモール」ヲ捕虜トナリマシタ。ソシテ「  
オサバ、ベサール」ニ收容所ニ收容サレテ居リマシ

ルイ・エックス (30)

チモール (30)

オサバ (30)

ベサール (30)

昭和十七年一月ニ捕虜ト

二月二十日頃、私ハ落下傘  
海兵隊ニ引渡サレマシタ。

吾々ハ約三十時間俘虜ニナツテキタガ、其後射殺  
ノタメ一時ニ三名宛引出サレマシタ。八名ガ射殺  
サレ、他ハ逃走シマシタ。吾々ノ手ハ後デ縛ラレ  
テ居リマシタ。私ハ兵卒ノ「ハード」ヲ日本兵ガ  
射殺スルノヲ見マシタ。私ヲ射ツ筈ニナツテ居タ  
日本兵ハ非常ニ若イ奴デシタ。私ハ彼ヲ撲リツケ  
テ逃走シタノデシタ。彼ハ私カ逃ゲ出シタ時ハ仰  
向ケニ倒レテ居マシタ。  
其レカラ私ハ「オサバ、ベサール」ニ連レテ行カ  
レマシタ。肉又ハ米ハ極ク少ク、ソシテ食物ハ貧  
弱ナモノデシタ。

E 1780

P5571-102

テイ、エックス 第一八二七號<sup>2/40</sup> 派司歩兵大隊ノ兵「  
ロデリック、ブルース、クロー」ハ正式ニ誓ツテ次ノ事ヲ  
述ベテキル。

私ノ本籍ハ「タスマニア」島「モンテグ」灣デアリマス。  
私ハ「チモール」デ捕虜トナリマシタ。ソシテ「  
オサバ、ベサール」收容所ニ收容サレテ居リマシ  
タ。私ハ一九四二年（昭和十七年）四月ニ捕虜ト  
ナリマシタ。

此ノ以前、一九四二年二月二十日頃、私ハ落下傘  
部隊ノ者ニ捕ヘラレ、海兵隊ニ引取サレマシタ。  
吾々ハ約三十時間俘虜ニナツテヤタガ、其後射殺  
ノタメ一時ニ三名宛引出サレマシタ。八名ガ射殺  
サレ、他ハ逃走シマシタ。吾々ノ手ハ後デ縛ラレ  
テ居リマシタ。私ハ兵卒ノ「ハード」ヲ日本兵ガ  
射殺スルノヲ見マシタ。私ヲ射ツ筈ニナツテ居タ  
日本兵ハ非常ニ若イ奴デシタ。私ハ彼ヲ撲リツケ  
テ逃走シタノデシタ。彼ハ私カ逃ゲ出シタ時ハ仰  
向ケニ倒レテ居マシタ。  
其レカラ私ハ「オサバ、ベサール」ニ送レテ行カ  
レマシタ。肉又ハ米ハ極ク少ク、ソシテ食物ハ貧  
弱ナモノデシタ。

裏面白紙

5571-2

私ハ舟ノ荷降シ仕奉ラシマシタ然シ仕奉ハタイシ  
テアリマセンデシタ。賞金ハ仕辨ツテ呉レマセン  
デシタ。

：：

右記ノ事實ハ賞金ニシテ正確ナル事ヲ證ス  
一九四五年（昭和二十年）十月一日「マニラ」ニ  
於テ余ノ面前ニテ宣誓シテ陳述セルモノナリ。

アール、ビー、クロー

署名不明瞭（部長）

本寫ハ正確ナル記録本ナル事ヲ證ス

歩兵少尉「ビーター、デー、グフデユラス」

（署名）

裏面白紙

E 178 /  
P 5573 - 1

27

- 一、軍醫長 韋エー一〇三六
- 二、階級 從軍牧師
- 三、氏名 トーマス・ウイリアム・ビンデマン
- 四、俘虜ニナリタル時ノ部隊及ビ(又ハ)ソノ場所  
スバロウ部隊 チモール

六、收容セラレシ敵軍收容所並ニ病院及ビソノ時  
日、  
チモールニウサバ・ブサイル。一九四二年

18-27 (20)  
赤十字章ヲ差裝シ、  
ガW・C。 「ガスリー」ノ病院勤務ノ任ニアツ  
ハ！幸ニシテ、ソノ病院ヨリ患者ハ寂時陶前  
ニ移サレテキタガ！樹木ニ吊サレテ咽喉ヲ切  
ラレタ。

「スバロウ」部隊ノ兵隊ハ此ノ事件ヲ報告シ  
ガ。私ハ、彼ノ証書表ヲ回収シ、分ラナクナラナ

E 1781  
P 5573-1

27

- 一、尊徳書院 W E 一〇三六
- 二、信 義 従軍牧師
- 三、氏 名 トーマス・ウイリアム・ビンデマン
- 四、停尸ニナリタル時ノ葬儀及ビ(又ハ)ソノ場所  
スバロウ部隊 チモール

六、收容セラレシ敵軍收容所並ニ病院及ビソノ時  
日、  
チモール。ウサバ。ブサイル。一九四二年  
(昭和十七年)二月一同年九月

一、武裝ヲ解除サレ、腕ニ赤十字章ヲ着裝シ、「  
チモール」「バブー」ノ病院勤務ノ任ニアツ  
タ旨、〇〇「ガスリー」伍長(VXニ三三二二)  
ハイ辛ニシテ、ソノ病院ヨリ患者ハ飯時間前  
ニ移サレテキタガイ樹木ニ吊サレテ咽嗟ヲ切  
ラレタ。  
「スバロウ」部隊ノ兵隊ハ此ノ事件ヲ報告シ  
タ。  
私ハ、彼ノ証書表ヲ回収シ、分ラナクナラナ

裏面白紙

5573-2

二、

イ後ナ場所ニ彼ノ屍ヲ置クタメニ、一時屍  
体ヲ置カレテキタムイ壁壕カラソノ屍体ヲ已  
ムフ事ズ置類シテ、「ガスリー」伍長カ新ノ  
如キ後ヲ追ダケ事ヲ証立テタシ  
庭舞スベキ屍体ヲ殺シテ「チモール」ノ「オ  
カベテイ」ト「チャンブロン」隨ガ交叉シ  
テキル地方ヲ據守シテキル時、私ハ總テ隨首  
ヲ一端ニ繋ガレタ八名ノ洋兵ノ屍体ニ出會  
シタシ

各人共頭部ヲ近距離カラ射貫カレテキタ。  
十一名ノ洋兵ガ口本軍ニ捕ヘラレタ時ハ、「  
チャンブロン」病院へ移送中テアツタト云フ  
語ヲ後ニナツテ聞イタ。暫クシテ、日本軍ハ  
ソレ等俘虜ヲ全射殺スル事ニキメタガ、三  
名ハ彼等ノ桎梏ヲ脱リ逃亡スルニ成功シタ。  
名前ハ旅行中ニ失ツタガ、其ノ内ノ一名ハ「  
ウサバ、ブザール」俘虜收容所ニ到着シ、私  
ガ發見シタ。急遽カラ捕メ私ノ觀察ヲ確證シテ  
クレタノテアル。

三、

五・F。「テリ」兵卒(テヌ三五九七)、日本  
軍用ノ「トラック」ヲ運轉スル爲ニ、「ウサ  
バ、ブザール」俘虜收容所カラ進出サレタ。  
彼ノ運轉旅行中、トラックガ故障シタ。

裏面白紙

5573-3

四、

後ハソノ番兵カラ意業ダト言掛リラツケラレ  
 ヲノテ、恨座シテ番兵ヲ打ツタ。此ノ答テ、  
 後ハ我邦モナク討殺サレタ。平正（馬を不許）  
 ガ之ヲ許可シタノテアツタ。  
 平正中尉ハ深田中尉ニ後ニ大尉ニ次イテ「  
 ウサバ」ブサイル」管務教務所勸をヲ命ゼラ  
 レ。次應將校デアツタ。  
 以前、西澤海「ブルーム」テ真珠採集ニ従  
 事シアキタト云フノテ、奉シイ仲テハ「ブル  
 ム」ノ「トミー」トシテ知ラレテキタ一現地  
 人テ、彼方仕業ニ思動シタト云フ事ノ懸ツテ  
 キル事取既明言ヲ所持シテキルノヲ前リトシ  
 テキタ男方、既服後私カ所存ノ理弄ニ行ク途  
 中、通り掛リニ私ニ語シ掛ケタコトガアツタ。  
 平時ニハ東京「タイムズ」ニ雇シテキタと言  
 ツテキルガ、戦争中「チモール」ノ日本作戦  
 部員ノ一員デアツタト思ハレル「ヒオキ、ヒ  
 テシ」方番兵ノ殺ラシテキタガ、直チニ「ト  
 ミー」ヲ捕殺シタ。  
 「ヒオキ」ハ「チャンブロン」ニ至齋スルヤ  
 否ヤ彼ヲ不キナ木切テコッピドク叩カセタ。  
 私ハ其ノ現地人ノ々ニ氣成シタガ、私ノ勢  
 カハ無駄デアツタ。

裏面白紙



5573-14

彼ハ吾等ノ甲ニ迫レ込マレタ。而シテ一登ノ  
統制カシタ。

「ヒオキーハ私僕シテ、日本兵ガ私ノ現地人  
ノ「友人」ヲ撃ニ世話シテキルニ善キナイノ  
タト私ニ話ツガ。彼ノ死ハ、ソノ後、他ノ現  
地人ニヨツテ葬置セラレタ。

エ。マ。ビンデマン (署名)

一九〇五年十一月一日 「マニラー」ニ於テ、本  
職ノ自叙ニテ之ヲ是認ス

。。。。 (詠詞官署名)

テイ。タブリユウ。ビンデマン (署名)

裏面白紙

E 1782  
P 5579-1

証書文書第五五七九號

陸軍中佐 W・W・「リゲット」氏宣誓供述書ノ發見。  
「ウイリアム・ワット・リゲット」宣誓シ其意セラレ。

私ハ V・X・四四九〇七、陸軍中佐「ウイリアム・ワット・リゲット」ニシテ第二ノ四〇大隊長デアリ。私人トシテノ住所ハ「ヴィクトリア」州「モーニングトン」デアリ。

私ハ一九四二年ノ昭和十七年ノ二月廿三日「キモール」ニテ捕虜トナツタ。私ガ捕虜トナル前ニ吾々ハ「ババオ」ト云フ村ヲ奪ヒ返シタ。其ノ村ハソレ迄ハ日本人ニ占領サレテタツタ。其ノ村ヲ吾々ガ占領シタノ大隊ノ三人ノ兵ガ銃ヲ手

Handwritten notes in Japanese, partially obscured by a redaction box.

オエサバ・ピサール」ニ於テ收容監禁サレタ。

宿所ノ最初ノ中ハ住ムベキ如何ナル種類ノモノモナカッタ。唯僅カニ隔離病舎トシテ使戸スル土人小屋ガ二三アツタノミダ。吾々ハ日分給テ土人小屋ノ宿舎ヲ建テタ。

食器ノ最初ハ唯一ノ食物トシテ米シカナカッタ。料理道具ノ設備トシテハ何モナク、食物ハ一切飯盒ヲ料理ラシタ。後日ニナツテ吾々自身若干ノ料理

22

E 1782  
P 5579-1

證據文卷第五五七九號

陸軍中佐 菅・菅・「リゲット」氏 宣誓供述書ノ發奉。  
「ウイリアム・ワット・リゲット」 宣誓シ 突塞セラル。

私ハ V・X・四四九〇七、陸軍中佐「ウイリアム・  
ワット・リゲット」ニシテ 第二ノ四〇大隊長デアル。  
私人トシテノ住所ハ「ヴィクトリア」 州「モーニン  
グトン」デアル。

私ハ一九四二年ノ昭和十七年ノ二月廿三日「チモー  
ル」ニテ 捕虜トナツタ。私ガ 捕虜トナル前ニ 吾々ハ  
「ババオ」ト云フ 村ヲ 奪ヒ 返シタ。其ノ 村ハ ソレ迄  
ハ 日本人ニ 占領サレテ オツタ。其ノ 村ヲ 吾々ガ 占領  
シテ オツタト キニ 私ハ 其ノ 大隊ノ 三人ノ 兵ガ 経テ 手  
裏ヲ 縛リ 上ゲラレテ 居タノヲ 見タ。彼等ノ 口喉ハ 切  
ラレテ オリ 其ノ 上 射撃サレタ 證據モ アツタ。私ハ「  
オエサバ・ヒサール」ニ 於テ 收容 監禁サレタ。

宿所ニ 最初ノ 甲ハ 住ムベキ 如何ナル 籠齋ノモノモナ  
カツタ。唯 僅カニ 隔障病舎トシテ 使戸スル 土人小  
屋ガ 二三アツタノミダ。吾々ハ 自分等テ 土人小 屋  
ノ 舎舎ヲ 居テタ。

食事ニ 最初ハ 唯一ノ 食物トシテ 米シカ ナカッタ。料  
理道具ノ 設備トシテ ハ 何モナク、食物ハ 一切 飯盒  
ヲ 料理シタ。後日ニ ナツテ 吾々 自身 若干ノ 料理

裏面白紙

22

5579-2

月器具ヲ入手シタ。

トシテ目的ニ使用サレルニモモヨ、入手シ得ル水  
ト書ツテハ唯値ヲニ其邊ニ在ル酒造カラ持テ來ル  
モノダケテアツタ。

其ノ後約一ヶ月ニシテ吾々ノ自管邸給ハ全分ニ減  
ラサレテシマツタ、此ノ際管テモ吾々ノ其體ニア  
ル時所所カラ取戻シボモノデアル。

臣藥及衛生一初メノ中ハ藥ノ供給ハ全全ナカツタ、  
然シ吾々ハ吾々自身ノ體ヲ充分ニヤツテ行ケタ。  
便所一柄毎便所ノ設置ガナカツタ。吾々ハ自分體ノ

便所ヲ早速廻ラヌバナラナカツタ。然シソレヲ  
ルノニ道具ハ運メテ置カシカテカツタ。  
仕事一掃掃除ハ掃カラ荷物積卸シニ使役サレタ。主  
トシテハソレハ金器品テアツタ。

重器品一或ル時吾々ハ重器品ノ積卸シヲ命ゼラレタ、  
私ガ之ニ對シ異議ヲ申立テタノデソレハトリヤメ  
ニテツタ。

第二ノ四〇六條 V . X . 三五九七兵卒 II . F . 一テ  
リ一ノ所ヲ執行ニ對テ。

「オエサバ・ヒサール」ニ於ケル收奪所ノ日本軍司  
令官ニ定テ私ガ一九四二年ノ昭和十七年ノ六月十四  
日既メタ登信ノ寫シヲ茲ニ添附スル、之レニ(A)ト註

裏面白紙

5579-3

ト記ス。收容所長原田中尉代運飯倉伍長一九四二年/昭和十七年/六月十六日附ノ回答文ヲ茲ニ添附ス、之レヲ(ア)ト註記ス。

X X X X X X

藤沢収容所犯罪審判會員  
「ファイル」判事 (署名)

監人

W・W・「リゲット」(署名)

X X X X X

(B) 「オエサバ・ヒヤール」日本軍司令部  
一九四二年/昭和十七年/六月十六日

藤沢収容所長殿

左記ハ「コーバン」ニ於ケル司令部ヨリ送付シタルモノデアル。

(一)「テリー」運轉手ハ左記事情ノ下ニ送サレタ、  
一日カ前ノ暮テアルガ彼ハ食物自動車ヲ運轉シテ居  
タガ其食物自動車ガ故障シタ、彼ハ其ノ食物自動車  
ヲ隣傍ニ置キ放シニシテ食料ヲトル爲メ兵舎ヘ戻ツ  
タ。我ガ下士官ノ一人ガ彼ヲ見ツケ、食料ヲトル以  
前ニ其ノ自動車ヲ車庫持歸ラナケレバイケナイト注  
意シ、行ツテ自動車ヲ取テ来イト命令シタ、其ノ下  
士官ハ兵庫ヲ見カケ、彼ノ命令ヲ反復シタ、然ル

裏面白紙

5579-4

ニ彼レハ命令ニ従テモズンテ下士官ヲ懲罰シテ逃走  
 シタルコトノ一ニ於ケル守備隊ハ捜索ヲ怠メ彼レ  
 ラ發見シタル而シテ「ソノ一」ニ於ケル司令官ノ指  
 令ニ違キテハ殺サレタリ

(二)日本軍艦ヲハ何人ト雖モ上級將校又ハ下士官ヲ  
 撃ツタ場合ノ罰則ハ必ズ死刑ナル。臨時捕虜ガ暴  
 力行爲ヲ行ツタノハ之レガ最初ノ罪デアル。斯ナル  
 罪ノ輕度速ツトイフコトヲ希望ス。

(三)吾々ハ如何ナル場合ニテモ捕虜ニ對シテ仁慈ニ  
 欠ケタルコトヲヤリタナシ、然シテ捕虜トシハ  
 捕虜ラシク保護スルコトヲ希望デアル。

原田 中尉代理  
 坂倉 伍長 (署名)

裏面白紙

Doc 5802

電話局長

「セバステイアノグラカ」ノ訪問概要

ボルトガル領「テイモール」、  
「デイリート」(本館地)

正當ニ宣誓シタル後次ノ如ク啓達ス。私ハ電話局長ヲシテシボルトガル臣民デボルトガル領「テイモール」ノ「デイリート」ニ往ンデ居リマス。一九四二年ノ昭和十七年ノ二月二十日日本軍ガ最前ニ上陸シタ時私ハ「デイリート」ニ居リマシタ。私ハ歸着ノ「オリヅエラ」ヲ知ツテテリマス。

二月二十三日「タツ・メタ」ノ自分ノ所有物ニ

Handwritten notes in a box, including the name 'Sebastian' and other illegible text.

テユク七名ノオーストラハ軍曹デシタオーストラ

ニ突キ通ツテキマシタ。約二十名ノ日本人ガオーストラリヤ人ニ附イテ居リマシタ。私ハ余リ難レテキマシタノデ日本士官ガキルカ如何カハ分リマセンデシタ。

オーストラリヤ人ハ一列ニ並バセラレ日本人ハ後等ヲ銃劍デ突キ給メマシタ。最初ハユツクリト何處モ銃劍デ突キマシタ。二十分間銃劍デ突カレ

E 1783  
DocP5802

「セバステイアノ グラカ」ノ誤同復原

電 話 局 長

ボルトガル領「テイモール」、「デイリ」(本誌地)

正當ニ宣誓シタル後次ノ如ク啓達ス。私ハ電話局長ヲシテラルボルトガル臣民デボルトガル領「テイモール」ノ「デイリ」ニ住ンデ居リマス。一九四二年ノ昭和十七年ノ二月二十日日本軍方最前ニ上陸シタ時私ハ「デイリ」ニ居リマシタ。私ハ醫者ノ「オリヴェラ」ヲ知ツテラリマス。

二月二十三日「タツ・メタ」ノ自分ノ所有物ニ居リ日本人ニ捕マヘラレテユク七名ノオーストラリア兵ヲ見マシタ。一人ハ軍官デシタオーストラリア人ハ電話線ヲ後手ニ縛ラレソノ電話線ハ手首ニ突キ通ツテキマシタ。約二十名ノ日本人ガオーストラリア人ニ附イテ居リマシタ。私ハ余リ離レテキマシタノデ日本士官ガキルカ如何カハ分リマセンデシタ。

オーストラリア人ハ一列ニ並バセラレ日本人ハ後等ヲ後列デ突キ給メマシタ。最初ハユツクリト何處モ住居デ突キマシタ。二十分間電話ヲ突カレ

裏面白紙



2.

Doc 5802

テ後オーストラリア人ハ遠ニオーストラリアノ一都ヲ受ケテ  
死ニマシタ。

X  
X  
X  
X

三月ノ後メニオハラレダノ一士官ガ一デイ  
ノ朝儀局ノ近クニ日本人ニ送レテ來ラレルノ  
ヲ見マシタ。ソノオランダ士官ノ手ハ儀手ニ寫ラ  
レテシリマシタ。丁匠方ノ六時頃デシタ。後ハ  
朝儀局ノ庭段ノ上ニ立オセラレ一處中ソコニソノ  
マ、ニツレマシタ。翌日ソノオランダ士官ハ水ヲ  
所望シマシタガ日本人ハ兵ヘマセンデシタ。

私ハコノオランダ士官ノ位階ヲ知りマセン。

X  
X  
X  
X

コノオランダ士官ハ本ニ歸リツケラレ日本士官  
ハ創デユツクリト何回モ後ヲ突キ給メマシタ。コ  
レハ十分ラニ十分位ノ間隔ケラレソシカラ日本  
士官ハオランダ士官ノ心算ニ創ラ突キサシテ後シ  
テシマヒマシタ。後ノ鳥部及ビ胃ハ何回モ創デ突  
カレマシタ。

裏面白紙

3

Doc 5802

私ハソレカラ出カケマシタガ正午ニ口ツテ診リ  
マシタ時ニハソノオラレダ士官ノ死骸ハ取片附ケ  
ラレテラリマシタ。

X  
X  
X  
X

日本人ハ私ヲ後デ診察容所ニ入レマシタ。

X  
X  
X  
X

コノ診察容所デ日本人ハ我々ニ十分テ食料ヲ  
與ヘズタマ値カテ馬飼養ト米俵ヲクダケテシ  
タ。ソコニハボルトル人ノ醫者ガ居リマシタガ  
醫藥品ヲ供給サレマセンデシタ。五十八時リノ  
成年者ガ診察所デ食糧ノ不足ヤ飢ノ爲メニ毒ノア  
ル草ヲ採メテ之ヲ食シタ爲ニ死ニマシタ。診察所  
カラ手紙ヲ出スコトハ許サレズ又手紙ヲ受取ルコ  
トモ許サレマセンデシタ。

X  
X  
X  
X

私達ハ身毒知テ歸カセラレマシタガ知ハ身毒ニ

裏面白紙

4

Doc 5802

大シテ這管シテ居リマセシタ。要索ガ出来ル  
ト日本人ハ土民ヲ遣ッテ之ヲ持去リマシタ。

私ノ財産ハ全部日本軍ガ上陸スルト直ダ取り上  
ゲラレマシタ。他ノ財産モ同様ニ奪ハレマシタ。

土民ノ強迫ハ日本軍ト一緒ニ無運ニ處サセラレ  
マシタ。牧畜所ニ居タ一シエフデボステルノ部長  
ノハボルトガルノ強ク日本人ノ所ニ送レテクル後  
命令サレマシタ。一シエフデボステルノ一オリベ  
リアルガハリマスト日本人ハ一境中強ク監禁シ  
マシタ。

X  
X  
X  
X

証言者 署名 セバステイアノ グラカ

右ハ一九四六年ノ昭和二十一年ノ六月二十五日ボ  
ルトガル領「テイモトル」「デイリト」ニテ私ノ  
証言ニ於テ証言シ宣誓セリ。

陸軍少佐 M・H・クキントン(署名)

裏面白紙

5.

Doc 5802

右ハ東南アジア軍司令官ニヨリコノ調査ヲナス爲  
メ任命セラレタル士官ナリ。

舊領東印度軍大尉 丑・バ　　ー　　ス（署名）

ポルトガル領ブラジル知事（署名）

通　　譯　　人

私印テ一ギル・フイリエラハ證人ガ上記ノ署  
名ヲスル前ニ證人ニ對シ證人ノ自筆書ヲ前記證  
書様式ヲ正當ニ翻譯シタルコトヲ證明ス

通譯者　ギル　フイリエラ（署名）

裏面白紙

106

警務部 第五五八五號

連 書

手稿

107

E 1784

Doc P5585

私ハ、F・DE BREE 雜野ヲ KOEPANG ニ於ケル治安調査  
(SECURITY INVESTIGATION)ヲ擔當シテキル。

本日一九四五年八月二十日午後三時一人ノ未知ノ男方自分ノ所へ來タ。質問サレタ時、彼ハ姓名 MEERIANUS AUGUSTUS 出生地 KISSAR LABOUSOR、當年四十三才・無職ト回答シタ。彼ハ次ノ如ク供述シタ。

1784 (20)  
1945年8月20日  
(1945年8月20日付東京府)

十七年八月十三・十四日頃、日本人士官ノ指揮下ニアツタ SEWAT (ポルトガル領ノテモ一連綿トシテ切ク暴ヲ命ゼラレ

11日 SOEWAT ニテ殺人ノポルトガル領チモールノ土民ガ、最近イ森林ニ隠レテキル歐州人ヲ見シタト日本兵ニ報告シタ。即ちニ下人バカリノ日本兵ト約十人ノポルトガル領チモール土民ガソノ歐州人ヲ捕ヘント森林ニ赴イタ。私ハコノ森林ニ出掛ケタ人々ノ中誰ラモ知ラナイ。一歐州人ヲ伴ツテ例ノ森林ガ戻ツテ來タノハ同日ノマダ午前十二時前デアツタ。

17

14

E 1789

Doc P5585

第五五八五號

連 發

私ハ、F. DE BREE 准尉デ KOEPANG ニ於ケル治安調査 (SECURITY INVESTIGATION)ヲ 當シテキル。

本日一九三五年ノ昭和二十年ノ十月十六日午後三時一人ノ来訪ノ身方自分ノ所へ來タ。質問サレタ時、彼ハ姓名 HILTIANUS AUGUSTUS 出生地 KISSAR LABOUSER、當年四十三才・無職ト返答シタ。彼ハ次ノ如ク叙述シタ。

一九四二年ノ昭和十七年ノ八月十三・十四日頃、私ハ海軍大佐ナル一日本人士官ノ指揮下ニアツタ日本軍艦隊ト共ニ SOEWAY (ポルトガル領ノテモール)ヘ行ツタ。私ハ遺囑トシテ如ク事ヲ命ゼラレタ。

二日目 SOEWAY ニテ殺人ノポルトガル領チモールノ土民ガ、最近イ森林ニ墜レテキル歐州人ヲ見シタト日本兵ニ報告シタ。即ちニ下人バカリノ日本兵ト約十人ノポルトガル領チモール土民ガソノ歐州人ヲ捕ヘント森林ニ赴イタ。私ハコノ森林ニ出掛ケタ人々ノ甲羅ヲモ知ラナイ。一歐州人ヲ伴ツテ例ノ森林ガ戻ツテ來タノハ同日ノマダ午前十二時前デアツタ。

裏面白紙

24

Doc 5585

ソノ歐州人ハ爾印紐軍ノ制服ヲ着、綠色ノズボン  
ヲ穿キ、ゲートルヲツケ、膝ノシヤツヲ着、綠色  
ノ暗絹ヲカブツテキタ。軍隊ガ遠イタメ（約六十  
里）、私ハ彼ガ誰ダカ認メラレナカツタ。

三時頃日本人通譯ノ村上ガ私ノ許ヘ來、SHEP  
1 SNIP 少尉ヲ知ツテキルカト訊ネタノデ知ツテキ

ルト答ヘタ。ト云フノハ私ハ、SHEPERS 少尉ハ  
KORANG AND MARCKA 區ニ住ンデキタノデ知ツテキ  
タノダツタ。次デコノ村上ハ私ニ、思ヒ切ツテ、  
歐州人ノ首ガ斬レルカト訊ネタノデ到底ソシナ真  
似ハ出來ヌト答ヘタ。彼ハ更ニ KAPIPAH 二岡ジ  
向ラ出シ、私ト岡ジ答ヲ得タ。ソコデ村上ハ私ニ  
云ツタ。「俺ノ劍ハ今迄ニ多クノ人間ノ血ヲ吸ツ  
タガ今日モ新シイ血ヲ吸フダラワー」コウ云ツテ笑  
去ツタ。

同日ノ午後六時頃、私ハ SHEPERS 少尉ガモウ  
堀ツテアツタ穴ノ處ヘ進レテ行カレルヲ見タ。  
彼ハソノ穴ノ甲ヘ歩ミ入ラサレ、ソレカラ白布ヲ  
目隠シラサレタ。ソコデ十人ノ兵隊ガソノ墓穴ノ  
片端ニ立テ、一方二人ノ將校ガ、反復偵ニ立ツタ。  
村上ガヤツテ來テ、コノ二人ノ將校ノ間ニ立テ、  
劍ヲ渡キ、兩手ヲ柄ヲ握ンデ置リカブリ「天皇陛下  
下ニト降ンデ、ソノ愛護者ノ首ヲ斬リ捨てテタ。

裏面白紙

3. ~~A~~

Doc 5585

首ト停ハ迄入ヘ審テ迄ミ、ソノ後、日本人送ヘソ  
ノ爲ラ去リ、我々探察隊ハ先ヘ進ミ續ケタ。  
書ツテコノ叙述ヲ確證スル

一九〇五年ノ陽曆二十年ノ十月十六日 KOEPPANG ニテ

H. DO BRINE (署名)

薩摩・信安同左様

出頭人署名 H. AUGUSTEIN

コノ叙述書ハオランダ語ヨリマレト語ニ翻譯セル  
モノヲ、S. SAUBAKI ト H. KENNING ノ立會ノ下ニ H.  
AUGUSTEIN ニ翻譯同カセラレタ。

證人

署名 S. SAUBAKI

署名 H. KENNING

裏面白紙



証 明 書

Doc 5585 (cont)

左ニ記セル「オランダ軍情報局」/HERHS/長等  
 犯罪探偵長官印軍大尉チャールズ・ヨンゲネール  
 /CHARLES JONGENEEL/ハ正式宣言ノ後、添附供  
 求書ガ下記地名ノ和蘭語文書原本ノ全文ニシテ真  
 實、完全且正確ナル寫シナルコトヲ誓言ス。  
 コエバング/KOEPANG/一九四五年/昭和二十年/  
 十月十六日附、第OM/PT/M, 1456F 號、印軍下士  
 官治安部代理T・デー・ブレイ/H. DE BREE/ニ  
 ヨリ作成セラレタルメルキアヌ・アウガスチン  
 /WILKIAANS AUGUSTIJN/ニ付ル疑書、一情報略  
 記添附一、該文書ノ原本ハオランダ軍情報局ノ公  
 式記録ノ一部ナリ

署名 チャールズ・ヨンゲネール/署名/  
 /CHARLES JONGENEEL/

官 印 於 バタビア

一九四六年/昭和二十一年/八月二十八日

右ハ官印領印反機事務局長事務局前任官印軍軍  
 兵少佐法學博士ケイ・エイ・デー・ウエアド・  
 /K.A. DE WERD/ノ面前ニ於テ署名シ且誓言セリ  
 署名 ケイ・エイ・デー・ウエアド/署名/  
 /K.A. DE WERD/

官 印

✳

22

E 1785  
P5578-1

表題——テツアリス大尉ノ卒ノシー・ケイ・ブランツ  
及ビテフリス中尉ニ依リ作成セラレタル  
フロレス俘虜労働隊ニ關スル報告書  
。。。。。。。。

テロム俘虜收容所ノ以下單ニ收容所トアルハ俘虜  
收容所ノコトナリノ  
陶製の手當、

宿泊設備、健康ナル俘虜ガ千九百四十三年五月十日  
午後五時頃收容所トシテ充當セラレタ、マホエメレ  
ノ東方三軒ノ海岸ニ位スル椰子嶺西(附録A略圖參

テロム (多ク)  
テロム (多ク)  
(テロムはテロム行方)

泊設備ハ二個ノ土人家屋ヨリ  
テニ之レヲ占取セリ俘虜ハ該  
ノ建屋ヲ廣ゲル僅ノ暇シカ無

ク露天ニ横臥セザルヲ得ズ而シテ(續ク機運間中)  
彼等ハ彼等ヲ取り附ケムトスルモ其ノ手段方策無カ  
リシ爲メ屢々彼等ノ彼等ヲ取り附ケルコトヲ得ザリ  
キ是後日大々的ニマラリヤ傳染病ヲ發生セシメタリ、  
此ノ状態ハ二週間後最初ノ營舎ガ準備セラル、マア  
繼續シタリ(該建築作業ハ迄止場勞務終了後ニ着手  
シ得タルモノナリ)最初ニ健康ナル者宿給セシメラ  
レ蓋然ニ(四週前後)病人ハ小屋ニ入ル事得タリ。  
該營舎ハ元始的ノモノニシテ人ハ土間ニ眠ラザル可  
カラズ(九月以前ニハ籬ノ露台ガ作ラレ取り付ケラレ



5578-2

ザリキ一 監獄ハ營舎内ニ褥子橋ノ立在スル爲メ防水  
ニハ蓋メテ蓋キモノアリ而シテ遠隔ニ近キ該營舎ハ  
手車ニ依リテ生ズル塵埃ニ苦シメラレ塵埃ハ飛行  
器ノ飛行機ニ依リ更ラニ悪化セラレタリ、煙ノ俵如  
（蓋ハ後日作ラレタリ）ハ營舎内ニ雨水ヲ流入セ  
シメタリ。取捨所又ハ糞尿ヲ取捨スル爲メニ汚穢者  
ヲ少シモ利用出テカツタ事實ニ特ニ注意ヲ喚起セ  
ザル可カラズ。夜間ハ消燈信置（八時三十分）ニ至  
ルマテ蓋ヲ使用スル一編ノ小サナラムブガ唯一ノ燈  
火ナリキ、

衛生上ノ予防、一ツノ看護室トシテ最初ノ看護員ハ  
褥子橋ノ運搬ヲ以テ仕動ラレタル部分ガ検目セラレ  
事實上此ノ「病者ノ監」ハ重症患者取捨所（概一ウ  
ルフ取捨所）ヘ移送スルコトニ依リ時々一替セラレ  
タリ然レドモ是ニ病人取捨ノ營舎ハ重症ニ準信セラ  
レタリ之等ノ小監ノ不便（待役者ノ小監ト同ジ様ニ  
懸念セラレタルモノ）ハ更ラニ一層（非常ニ劣悪ニ  
シテ）舞台ノ不足ヲ示シ而シテ醫師及ビ看護員  
カラ手首ヲ受ケルノニ塵ハラザルヲ待ザル事ヲ以テ  
特ニ「靴下スクーレル」ガ所屬醫師ノ家（病室中ニ醫務部  
員ハ宿泊セリ）ノ床下ニ於テコロシクノ蟲様至炎症  
者手首ノ具アリシ事ヲ以テ証明セラレタリ。監獄ヨ  
リ落下スル塵埃ハ毛布ヲ承ケトメラレタリ藥品ハ不

裏面白紙

充分ニ支給セラレタリ、新クシテ病ヘバ多クノ烈シ  
 キマラリヤ仁泉類中數週間ニ亘リキニ一六ノ使用  
 シ得ザルコト屢々起リ、而シテ四十度以上ノ熱病患  
 者ニ對シテノミ九藥ハ支給シ得ラレタリ此ノ事ハキ  
 ニ一六期ノ候如ガ必ズ死ヲ招來スル毒腫性マラリヤ  
 ガソノ結果トシテ生ズルニ至リシ時判然リタリキ、  
 唯數少ナル微温湯ガ使用出來赤痢及ビ其ノ後ノ胃痛  
 ニ對シテハイギリス藥ガ使用セラレタリ、藥品ハ極  
 メテ重態ナル場合ニ於テノミ醫師及ビ病院事務員ノ  
 所持スルモノヨリ分配セラレタリ。ソレニ對スル藥  
 品ガ不十文ナリシ脚氣及其他ノ病氣ニツイテモ同様  
 ナリキ、同收容所ニ於テ管テ充分ナル手當用品ノ使  
 用セラレタルコト殆ンド無シ。

解毒、ガレレミルク、ジヨハール藥ノ抽劑、ペーダ  
 ーヘーザイング外肉及ビ之ニ關スル物ニヨリ藥品ノ  
 不足ヲ補ハザルベカラザリキ元氣回復劑ノ分配ハ同  
 様外ナリキ唯一ノ能ク爲シ得タル事ハ時々少量ニ提  
 供セラレ且ツ常ニ朝鮮人衛兵ニ依リ請取セラレタル  
 鴉片ヲ應フコトナリキ。

。。。。。。。。

勞働ノ時間ハ休息ヲ含メテ約十時間（午前七時十五  
 分ヨリ午後五時ニ至リ）ナリキ。後ニ至リ疲勞スル  
 勞務ノ有リタル場合ハ之レヨリモ早ク勞働ヲ中止ス

裏面白紙

5578-4

ルコトトナレリ原則トシテ幾々ノ當面ニ依リ不逞官  
ナリト宣セラレタル者ガ飛行場勤務ニ参加セザル可  
カラザリシコトハ特ニ取リ立テ言及セザル可カラズ  
彼等ノ即チ飛行場勤務ノ者ノハ強兵ニ依リテ任命セラ  
レタリ（殊ニ朝鮮人天山ニ依リ任命セラレタリ同人  
ハ屢々自ラ病人ニ對スル詔呼ヲ行レタリ）此等中赤  
痢症病ハマラリヤ（一日約八人乃至十人）ノ爲メニ  
委任スル者ハ約午後二時及ハ三時ニ倉庫ヲ築ヘ來  
ル者ト共ニ昼食後取寄所ヘ歸ルヲ許サレ取寄所ヘ到  
達ノ上彼等ハ常ニ疲レ果テ取寄所司令官ニ依リ待チ  
ウケ段行セラレ候時開カノ後勤務者ノ本隊ガ任務取  
寄所ヘ歸勞務ニ服セシメラレルカ若クハ「氣ヲ附」  
ノ姿勢ニテ立タザル可カラズ

補遺反ビ履物、

履物、勞役者ガ目ヲ持シ來レル履物（一部ハス  
バラヤニ於テ分配セラレタル履物）ハ當時ニシテ履物  
セル爲メ極メテ當時ニシテ一部ノ勞務者ハ裸足ニテ  
仕事ニ歩行スルヲ畏シ（一新卒、五、六軒ノ距離而  
シテ其所ニ於テ彼等ノ仕事ヲ爲サザル可カラズ其ノ  
結果ハ多クノ負傷者ヲ生ゼシメタルコトナリ（大部  
ハ病者ヲ含ミタルモノナリ）  
後、上衣ヲ着用シ又ハ褌帯スルコトハ勞務者ニ對  
シ禁ゼラレタリ、ズボンハ不充分ナ修繕手段ト被シ

裏面白紙

5578-5

キ着居ノ結果トシテ且ツ又海水ヲ以テスル流理ヲ通  
ジテ彼等ノ身体ノ周邊ニ擾攘ノ如ク垂レ下レリ（初  
カラ石位無シ）多クノ月日ヲ経テ後始メテ多クハ小  
型ニ失スル灰綠色ノ被膜ノ僅少ナル数量ガ分配セラ  
レタノミナリ

安全死ハ保難

頃察所ニ於ケル位置ヲ示セル對入セル照面（同封込）  
ハ飛行者ニ近キ收容所ノ徑メテ危險ナル位置ヲ指稱  
ス（主ナル清走路ノ絶縁ハ營舎ヨリ七十五米突ノ距  
離ニ在リ）有り得可キ燃焼中ソレニ隣接セル燃焼取  
容所ヲ復等ガ助ケ様ト欲シタトシテモソノ收容所ハ  
尙且ツ非常ナル危険ニ曝サレシナラン  
同様ノ事カ隣接セル日本入營舎及ビ朝鮮兵ノ營舎  
ニ對スル有り得ベキ燃焼危險ニツイテモ言ヒ得ル。  
日本人モ亦此ノ事ヲ知り居タルコトハ日本ノ青木章長ガ自ラ  
或ル營房ノ面前ニ前述ノ如ク語りタル事實ガ證明ス  
ル所ナリ。飛行機ノ墜落ニ對スル保護ハ最初ノ數月  
間ハ存在セズ後月（道路及ビ海岸ニ並行シテ）墜無  
ク餘リ深カラザル邊ノ樹叢セラレルト共ニ更ラニ從  
日ニ至リ原始的ナル迷彩ガ施サレタリ（即チ木ノ葉  
ヲ營舎上ニ敷ス）而シテ之等ノ豫防手段ガ營房ノ安  
全ヲ改善スルヤ否ヤノ問題ヲ考慮スルコト無シ  
勞務中、豫防手段ハ飛行機ノ作業ニ於テ明却セラレ

裏面白紙

5578-6

タリ聯合軍艦隊ノ場合ニハ命令ハ近クノ森木林中ニ  
 出來ル丈ケヨク隠レ場所ヲ捜シ求ムル機試ミル様ニ  
 トノコトナリキ、何等ノ警戒無キ爲メ持業者ノ反對  
 ニ抱ハラズ停居ラシテ筑中ニダイナマイトヲ裝填セ  
 シメ其ノ間日本人目体ハ相當ノ距離ヨリ監視シ居タ  
 ル事實ニ徴シテ随ラカナル短ク飛行場自依ノ作業中  
 ニ於テモ亦保護ノ爲メニ充分ナル注意ノ掃ハレタル  
 コト無カリキ  
 又派止場發後ニツイテモ其ノ危険長ラニ大ニシテハ  
 即チ日本飛行機ハ絶ヘズ空中ニ在リ而シテ米艦ハ入  
 港ノ發着船ヲ監視維持セリ、(千九百四十三年七月  
 中旬)有ラユル警戒手段ガ決頭ノ状態ナリキ、何等  
 ノ警戒所無ク命令ハ最初次ノ期クニテアリキ、即チ  
 空襲警報ノ場合勞務ヲ繼續シテ行ヘ而シテ唯敵機  
 出現警報ノ場合ニノミ隱シ場所ヲ捜シ求メヨト言  
 フニ在リキ

。。。。。。

裏面白紙





(イ) 重症患者（之等ノ者ハ唯湯式共同便所ヲ使用シテ

ル爲メ該便所ヘ移サレタルモノ）

(ロ) 回復期ニ在ル患者ノ大部分ナリ

右二種ノ者ハ初メハ白天ニ留マリシモ後日雙方共浴者ニ依リ廻テラレタル宿泊用ノ設備ノ未造假屋ヲ得タリ。病院事務員ハ醫師家ノ床下ニ在ル空キ厨ニ宿泊セザルヲ得ザリキ。而收容所ニ於ケル炊事場設備ハ概メテ貧弱ニシテ第一收容所ニハ何等其ノ設備無ク新築ハ即座炊事場ヲ改善ニ活用セザル可カラザリキ。其所ニハ何等ノ燈火無ク又有りトスルモ概メ不充分ナルモノナリ。唯第二收容所ノ病室ノ全体ニ對シ五個ノ油ラムプヲ使用シ得タルノミナリ。

衛生上ノ預防手段。第一ウルフ收容所ニ於テハ何等便器ハ使用ヤシメラレザリキ。重症患者ニ對スル病室ニハ小ナル穴ガ各寢台ニ設置シテ掘ラレ、患者ハ其ノ穴ヲ越エテ轉身セザル可カラズ、一日四回乃至六十回ノ便通ハ普通ナルガ故ニ屢々新ラシキ穴ガ患者ノ周邊ニ掘ラレザル可カラザリシタメ遂ニハ掘ルコト不可能トナリ新ラシキ寢床ヲ見出サザルベカラザリキ。患者ガ便等ノ寢台ニ設置スル穴ニ轉ガリ行クニ力弱キ場合ハ其穴ハ寢台ノ下ニ且ツ睡眠スル藪席ヲ避シテ掘ラレタリ。當初其所ニハ彼等ノ汚レタル衣服ヲ洗フ水ハ勿論、患者ヲ洗フベキ水モ無ク、夫レガ爲メ彼等ハ此ノ病室内ニ於テ排泄物ト雖ト

5578-9

ニ依リ不潔ナル身体ノ下方部ニ何等覆フ可キモノ無クシテ横臥セリ。(或ハ少シク覆ヘルモノモアリ)多クノ病合床潔レノ患者ハ臥テ充満セル拳ノ深サノ衝ヲ持チ居リタリ。第二ウルフ收容所ニ於テハ穴ヲ以テスル排泄方法ハ最終ニ若干ノ便器使用セシメラレ、直懸患者ガ木造ノ便器ニ宿泊セシメラレ得ルニ至ルマデ直行ノ便アリタリ。サマデ直懸患者ニ非ザル者ニ對スル病室ニ於テハ便ノ使用許サレ、該便ハ乾燥セル箱中ニ中味ヲ放出シテ空處ニセザル可カラズ。後日此處ニモ亦同復期ニ於ケル患者ノ病室ニ於ケルガ如ク給糞式共同便所ガ設ケラレタリ。該同復期患者ノ病室内此ノ方法(給糞式共同便所)ガ用ヒラレタルモノナルガ、唯同復期ノ患者ハ自ラ之等ノ共同便所ヲ塵芥ヲ投ゲ捨テ、埋メ且ツ掃リ等々可カラザリキ。第二ウルフ收容所ニ於テハ一室ニ夫等ノ病ハ他ニ比シテ深カリキ(地下水ノ爲メ)然レ共懸患者ニ對スル病室ヨリ近距離ニ在ル爲メ相當距離ヲ發生セシメタリ。入浴及ビ洗濯ノ機會ニ乏シキコトハ、最初ノ三週間中醫師及ビ看護ノ職員ガ唯儀カニ參同、馬來式糞内家屋ニ近キ汚水セザル井戸ノ溜水ヲ以テ彼等自身ヲ洗フ機會有リタルニ過ギザル事實ニ復シ明白ナリ。

醫務手當。宿舍設備及ビ衛生上ノ豫防手段ノ缺除ノミナラズ、亦藥品及ビ手當用品ノ著シキ不足ガ醫

裏面白紙

5578-10

療手當ノ實施ヲ極メテ困難ナラシメ屢々不可能ニサ  
ヘ立チ到ラシメタリ。此所ニ於テモ亦當初醫師及ビ  
病院事務員ノ所有セル藥品ガ使用セラレザル可カラ  
ザリキ。ジャバヨリ持チ來ラレタル官用品ハ死ニ瀕  
セル重患者ノ増加ノ爲メ幾多ノ反復セル要求アリ  
タルニ拘ハラズ、到着後一週間暫初メテ使用シ得ル  
ニ至レリ。其ノタメ幾ラカ多量ノ供給品ヲ我々ニ於  
テ處分シ得ルニ至リタルモ、ソレハ屢々最モ切實ニ  
必要トセラレタル藥品ニテハ非ザリキ。醫療用具ハ  
得ラレザリキ。

食料供給。日本人ハ唯米及ビ南瓜ノミヲ供給シタ  
リ。最初ノ週間、追加食糧ノ購入禁ゼラレタルモ、  
衛兵不充分ニシテ取給リ行キ届カズ爲メニ衛人  
ノ營舎ノ鐵網垣根越シノ取引ヲ助ケタリ。其ノ取引  
ハ勿論歩行シ得ル患者ニ先取セラレ、重患者ニ對  
スル供給ヲ困難ナラシメタリ。然レドモローマンカ  
ソリック傳道會ニ依ル重患者ニ對スル牛乳ノ供給  
ハ數日ノ後禁ゼラレルト共ニ他ノ元氣回復資材（鳥  
卵、魚肉、果實）ノ購入モ非常ニ妨害セラレ屢々不  
可能ニセシメラレタリ。何故トナレバ、朝鮮人衛兵  
自ラ之等ノ物品ヲ買ヒ、且ツ賣ミ、或ハ我々ノ購入  
ニ對シ一種ノ最高價格ヲ設ケシタメ、非常ニ我々ニ  
同情シ我々ヲ助ケタル賣手ガ、其ノ甲斐モナク賣ラ  
ズニ儲ヘルコトヲ餘儀ナクセシメラルガ爲メナリ。

裏面白紙

5578-11

ブロム收容所ニ於テ屠殺セラレシ病人收容所ノ爲  
メノ生肉ハ唯數回運送ヤシニ運ギズ。其ノ管理ノ任  
ヲ課セラレタル隊人衛兵ガ、通常ニ彼自身ノ爲メニ  
之レヲ使用シタリ。第一ウルフ收容所ニ到着スレバ  
其所ニ唯一ツノ井戸アリ、飲奉給ノ爲メニ使用ヤシ  
メラレタリ。最初ノ日ハ何等飲料水ナク其移モ長時  
日ニ亘リ水ヲ遠隔ノ井戸ヨリ困難ヲ冒シテ獲ビ奈レ  
リ。ソノ結果トシテ赤痢ニ依ル水分喪失ノタメ非常  
ニ咽喉ノ渴ケル患者ニ對スル茶ノ乏シキ配分トナリ  
爲メニ後等ハ秘カニココアナツトミルクヲ飲ミ、後  
等ノ病氣ヲ惡化ヤシメタリ。其後若干奉給ノ改善ヲ  
見タリ。

養務

看護。看護員ノ數ハ非常ニ僅少ニシテ、夫レガ  
爲メ病院ノ奉務員ハ通常ノ勞務ニ限シ、過少ノ休息  
ヲ取ルコトヲ餘儀ナクヤラレ、而シテ劣惡ノ宿舍設  
備ト食料ノ爲メ病氣ヲ再度發シテ患者トナレリ。  
他ノ勞務。最初ノ十日間ハ渡止場勞務ニ組ミ入レ  
ラレザリシ第一ウルフ收容所ニ運留セル健康者ヲ之  
レニ使用シ得タルモ其ノ後ハ回復期ノ患者ヲ他ノ勞  
務ノ爲メ使用ヤザルヲ得ザリキ。(患者ニ非ザル者  
ニ依リテ爲サル可キ飲奉給ノ勞務ヲ除ク) 共同便所  
ヲ掘ルコト、收容所ノ掃除、重キ毎ノ水ヲ掘ブコト、  
(其ノ後ハ空廬ナル時四人ノ擔ギ人ニ依リテ掘ブコト、

裏面白紙

5578-12

シ、夫等ノ人々ハ百米突ノ役交代ヲ要ス。食料ノ分  
配、墓ヲ造ルコト、死者ノ運搬及ビ火葬ハ、同復期  
ノ患者ニ依リテ爲サザル可カラズ。其ノ結果ハ毎日  
再發患者ノ有リタルコトナリ。

日本人 指揮官。

フロレス 收容所ノ日本人指揮官若田中尉ハ、彼ノ  
フロレス 滞在中其ノ收容所ノ直轄ノ指揮ニ決シテ容  
隊ヲザリシ人へ航海ニ於ケル方知ク。トシテ局知ノ  
人物ナリキ。彼ハ彼ノ滞在中ノ大部分ヲマオエメレ  
村ニ居住シ、彼ハ曾テ患者收容所へ來リタルコトナ  
シ。一回彼ハ彼ノ鼻ト口ニ手巾ヲ當テ第二ウルフ收  
容所ヲ通過シタルコトアリ。而シテ額メテ褥ニプロ  
ム。收容所ニ來レリ。(多クトモ一週ニ一度ナリ)

最初ノ月ニ於テ彼ハ彼ノ準士官ヲ、彼ノ信任スル  
朝鮮人衛兵六山ノ手ニ委ヌルコトニ依リ直接ノ指揮  
ヲ與ヘタリ。該六山ハ例ノ恐怖ノ統治ニ對シ責任者  
ナリ。

朝鮮人衛兵。

唯一人ノ例外ヲ除イテハ、朝鮮人衛兵ハフロレス  
ニ於ケル全期間中俘虜ニ變シ非行ヲナシタリ。終リ  
ノ數ヶ月間ニ稍長クナリタルハ、寧ラ其所ニ長ク滞

裏面白紙

5578-13

在セル結果ニシテ人情ノ結果ニ非ズ、衛兵ノ指揮官、  
服務指揮者、監督官、當番兵、及ビ其ノ他ノ職員ノ  
眞ニ無能無頼ナル能力ハ種々ノ手段ニ依リテ運用セラ  
レ、俘虜ノ虐待ト彼等自身ノ利益ニ終レリ。

整列ニ對スル命令及ビ指揮、芥箱ノ消毒、軍隊敬  
禮ヲ爲スコト、夜中時計、万年筆、衣服ノ強請ニツ  
イテノ定例ノ反復セル努力、俘虜ノ爲メノ肉及ビ其  
他ノ食料ヲ盜ミ取リ又ハ煮服スルコト、泥濘ノ結果  
トシテノ收容所ニ於ケル数多ノ悪シキ振舞及ビ恐迫  
ノ下ニスル不道徳行爲ノ強行、又眞正ノ罪若シタハ  
想像ノ罪ニ對スル處罰、顔面ノ平手打、(又ハ平手  
打ヲ爲サシムル爲メノ他ニ對スル指圖、竹、杖、又  
ハ銃ノ台尻ヲ以テ頭部及ビ身体ヲ打ツコト等ノ行爲  
ハ患者收容所及ビ勞役者ノ收容所(患者ノ部門ヲ含  
ム)ニ於テ神經不安ヲ起サシメタリ。此ノ最癩ノ例  
ハ新任ノ衛兵指揮官代理ノ名ヲ呼ブコトナリ。即チ  
其ノ名ハ、特別ノ道樂及ビ罰ニ對シ準備スル爲メノ  
時間ヲ有ラシムル總會ヲ俘虜ニ與ヘムガ爲メ、直チ  
ニ收容所内ニ傳ヘラレタリ。名ヲ呼ビ廻ハリテ準  
備ヲ爲サシムル一途ニ朝鮮人衛兵ハ病人ニ對シテ何  
等考慮ヲ與フルコトナク、死者ニ對シテモ禮拜スル  
コト無ク、俘虜ニ對シ人情味アル取扱ヲナスコトモ  
無カリシナリ。若干ノ日本人ニツイテ除外例ヲ設ケ  
ルコトヲ得、殊ニ二名ノ耶蘇教信者ノ朝鮮人ニ對シ  
テ然リ。即チ此ノ朝鮮人ハ千九百四十三年クリスマ  
スノ夜、俘虜ノ間ニ分配セラル可キ贈物トシテ若干  
ノ巻煙草ヲ與ヘタリ。

裏面白紙





5578-15

裏面白紙

一 彼ハ此ノ期間中患者報告ニ干渉セリ而シテ警備ノ  
 マラリヤ及ビ赤痢患者ヲ飛行場労働ニ送リタリ  
 ニ 彼ハ彼等ノ労働ヨリ離リタル病メル軽度及ビ若干  
 ノ病氣患者ヲ彼ノ台尻ヲ以テ殴打セリ  
 三 警備中尉ビィ・ダブリュー・ステイーン(赤痢ヨ  
 リ來ル一種ノ重症患者)ニ對スル態度ノ虐待夫レ  
 ハ此ノ人物ノ死亡ニ關係ノ元因ヲ爲セリ  
 四 國民軍軍曹ブローアー及ビハームセン中尉ニ對ス  
 ル態度テ懸念ナル虐待(後ノ想ニ屬スル若干兵卒  
 逃亡ニ關シテ)  
 五 荒井、朝鮮人衛兵、此ノ人物ハ勞役團ノ指揮者トシ  
 テノミナラズ他ノ場合ニ於テモ嚴シキ虐待ヲ行ヒタ  
 リ  
 六 第一ウルフ收容所ノ重症患者ノ病室ニ於テ彼ハ氣  
 ヲ附ケノ横臥姿勢ヲ爲サザリシ故ヲ以テ重症患者  
 ノ頭部ヲ殴リタリ  
 七 藥草ヲ採求中ノ第一ウルフ收容所ノ同僚期ニ在ル  
 一團ノ患者ヲ藥子葉叢ヲ以テ折檻シタリ  
 八 (衛兵官ノ許可ヲ得テ)而シテ其ノ後テ彼等  
 ヲシテ日向ニ長時間曝ツカシメタリ  
 九 雲霧ナラザル非行(炭皿ハ完全ニ汚穢セラレズ)  
 ノ故ニソノ時居合ハシタ第二ウルフ收容所ノ收容

5578-16

裏面白紙

所員ヲ殴打シタリ而シテ其ノ後長時ニ亘リ彼等ノ

一部ヲ殴打セリ  
四 醫務官等ト折衝ノ客客ノ爲入院中ノキアバニース  
軍醫ヲ殴打リタリ

英國、朝鮮人新兵、朝鮮人新兵ノ内此ノ人等ハ最モ  
恐ル可キ典理ノモノナリキ

一 唯日本ノ收容所指揮官ノ舉動ガ氣ニ喰ハザル爲ニ  
ヤツ當リシテタリボエラ收容所ニ於ケル全部ノ

士官ノ辱辱ノ士官ヲ補舎ニ呼ビ出シ何等ノ理由無  
シニ彼等ヲ薩マツカシメテ殴打リ且棒ヲ以テ彼等ヲ

殴打セリ  
ニ 後ハ第一ウルフ收容所ニ於テ氣ヲ附ケノ横隊姿勢

ヲ取ルニ後レタル爲一息者(後日彼ハ死亡シタリ)  
辱辱ジエー・エー・マーシンデノ門部ヲ殴打リ長サ

十センチ骨ニ達スル傷ヲ生ゼシメ更ニ再び壹回彼  
ヲ殴打セリ

三 脅迫ノ下ニ或ル若年ノ辱辱ヲシテ醫務ヲ爲サシム  
ル緣説得セムト試ミタリ(ヴアンリース事件)

四 吾等、日本人通譯、此ノ人物ハ唯往來ノ航海中ニ於  
テノミナラズ、フロレンスニ滞在在中ニ於テモ幾回強

忍ナル行爲ニ就テ有罪ナリ  
一 ハームセン中尉及ビハンデヴエルド中尉ヲ辱シク  
辱辱セルコト

5578-17

ニ係ルジヨブノ願ヲ彼ノ職ガ寸断サレルマデ罷リ  
タリ

續、朝鮮人衛兵、事件ノ應待ヘクラウスニ次イ  
テ彼ハ行場ニ於ケル後等ノ勞役ヨリ歸還スル患者  
ヲ自合ニ集ラ附ケノ診察ニテ立タシムルニ至メテ後  
症ナリキ、彼ハ後等ヲ打シ若シクハ勞役ノ全員  
ガ皆退スルマデ彼等ノ勞役ニ再ビ彼等ヲ送り返シタ  
リ

山本、朝鮮人衛兵、勞務後患者ノ指導者  
前掲終リニ云ゲラレタル職務ニ於テ彼ハ整同處待ニ  
シ有罪ナリ

テ、ツニアリス事件参照ノコト

テ、ツニアリス大尉事件。一役ニ歩兵大尉デ、ツ  
アリスハマオエメレ/マオエマー/港ニ於ケル陸揚  
ゲノ期間中及ビ其ノ直後ニ於テ和蘭人勞務管理者ト  
シテ活動セリ、千九百四十三年五月十三日彼ハ日本  
人軍曹石井及ビ軍曹坂本ニ對シ衛兵ニ依ル種類所謂  
ソビーゴエノエングノ態度ノ使用ニ就テ不満ヲ述ベ  
且彼ハ前日ノ探訪ニ基キ餘分ノヲ類待シタリ、午後  
ニ此テデツアリス大尉ハ願ヒ出デテ朝鮮人ノ勞務關  
長、山本ヨリ令シ方上陸セル若干ノ赤痢患者及ビ病

裏面白紙

5578-18

氣ニナリタル若干ノ履着者ヲプロム收容所マデ貨物  
 自動車ニテ送還スル許可ヲ得タリ、出立者、山本ト  
 親等入選部士トノ間ニ烈シキ議論有リタル後、後者  
 (選部士)ハ大尉ノ候補ヲ打シ其ノ間山本ハ氣ヲ  
 附ケト叫ビツツ後ノ商議ヲ成リタリ、此ノ態度ニ對  
 シ憤慨ニ達シテ、デ・ツィアース大尉ハ山本ノ愛國  
 ニ對シテ次ノ如ク答ヘタリ即チ  
 『彼(デ・ツィアース)ハ曾テ日本人ト闘ヒ今日彼  
 ハ日本人ノ命令ニ服スルヲ餘儀ナクセラレ居ルコト  
 及ビ達シ議會有レバ彼ハ再び日本人ト闘フ可キコト』  
 ヲ答ヘタリ、其ノ時彼ハ商人、牧山ヨリ銃ノ台尻ヲ  
 以テスル合計四十圓ノ打ヲ口部ニ受ケ且嚙ラレ且  
 擲シ廻ハサレ其ノ間山本ハ彼ニ有ラユル罪状ノ手ヲ  
 試ミタリ、其レカラ間モ無く軍曹坂本ハ再び其ノ場  
 ニ現ハレ彼ノ坂本ノヲ通ジテ、デ・ツィアース大尉  
 ハ彼ノ不潔ヲ收容所司令官ニ訴ス事ヲ得タリ  
 山本ハ之レニ對スル返メテ表面的ニ皮相ナル質問ノ  
 間ニ其ノ所由ノ理由ハ、デ・ツィアース大尉ガ一直  
 ニ二道ノ奥者(上陸ノ者及野島中ノ者)ヲ彼ニ知ラ  
 サズニ送リソノタメ困難ヲ生ゼシメタルニ依ル旨ヲ  
 答辯シタリ其ノ折衝ノ結果ハ程度ノ區限直線ノ全  
 邊移出及永久不治ノ障害ヲ生ゼシメタル右限ノ重害

裏面白紙

5578-19

ナリキ、軍醫士官アイ・マリエンノ判断ニ依レバ此ノ新種ハデ・ツィーアース大尉程ノ運動家デナイ場合ニハ其ノ者ヲ死ニ至ラシムルモノナリト言フ

事實ハ最初ノ艦隊輸送ヘ千九百四十四年十一月二十七日マデ最モヨイ時テ最初ノ二千七十九人ノ内ハ百人ガ收容所外ノ後等ノ勞役ヲ爲スコト可能ナリシコト而シテ母艦ノ乗合乗百五十人以内ノ者ガ可能ナリシコトナリ夫レ等ノ數字ハ事實ヲ推測ニ依テ算ルル事ナリ、第二ウルフ收容所ノ開闢後プロム收容所ニ於ケル病院ハ健康者部門ノ宿所ニ於ケル患者ヲ除外シテ常ニ室千貳百人ノ患者ヲ有シタリ

病氣ノ種類。最初ノ赤痢病ノ突發中腸氣病ガ起リ始メタリ一方其ノ後ニ於テマラリヤ梅毒病發生シ該病ハ事實上最後ニ至ルマデ繼續シタリ

日々多量ノ糞便及皮膚病及創傷傳染病有リタリ、赤痢ハ身モ多クノ患者ヲ有セリ一方ニ於テマラリヤ梅毒ニ對シテマラリア及腸氣病チ所謂水脚氣ハ致命的ナリキ、腫無キ瘡癩式共同便所並ニ附近ノ厠舎ノ結果トシテ腸ノ病ガ如何ニ赤痢瘡癩ヲ増加セシメタルカハ他ノ場所デ證明シアリ、他面マラリア傳染病ハ營天生活時代及プロム收容所ノ中央ニ於ケル蚊ノ發

裏面白紙

5578-20

左スル諸地ノ出現ヨリ起レリ、查合設備、衛生資料  
及藥品ノ供給並ニ粗悪ナ食料ハ病者ヲ増加セシメタ  
リ

死亡ノ數。後日ノ多量ノ死亡ヲ別ニシテ航海中二百  
十三名ノ管轄ハ死亡シタリ即チ二名ハ往航ニ於テ、  
宣名ハ歸還中汽車中ニ於テ而シテ二百八名ハフロレ  
ンスニ於テ病氣ノ爲死亡シ貳名ハ日本人ニ依リ殺サ  
レタリ、左記ハ年齢別ニ死亡ヲ示シタル表ナリ

年 齡	死亡者數	年 齡	死亡者數
不 明	16	三十五才至四十才	35
二十五才以下	20	四十才至四十五才	54
二十才至二十五才	17	四十五才至五十才	35
十五才至二十才	31	五十才至六十才	3
			16 $\frac{1}{2}$ %
			26 %
			16 $\frac{1}{2}$ %
			1 $\frac{1}{2}$ %

死 亡 執 行、謀 殺  
グ イ ツ サ ー 事 件

千九百四十三年五月末日ヨリ二日後發着グイツサー  
ヲ受ケ待ツ部隊長ガ彼ノグイツサーノヲ見失ヘル時  
グイツサーハ兵收容所ノ東方若干軒米ノ堆積ヲ歩行

裏面白紙

5578-21

裏面白紙

シツツアル後ヲ具付ケタル書干ノ日本水兵ニヨリ遺  
 簡セラレタリトノ報告ヲヘラレタリ  
 此ノ報告ガ收容所ヨリ逃亡シタルコトハ推定サレタ  
 ルナラムモ何等確認ハ行ハレザリキノ  
 我々ハ容問及死刑執行ニ關スルイロイロノ裏面ヨリ  
 又夫等ノ事ノ有リタル日ニ於テ初級兵ノ交代員ガ  
 能トシヤベルヲ持チテ行ツテ當時ニシテ露濃スル線  
 定ニテ出デ行キタル裏面ヨリ且又日本人通譯番長ガ  
 ヴイツサーノリユツクサツクヲ持ツテイルノヲ見タ  
 事案ヨリ後ノヴィイツサーノガ死刑ニ處セラレタルコ  
 トヲ知レリ  
 今日ニ至ルマデ何處ニ於テ如何ナル方法デ而シテド  
 ノ容問ノ答デ此レガ(死刑ノ執行ガ)行ハレタカ不  
 明デアアル

ボルグマン事案。ウルフ露兵、通譯ロツトガリーリン  
 グ及露兵中尉エツチ、エツチ、ジェー・デ・フリー  
 スハ朝鮮人、大山ニ依リ新機ノマレー式住宅ニ在リ  
 シ日本人收容所司令官ノトコロヘ呼ビ出サレタリ  
 へ之レマデ知ラレザル一隊人衛兵ノ面前ニ於テソ  
 レハ壹千九百四十五年六月七日夜九時ニ第一ウルフ  
 收容所ニ於テ二發ノ銃聲トソレニ續ク叫ビ聲ノ聞カ  
 レタル約半時間後ノ事ナリキ此ノ收容所司令官ハ逃

5578-22

亡ヲ武ミシ射殺セラレシ件ヲ確認スベク命ジタル  
 モ質問ハ禁ゼラレタリ、其ノ家ヨリ若干ノ医雜ノ所  
 ニ御向キニ渡ハレル其ノ犠牲者(彼ノ口ヨリ小量ノ  
 血ガ流レ前レリ)ハ彼ガボルグマンナルコトヲ告ゲ  
 タリ、彼ハウルフ醫師及デ・フリース中尉ニ對シ彼  
 ノ容態ハ懸望ニシテ一俟爾時ヲ更キ爲メニ最早救助  
 シ得ザルコトヲ耳聞セリ  
 收容所司令官ノ所へ當リ確認ノ結果報告ヲ爲シタル  
 後夫等ノ士官(前述ノ三人)ハ收容所ニ導カレ其ノ  
 後彼等ハ芦田ガ不知ノ衛兵ニ下命セルヲ隠ケリ  
 當時彼等ハ第三回目ノ検査ヲ受キタリ收容所ニ到着  
 スルヤ大山ハ其ノ警佐者ノ部長長(ジエレマ中尉)  
 ニ對シ建築ヲ持チ六人ノ病院事務員(コスタラス及  
 ドライエツセン)ヲ舍ムト共ニ馬來式住宅へ戻ル後  
 命令シタリ、彼等ノ隊長以下六名ノハボルグマンガ  
 後ノ頸部貫通傷創ニテ死亡セルヲ発見セリ其ノ死体  
 ヲ火葬ニ附シ墓ニ埋メルタメ墓場ニ持ツテ來ル途ニ  
 トノ命令ヲ完遂シタル上其ノ病院事務員等ハ最初ノ  
 射撃ガ真ニ胸部ヲ打チ貫キ而モ其ノ彈丸ガ若シ腕ガ  
 指レ下ガリテ在リタルモノナレバ其ノ腕ヲ貫通シタ  
 ル管ノ状態ニ打チ込マレタル旨報告ヲ見テ物語リタリ  
 /打チ込マレタル旨報告ヲ見テ物語リタリノ  
 へ之レ其ノ容態ノ様コヘタル時一兩手ヲ鼻ゲルノ命

裏面白紙



5578-23

令アリシ事ヲ示シ得ルモノナリ。ジエレマ中尉ハ  
朝本件ニ關シテ修待セラレタリ、ウルフ。醫師ハ  
此ノ事アリシ修通間後ニ大山ニ依リ死亡ノ原因トシ  
テ赤痢ガ原因ゲラレオレル死亡證明ニ署名スルヲ餘儀  
無クセラレタリ

證人

大尉

エー・シー・ジエー・デ・ツィアース

國民兵

シー・デー・ブランツ

發信中尉

エツチ・エツチ・ジエー・デ・フリース

四七番

マンガラ

バンドン

裏面白紙

DOC5578

書類番号五五七八号

証明書

下名 和蘭軍情報部戦争犯罪課長 R N I A 中尉  
[ヤールズヨングレニルハ正當ニ宣旨言ニタル上別紙添附  
報告

[A] C J D トウアース大尉、L D S 七兵 C D、G ライツ、H H  
J、G、ウライス、予備中尉カ O M、ニ、E、ニ、ヨツテ作成  
サマ、戦争犯罪人、フロリス作業者隊ニ関スル報告  
ナル題名ノモ、が該書類ノ原本ノ全文ニシテ、眞實具  
完全及ビ正確ナル宿マシテアルコト並ニ該書類が和蘭軍  
情報部ノ正式記録一部ナルコトヲ証明ス

於バタビヤ一九四六年六月七日、  
Ch ヨングレニル署名ノ

和蘭軍  
情報部ノ印

右ハ本職 R N I A 中尉 N E I 法務廳所高  
等官タル K A、列ノ年ア、止、直前ニ於テ署名  
及宣誓言ヲ為シタリ

K A タウキアト署名ノ

裏面白紙

E 1786  
P 5583-1

文書番號五五八三

英國飛行大尉「リンドン・ロイド・マツケンジー」口供録

抄録

本千九百四十六年三月二十五日ニ、在「ニュー・サウス・ウエールズ」州「ブラッドフィールド・パーク」ニ、英國海軍飛行隊第二入隊勤務第一六二八四號飛行大尉「リンドン・ロイド・マツケンジー」ハ宣誓ヲナシ次ノ如ク申シ述べマス。

一、一九四五年四月二十七日八時半頃私ハ飛行中隊長J.A.「ウォーレン」ニヨリ指揮サレタ「リベレーター」他ノ英國海軍飛行隊員十ニ於テ操房ニナリマシタ。操房「ウォーレン」飛行中尉「サイクス」及私ハ手鏡ヲ掛ケラレ目隠シヲサレ足ヲ縛ラレ且後手ニ縛ラレ一行ノ他ノ者カラ隠蔽サセラレマシタ。私共ハ斯ク縛リ付ケラレテ機動自動車ノ床ノ上ニ置カレ非常ナ騒音ヲ八時間ノ間聞バレマシタ。私共ハ少シデモ動クト銃ノ床尻デラレマシタ。此ノ直グ後テ私共ハ又離サレテ一時間ノ間日本兵ハラ私共ハ数人ノ日本將校カラ訊問ヲ受ケ若シ眞實ヲ云ハナカッタコトガ分レバ死刑ニナルノダト云ツテ隠カサレマシタ。ソレカラ私ハ謬ノ機ヲ隠ラレテ

リンドン・ロイド・マツケンジー (P. 5583-1)  
少佐「ウォーレン」

サイクス」及私ハ手鏡ヲ掛ケラレ目隠シヲサレ足ヲ縛ラレ且後手ニ縛ラレ一行ノ他ノ者カラ隠蔽サセラレマシタ。私共ハ斯ク縛リ付ケラレテ機動自動車ノ床ノ上ニ置カレ非常ナ騒音ヲ八時間ノ間聞バレマシタ。私共ハ少シデモ動クト銃ノ床尻デラレマシタ。此ノ直グ後テ私共ハ又離サレテ一時間ノ間日本兵ハラ私共ハ数人ノ日本將校カラ訊問ヲ受ケ若シ眞實ヲ云ハナカッタコトガ分レバ死刑ニナルノダト云ツテ隠カサレマシタ。ソレカラ私ハ謬ノ機ヲ隠ラレテ

E 1786  
P 5583-1

文書番號五五八三

抄語

英國飛行大尉「リンドン・ロイド・マツケンジー」口供書

本千九百四十六年三月二十五日ニ、在「ニュー・サウス・ウエールズ」州「ブラッドフィールド・パーク」、英國遠洲飛行隊第二人幕僚務四一六二八四號飛行大尉「リンドン・ロイド・マツケンジー」ハ直營ヲナシ次ノ如ク申シ述べマス。

一、一九四五年四月二十七日八時半頃私ハ飛行中隊長「J.A. ウォーレン」ニヨリ指揮サレタ「リベリター」機乗組員タル他ノ英國遠洲飛行隊員十名ト共ニ「ウォンバ」ニ於テ捕虜ニナリマシタ。捕虜トナリタル後、飛行少佐「ウォーレン」飛行中尉「サイクス」及私ハ手錠ヲ着ケラレ目隠シヲサレ足ヲ縛ラレ且後手ニ縛ラレ一行ノ他ノ者カラ隔離サセラレマシタ。私共ハ新ク縛リ付ケラレテ電動自動車ノ床ノ上ニ置カレ非常ナ暴行ヲ八時間ノ間受バレマシタ。私共ハ少シデモ動クト銃ノ床尻デ「ラレマシタ。此ノ直グ後テ私共ハ又離サレテ一時間ノ間日本兵ハ私共ノ周囲ヲ歩キ廻リ檻ヲ打ヲシマシタ。ソレカラ私共ハ数人ノ日本將校カラ訊問ヲ受ケ若シ眞實ヲ云ハナカッタコトガ分レバ死刑ニナルノダト云ツテ脅カサレマシタ。ソレカラ私ハ謊言ノ縛テ隠ラレテ

裏面白紙

5583-2

人尋不省ニナリマシタ。ソシテ私ガ殆ンド正氣ズク  
頃ニ外ニ達レ出サレ私ノ頭ヲ一ツノ蓋ノ上ニ置イテ  
一人ノ日本兵ガ目分ノ刀ヲ抜キ張り上ゲテ私ヲ切ル  
カニ見エマシタガ結局ハシマセンテシタ。其ノ時ハ  
次ノ日ノ朝ノ三時頃デアリマシタガ私ハシツカリト  
縛リ付ケラレ其ノ夜ノ程リノ間其ノマヽニシテ置カ  
レマシタ。此ノ段階ニ於テハ(コノ時ニハ)私ハ此  
ノ取扱ニ關係シタ日本人ヲ誰一人トシテ自ラ難認ス  
ルコトハ出來マセンデシタ。ソレカラ更ニ其共ハ「  
センバ」デ私共ガヤガテ死刑ニナリ拷問ニ掛ケラレ  
或ハ銃筒デ突キ刺サレルコトニナツテルガ如ク私共  
ニ思ハセル爲ノ色々ノ懲カシノ罰略デ非道イ限ニ會  
ハサレマシタ。

二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一

右ハ一九四六年三月二十五日「シドニー」ニ於テ

上記宣言征人「ロンドン・ロイド・マツケンジ」

ニヨリ余即チ遠洲陸軍將校タル陸軍大尉 R.R.B.

「ヒツクソン」 R.X.二五五七九ノ面前ニ於テ宣言

セラレタルモノナリ。

裏面白紙

EVIDENTIARY PAGES 583

余、メルボーン軍司令部附、<sup>YX三九〇六</sup>ジョンケウインロイド少佐に宣旨の上陳述ス

一、私ハ、オーストラリア陸軍、將校となりマス。

二、コニ添附ナル、Aト印ブケラントルハ、一九四六年三月二十三日、四一六

二八四、リンドンロイドマフケニス、空軍大尉ニシテ宣旨持テ

口供言ハ、此正ニ本テアリマス、ソノ口供言ハ、私、職務上私ガ

係管ニシテナルトアリマス。

三、原又ノ口供言ハ、二級ノ戦争犯罪人、裁判、タニ必要デスカラ

直チニ提後ニテハ去来ニヤン。

丁・ロイド少佐 / 署名

メルボーンニ於テ余ノ面前ニ宣旨持テ

本一九四六年五月八日、

S・ビーチ大尉 / 署名

オーストラリア陸軍ニ宣

裏面白紙

No. 1

E 1787

EVIDENTIARY DOCUMENT # 5599

書類第五五九七号

證明書

下記署名者和蘭軍情報部戦犯課長蘭印軍大尉

「千ヤールス ヨンケネイル」ハ先ア正式ニ宣誓、上添附、陳述書ハ

「警視、G-I-ニツア」作成ニ係ル。一九四六年三月十五日附

通譯「千ヤールス・ファン・デル・スロト」、宣誓陳述書

第三七五〇夜第

ト題スル和蘭語原文書全文、真実、完全且正確ナル寫シニシテ

尚右原文書ハ和蘭軍情報部、公式記録ニ部アルコトヲ證言ス

署名

千ヤールス ヨンケネイル

(和蘭軍情報部官印)

一九四六年十一月二日

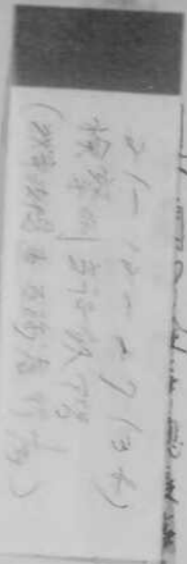
務局附先任官吏、蘭印軍砲兵

「テウ・ワエルト」、面前ニテ署名

署名

カーパー・デウエールト

(「バクワイフ・セントルム」校事總長官印)



No. 1

E 1787

EVIDENTIARY DOCUMENT # 5597

書類第五五九七号

證明書

下記署名者和蘭軍情報部戦犯課長蘭印軍大尉

「千ヤールスヨングネイル」ハ先ア正式ニ宣誓シ上添附シ陳述書ハ

「警視」ガ「一ニツア」作成ニ係ル一九四六年三月十五日附

通譯「千ヤールス」フアン「デル」スロト「レ」宣誓陳述書

第ニ七五ノ夜號

ト題スル和蘭語原文書全文、真実完全且正確ナル寫シニシテ

尚右原文書ハ和蘭軍情報部ノ公式記録ニ部ナルコトヲ證言ス

署名

千ヤールスヨングネイル

(和蘭軍情報部官印)

一九四六年十一月二日

余蘭印檢事總長事務局附先任官吏 蘭印軍砲兵

少佐 法學博士「カー」アー「デウ」ワ「エール」ト「レ」面前ニテ

署名且宣誓セルモノナリ

署名

カー「アー」デウ「ワ」エール「ト」

(「バ」タ「ウ」ア「セ」ント「ル」ム 檢事總長官印)

裏面白紙



No. 2

EVIDENTIARY DOCUMENT # 5597

書類第五五七號

2950/R

139

正義、為  
戦争犯罪調査局

公式記録

本日一九四三年三月十五日、余 戦争犯罪調査局第一給養班  
「ヤリット・デヤン・スイフ」ハ一九二七年、余在六早、二月二十日、海牙  
生レ、ラドストムヘ、譯者、駐地方國民軍所屬、日本關係事  
務局通譯「バタビヤ」バリー・ホテル「居住」

「ヤリット・デヤン・スイフ」

オレ人物ヲ、疑問シタル處、彼ハ、質問ニ對シテ、如ク言明シタリ

私ハ「マラカス」地域ニ於ケル通譯ニシテ、蘭印軍ニ勤務

「アンボネ」ニ駐在シテキマシタリ。一九四三年一月三十日、日本軍

ガ「アンボネ」ニ上陸シテ、事ヲ判リマシタリ。

私自身ハ、参加シテカワリガニ三四、戦ヒカアテカラ、「アンボネ」

ニ駐在シテ、キリ軍隊幹部ハ、「バツソ」ヘラテリ、附近テ

一九四三年三月二日、午前、三時、捕虜ニナリマシタリ。

裏面白紙

5597

No. 3

一九四二年二月十六日、南印洋、約二十名、瓜哇人、兵隊、一  
 緒、船で、マモール、に運、来、ラ、セ、シ、テ、航、海、八、日、間、續、キ、マ、シ、タ、ソ、ノ  
 向、我、々、給、食、の、莫、ク、死、ル、一、日、の、飲、物、が、全、然、與、ラ、レ、セ、ン、タ、上、陸、後  
 「ゴ、エ、バ、ニ、ウ」飛、行、場、が、我、々、の、目、的、地、イ、テ、ル、コ、ト、が、判、リ、マ、シ、タ、旅、行、の、後  
 歩、テ、五、日、間、カ、リ、ソ、ノ、間、私、ハ、兩、手、ヲ、後、手、ニ、縛、ラ、レ、テ、歩、行、シ、マ、シ、タ、  
 私、非、常、ニ、疲、弊、サ、シ、マ、シ、タ、シ、テ、着、ク、私、ハ、五、時、間、無、意、識、横、ハ、ツ、テ、キ、マ、  
 シ、タ、翌、日、私、ハ、日、本、人、と、壕、洲、人、の、俘、虜、同、一、運、送、ト、シ、テ、働、カ、ネ、バ、ナ、リ、マ、  
 ヤ、シ、マ、シ、タ、一、千、名、以、上、の、壕、洲、人、が、居、リ、ソ、ノ、中、ニ、二、三、名、ヲ、カ、員、傷、者、と、  
 フ、マ、リ、ヤ、ト、赤、痢、を、患、者、が、居、マ、シ、タ、

一人、壕、洲、軍、医、士、官、が、假、病、人、と、違、ニ、討、ス、ル、医、療、薬、品、ト、テ、  
 要求、シ、マ、シ、タ、。フ、カ、リ、ト、イ、フ、日、本、人、士、官、ハ、素、負、ナ、リ、拒、絶、シ、マ、シ、タ、。此  
 等、壕、洲、人、ハ、鉄、條、網、ト、竹、ト、圍、メ、テ、構、内、ニ、一、百、一、十、名、上、戸、外、住、  
 民、居、マ、シ、タ、。私、ハ、其、処、約、二、週、間、滞、在、シ、マ、シ、タ、。ソ、レ、テ、ソ、ノ、向、約  
 五、十、人、の、壕、洲、人、が、死、シ、同、一、構、内、ニ、埋、葬、サ、レ、テ、バ、ナ、リ、マ、シ、タ、。ソ、レ、  
 一、千、名、以、上、の、壕、洲、人、が、住、マ、シ、タ、。地、域、ハ、約、二、エ、ー、カ、ー、レ、イ、ト、リ、タ、  
 シ、タ、。此、等、の、壕、洲、兵、士、對、テ、食、物、ハ、非、常、ニ、莫、ク、ア、リ、マ、シ、タ、。乾燥、米  
 が、ケ、が、供、給、サ、レ、マ、シ、タ、。彼、等、ハ、自、分、の、食、料、理、ヲ、テ、ケ、レ、バ、ナ、リ、マ、シ、タ、  
 シ、タ、。料、理、ハ、為、ノ、設、備、ハ、不、充、分、デ、シ、タ、。粥、朝、食、ヲ、調、ヘ、テ、出、ス、  
 ノ、ニ、朝、六、時、カ、ラ、十、一、時、迄、カ、リ、マ、シ、タ、。陸、軍、中、佐、タル、壕、洲、士、官、ハ、コ  
 ノ、状、態、ニ、テ、改、善、ス、ル、ヲ、私、ノ、幹、旋、ヲ、頼、ミ、マ、シ、タ、。私、ハ、コ、ノ、要、請、ヲ、  
 フ、カ、リ、ト、イ、フ、日、本、人、ニ、傳、達、シ、マ、シ、タ、ガ、再、ビ、素、氣、ナ、リ、拒、絶、ヲ、受、ケ、マ、

裏面白紙

114

5597

日本兵に米を以て給はば野米を以て給與せしむるに  
 了通商向無豫洲中位願一休ヲ數回改善ヲ要求せし  
 久天紅自ヲ進ニテ改善せしむる願ふにシタケルに日無聚テシタ  
 日本人は毎日五百人作業隊ヲ道路修理樹木伐採並ニ火場  
 ンタニ要スルにシテ豫洲士官に精々任テシタニ可能者日ニ三百人  
 ヲ派遣スルヲ出スルにシテ残り者ニ病氣或ハ余リニ産ヲ輸テシタ  
 係給スル食物一人一日粥一盃デシタ  
 豫洲人ノ中ニニ員傷兵ケ居ル叙ガ其処ニ二週間居ル間約三丁  
 人ヲ取リテ破彈破片摘出シテ術ヲ受ケタシタ之等ノ術  
 一飯等自身ニ患着ニ依テテ患着ニ坐ラセ椅子ニ縛リテケル外  
 ナリニシタ。患者連中ハ或ル場合ニ麻酔劑ヲ使用セシテ術  
 シテケルバナリマシタシテ治療並ニクレービングノ病院ニ入院スルに  
 拒絶スル又麻酔劑ヲ與ヘラレセシメテシタ。

x  
 x  
 x x  
 x x

裏面白紙



No. 6

5597

私ハ正ニ云リマシムルニ依リテ所ニ依レバソノ基ハ參觀  
者ニヨリテ日本人ノ命令ニヨリ控ラレシタコノ執行ニ出席シ  
タ者ハ川毛中尉駐三川崎及加藤兩任長テアリマシムル

二連、チヤールス・フアン・テル・スロイトハ正式ニ私ノ面前ニ於テ  
彼ノ陳述ヲ為スニ先ツテ所定ノ如ク眞實ヲ述ベ眞實以外  
ハ述ベサル事ヲ誓言セリ而シテ彼ハ彼ノ陳述ヲ完了シソレテ彼  
ノ前テ讀マレシ時是ヲ固守シ之ニ署名セリ

署名 チヤールス・フアン・テル・スロイト  
全ハ余ノ職務ニテシタル宣誓ニ從テ本陳述ヲ公式報告  
ニ作成セリ余ハ一九〇六年三月十九日コバタケイマシニ於テ之ニ署名  
シ終了トナス

宣誓

署名 G. J. Suijter

裏面白紙

22

昭和十九年五月二十五日ヨリ凡ソ七月ニ至ル間一ソ  
エムバ一島ニ於ケル日本人通譯ナル被告永田S(一  
音譯)ニ關スル報告書、

日本人通譯永田Sハ一ウエインガボ一ニ於ケル日  
本人通譯官一ジュニハラ一ノ指揮ノ下ニ最初一ソ  
エムバ一島ニ於テ行政官ノ職ヲ勤メタ。彼ハ一マ  
レー一語ヲ比較的流暢ニ解シ、戦前ハ數年間一マラ  
ング一ニ在ンテ居タラシイ。

彼ノ命令ニ依ツテ一ソエムバ一島ノ歐州人達ト同

E 1788  
P 5596-1  
三ツ名ガ一ウエインガボ一  
レ、五十五名ノ婦人子供  
バツチングラハンニ關  
込メラレタガ該島ニハ三ツノ寢室ト一ツノ居廣  
間及一ツノ食堂シカナカツタ。食物ハ日本人ニ依  
ツテ供給シレズ全テハ收容者達ニ依ツテ賄ハレネ  
バナラス彼等ノ居所ニ於テ準備シレネバナラナカ  
ツタ。

私有ノ金銀、所有物、貯蓄食糧ハ悉クハ日本人  
一ジュニハラ一ノ協力ニヨル永田Sノ命令ニ依リ  
或ハ命令ニ違イテ押収サレタ。幸ヒニモ婦人達ハ  
イクラカ令ヲ符合セテ居タシ三十名ノ男子ハ皆テ  
約九百一フランク一許リ持ツテ居タ。此ノ中カラ

22

E1788  
P5596-1

昭和十九年五月二十五日ヨリ凡ソ七月ニ至ル間一ソ  
エムバール島ニ於ケル日本人通譯ナル後告永田S(ハ  
音譯)ニ關スル報告書、

日本人通譯永田Sハ一ウエインガポールニ於ケル日  
本人通譯官一ジュニハラノ指揮ノ下ニ最初一ソ  
エムバール島ニ於テ行儀官ノ職ヲ勤メタ。彼ハ一マ  
レー語ヲ比較的流暢ニ話シ、以前ハ數年間一マラ  
ングールニ住ンテ居タラシイ。

彼ノ命令ニ依ツテ一ソエムバール島ノ歐州人達ト同  
所在住ノ二名ノ米人合計三ノ名ガ一ウエインガポー  
ル刑務所ノ厨房ニ入ラレ、五十五名ノ婦人子供  
ハ一ウエインガポール一バツサングラハンニ閉  
込メラレタガ該建物ニハ三ツノ寢室ト一ツノ居廣  
間及一ツノ食堂シカナカッタ。食物ハ日本人ニ依  
ツテ供給サレズ全テハ收容者達ニ依ツテ購ハレネ  
バナラズ彼等ノ居所ニ於テ準備サレネバナラナカ  
ッタ。

私有ノ金銀、所有物、貯蓄食糧ハ悉クハ日本人  
一ジュニハラノ協力ニヨル永田Sノ命令ニ依リ  
或ハ命令ニ送イテ押収サレタ。幸ヒニモ婦人達ハ  
イクラカ令リ持合セテ居タシ三十名ノ男子ハ皆デ  
約九百一フランク許リ持ツテ居タ。此ノ中カラ

5596-2

約三百「フランク」が夜襲中ノ日本人衛兵二  
名ニ依リ盗マレタ。永田Sノ命令ニ依ツテ當該全  
隊員私物ノ金銀及所有物全部ニ就イテ申告セネ  
バナラナカツタガ其後金銀ハ奪ハレタノデア  
ル。數多ノ貴重ナ物ヲ前述ノ永田Sヤ日本人指揮官及  
彼ノ補佐官達ノ懐ニ潜エテ行ツタ。銀ノ「フオ  
ク」ヤ匙ガ最近「カムバニロー」村ノ「サボエ  
人」ノ家ノ家ヲ発見サレタ。ソレヲハ永田Sニヨ  
ツテ籍人ニ歸ラレタモノデア  
ル。

其上永田Sハ「虐行淫亂症ノ人」デアツタ。昭和  
十七年五月二十日ヨリ同年七月十日ニ至ル間一週  
ニ一度カ二度復ハ二下時カラ二十四時ノ間ニ數名  
ノ兵隊ヲ伴レテ刑務所ニ入ツテ來タ。其レハ若ヤ  
大キナ竹ノ篠テ五人カラ十人ノ「白人」ヲ打ツタ  
メデアツタ。我ハ「殆ンド全部ハコンナ瓜ニシテ  
一度ハ若ヲ受ケタノデア  
ル。被害者ガ意識ヲ失フ  
ト悉クサセルタメニ「バケツ」テ水ガ体ニカケラ  
レ後ニ數回答ガ加ヘラレテカラ監房ニ歸ルコト  
ヲ許サレタ。コレヲノ虐待ヲ仕組ンダノハイツモ  
永田Sデアツタ。給メニ復ハ伴イテ來タ日本兵ト  
ヒソカニ話ラシ、ソレカラ大體テ笑ヒ若ヲ打チハ  
ジメタ。此ノ虐待ヲ受ケテ居ル時監房ガコハレナ

裏面白紙



カツタノハ不思議ナル。一采人飛行士 HAIN  
S ハ虐待ノ結果筋骨ヲ二本折ラレタ。

軍曹 "Yan HASSBETTER" SOFTENHUBBERS 中尉ハ  
打撃器ヲ受ケタ爲メ数日同歩ケナカツタシ私自身  
モ左ノ腕ヲ局部的ニ損傷シテ五週同復ヘナカツタ。  
土着人達モ亦一割是木一ヤ着テ磁器ガ生ズルホド  
打タレタ。六月ニ我々ハ一人ノ一ソエムバル人ヲ  
見タガ、彼ハ此ノ刑罰所ヘ送バレテ監房ヘ入レラ  
レタモノデ、苦痛ト体中一面ニ腫イタ傷デ碎イテ  
居タ。

5596-3

他ノ土着人ノ收容者達モ半獄ノ一ヂヤゴンルヘ印  
度移動ノ少シノ分前ラ一日ニ一同シカ賞ヘナカ  
ツタ。此ノ乏シイ食糧テ生キソシテ働カネバナラ  
ナカツタ。前述ノ永田 S ハモツト調音ナコトヲ土  
着人ニ與ヘタノデアル。

前述ノ醫事官ハ私ガ目撃シタモノデアリ、私ハ嘗  
ツテ此レヲ言明シテイノデアル。永田 S ニ對シテ  
ハ土着ノ人達ノ間ニ於テ又ハ殆ンド全部ノ官吏ノ  
間ニ於テモ猛烈ニ憤怒ノ念ヲ抱イテ居ル。此ノ一  
サヂストル(虐行淫亂症ノ人)ガ出来ルコトナラ  
一ソエムバル鳥ニ於テ刑ノ宣告ヲ受ケテ處刑サレ

5596-4

ルコトヲ一彼ハ希望シ翹待シテ居ル。  
「ウエインガボ」昭和二十年四月十二日

「ソエムバ」島、政府監査官  
W. W. H. PIVAS 署名

裏面白紙

Evidentiary Document Doc 5596

證明書

下名即和蘭軍情報部(マヨリス)戦事犯罪部長蘭領印度陸軍中尉「キーン」人、ゴンドンデキールハ正考ニ宣旨言ハル上添附セル報告言ハ「ウニオンガッポール」一九四五年十二月廿附 O.S. / 1002 / R.O.M.D. 「ラエムバ」監督官「W.F.H. ウアングル、フラス」作成ニ係ル「一九四四年五月十五日ヨリ同年七月頃ニ至ル「ソエハ」ニ於ケル被告人、日本人通訳「S. ナカタ」ニ関スル報告ト題セル文書奈本ノ全部ノ真正完全且正確ナル謄本ニシテ石文書ハ和蘭軍情報部ノ公法記録ノ一部ナルコトヲ證言ス。

和蘭軍情報部印

キヤールス ジョニゲネール (署名)

「ハタニア」ニ於テ一九四六年六月七日

石ハ余即和蘭軍情報部長ヲ務局附高級官吏蘭領印度陸軍中尉「キーン、デワイアード」ノ面前ニ於テ署名ス且宣旨ヲ為シタリ

トAニデワイアードノ署名

裏面白紙

E 1789

Doc P 5 P 03

香港ニテ生シ葡萄牙國籍ヲ有シ...

香港ニテ生シ葡萄牙國籍ヲ有シ... 濠洲領事館ニ通譯トシ勤務シ...

約一千方哩ナルコトヲ示シ...

一九四二年十月十四日ニ日本人...

知照...

(知照)

日芥人トシテ...

ハ所貯品...

一般状況

ソコオチ...

詰ニ入...

生活...

訪向...

モ心易...

始メ非...

ハ取...

括...

圍...

ニ接...

食...

...

...

...



Doc 5803

政府、配給所へ行つて、  
 復年ニ糧ヲニキリテ、一九四三年、初頃迄、  
 往テ居テ、  
 老人婦人、子供、武藝者一人、終、  
 トニ護衛セテ、使步、約十五哩、  
 アノオサニ禁テ往完、  
 胸張、  
 大御合ハ、  
 日本軍司令部、  
 食糧ノ供給

No2

上記通り、  
 へ、  
 配給所、  
 約二百九、  
 例、  
 一九四五、  
 食糧不足、  
 六月、

裏面白紙

Doc 5803

マツリヤハ陸軍ト一般的一罪、合科不足二日ハ衰弱と同様  
一級時ヨリ

日本人の通過機ヲ能ク導キテ收容所ヲ攻撃ナラセヨウトシタデ  
ノ前各々ニ空襲ヲセソウニナリタリ。私ハ此ノハフイナキハ  
病院ヲ約十機ノ機銃射撃ヲ受ケテ時々事ハスガニ事ハ  
北方ヘ向テ飛去リ行ツク一編隊ニ付テ日本人ノ救済ハモ  
病院ト司令部トノ中間地帯ニ射撃ヲ開始シタリ。為メニ  
ク、編隊ハ砲火ヲ認め、反轉シテ病院及其周圍ノ向限ナ  
リ。地帯ニ機銃射撃ヲ始メタリ。然レ病院内ニ陸軍ノ兵ヲ  
擲ルノ事ハ中絶シテ決シテ機銃射撃ヲ停止シタリ。危險ヲ顧ミ  
建初ノ外ニ事ヲ決シテ機銃射撃ヲ停止シタリ。機銃射撃ヲ停止シ  
ナクニ事ハ中絶シテ機銃射撃ヲ停止シタリ。機銃射撃ヲ停止シ  
テ機銃射撃ヲ停止シタリ。機銃射撃ヲ停止シタリ。機銃射撃ヲ停止シ  
今其人ノ名前ヲ是レニセシ。男者獲キ、ルイソノシモスガ  
コノ空襲後、日本ノ司令部ニ呼ビ出シテ、負傷日本兵ノ手  
當リニマシタリ。破壊ナリ。此方ノ探過傷ヲ受ケテ外  
病院ニハ誰モ重傷ヲ受ケタリシテ

以上私ノ收容所ノ事ニ就テ語り得ル凡ソノアリマス。  
一九四七年七月三日、コソイリニ於テ

C. J. セイト、自署

右ノ書、一九四七年七月三日、南前ニ於テ宣讀ニテセリ  
於テ、コソイリ、和商陸軍大尉、C. J. セイト、自署

Doc 5803

No 1

EVIDENTIARY DOC 5804

正武三宣... 生レ葡葡牙國人、自勤車運轉手、現在葡葡牙領「モール」島「テイリ」居住ノ「アーネスト・シモ」スニ関スル調査要約

書類番五八〇四号

一九四二年九月十五日頃、日本軍隊ハ「イリニウ」ニ進駐シ其時カラ「葡葡牙」國軍隊ハ「イリニウ」内ノ特定地域ニ駐屯セシタ。日本軍ガ「イリニウ」ニ進駐シテ来タ時、彼等ハ我々ガ周圍ノ地域ヲ巡察スルヲ中止セシタ。ソレヲ日本軍ハ「葡葡牙」軍隊ニ日本軍隊ガ巡察ノ任ニ任セテ付ル向「イリニウ」内ニ駐屯スル様、命令シタ。

高野... (イリニウ)

欲シテナルノカト述ベタ。其ノ時迄ハ日本軍... 僅カニ「日」ガ駐屯スルノ「イリニウ」ガ此ノ時ハ「イリニウ」ニ於テ攻撃ヲ行ハレル前日「日」軍

ハトリウケテ... ソノ攻撃ヲ前夜私ハ自分達ノ宿舎ニ於テ勤務ニ服シテ中マシタガ私ト其ノ他九十名ノ「葡葡牙」兵士ガ宿舎ニテ「イリニウ」ノ外ヲ何カ騒音ヲ聞キマシタ。私ハ動キ廻ル再ノ物音「アルト」田「ワツ」テ私ハ「再」ノ係リヲシテ「イリニウ」所ニ行キ訊ネタガ其ノ兵ハ私ニ「再」ハ全部中ニ「アルト」言ツタ。其処テ私ハ「ワツ」田「ワツ」外ヲ見タガ何モ見エナカッタ。私ガ「ワツ」田「ワツ」時手榴弾ガ一個宿営地内ニ飛ビテ来テ「ワツ」田「ワツ」側ニ「ワツ」田「ワツ」馬ヲ撃死シタ。私ハ他ノ「葡葡牙」兵士達ノ處ニ馳ケツケテ、皆ニ「ワツ」田「ワツ」離レテ「ワツ」田「ワツ」命令ヲ待ラセタル間ニ「ワツ」田「ワツ」外ニ「ワツ」田「ワツ」見タガ「ワツ」田「ワツ」長ガ「ワツ」田「ワツ」誰カト誰何シタラソノ「ワツ」田「ワツ」「ワツ」田「ワツ」



No 1

EVIDENTIARY

E 1790  
DOC 5804

書翰 番号 五八〇四号

正式ニ通信シ陳述ヲナシタル年餘ニテ九才葡萄牙領「モール島」トリ  
生レ葡萄牙國人自勤事運轉手現在葡萄牙領「モール島」トリ  
居住「アーネスト・シモース」ニ関スル調査要約

一九四二年九月十五日頃日本軍隊ハ「エイリウ」ニ進駐シ其時カラ「葡萄牙  
國軍隊ハ「エイリウ」内ノ特定地域ニ駐屯セシタ。日本軍ガ「エイリウ」  
ニ進駐シテ来タ時、彼等ハ我々が周圍ノ地域ヲ巡察スルヲ中止セシ  
ス。ソレヲ日本軍ハ「葡萄牙軍隊ニ日本軍隊ガ巡察ノ任ニ任付テ  
居「エイリウ」内ニ駐屯スル様、命令シタ。

日本軍ハ我々ニ町ニ居ル事ヲ命ジタケレドモ彼等ハ我々ニ友誼ヲ示シ  
テ日本軍ハ我々ヲ援助セント欲シタルト述べタ。其ノ時迄ハ日本軍  
ハ「エイリウ」ヲ通過スルノガ得テ僅カニ日ダケ駐屯スルヲ許タカ此ノ時ハ  
四日乃至五日間駐屯シタ。「エイリウ」ニ於テ攻撃ヲ行ハレル前日ニ日本軍  
ハトリワケ親密デ「葡萄牙軍隊間ニ巻煙草ヤ贈物ヲ分配シタ。

ソノ攻撃ノ前夜ハ自合連ノ宿舎ニ於テ勤務ニ服シテ中マシタガ私ト  
其ノ他九名ノ「葡萄牙兵士」ガ宿舎ニテ中マシタ家ノ外ヲ何カ騒音ヲ聞  
キマシタ。私ハ勤キ廻ル再ノ物音ヲアルト思ハツタ。私ハ再ノ係リヲシテ  
中マシタ所ニ行キ訊ネタガ其ノ兵ハ私ニ再ハ全部中ニ中ルト言ツタ。  
其処テ私ハ再ヲ聞ケテ外ヲ見タガ何モ見エナカッタ。私ガ「口ヲ  
離レタ時手榴彈ガ一個宿舎地内ニ飛ンデ来テ「側ニ中タニ頭ノ  
再ヲ散死シタ。私ハ他ノ「葡萄牙兵士」連ノ處ニ駈ケツケテ皆ニ斃  
願準備ヲセヨト告ヤタ。我々ノ指揮官カラノ命令ヲ待ツテ中ル間ニ  
私ハ外ニ出ノ兵士ヲ見タ。再「中マシタ番長ガ「口ニ居ルハ誰カト  
誰何シタラソノ更答ハ「日本」デアッタ。

裏面白紙

NO2

DOC5804

其知ア「マ」ナズ「曹長」ハ彼等が日本デアルナラバ中ニ入ッテモヨイト  
 言ツタ。ソノ兵士達ガ今夕時ニ我々ハ彼等が日本軍ノ士民  
 部隊デアル事ヲ知ツタ。マ「曹長」ガ銃ヲ構ヘテ攻撃手態ヲ執リ  
 ヤソノ士民部隊ハ逃ケ去ツタ。ソレカラ「戦慄」ガ始マツタ。六ツノ地點カ  
 ラ機関銃ノ射撃ヲスル音響ガ聞エソシテ「方」カラハ數門ノ白砲ガ  
 我々ニ榴弾射撃ヲ浴ビテチカ。小銃射撃手モ多クアリ手榴弾モ  
 澤山投ケラレタ。時刻ハ午前三時頃デ白砲ヤ機関銃ヲ射ツテ  
 人々ヲ見分ケルニ余リニモ暗カッタ。私ハ天ガカッテ白砲ヲ操作シテ  
 土民ヲ人モ見タ事ガナイノデ私ハ日本軍ガ我々ヲ攻撃手シテモタカト  
 確信シテ「白」砲榴弾ハ我々ノ宿營所ニ落下シテ破裂シソレハ最  
 モ正確ト射撃ヲデラツタ。

ソノ攻撃ノ最中ニ突然私ハ多數ノ士民部隊ガ宿營所ニ向ッテ前進シテ  
 来リテ見タ。私ハ地下室ニ隠レシクノ事ガ公認スル。ノラ實際ニ目撃  
 シタ「女」カラ聞サレタノデアルガ私ノ義理ノ弟トモウ「人」ノ「南」西「人」兵士  
 ハ士民部隊ニ捕ヘラレテ外ニ運レテ行カレテ射殺セラタ事デアツタ。  
 私ガ隠レテ「中」タカカラ私ハ「ツ」ノ「洞」ヲ通シテ日本軍隊ガ動き廻ツテ  
 一ヲ見タ。ソレカラ今時頃私ハ士民部隊ガ日本兵ニ向ッテ白人ハ全部  
 ヤツケテ了ツタト大聲ガ叫ビテ「中」イタ。日本軍ハソレカラ士民部隊  
 ヲ去ラセ白人ガ残ツテ「中」ル否カラ「調」ベルニ「建」物「檢」査ヲ行ツタ。  
 數名ノ「南」西「人」兵士ハ逃レル事ガ出来タ。他ノ數名ハ殺セラタ。其ノ中  
 ニハ我々ノ隊長「至」レイ「ラ」ガ「コ」スタ「大」尉「ト」ソノ「夫」人「秘」書「日」官「司」ト「ヤ」  
 ン「テ」「判」事「書」記「ア」ズ「ン」ソ「レ」反「シ」醫「師」「バ」ド「ロ」ソ「カ」キ「タ」。

アーネスト、シモース(署名)  
 證人ノ署名

裏面白紙

No3

Doc 5804

通譯者證明

私刊ル、オリエラハ前記證人ノ署名ニ先ダケ、前記要約ヲ右證人ニ對シ、ソノ自國語ニ於テ、正當ニ翻譯シ聞カセタル事ヲ證明ス

ジー、フリエラ(四卷名)  
通譯者

右ハ一九四六年六月三日葡萄牙領「カモール」島「アイリ」ニ於テ本職「面前」ニ於テ宣誓ヨナセリ。

判讀シ難シ(署名)少佐  
濠洲陸軍部隊

判讀シ難シ(署名)大尉  
蘭領東印度陸軍

及ビ

判讀シ難シ(署名)

葡萄牙領「カモール」島知事

裏面白紙

E1991  
Evidentiary Document Doc-P5805 22

書類六八〇五號

於極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他對荒木貞夫其他

一 私ハ NERUWINE NIKKO KOND 街六三番地住前濠洲陸軍航空隊  
飛行特務第一九八三號 WAKIYAN KASUKON BERTHE  
ハ宣誓上左ノ如  
ク陳述ス

一九四二年/昭和十七年/九月私ハ海獨立中隊一員デシテ而シテ同中  
隊ト共ニナモール行英國船 KOKUKAK  
ニ乗船致シマシタ私ハナモールニテ  
下船一九四二年/昭和十七年/十月 DEKUI 附近迄行マシタ當時日本  
軍ガ DEKUI ヲ占領シテ居リマシタ私ハ一九四二年/昭和十七年/十二月迄  
一 地ニテ私職務一部 DEKUI ヲ占領セル日本軍ニ關スル情報ヲ得

2/17-27/22  
被告(1)荒木貞夫  
(2)坂井三郎(7名)

ソツテ居リマシタ彼等ハスロガ DEKUI 中央  
私ハ彼等ヲ非常ヨク知ツテ居リ彼等ハ戰

争ニ關スル限リ嚴格ニ中立ヲ守ツテ居リマシタ彼等ハ自身侍道仕事ニテ  
シ關心ヲ持ツテ居ラデタリマス一九四二年/昭和十七年/十月上旬我々ハ偵察  
ヲス教日ニ直ツテ DEKUI ヲ離レマシタスルト我々知ラヌ間ニテ教日日本軍  
偵察隊ガ DEKUI 地ニヨリ DEKUI 侵入致シマシタ教日偵私達ガ DEKUI 歸  
還スルト直ア例ガトシテ僧住ニテ居ル家ニ於テ其處ガ完全ニ掠奪サレテ  
キルヲ發見シラデタリマス私ハ一人シラシヨンボリーニ僧行方ヲ訊キマシタ彼ハ  
私ニ教會ニ行ツテ見ル様ニト言ヒマシタ私ハ行ツテ教會外テツシ血痕附リテ  
衣服ヲ見出シマシタ中ハ這入ツテミルト其二人死体ガイカゲンニ埋メラレテ居  
ルニ氣ガツキマシタ其處ハコシト床ヲ掘リ起シテ其上ニ板壇ヲ置キ  
其後僧家ガ彼等ヲ探シテキルサキノシラシヨンボリーニ會ヒマシタ

No. 1

△

No. 1

Evidentiary Document

E1791

Doc-P5805 22

書類六〇五號

於極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他討荒木貞夫其他

一 私ハ、<sup>ELIZABETH</sup> KONO 街六三番地住前濠洲陸軍航空隊  
飛行特校第一九八三號 <sup>HARRY AKERSON</sup> <sup>BETTYE</sup> ハ宣誓上左ノ如  
ク陳述ス

一九四二年/昭和十七年/九月私ハ、海獨立中隊一員テシテ、而シテ同中  
隊ト共ニ、ナモリト行英艦船 <sup>ORANGE</sup> ニ乗船致シシテ、私ハ、ナモリ <sup>THOR</sup> ニテ  
下船一九四二年/昭和十七年/十月、<sup>OLLIE</sup> 附近迄行マシテ、當時日本  
軍 <sup>OFFICER</sup> ヲ占領シテ居リマシテ、私ハ、一九四二年/昭和十七年/十二月迄  
一、地ニテ、私職務ニ部、<sup>OFFICER</sup> ヲ占領セル日本軍ニ關スル情報ヲ得  
ル事ヲテシテ

ニ、私ハ、<sup>OFFICER</sup> 又、<sup>OFFICER</sup> 向放入ヲ知ツテ居リマシテ、彼等ハ、<sup>OFFICER</sup> 中央  
管理区、<sup>OFFICER</sup> 僧ヲテシマシテ、私ハ、彼等ヲ非常ニ知ツテ居リ、彼等ハ戰  
争ニ關スル限リ、嚴格ニ守リテ居リマシテ、彼等ハ自身、傳道、仕事ニ  
シ、關心ヲ持ツテ居ラザリマス、一九四二年/昭和十七年/十月上旬、我々ハ偵察  
ヲシテ、教日ニ直ッテ、<sup>OFFICER</sup> ヲ離ルマシテ、我々、知ラヌ間ニテ、教、日本軍  
偵察隊 <sup>OFFICER</sup> 地ニテ、<sup>OFFICER</sup> 侵入致シシテ、教日、偵私達カ、<sup>OFFICER</sup> 歸  
還スルト直ッテ、<sup>OFFICER</sup> 僧、住ニテ居ル家ニテ、其處カ、完全ニ掠奪ヲシテ  
テ、<sup>OFFICER</sup> 發見シテ、<sup>OFFICER</sup> 一人、<sup>OFFICER</sup> 僧、行方ヲ訊ネマシテ、彼ハ  
私ニ、教會ニ行ツテ見ル様ニト言ヒマシテ、私ハ、行ツテ教會、外テ、血痕、<sup>OFFICER</sup>  
衣服ヲ見出シ、中へ這入ツテミルト、其ニ人、死体ガ、<sup>OFFICER</sup> ニ埋メテ居  
ルニ氣ガツマシテ、其處、<sup>OFFICER</sup> 床ヲ掘リ起シ、其上ニ板、<sup>OFFICER</sup>  
其後、僧、家、<sup>OFFICER</sup> 探シテ、<sup>OFFICER</sup> 合ヒマシテ

裏面白紙

No. 2

Doc-5805

彼等私告ニ日本兵、彼等ニ濠洲兵、行方ヲ記テ、言ハシテ、彼等  
我々行方ヲ明ラケニスルヲ拒ミ、日本兵、両方、蹀々、燃リ、又頭ト  
蹀々ニ緒ニ纏ツテ、銃剣ヲ刺シ、殺シテ、テマラス。

一九四二年、昭和十七年、十二月十二日、日本軍、テト、附近テ、我方ヲ攻撃シ、  
シテ、波等、彼等ノ前方ニ待テ、立テ、一團、非武装原住民ヲ此ノ攻撃ノ  
彈丸除テ、使ツテ、テマラス。約五〇名、原住民、使用サレ、中  
テ、救者、志命、テマラス。我々、日本兵、マカトライ、地区、原住民  
ノ小屋ヲ燒キ、掃ヤテ、テ、小丘カラ走テ、出ル所ヲ、射ツ有様ヲ、目撃シ、テ、テマ  
ラス。此ハ、原住民、テ、我々、テ、扶助スルヲ、不人氣ナラシメントスル、日本軍、テ、常  
套手段、テ、マラス。

四、<sup>ANAKHIZI</sup>ホルトガル、人行政官、義理、兄弟、テ、ル、一區、者、ガ、私、ニ、告、テ、其、  
行政官、ハ、所、在、憲兵隊長、<sup>MORIMAMA</sup>大尉、ニ、シ、テ、六、親、問、サ、レ、彼、ハ、六、或、ル、夜、姿  
ヲ、消、シ、テ、テ、テ、マラス。翌朝、入、原住民、ガ、彼、ヲ、テ、訪問、シ、テ、彼、ヲ、寸、断、サ、レ  
テ、遺骸、入、ワ、テ、サ、ル、袋、ヲ、置、テ、テ、行、ワ、テ、テ、マラス。

一九四六年、昭和二十一年、九月二十七日、<sup>HIKOTRI</sup>丁州、<sup>KIRIKORAKA</sup>ニ、於、テ、

テ、<sup>GRITIG</sup>ニ、テ、<sup>GRITIG</sup>ニ、テ、<sup>GRITIG</sup>ニ、テ、

ハ、余、面前、ニ、於、テ、宣、誓、ス、テ、

テ、<sup>GRITIG</sup>ニ、テ、<sup>GRITIG</sup>ニ、テ、<sup>GRITIG</sup>ニ、テ、

裏面白紙

22

書類省子 ● 二ハッニ

ルイ・アントニオ・ヌネス・ロドリゲス 諷問大要  
同人 - 職業 醫院 事務員 国籍 ホルトガル ホルトガル領  
「イモール」出生 年齢 三十才 現住所 ホルトガル領  
「イモール」テイリ - ハ正當ニ宣誓ノ上陳述ス

私ハ日本軍ヲ最初ニ「テイリ」ヨシ領シタ一九四二年二月二十日  
ニハ「テイリ」ニ居マシタ

X X X X X X X

一九四三年「オツ」ニ居タ時私ハ日本人カケリミアスト云フ名、  
原住民ノ酋長モ一緇ニ原住民ヲ殴打スルヲ見マシタ 又混血  
兒ヲ殺シルヲ見マシタ

Handwritten notes in a box, possibly a name or title.

日本人ハ酋長ヤ他ノニ三人ノ原住民ニ  
草ヲ焼イタリ 口ト鼻ヲ閉テ行  
行セマシタ 又彼等ヲ突ツタ石、  
中ヲ圧迫シタリシマシタ 又煙草ヲ平

ニ六レタリシマシタ 原住民ハマダ 平手テ打タレタリ 杖ヲ殴ラレ  
タリシテ 意識ヲ失フト水ヲ飲生テセラレ 再ビ殴打サレマシタ  
私ハ原住民ノ酋長「ケリミアス」カ斬シテ掘ラレタ墓穴ニ連レテ行  
カレルヲ見マシタ 彼ハ手ヲ縛ハラレ 四五人ノ日本ノ憲兵カ長イ  
原住民ノカテ酋長ノ咽喉ヲ小刻ニ切リ 濠洲人ノ居所ヲ白  
狀シナケレバ殺シテシマフツト彼ニ云ツテ居マシタ 酋長ハ如何ナル情  
報ヲ與ヘル事モ拒絶シマシタノテ連レ去ラレマシタ  
約一月份ヲテ日本ノ祭日ニ日本人ハ酋長ハ日本人ノ友  
達デナイカラ殺サレトト発表シマシタ 日本人ハ他ノ酋長ニ此  
ノ事ヲ全部話シテ モシモ 彼等カ日本人ヲ撲ケナケレバトナフツカ  
起ルカニ付テ嚇シマシタ

私ハ日本人カ「ケリカ」村ヲ焼クヲ見マシタ ソノ中ニハ病院ヤ  
醫者ノ家モテリマシタ 是ハ一九四二年十二月ノコトデシタ 私ハ又「マタ  
マヤ」攻撃ノ後「ナハレカ」村カ日本人ニ焼カレルヲ見マシタ

X X X X X X X

22 Doc P5806 E 1792

書類番号 一八〇六

ルイ・アントニオ・ヌネス・ロドリゲス 説詞大意  
同人一職業 留院 事務員 国籍 オルトガル オルトガル領  
「モル」ム生 年齢 三才 現住所 オルトガル領  
「イモル」テイリ 一ハ正當ニ宣誓ノ上陳述ス

私ハ日本軍が最初ニ「テイリ」ヲ占領シタ一九四二年二月二十日  
ニハ「テイリ」ニ居マシタ

X X X X X X X

一九四三年「オウ」ニ居タ時私ハ日本人ガ「ケリミア」スト云フ名、  
原住民ノ酋長モ一縮ニ原住民ヲ殴打スルヲ見マシタ 又流血  
兒ヲ殴ルノモ見マシタ 日本人ハ酋長ヤ他ノニ三人ノ原住民ニ  
彼等ノ子ヲ縛ツノ上テ煙草ヲ焼イタリ 口ニ鼻ヲ閉ケテ口  
ニ水ヲ注イテシテ拷問ヲ行ヒマシタ 又彼等ヲ突ツタ石、  
ニニ無理ニ號マツカセテ背中ヲ圧迫シタリマシタ 又煙草ヲ平  
ニハシラリマシタ 原住民ハマダ 平手ヲ打タレタリ 杖ヲ殴ラレ  
タリシテ 意識ヲ失フト水ヲ飲ム事ヲセラレ 再ビ殴打サレマシタ  
私ハ原住民ノ酋長「ケリミア」ガ新シク掘ラレタ墓穴ニ連レテ行  
カレルヲ見マシタ 彼ハ手ヲ縛バラレ 五人ノ日本ノ憲兵ガ長イ  
原住民ノカテ酋長ノ咽喉ヲ小刻ニ切リ 濠洲人ノ居所ヲ白  
狀シナケレバ殺シテシマフゾト彼ニ云ツテ居マシタ 酋長ハ如何ナル情  
報ヲ與ヘル事モ拒絶シマシタノテ連レ去ラレマシタ  
約一月経フテ日本ノ祭日ニ日本人ハ酋長ハ日本人ノ友  
達デナイカラ殺サレトト発表シマシタ 日本人ハ他ノ酋長ニ此  
ノ事ヲ全部話シテモモ 彼等ガ日本人ヲ殺ケナケレバトシテ  
起ルカニ付テ嚇シマシタ

私ハ日本人ガ「ケリカ」村ヲ燒クヲ見マシタ ソノ中ニハ病院ガ  
醫者ノ家モアリマシタ 是ハ一九四二年十二月ノコトデシタ 私ハ又「マ」  
「マ」攻撃ノ後「ナハレカ」村ヲ日本人に燒カレルヲ見マシタ

X X X X X X X

裏面白紙



日本人が原住民部落ヲ襲ツタ時、彼等ハ無差別機関銃射ヲ浴ビ  
マシタ。

X X X X X X

Doc 5806

一九四二年二月二十日ニ私ハ日本人ガ「テイリ」ノ支那人ノ家ヤ他ノ多  
數ノ家・戸ヲコケ閉ケテ、家々ヲ掠奪シテ居ルヲ見マシタ。  
私ハ日本人ガ酋長ニ原住民ノ女ノ子達ヲ娼家ニ送ルヲ強要  
シク多クノ場所ヲ知ツテ居マス。彼等ハモシモ、酋長ガ女ノ子達  
ヲ送ラナイナラ、彼等即チ日本人ガ酋長ノ家ニ行ツテ彼等ノ近  
親ノ女達ヲ此ノ目的ヲ達シ去ルト云ツテ脅迫シマシタ。

X X X X X X

証人 署名

ルイ A. N. ロドリゲス

通訳者 私「ゲイル・ワイリア」ハ上記証人ノ署名ニ先立テ前記  
大事ヲ証人ニ対シ証人自身ノ國語ニ正當ニ翻譯セシムヲ證明ス。

翻譯者 「ゲイル・ワイリア」本人署名

一九四六年六月二十六日、ホルトガル領「テイモール」「テイリ」ニ於テ余ハ  
右ノ陳述ヲ録取シ且ツ宣誓ヲ為サシム。

東南亞細亞方面軍司令官ニヨリ

右訊問方ヲ任命セラレタル將校

W. F. タイントン 少佐 / 本人署名

蘭領東印度軍

H. ホス 大尉 / 本人署名

ホルトガル領「テイモール」長官

本人署名 不明

No 2

E 1793  
P 5594 - 1

2

倭寇ノ行状

一 倭寇ハ一八九四年九月二十一日頃「スルマタ島」ニ到着スルト島ノ西北端ト北海岸ノ中央部ノ二地點ヨリ上陸シタ。原住民ノ大多數ハ山ニ逃ツテキタガ、若干ノ原住民ハ弓、刀、槍等ヲ蓄積シ又、他ノ原住民ハ道路ノ首領ニ火災ヲ煽ラセテ我軍ノ首領ヲ足踏ラセヨウトシタ。倭寇ハ強クテキタ原住民ヲ若干送ヘテ遺棄ノ事情ヲ自任シ、次ノ獲テ情報ヲ得ルコトニ成功シタ。即チ「ラーシャ」ノ息子ノ「ニース」ガ全軍ヲ指揮シテキルコト、ソノ村長ガ匿殺ニ加ハツテキナイ着ハナイコト、倭寇ガ上陸シタ時ニ

ムイニール(ウイニール)ノ村長ガ全軍ヲ指揮シテキルコト、ソノ村長ガ匿殺ニ加ハツテキナイ着ハナイコト、倭寇ガ上陸シタ時ニ

コト等、倭寇ハ「ニース」ヲ追跡シタガ彼ノ行方ハ容易ニ分ラナカッタ。倭寇ハ村ノ長途ヲ呼び出シテ之ヲ奪ネタガ彼等ハ口ヲ閉カウトシナカッタ。彼等ノ言ヒ合ハセタヤウナ態度ヘレラン村ノ村長ハ例外ハ強索ヲ過度ニ目録ナラシメタ。強索ハ除ラ彼等所ニ分散シテ隠ケラレタ。口封鎖ノ一実情ハ「ニース」島ニ強索シタ。支隊ハ小銃隊ヲ受ケタノデニ強索シタ。「ラーシャ」トソノ家族ガ其ノ夜弓矢ヲ日本兵ヲ射ヤウトシタガ、彼等ハ原住民ノ強執ヲ強執シ「ラーシャ」、ソノ家

E 1793  
P 5594 - 1

82

倭兵ノ行状

一 倭兵ハ一八九四年九月二十日頃「スルマタ島」  
 ニ到着スルト島ノ西北端ト北海岸ノ中央部ノ二地點  
 ヨリ上陸シタ。原住民ノ大多數ハ山ニ退ツテキタガ、  
 若干ノ原住民ハ弓、刀、槍等ヲ抵抗シ又、他ノ居住  
 民ハ道路ノ閉塞ニ火災ヲ煽ラセテ我軍ノ前進ヲ足障  
 シセヨウトシタ。倭兵ハ強クテキタ原住民ヲ若干  
 並ヘテ殺害ノ事情ヲ調査シ、次ノ様ナ情報ヲ得ルコ  
 トニ成功シタ。即チ「ライジャ」ノ息子ノ「ニス」  
 ガ全軍ヲ指揮シテキルコト、ソノ村民ガ叛役ニ加  
 ハツテキナイ特ハナイコト、倭兵ガ上陸シタ時ニ  
 「ニス」ハ東方ナ邊軍ガ後進路カラ島ニ上陸シテ  
 キルト言フ自衛ノ報章ヲ流布シテ原住民ヲ扇シナガ  
 ラ北海岸カラ南海岸ヘ東海岸ヲ過ツテ行ツタト言フ  
 コト等。倭兵ハ「ニス」ヲ追跡シタガ彼ノ行方  
 ハ容易ニ分ラナカッタ。倭兵ハ村ノ長途ヲ呼ビ出  
 シテ之ヲ尋ネタガ彼等ハ口ヲ閉カウトシナカッタ。  
 彼等ノ言ヒ合ハセタヤウナ態度ヘレラン村ノ村長ハ  
 例外ニハ捕縛ヲ拒度ニ固執ナラシメタ。捕縛ハ隊ヲ  
 敵ヶ所ニ分設シテ續ケラレタ。  
 口閉塞ノ「ニス」ハ島ニ逃脱シタ。支隊ハ  
 小銃隊ヲ受ケタノテ之ニ應射シタ。「ライジャ」  
 トソノ家族ガ其ノ夜弓矢ヲ日本兵ヲ射ヤウトシタガ、  
 彼等ハ原住民ノ抵抗ヲ粉砕シ「ライジャ」、ソノ家

裏面白紙

5594-2

族及ビツノ主ナ家來遊ヲ遊遊シテ「スルマタ」ニ歸  
ツタ。

白根島ノ本島ハ島長モ尋ガラズニ信ニ二道國「ユ  
ース」ノ領ヲ領テキダガ、「ラーシヤ」ニ全島  
兵ト一營ニ「ユース」ヲ領シ出スコトヲ命ジ、此ノ  
命令ノ實行ニ欠クルコトアルトキハ死刑ニスルト旨  
ヒ談シタ。「ラーシヤ」ハ此ノ命令ニ従フコトヲ背  
ジテ強暴ニ着手シタガ定メラレタ日迄ニ殺ラ被シ出  
スコトガ出テテナラズ。其處テ彼ハ處刑シレタ。次  
テ一日本兵ハ一人ノ原住民ノ歩隊ガ山中ノ洞穴ノ前  
ニ立ツテキルノヲ發見シ、ソコテ洞穴ハ日本軍ニヨ  
リ包圍サレ、遂ニ「ユース」ハ發見サレ、ピストル  
ヲ逐銃シタガ遊遊セラレタ。

曰「ユース」ノ遊遊ノ後、事件ノソレ等ノ事情ガ明  
ルミニ出サレ、事件ニ關係セル大多數ノ者ガ遊遊セ  
ラレ、信長は長ガ私ノ強示ヲ仰イダ。之ニ對シ私ハ  
信長ニ「ユース」ト遊ノ主長犯罪人ヲ「ラウテム」  
ニ送レテ來ルヤウ命ジ、信長會談ニ加ハリ尋察ヲ強  
導シテ發見セタ者ヲ處刑シ、「レラン村」ノ村長  
ヲ次ノ「ラーシヤ」ニ任ズルヤウ命ジタ。「ユース」  
ヲ含メテ三人ノ主長犯罪人ガ「ラウテム」デ處刑サ  
レタ。

曰「ルアン島」ノ原住民ハ等ニ遊遊ダツタ。彼等ハ  
自分達ノ島カラ「スルマタ島」ニ移遊シテ彼ガ方ノ

裏面白紙

5594-3.

發達監視員ニ對スル攻撃ニ參加シタ。「ルアン島」ニ於テハ彼等ハ彼方方ノ兵ヲ殺シ、傷兵ヲ救ヒ、處ニ上陸シタ時ハ可成リ取組ヲ遂行セタ。彼ニ對シテハ、三島人ニ十二人ヲ「ラウテム」ニ送レテ來ルヤウ合シタ。然レテ中テ彼等ヲ殺傷ノ小隊ニ分派セシメタ。中ノ八名ガ逃亡シタ。ソコデ私ハ自ら三十個人ヲ「モア島」デ監視サセタ。

「スルマタ島嶼」ノ捕獲トシテ監視ニ加ハツタ者ガ全數テ六百五十七名ノ中、捕獲六十名ガ死傷ニセラレタ。

私ハ死傷執行入ノ名前ハ知らナイ。—————

植村少将 日記 中 送

署名捺印

裏面白紙

Doc 5594 (cont)

註 明 卷

下記各書、印草中前、和蘭軍備部戦争記  
 續編々長チャールズ ヨンゲニール ハ先ヅ正式  
 ニ宣旨ノ上、添附報告書ハ千九百四十六年ノ昭和  
 二十一年ノ一月二十七日ソニンバワニ於テ日本  
 臣草少將田中ユーキガ、セルマダ・シアン、及び  
 モア島ニ歸スル改書ノ「事件」ニ就キ英將ニヨル  
 陳述ニシテ、「スルマダ事件ニ歸スル第一陳述」、  
 「其ノ他ノ事件ニ歸スル第二陳述」、  
 「英海軍元  
 總功兵ノ遺言ニ歸スル第三陳述」トシテスル文書原  
 本ノ全文ニシテ、真実、完全且正副ナル寫本、第  
 三〇一ニ一ニシテ其原本ハ和蘭軍情報部ノ公約  
 記録ノ一部ナルコトヲ証言ス。

千九百四十六年ノ昭和二十一年ノ六月 バタビアニ於テ

CHAMBERS  
 TONGERRELL  
 チャールズ ヨンゲニールノ署名ノ



裏面白紙



No 1

22 E 1794 DocP559i

證明書

和蘭軍情報部戦争犯罪部長 R. N. I. A 陸軍中尉  
下名「チャールズ・ヨンケネール」ハ正當ニ宣誓言フ為シタル上添附  
ノ報告書ハ左記文書ノ原本全部ノ真正ニシテ完全、正確ナル寫  
ニ相違ナキコトヲ證言ス

丸「オハラセイダイ」  
海軍中尉 宣誓陳述書

右ハ「ロエアング」及「セルマク」島ニ於ケル某團殺人並ニ強姦ニ

ノ「ローマ」(30)  
各書(1) 宣明会  
(2) 宣明会  
(3) 宣明会

部ノ公式記録ノ一部ナリ  
「ジョーエイチ」ヨンケネール(署名)

一九四六年ノ昭和三十一年ノ六月七日「マダナイア」ニ於テ「蘭領東印度  
最高檢察局附」ニ級將校 R. N. I. A 陸軍中尉「ジョーエイ  
ト」ナキ「アト」ノ面前ニ於テ署名シテ宣誓セラレタリ

「ジョーエイチ」ト「アト」(署名)



No 1

E 1794  
22 DocP5591

證明書

和蘭軍情報部戦争犯罪部長 R.N.I.A 陸軍中尉  
下名チヤールス・ヨンケネールハ正名ニ宣誓言ヲ為シタル上添附  
ノ報告書ガ左記文書ノ原本全部ノ真正ニシテ完全正確ナル寫  
ニ相違イキコトヲ證言ス

丸コオハラセイダイ 海軍中尉 宣誓陳述書

右ハロエアノク反セルマツ島ニ於ケル集團殺人並ニ強姦ニ  
関スルモノナリ

和蘭軍情報部(印)ジョーエイナ、ヨンケネール(署名)

一九四六年昭和二十一年六月七日ヌタケイアニ於テ和蘭領東印度  
最高檢察局附工級將校 R.N.I.A 陸軍中尉「ジョーエイ  
ナ」ト云キ「ア」ドノ面前ニ於テ署名シテ宣誓セラレタリ

「ジョーエイ、エイ」ト云キ「ア」ド(署名)

裏面白紙

No 2

Doc 5597

同 答 同 答 同 答 同 答 同 答 同 答 同 答 同 答 同 答 同 答 同 答 同 答 同 答 同 答 同 答 同 答 同 答

陸軍中尉「オハラ」ヨシタツノ陳述書

貴方ノ氏名、年齢ハ?

氏名ハ、オハラ、ヨシタツ、年 齡ハ、三十七

貴方ノ所屬部隊ハ?

「オハラ」部隊「バヤシ」隊

貴方ノ作戦ハ?

熊本縣「カモ」部「イワノ」村「二九一

貴方ノ軍隊勤務ノ概要ヲ述ベテ下さい

一七〇一年「昭和十五年」十二月「台湾」歩兵第二聯隊

一七〇一年「昭和十五年」十一月「富米」官立學校

一七〇二年「昭和十七年」一月「瓜」哇

一七〇二年「昭和十七年」十一月「千メートル」

一七〇四年「昭和十九年」六月「モア」島

一七〇四年「九月」於「モア」島「指揮」官ハ「誰」デシヨウ。

和「ア」ナリマシタ

一七〇四年「九月」中「モア」島「下」土「民」ガ殺「サ」レタ「コト」ガ「ア」リ「マ」ス

「モア」島「又」ソノ「人」數ハ「?

「モア」島「及」ジ「エアン」島「ヲ」中「心」ノ「土」民「ガ」捕「虜」ト

「サ」リ「且」殺「サ」レ「マ」シ「タ」

何故ニ殺「サ」レ「タ」「ア」ス「カ」。

「土」民「運」カ「モ」ル「マ」タ「シ」及「ジ」エアン「島」ノ「憲」兵「隊」ヲ「攻」撃「シ」タ

「モア」島「誰」ガ「殺」ス「コト」ヲ「命」令「シ」タ「ノ」デ「ス」カ

裏面白紙

DOC 5591

No 3

答

「タチカ」將軍ハ土民達ヲ司令部へ送ルヲ命ジマシタ  
然シ土民達ガ「モア」ヲ出登スル前ニ右命令ハ変更サレ私ガ  
「モア」ヲ彼等ヲ殺シ土民ノ指導者三四名ヲ「タチカ」部隊  
ニ送ルヲ命セラレマシタ。

向

貴方自分テソノ土民達ヲ殺シマシタカ。

答

「イニ」私ハ唯ソノ殺スノヲ監督シタノデス。

向

唯カ貴方ノ手助ヲシタノデスカ

答

「ワド」曹長「トヨシ」テ「軍曹」マツサキ「軍曹」及ニ十一名「他  
ノ兵卒」連テス。

向

ソレ等ノ者ハ今何處ニ居リマスカ。

答

「ワド」曹長及「マツサキ」軍曹ハ台湾オニ步兵聯隊ト共  
ニ「ロボク」ニ居リマス。「トヨシ」ガ「軍曹」ハ一九〇五年「昭和  
二十年」七月中「ラウテム」ニ向ヒマシタガ荷船ガ着イタ時  
ニハ空テシタソレ故彼ハ溺死シタモノト推定サレマシタ。

向

ドン「風」ニシテ土民達ハ殺サレタノデスカ。

答

彼等ハ三人宛途上縦隊ヲ作ツテ整列サセラレマシタ。ソレカ  
ラ前ニ述べタニ十一人ノ兵連ハ銃劍テ彼等ヲ突刺シ一度ニ  
三人ヲ殺シマシタ。

向

或ル證人ハ貴方ガ掃世連ヲ強セシソノ掃人連ハ兵營へ  
連レテ行カレ日本人連ノ用ニ供セラレタト言ヒマシタガソレハ  
本々デスカ

答

私ハ兵隊連、為ニ掃家ヲ一軒設ケ私自身モ之ヲ利用シ  
マシタ。

向

掃世連ハソノ掃家ニ行フコトヲ快諾シマシタカ

答

私ハ兵隊連、為ニ掃家ヲ一軒設ケ私自身モ之ヲ利用シ  
マシタ。

向

掃世連ハソノ掃家ニ行フコトヲ快諾シマシタカ

答

私ハ兵隊連、為ニ掃家ヲ一軒設ケ私自身モ之ヲ利用シ  
マシタ。

向

掃世連ハソノ掃家ニ行フコトヲ快諾シマシタカ

答

私ハ兵隊連、為ニ掃家ヲ一軒設ケ私自身モ之ヲ利用シ  
マシタ。

向

掃世連ハソノ掃家ニ行フコトヲ快諾シマシタカ

答

私ハ兵隊連、為ニ掃家ヲ一軒設ケ私自身モ之ヲ利用シ  
マシタ。

向

掃世連ハソノ掃家ニ行フコトヲ快諾シマシタカ

答

私ハ兵隊連、為ニ掃家ヲ一軒設ケ私自身モ之ヲ利用シ  
マシタ。

向

掃世連ハソノ掃家ニ行フコトヲ快諾シマシタカ

裏面白紙

No 4

Doc 5591

答 問 答 問 答 問 答 問 答 問 答 問 答 問 答 問 答

或者ハ快諾シ或者ハ快諾シマセンテシタ

大人下ス

ソノ運ノ中其人ハ招家ニ入ル様ニ強ヒテシマシタカ

五人下ス

トウシテソノ等ノ婢女達ハ招家ニハル様強ヒラシメテ下スカ

彼等ハ憲兵隊ヲ攻撃シテ者ノ娘達ヲ下リマシタ

トハッ、婢女達ハ父親達ニシタカ、罰トシテ招家ニハル様

強ヒラシメテ下ス

如何程ノ期間ソノ才達ハ招家ニ入ラシメテ下シマシタカ

ハナリ同チス

何人モ招家ヲ利用シマシタカ

二人下ス

二人ノ政ツクコトガアリマスカ

アリコス、私ハ自分達ニ協力シテキタ兵兵達ヲ殺リマシタ

何故下スカ

「ケマル」島モシ、五人下日本兵達ヲ殺シタ者ノ一人ガ「モア」

「逃ゲマシタ」彼ハ日本人ノ為ノ「コスバイ」下アツター、兵ノ

家ニ隠シマシタ、ソノカラ又彼ハ逃セシマシタガ、私ハ彼ガ何

處ヘ行ツタノカ分リマセンデシタ、彼ノ逃セ後彼ガ「コスバイ」

ノ家ニ隠レキコトガ分リマシタ、ソコテ私ハ「コスバイ」ガ

此ニ私ヲセナコソワト言フ理由カラ、奉天國ガソノ頭ヤ肩ノ辺ヲ

殺リマシタ

裏面白紙

167

No. 5

Doc 5591

岡  
答  
イ  
イ  
エ

外道ノ傷ヲ受ケマシタカ

証人「オハラ・セイカイ」(署名)  
「ジエイ・レンシー」陸軍大尉

一九四六年 昭和二十一年 一月十三日

以上ノ應答ハ日本語ニテ「オハラ」ニ讀ミ聞カセラレ「オハラ」ハ右ノ彼ノ為ニシク報告ノ眞実ニシテ正確ナル記録ナル旨陳述セリ。

裏面白紙

E1795

EVIDENTIARY Doc # 5807

72

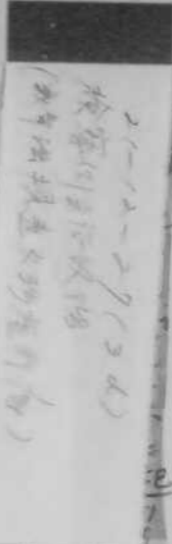
書類番号 五八〇七号

ケエンハイケエンノ 証同要約 今人ハ、ハイ、ホイトキヨシ、職  
業ハ商人ニテ、四才、広東生シ、中國ニ氏、戦争中、リクイカニ  
居住、而シテ目下、リクイカニ 監獄 拘禁サレテ居ル 今人ハ宣折シ  
テ左ノ通り陳述ス。

葡萄牙領ケモールヨ日本軍カ占領中、私ハ一九四三年五月  
ヨリ戦争終末ニテ通訳トシテ日本軍ニ勤ム。私憲兵隊ニ  
ニ勤イテマシ。

× × × × ×

私ハ、アントニオアウグスト・ドス・サントスガ憲兵隊ニ取調受  
ケル時、葡萄牙語通訳ヲ勤ム。此ハ一九四三年九月以後、  
或時デアリ、私ハ、ドス・サントスガ内子ヲ縛リ、而シテ戸口ノ頂  
上カ釣下ラレテ居ルノ見テ、而シテ彼ガ棒ヲ打タレシヲ見



唯一度見タ。カネノ少尉ハ、ドス  
居テ彼ヲ釣上ゲル様ニ命ジシ。  
シテ居テ私ハ其名ヲ記シ、居テ私

ハ、ドス・サントスガ十五分、二十分間釣上ラレ、居テ、見テ、其後  
彼ハ輝カセテ一杯ノ水ヲ與ヘテ、而シテ私ハ退場ヲ命ゼシ。ドス  
サントスハ、彼ガ知蘭軍ノ所有物デアッタ石油及武器ヲ次郎ト告  
訴シ、取調ベラシ。

× × × × ×

コイリ監獄ノ中、葡萄牙人、中国人及白人ヲ含む凡テ、囚人ハ  
ドス・サントスガ釣下ラレ、同ジ様ニ命ジテ、縛ラレ、口ノ頂上カラ  
彼等ノ定カ地面ヲ離レル様ニ釣下ラレシ。私ハ、多クノ場合ニテ見

E1795

EVIDENTIARY Doc # 5807

72

書類番号 五八〇七号

ケユンハイケエンノ 証同要約 今人ハ亦、ハイ、ホイトキ知ラレ、職  
業ハ商人、ニ十四才、広東生シ、中國々民 戦争中、リクイカニ  
居住、而シテ目下、リクイカニ 監獄 拘禁サレテ居ル、今人ハ宣稱シ  
テ左ノ通り陳述ス。

葡萄牙領ケモールヲ日本軍カ占領中、私ハ一九四二年五月  
ヨリ 戦争終末ニテ 通訳トシテ 日本軍ニ為ニ働キ、私憲兵隊為  
ニ働イテキリ。

× × × × ×

私ハ、アントニオアウグスト・ドス・サントスガ憲兵隊ニ取調受  
ケル時、葡萄牙語 通訳ヲ勤メ、此ハ一九四三年九月以後、  
或時デアツク、私ハ、ドス・サントスガ両方ヨリ 縛ラレ、而シテ、  
上カラ 釣下ラレテ居ルヲ見、向シテ 彼ガ 棒ヲ 打タレ、  
私ハ此ヲ「ガ」サントスニ 起ツテ、唯一度見タ。カネカ、少尉、ドス  
サントス、取調ヲ擔當シテ居テ、彼ヲ 釣上ゲル様ニ、今人シテ、  
一名ノ日本人 通訳カ 必席シテ居リ、其名ヲ 託シテ居、私  
ハ、ドス・サントスガ十五分、二十分、同釣上ラレ、居、  
其後、  
彼ハ、輝カニ、一和ノ水ヲ 銀ハシ、而シテ、  
退場ヲ 命ゼシ、  
ドス・サントスハ、  
彼ガ 知蘭軍ノ 所有物ヲ、  
アッタ石、  
油、  
及、  
武器ヲ、  
次、  
私ガ 告  
訴サレ、  
取調ベラレ。

× × × × ×

「テイ」監獄中ノ 葡萄牙人、  
中國人、  
及、  
二人ヲ、  
合ム、  
凡テ、  
囚人ハ、  
ドス・サントスガ 釣下ラレ、  
同ジ様ニ、  
両方ヲ、  
縛ラレ、  
而シテ、  
頂上カラ、  
彼等、  
全ク、  
地面ヲ、  
離レル様ニ、  
釣下ラレ、  
私ハ、  
此ノ、  
場合ニ、  
見

裏面白紙

Doc 5807

4. 之囚人等ヲ訊問ニ対シ満足ヲ返答テ樂ヘナカリテ却テ行ハレタル事

私ハ葡萄牙ノリベラト中尉ヲ憲兵隊ノナレタ軍曹ニ訊問ナ

レ時ニモ亦通訳トシテ更ニタリベラト中尉モ亦手ヲ縛リシ

戸口ノ頂上ニ釣下ラレテラレニ梯ヲ打タレタ

私ハ亦ウチニ手軍曹ガ中國人及工人ノ囚人ニ対シ水苛メヨ

用ヒテ居ルノヲ見タ

私ハ濠洲兵ガ入浴ニ又他ノ事ヲスル為監獄ヲ通抜ケルノヲ見タ

時彼等ノ非常ニ弱クテ疲レ果テテキタ

木 木 木 木

コテイリ監獄ニハ亦數名ノ工人婦女子ノ囚人が居タ私ハ彼等ガテ

レリ軍曹ニ取調ラレ打タレ向シテ彼ニ手ヲ縛ラシテ戸口ノ頂上ニ釣

下サレルノヲ見タ私ハ此等工人婦女子ノ數名ガ取調ラレルヲ見タ

私ハ囚人ガ彼等ノ膝ノ後梯ヲ縛リ附ラレテ彼等ガ上被レ果テ倒

レト迄無理ニキルセザレルノヲ見タ

木 木

證人署名

ケエシハイケエシ署名

裏面白紙



D 6 C 5 8 0 7

3

通訳ノ證明

私ニギルノイルリエラヘ用記證人ガ署名元前ニ報ガ前記要  
約ノ證人ニ彼ノ自國譯ヲ正式ニ辭款シタコトヲ證明ス

通訳

ギルノイルリエラノ署名

葡萄牙領ケモール、テイリニ於テ一九四六年七月一日報ノ面前於  
テ之ヲ指シテ

濠洲陸軍部隊

署名判讀不能 / 少佐

蘭領東印度陸軍

署名判讀不能 / 大尉

葡萄牙領ケモール主計官

署名判讀不能 / . . . . .

裏面白紙

No 1

EVIDENTIARY

Doc. 5645

書類第五六四五号

極東国際軍事裁判所中  
アメリカ合衆国及其他

荒木貞夫及其他

口供書

余ビクトリア州東聖キルダ、ダンデン街三四四番地ノ「アルフ  
レッド・ノーマン・ウイト」ニ宣稱シテ、如ク陳述ス。  
一九四二年私ハ馬未ニ於ケル濠洲「A.M.I.」商務官デアリ  
マシテ、一九四二年二月十五日、日曜日、朝私ハ一小舟艇「マリーロー  
ズ」号ニ乗ツテ「ソングホル」ヨ出奔シマシテ、其處ニハ在馬未  
濠洲聯邦政府代表「ウイヴァン・ゴードン・ホーデ」氏ヤ政府  
代表部政治書記官「ジョーン・クイ」氏ヲ念メ三十七名ノ人々ガ  
居リマシテ、一九四二年二月十七日早朝「バンカ」海峡ニ差シ掛ツテ  
際我々ハ日本軍哨戒艇ニ遭遇シ「バンカ」島ノ「ムント」港ニ  
護送サレマシテ、我々ハ午後二時半頃「ムント」特橋ニ陸揚セセラ  
レ日本軍當局ニ引渡サレマシテ、ソレカラ我々ハ海岸、映画館ニ違  
レテ行カレ、數百人、他ノ人々ノ中ニ入リシマシテ、ソノ中ニハ英國人ア  
リ和蘭人アリ、男アリ女アリ、軍人モ居レバ市民モ居リマシテ、  
「ホーデ」氏ハ日本兵ニ我々ガ外交官ノ身分ヲ有スル事ヲ知ラセ日  
本軍ノ將校ノ處ヘ連レテ行ツテ賈フ様ニ頼ム積リダ、ト私ニ話  
シマシテ、ソレカラ我々ハ私ノ所カラ去ツテ行キマシテ、私ハリシカラ荷物ヲ  
調ベテ賈フタメニ此ノ映画館、他ノ方ヘ移サレマシテ、其所カラ  
私ハ「ホーデ」氏ハ妾ヲ見マシテ、彼ハ一人、日本人衛兵ニ話ヲ仕  
掛ケテ「キル」様デシタガ、此ノ衛兵ハ彼ヲヒツパツカ打ツカミテ、床、

裏面白紙

Doc. 5645

No. 2

二被ヲ投ケ倒サウトシテキマシラ此ノ衛兵ハボート氏ノ金ノ  
 腹時計トシモキ言ニ附ケテキメ金ノ認識票ヲ取ラセテキル様  
 ニ見マシタ私ハ此ノ衛兵ガ銃剣ヲボート氏ノ咽喉ヲ何處モ  
 空ヲ格好ラスルトヲ見マシタ此ノ時ハ彼ヲ切ツテハキツイ様ニ見マ  
 シタ衛兵ハボート氏ノ所カラ離レマシタガ直グニ他ノ日本兵ヲ  
 連シテ戻ツテ来マシタ彼等ハ二人共小銃ヲ持ツテキマシタ彼等  
 ハボート氏ニ話ヲ掛ケテ様ニ見エマシタ私ハ其シカラ彼ガ此ノ二人ノ  
 日本兵ニヨリ此ノ映画館カラ護送サレテ行クノヲ見マシタソシテ約  
 二十分後私ハ二番ノ小銃ガ発砲サレル音ヲ聞キマシタ其ノ以来私ハ  
 「ボート氏ノ妻ヲ見セシデシタ彼ハ死テシト公式ニ記録サレテ  
 居マシタ此ノ直グ後テ私ハ此ノ二人ノ衛兵ガ戻ツテ来テソノ小銃ヲ  
 揚陸スルノヲ見マシタ丁度此ノ時「ボート氏ハ他ノ御留者連ノ一組ト  
 共ニ映画館ノ直グ側ノ家ニ入リ取リテ遣ラサレマシタ」クイシ氏ハ  
 後ニ私ニ彼ガ自分ノ組ノ人ト共ニ其所ニ居サカツタ時ニ是初ニ  
 「ボート氏ノ殿打シテ衛兵ガ彼ノ側ニ近附イテ来テ此ノ衛兵  
 ハ「ボート氏ヲ射殺シテ幸ヲ身振リデ知ラセラシタト殺ヘテクシ  
 マシタ」後ニ私ハ元「ボート氏」理事ガマツタ和葛ノ文官「ケツエル氏  
 カラ彼ガ二月十七日ノ午後一人ノ衛兵ガ映画館テ年配ノ白髪ノ紳  
 士ト云ヒ争ツテキルヲ見シ事又彼ハ此ノ紳士ガ映画館カラ右  
 ニ約百碼位ノ所ニ在ル日本軍ノ兵舎ニ使ハシテキル建物ノ方  
 ヘ護送サレテ行クノヲ見タ事ヲ聞キマシタ更ニ彼ハ日本人衛兵ガ  
 此ノ老年ノ男ノ腹ヲ蹴ツタリ頭ヲ肩ノ辺ヲ銃底テ殴ルノヲ見タ  
 ト話ニミマタ彼等ハ兵舎ノ角ヲ廻ツテ行ツタゾソノ邊ガ彼ニハ  
 見エナリナリマシタ續書ニフミテ彼ハ彼等ガ行ツタ方南カラ二番ノ射  
 撃ノ音カスルト聞キマシタ「ケツエル氏」又此ノ事件ノ二三日後

Doc 5645

或ル老年ノ支那人ヲ三月十七日ノ午後此ノ支那人ハ二人ノ日本人  
衛兵ガ老年ノ白髪ノ紳士ヲ兵舎ノ建物ノ右手ニアタル地点ニ  
護送シテ行キ此ノ紳士ニ無理ニ舐ノ中ニ穴ヲ掘ラセリノ端ニ  
立ラセテ射殺シテノ見ヲト聞イタ事ヲ知ニ語リマシタ。ホーデン  
氏ハ老年ノ白髪ノ紳士ヲシテ「コック」氏ハ今ハ死テミテ居リマ  
ス。

エー エヌ ウィトン / 署名

ウィットリア州ノルホルン ニテ 一八四六年十月八日 会ノ西前テ  
宣誓セリ

署名 判讀不明

一セニ八年證據法ニヨリ申立書及口供書ヲ言キ取ル  
事務官

裏面白紙

E 1796

Doc 5684

Handwritten notes in a box, including the name 'Sinnigedammste' and other illegible characters.

印度

シ  
レ  
ベ  
ス

證  
據  
綜  
略

國際檢察部和蘭國課

一九四六年十二月

和蘭印度王國 副檢察官

陸軍中佐 J.S. シンニゲ・ダムステ

／Lt. COL. J.S. SINNINGEDAMSTE, R.N.I.A.／

Handwritten signature or name in a circle.

(3)

E 1796

Doc 5684

52

檢察書類第五六八四號

B級及J級犯行

印度

ヒレベス

證據概略

國際檢察部和國課

一九四六年十二月

和國印度王國 副檢察官

陸軍中佐 J.S. シンニング・ダムステ

1st. COL. J.S. SINNINGHE DAMSTE, R.N.I.A.

Handwritten signature in a circle

(3)

175

裏面白紙

書類第五六八四號

セレベス及周邊諸島

証 據 概 略

日本海軍ニヨル古領

工 件

一 殺 害

致次ノ被害ガ行ヘレタ。俘虜ハ裁判ヲ行ハレズ  
且時ニハ告訴サヘモナレズ被害サレタ。飛行士  
ノ場合ニ於テ特ニソウデアツタ。之等ノ處刑ハ  
陸海軍ノ最高級者ニ依テ命令サレタモノデア  
(A) 一九四二年三月中、セレベス南西部、ララ、

ノマタレンノニ於テ八名ノ海軍俘虜ガ銃剣デ刺  
殺サレタコトハ檢察書類第五五一八號、舊印  
軍軍醫官ミンゲレンノALLEGATIONノニヨリ其訊  
問報告書ニ記載サレテオル。

營檢察官ハ本書類第五五一八號ヲ檢證トシ其拔萃ヲ  
証據トシテ提出ス。

(B) 一九四四年九月中、セレベス北東部、メナド  
ニ近キトモホンノHOOBLOHノニ於テ捕虜トナ  
リシ二名ノ米國飛行士ガゴザムツノKODAMUR  
ノ陸軍中佐ノ命令ニヨリテ死刑ニ處セラレ  
タ事ハ檢察書類第五五二〇號、T. オヅムヲ

2.

Doc 5684

Doc 5684

3.

本檢察官ハ此書類第五五二〇號ヲ檢證トシ其ノ拔萃  
ヲ書證トシテ提出スル。  
／ F. OCHUBA / 陸軍少佐ノ供述書中ニ示サレ  
ル。

(C) 一九四四年十月中、セレベス南西部トリトリ  
／ NORTH-HOLT / ニ於テ捕虜トナリシ八名ノ米  
國飛行士ガ死刑ニ處セラレタ。此事ハ檢察書  
類第五五三五號、Y. ハヤシ / HAYASHI / ノ  
供述書中ニ陳述サレテオル。

本檢察官ハ此書類第五五三五號ヲ檢證トシ其拔萃ヲ  
書證トシテ提出スル。  
(D) 一九四四年十一月中、セレベス南東部ケンダ  
リ / KENDARI / ニ於テ捕虜トナリタル九名ノ  
米國飛行士ガアドミラル・オースギ / ADMIRAL

OSDGH / ノ命令ニヨリテ死刑ニ處セラレタ  
コトハ檢察書類第五五三二號キヤブテン・G  
谷口ノ供述書ニ示サレテオル。

本檢察官ハ此檢察書類第五五三二號ヲ檢證トシ其拔  
萃ヲ書證トシテ提出スル。

(B) 一九四五年七月中、セレベス南東部シンカン  
／ STUCKAING / ニ於テ捕虜トナリタル五名ノ米  
國飛行士ガ死刑ニサレタ。右ハテシマ陸軍中  
將ノ命令カニハスル命令ダカラ收容所長 M.  
中村陸軍大佐ノ命令デアツタカトモ推測サレ



ル。檢察書類第五五二一號ハ彼ノ供述書デア  
ル。

本檢察官ハ此書類第五五二一號ヲ檢證トシ其拔萃ヲ  
書證トシテ提出スル。

(F) 一九四五年三月中、セレベス北方タラウド、  
／ FALAUD / 島ノベオ / BEO / ニ於テ四名ノ聯  
合國飛行士ガ死刑ニ處セラレタ。桂 / 音譯 /  
將軍ノ命令ニ依レルモノデ所謂告訴及裁判ナ  
シノ死刑デアツタ。又タラウドノレイニス、  
／ RAHHS / ニ於テハ一九四五年六月中モウ一  
人別ノ聯合國飛行士ガ右ト同ジ命令ニヨリテ  
處刑サレタ。以上ハ檢察書類第五五六四號、  
日本陸軍コバ大佐ノ陳述書ニ表示サレテオレ  
本檢察官ハ此書類第五五六四號ヲ檢證トシ證據トシ  
テ其拔萃ヲ提出スル。

(G) セレベス南西部マカツサル / MAOASSAR / 附近  
ノ、マロス / MAROS / ニ於テ一九四五年七月  
中、與人ノ聯合軍飛行士ガ捕虜トナリ石田海  
軍少佐ノ命令ニヨリテ處刑セラレタル事、檢  
察書類第五五三三號、Y. 中村海軍大尉ノ供  
述書ニ表示セラレ。

本檢察官ハ此書類第五五三三號ヲ檢證トシ證據トシ  
テ其拔萃ヲ提出スル。

Doc 5684

4.

ニ 收容所

此方面ニ於ケル俘虜收容所ノ状態ハ、度不飽ノ方面ト同様、周知セラレタル日本流デアツタ。

(A) 南西セレベス、マカツサル、MAGASANK、ニ於ル俘虜收容所ニ於テ、住居ノ不良、家具、器具、被服ノ不給、過剰稠密ノ群居。疲労過度ノ勞役。軍事目的ノ勞働。老人及不適者ノ就働強制。分量品質共ニ不週ナル食物。衛生設備ノ不良。醫藥品ノ供給ハ赤痢及マラリヤノ發生ニモ拘ラズ不足ナリシ事。栄養不良ニ基ク不健康ノ結果高度ノ死亡率ヲ招來セル事。赤十字寄贈品ガ配給セラレザリシ事。休養娛樂ヲ與ヘズ、歌ヲ謠フ事サハ許サマリシ事。郵便ノ停止。頻々ト過酷ナル禁罰ヲ用ユル恣情制度ニヨル規律ノ維持等々。以上ハ後察書(第第五五〇三號、英國海軍少佐、E. T. クーパー、C. H. COOPER)ニヨル供述書ニ表示セララル。

本後察官ハ此書類第五五〇三號ヲ檢閲トシ、證據トシテ其抜萃ヲ提出スル。

收容所司令、D. 印軍デユドンネ、DI EDWARDS、陸軍大尉ガ其報告、後察書類第五五〇四號ニ於テ日本人ニヨル、暴行虐待ノ経緯ヲ記セル

5.

Doc 5684

Doc 5684

6.

應ニヨレバ、序序ヲシテ赤葉ガ一杯居ル所ノ  
 樹ニ至リテ其上ニ居ラシメラレシ事。各頭ノ  
 尋問ガ行ハレタル事。氣絶スルマデモ殺シキ  
 儀打、其結果、肋骨ノ堅直ヲ來シ或ハ韃皮施  
 籍ヲ必要トスルニ至レルモノアリシ事。日本  
 人敬容所長ガ儀打ニ加シタル事。絞首。水  
 交メ。蓋シキ懸獄ニ於ル監房ヘノ監視。病  
 人ノ強弱等。

本檢察官ハ此卷第五五〇四號ヲ檢證トシ、證  
 據トシテ其後ヲ提出スル。

(B) モルツカ SHUKAN / JOHUCHI'S / HALMAヘラノテラ  
 ガン / SHUKAN / ニ於テ英領印度俘虜收容所ガ

設立サレタ。右ニ關シ印度軍醫大尉 S. H.  
 ボウル / S. H. PAUL / ガ、檢察書類第五五三八  
 號ノ供述ニ於テ報ズル所ニヨレバ、一九四  
 五年二月中、印度人俘虜ハ、最高司令部ノ命  
 ニヨリテ、日本帝國軍ノ一部ヲ形成スル事ト  
 ナリシ旨報告サレタ。彼等ノ抗議ニモ拘ハラ  
 ズ、苦役ヲ軍醫教練ガ強制セラレ、肉体的磨  
 待ヲ含ム所ノ烈シキ親害ノ下ニ置カレタ。殺  
 打ハ氣絶ニ及ビ或ハ死ニ至ルモノモアツタ。  
 醫官ガ重症患者ニ向ツテ、適當ノ處置ヲ加ヘ  
 ントスルニ對シ、其可能ナルニ拘ハラズ、妨

裏面白紙

7.

Doc 5684

海サレタ。食餌ハ甚ダ不良デアツテ唇唇ハ紙  
 不調氣ニ注ツテ唇ツタ。患者モ絞兵ヲ命ゼラ  
 レ其其多クノモノハ調ル、ニ至ツタ。然ルニ  
 尚毎ハ骨痛ヲ強制サレタ。  
 本館寮官ハ此等ヲ第五五三八號ヲ記録トシテ提出  
 スル。

裏面白紙

Doc 5684

8.

5、死 刑

(A)

マカツサルノ捕房板倉所デ一九四二年九月  
ニ逃亡シテ又捕ヘラレタ三人ノオランダ人捕  
房(ベレテイア其ノ他)ガ裁判モナシニ首ヲ  
切ラレタ、モウ一組ノ三人ノオランダ人捕房  
(ヒヤ中尉等)ハ同ジコロニ一追問モヒドク  
處待サレタアゲクニ首ヲ切ラレタ。

(B)

コレハステニ提出サレタデイユドンネル大尉  
ノ報告中ニアリ証録審議ニ見エテイル。  
メナドノ捕房収容所デ一九四二年三月ゲリ  
ラ辰ニ参加シタガ珍ヒニ捕房シタ五人ノオラ  
ンダ下士官ガ死刑ニサレタ(コスイン陸)コ  
ノコトハ蘭領王軍中尉R・J・ヘンセルニ  
ヨル陳述ノ中ニ見エテキル。檢察官五五一  
四號。

檢察部ハコノ審議五五一四ヲ証録審議トシテ  
提出スル。

同ジコトガ蘭印王軍中佐W・O・バンデン  
ベルグノ口供書(三頁)ニ述ベラレテキル。  
檢察官五五六三號。コノ中佐ハ又飛行場ヲ  
守ツタ二人ノオランダ下士官(ウイリシガ及  
ロベモンド)ガヒドイ處待ヲサレテ死刑ニサ  
レタコトモイツテキル。

裏面白紙

Doc 5684

9.

檢察官ハコノ書類五五六三號ヲ檢査トシテ提出  
シ發見ヲ監獄警務トシテ提出スル。

(C) テラガンニ於テハ獄刑モセズニインドノ捕  
房ヲ何度モ死刑ニシタ。

一九四五年三月ニモハマツドデインハ魚ノ信

詰ヲ送ンダト申立テラレテ首ヲ切ラレタ。

一九四五年四月ニ四人ノ捕房(チナドロー)ニ

ガヒドク處待サレタノテニ首ヲ切ラレタ。

一九四五年七月二人ノ捕房(モハマツド・ア

フスカ等)ガ首ヲ切ラレタ。

一九四五年七月カ八月ニ逃亡シタ二人ノ捕房

ガ首ヲ切ラレタ。

一九四五年八月捕房モハマツド・ランザンガ

首ヲ切ラレタ。

コノコトハ軍醫ポールニヨツテ報告サレテキ

ル、彼ノ口供書ハスデニ提出サレテキル證據

書類ニテアル。

デアル。

II 一般民間人

A 被収容者

被収容サレタオランダ人民ハ他ノ地獄ニ於テモ

同ジ様オ不必要ナ苦勞ヲシタ。

(A)、メナドノテリング男子収容所デハ昼食共

ニ食物ガ乏ク、給メハ主トシテイリ米デア

裏面白紙

Doc 5684

10.

ツタ。赤痢が發生シタノニ無病ハ供給サレズ、  
百五十人ノ被収容者中十人ノ死亡者ガ出タ。  
紀律ヲヤブルトテロ同テキビシイ打ヤ處符  
ガ加ヘラレ、監房ノ中ニ悪態ヲ欺瞞ノモトニ  
監禁サレタリシタ。

一九四二年七月三日ソノ収容所ニ収容サレテ  
キタ二人(ウオルフ博士トデジョング)ガ死  
病ニサレ、他ノ場所デアメリカ陸軍大佐ト二  
人ノ遺族ノ司祭ト一人ノ信方死刑ニサレタ。  
ソレカラ同モナクモウ一人ノ病態デレエウガ  
死刑ニサレタ。ソノ病態ノ一はハ牢獄ヘ凡ソ  
六日間移サレタ、三日間食物モ水モ與ヘラレ  
ズソノ後モ非常ニ少シシカ食ヘナカッタ、入  
ルハ赤痢ニ悩ンダガ治療ハスコシモホドコサ  
レナカッタ。

収容所ニカヘツテカラ被収容者道ハ一日ニ只  
一回ノ米ノ食事ヲ得タバカリデアッタ、ソシ  
テテホ弱ハ少シモアタヘラレナカッタ。  
病人ハ牢獄ヘ送ラレ、其長テ養ラハ飢エト病  
ノタメニ死ナネバナラナカッタ。日本ノ囚者  
ガ収容所ヲ訪レタトキニ示シタ只一ツノ良心  
トイフノハ彼ガ時計ヲ買取ラウトシタコトダ  
ケデアル。

裏面白紙

Doc 5684

11.

裏面白紙

一九四五年七月十九日二人ノ被收容者ガ死  
洞ニサレタ

コノ被メテ話ハソノ被收容者ノ一人デアツタ  
メナド市長日・タリソガノ語ツタモノデア  
ル。被收容者五五四四號ヲ証據書類トシテ

被收容者ハコノ書類五五四四號ヲ証據書類トシテ  
提出スル。

(B) 南西セレベスノバレバレノ男子收容所デ  
ハヒドイ殴打ガ行ハレ遺體ノ司祭ニ對シテ  
サヘ殆ソド死ニ至ラシメル程ニサレタ。

南西セレベスノボツジヨデハ被收容者ハ小  
小蓋ヤ隊小屋ノ中デ非常ニ衛生的ニ睡イ  
管ノモトニ住マネバラナカツタ。コ、デ  
モボロング收容所デモ食物ハ不充分デアツ  
タ。コノコトハ司政官(文官)日・J・コ  
ルフノ質問報告ニアリ、被收容者五五四七  
號ニ出テイル。

被收容者ハコノ書類五五四七ヲ被證ノ爲ニ被尋ヲ  
証據書類トシテ提出スル。

(C) メナドニ於ケルエアメデイデイ女子收容  
所デハ殴打ハ定期的ニ行ハレタ、十三才カ  
ラ十八才マデノ間ノ四人ノ少女ハ強シク叩  
カレタ後ニ收容所日本人事務所ノ前デ一週



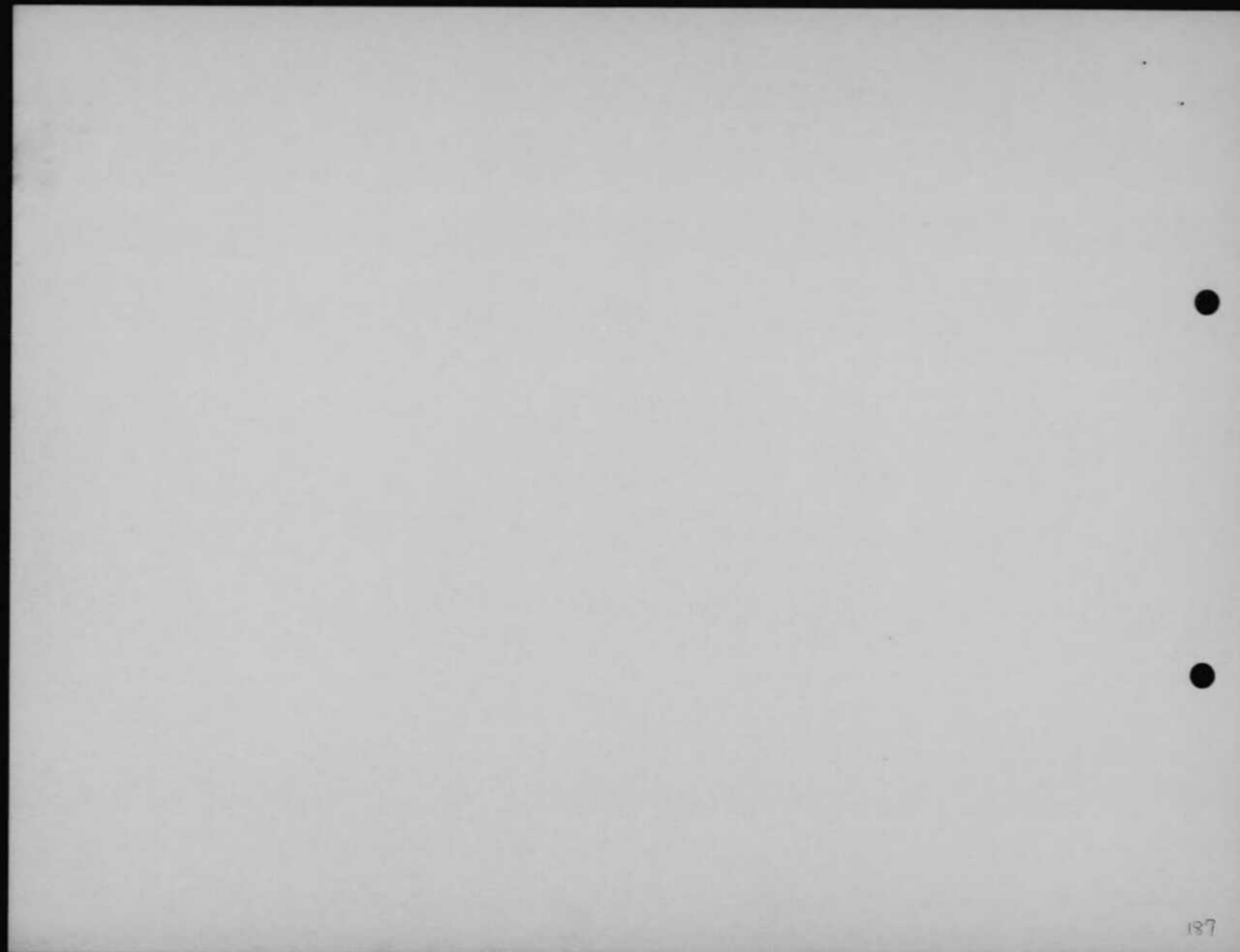
12.

Doc 5684

豊後  
豊世ス。

蘭奴モ登モ頼ケテ食ベ物モテシニ立タセラ  
 レタ。食糧ハ充分デナクソノタメニ口氣ガ  
 起リ多クノ人ガ死ンダ。藥ノ供給ハ不完分  
 デアツタ。日本人ハ「オ前タチハオラノ  
 デ何カノ役ニタツカ、死ヌノガ早ケレバ早  
 イホドヨイ我スニハソノ方ガイ、」トイツ  
 タ。衛生設備ハ悪カッタ、コレラノ状態ハ  
 オランダ人收容所長 A. L. ロルフ夫人ノ  
 口供、遺囑書、五五五五五五五五五五五五  
 口供、遺囑書、五五五五五五五五五五五五  
 口供、遺囑書、五五五五五五五五五五五五

裏面白紙



裏面白紙

13.

Doc 5684

B 御留サレザル志

一、トケイノ音譯ノ隊

ジヤダア及スマトラノ陸軍憲兵隊ト同ジ遣リ  
口ノ尋問、持問、虐待ガ日本海軍憲兵隊トケ  
イノ音譯ノ隊ニ依ッテナサレマシタ、ソノ遣  
リ口ハ既ニ、ボルネオ地獄ニ既チテベタ所ト  
同一デアリマス。

(A)

ノオドノトケイノ音譯ノ隊司令部ニ於テ容疑  
者ハ驚クベキ悪狀況下ニ幽閉サレマシタ。  
通刺收容ノ監房ニ詰メ込マレ、一日中立タサ  
レ、一言ノ會話ヲモ禁止サレ、食物ハ質量共  
ニ不充分チ、激烈且ツ絶エ間ナク殴打ヲ加ヘ  
或ル時ノ如キ十四日隔ニワタリ終日、時ニハ  
夜間ニ於テサヘモ殴打ヲ加ヘタ事ガアリ、逆  
サ品リ、火焙リ、強姦等モナサレマシタ。  
メナドノ毒氣置獄ニ於テモ同様ノ狀況デアリ  
マシタ病人ハ二三日ノ間食物スラ與ヘラレズ  
赤痢ト飢餓ノ爲ニ死亡致シマシタ。  
セレベス南西部ノマカレテハ食物ハ極度ノ少  
量デ藥品ノ給與ハ全然アリマセンデシタ。

裏面白紙

14.

Doc 5684

裏面白紙

マカツサルノトケイノ音譯ノ原形務所デハ囚  
 人ハ時ニハ三、四日ニワタリ使所使用ヲ禁ゼ  
 ラレタ後、僅カニ分働ノ使用ガ許サレルノデ  
 アリマシタ、石鹼使用ハ禁止サレテ居リマシ  
 タ。

マカツサルノ日本軍司令部デハ肉体的虐待ハ  
 屢々デシタ。

以上ハC.H. H. ウエンスヴェーンノ音譯ノ  
 ノ口供暨檢察團書類五五二二號ニ依リ明白デ  
 アリマス。

檢察團ハ書類五五二二號ヲ檢證ノ爲ニ又拔萃  
 ヲ音譯トシテ提出致シマス。

(B) メナド近傍ノトモモン刑務所ニ於ケル狀況ハ  
 ヲアンテンベルグノ音譯ノ少佐ニ依リ陳述サ  
 レ、ソノ口供音ハ音譯トシテ既ニ紹介  
 サレ、ソノ中ニテ口供音ニ就テ述ベ、食物缺  
 乏ガ憐悪スベキ光景ヲ惹起シタ事ヲ述ベテ居  
 リマス。

(C) 一九四二年二月及三月二、メナドデ大部分ハ  
 土民カラ成ル十八人ノ人々ガイハユル死ノ監  
 房ニ收容サレマシタ。在監中ハ猛烈ト虐待ヲ

Doc 5684

15

受ケ、毎日脊中合せニ濡ラレテ熱帯ノ太陽  
ノ下ニ晒サレマシタ、然等ガ体力衰リ果テテ  
倒レルト、獄ルヲ設ル等シテ担立サセルノ  
デアリマシタ。六日には、一口ノ食物モ與ヘ  
ラレマセンテシタ。毎毎ハ穴ヲ掘レト命ゼ  
ラレ、然ル後屍體サレマシタ。  
コノ事件ハ既ニ報告トシテ紹介サレタヘン  
セルノ音譯ノ中尉ノ稟遞管中ニ送ベラレテ  
居リマス。

二、殺 獄

(A) 一九四四年三月ニハルマヘラノコロバタニ  
於テ一メナド人ガ執刑ヲ受ケル事無ク疑刑  
サレマシタ。コレハジョンサンボクノ音譯  
ノ口供音、檢察官管五五二三號ニヨリ  
明白デアリマス。

檢察官ハ管五五二三號ヲ監護トシテ提出致  
シマス。

(B) 一九四三年九月ニハルマヘラノフリーイニ  
於テ日本軍ハ執刑ヲ行ハズニ一ジャヴァ人  
及一ブキ人ヲ殺戮シタ。コノ事ハフシンピ  
ンアブダラノ音譯ノ稟遞管檢察官管五  
五二九號ニ依リ明カナル事デアリマス。

裏面白紙

16.

Doc 5684

檢察廳ハ管轄第五二九號ヲ監證トシテ提出致シマス。

(C) 一九四四年九月ニモロタイノソエキノ音譯ノニ於テ外人ノ土民ガ殺判ヲ受クル事ナク斬首刑ヲ受ケマシタ。併シ復讐ノ一人マイルルノ音譯ノハ死亡ヲ免レ、行ノ頸部ノ傷痕ノ寫眞ヲ添ヘタル陳述書、冷察圖等五五三〇號中ニ此ノ犯罪ヲ報告シテ居リマス。

檢察廳ハ管轄第五三〇號ヲ檢證ノ旨ニ又拔萃ヲ監證トシテ提出致シマス。

之ヲ以テ、セレベス島及ソノ屬島ノ島嶼ニ於テ犯サレタル日本軍ノ犯罪概略ヲ完結シ、南領印度諸島ニ關スル調査ヲ終結致シマス。

裏面白紙

E 1797  
Doc P.5518

書類第五五一八號

OM 一五 / C . C

一九〇五年十一月七日附「ミンゲレン」博士顧問報告書

不日即チ一九〇五年十一月七日領東印度ニ於ケル  
陸軍總督及ビ共同者ニ關スル資料ニ就イテノ詞  
査報告者、本職「ロバート・メインデールスマ」海  
軍少尉ノ面前ニ、  
現住所「ワコル・コロムビヤキヤンブル」陸軍一等  
軍醫「ミンゲレン」博士カ出張シ訪問ノ結果左ノ通  
リ陳述シタ。

ミンゲレン博士  
（現年四十二歳、現職中）

島ヲ侵略シタ當時、秋「マ  
大佐ノ率領デアツタ。吾々  
デ、「ジャスパス」少佐  
トノ重要ナ交通路ニ渡ッ  
テ奥地ニ退却シタ。

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

包圍攻撃ヲスル爲ニ海岸ニ沿ツテ行軍シテ來タ日  
本人ニヨツテ吾々ハ北部カラ襲撃サレタ。二日間ノ  
争闘ノ後吾々ハ更ニ山中ヘ行進シ、吾々ヨリモ早ク  
「マカツサル」ヲ退去シテキタ「ヴァウン」大佐ノ辭

③  
高橋

E 1797  
Doc P5518

書類第五五一八號

OM 一五ノC・C

③  
192

一九四五年十一月七日附「ミンゲレン」博士新聞報告書

不日即チ一九四五年十一月七日歸領東印度ニ於ケル  
ル販争犯難者及ビ共同者ニ關スル資料ニ就イテノ詞  
査担当者、本職「ロバート・メインデールスマ」海  
軍少尉ノ西前ニ、

現任所「ワコル・コロムビヤキャンプ」陸軍一等  
軍醫「ミンゲレン」博士方出頭シ訊問ノ結果左ノ通  
リ歸述シタ。

日本人カ「モレベス」島ヲ侵略シタ當時、秋「マ  
カツサル」ニ於ケル第一大隊ノ準備テアツタ。吾々  
ノ軍隊ハ少隊テアツタノデ、「ジャスバース」少佐  
ノ下ニ「テロ」編ハ良地トノ重要ナ交通路ニ。彼ツ  
テ良地ニ退却シタ。

××××××××××××××××××××

包圍攻撃ヲスル爲ニ海岸ニ沿ツテ行軍シテ來タ日  
本人ニヨツテ吾々ハ北部カラ襲撃サレタ。二日同ノ  
争闘ノ後吾々ハ更ニ山中ヘ行進シ、吾々ヨリモ早ク  
「マカツサル」ヲ退去シテキタ「ヴァウン」大佐ノ語

裏面白紙



2.

Doc 5518

ニ加ツタ。

××××××××××××××××××

一ララレヘ半バ近ヅイタトコロア其ノ群ハ飯ニ極  
ヒ止メラレ、半日登口シタ後休息シタ。

其ノ群ハ將校八人ト彼人ノ兵士カラナリ中八人ハ  
歐洲人デアツタ。將校達ハ二部ノ一トラツクニ衆  
セラレテ進レテ行カレタ。同モノナク歐洲人へ兵士一  
ハ飯飼ヲ突キ殺サレタ。其ノ中ニハ「キンセン」轉  
士(EB)トトヘホースベール、V. e.、一サ  
ンデールカキタ。

××××××××××××××××××

一九四五年十一月八日

右ハ本帳ニヨツテ作成シタル眞實ナル記  
録ナリ

署名

R. H. M. インデールスマル

××××××××××××××××××

裏面白紙

巻類第五五一八號

明 書

F 名和蘭軍情報部戰爭犯罪部長 R・M・I・A・  
 中尉「チャイルス・ヨンゲニール」ハ、先ヅ正當ニ  
 宣誓ヲナシタル上別紙添附ノ報告カ、  
 一第〇四一一五ノC・C 號日本ノ「セレベス」島使  
 命及ビ和蘭兵船ニ關スル一九四五年十一月七日附  
 「ミンケレン」紳士訪問報告」  
 ト題セル原文ノ全文ニシテ眞實、完全及ビ正確ナル  
 寫テアルコト、並ビニ該書類カ和蘭軍情報部ノ公式  
 記録ノ一部ナルコトヲ證明ス。

署名

チャイルス・ヨンゲニールノ署名

和蘭軍  
情報部ノ印

於バタヴィヤ 一九四六年六月七日

右ハ本島領東印度法務廳附高等官 R・M・I・A・  
 中尉「K・A・ダ・ウイアード」ノ面前ニ於テ署名  
 宣誓セリ。

ノ署名ノK・A・ダ・ウイアード

E 1798  
Doc 5520

書類第五五二〇號

小田村利武ハ正當ニ宣稱ヲ爲シタル上一九四六年三月二十五日、自領東印度モルツカス群島、モロタイ、モロタイ停務寮容所ニ於テ左ノ通り發言セリ。

問、貴下ノ姓名、年齢、国籍、籍貫關係及ビ現在所ヲ述ベテサイ。

答、小田村利武、三十七歳、日本人、既婚、住居縣「オマ」郡、南山村大字吉井八谷地。

問、日本軍ニ於ケル貴下ノ階級ハ何デアリマシタカ。

答、陸軍少佐。

××××××××××  
姓名及階級ヲ明示セル欄成ノ全クテ下サイ。

第二方面軍

遠藤 (陸軍少將)

第五十七獨立混成旅団

小田村 (陸軍少佐)

マナド方面憲兵隊

1.

E1798  
Doc 5520

22  
書類第五五二〇號

小田村利武ハ正當ニ宣稱ヲ爲シタル上一九四六年三月二十五日、歸領東京印展モルツマス群島、モロタイ、モロタイ管府敬書所ニ於テ左ノ通り體言セリ。

問、貴下ノ姓名、年齢、国籍、婚姻關係及モ現在所ヲ述ベテサイ。

答、小田村利武、三十七歳、日本人、既婚、佐賀縣「オミ」郡、南山村大字吉井八谷地。

問、日本陸軍ニ於ケル貴下ノ階級ハ何デアリマシタカ。

答、陸軍少佐。  
××××××××××  
問、貴部隊幹部ノ姓名及階級ヲ明示セル程度ノ全組織圖表ヲ提示シテ下サイ。

答、阿南（陸軍大將）  
第二方面軍  
遠藤（陸軍少將）  
第五十七獨立混成旅団  
小田村（陸軍少佐）  
マナド方面憲兵隊

裏面白紙

2.

Doc 5520

松本「クニエ」 陸軍部 松本「クニエ」 陸軍部  
市橋「シゲオ」

同

小倉

同

三書

六丁

川島

問、貴下が該隊兵隊長にアツタ期間ニ幾名ノ聯合  
隊員飛行士ガ愛知隊ニモツテ請ヘラレ、又ハ  
他部隊ガ請ヘタモノヲ貴部隊員ニ引渡シタカ  
答、六名請ヘラレタト記憶シマス。

問、第一回ノ此聯合隊員飛行士ノ編成及座席ニ關  
スル期日、正確ナ詳細及コレヲ同ル他ノ凡テ  
ノ情報ヲ述べナサイ。

答、第一回ハ一九四四年九月三、四日頃デ其時二  
名ノ飛行士ガ「ランゴアン」飛行場附近ニ落  
下傘デ下降シマシタ。

XXXXXXXXXX

問、貴下ガ二名ノ米軍兵ヲ「ランゴアン」カラ「下  
モホン」ニ送レテ來タ後ニ起ツタ事件ノ順序  
ヲ貴下ノ后ル請テ行ハレタ詳細ノ全部及貴下  
ガ送レ聞イタ詳細ヲ述べラレ度イ。

裏面白紙

3.

Doc 5520

答、

「コダマツ」ハ私ガ「ラングアン」カラ遠レテ來タ米軍兵ニ遠御ノ日ニ會ヒマシタ。彼等ガ死別ニサレル迄は其後二段全ヒマシタ。一度ハ米軍兵ヲ臥倒シマシタ。松本總尉ハ米軍兵ヲ注意ソシトシテ復同私ノ許可ヲ求メマシタ。

第一回ニハ私ハ箱館ヲ持テナイカラ許可ヲ得ル爲司命部ヘ行カネバテラスト松本ニ申シマシタ。其日私ハ去リマセシマシタ。其後松本ハ私ニ全部ヲ三回モ許可ヲ受ヒニ司令部ニ行ク歳末メマシタ。

終ニ處刑當日ノ朝松本ハ亦モ私ニ頼ミマシタ、ソコデ私ハ司令部ニ送キ尋詰テ「コダマツ」大佐ニ話シマシタ。大佐ト私ニ身ノ外證モ居マセシマシタ。

私ハ「コダマツ」大佐ニ米軍兵ヲ瓜分ノ俘虏收容所ニ送ツタ方ガヨロウト申シマシタガ「コダマツ」大佐ハ戦争状況ヲ其レヲ許サズ又米軍ノ上區ガアルヤモ知レズ米軍兵ガ日本軍ノ秘密ヲ漏分デモ良ラスカラ米軍兵ヲ處刑スル必要アリト云ヒマシタ。私ハ「コダマツ」ニ日隊法ニ違反スルカラ思ハシクナイト考ヘルコトヲ申シマシタガ「コ

裏面白紙

4.

Doc 5520

問、

答、其後何事方起リマシタカ  
ツテ出陣マシタ。

同日、院食後宿殿クナツテキタガイクラカ明ル  
カツタ時「コダマツ」大佐ハ浴室ト一燈事書  
室トノ間ノ石ノ階段ヲ上ツテ来マシタ。其時  
私ハ浴室ニ居リヤシタ。「コダマツ」大佐ハ私ガ浴室ニ  
居テサヘハツキリ廻コエル様ヲ大疑テ茶園兵ヲ今曉テシテケ  
レバナラヌト云ヒマシタ。松本細衛ハ其時浴室ニ來テ私ニ「コ  
ダマツ」大佐ガ其處ニ居ラレルト告シマシタ。

私ハ出テ大佐ニ會ヒマシタ。  
「コダマツ」ハ同夜二人ノ飛行士ヲ處刑スル  
様私ニ云ヒマシタ。「コダマツ」ガ此事ヲ私  
ニ云ツタ時松本ト私ハ其處ニ居リマシタ。  
私ハ「ハイ、左様デスカ」ト申シマシタ。「コ  
ダマツ」ハ其レカラ女ノ友人ノ家ニ行ク爲出  
掛ケマシタ。「コダマツ」ガ立去ツタ後私  
ハ松本ヲ顧ミテ「私ハコンナ事ハ知ラズ。私ハ  
御前ニ任セルト申シマシタ。松本ハ「私ガ

裏面白紙

5.

Doc 5520

其レヲ致シマス一ト云ヒマシタ。察ハ其レカ  
ヲ察ニ歸リ終夜痛行ラシマシタ。

問、其以松本ハ何ラシタカ  
答、私ハ歸宅後松本ニ會ハナカツタカラ松本ガ何  
ラシタカ知リマセン。然シ翌日午従一時ニ私  
ハ歸郷至テ松本ニ會ヒマシタ、而シテ松本ハ  
私ニ報告シマシタ。彼ハ「全部終了シマシタ」  
ト言ツタ。

私ハ松本ガ何ノ事ヲ語シテ居ルヲ知ツテ居マ  
シタガ語録ヲ聞カウトハ欲シマセンデシタ。  
私ハ松本ニ「コダマツ」大正ノ處へ行ツテ報  
告スル事申シマシタ。

XXXXXXXXXXXX  
問、貴下ハ此二名ノ米目兵捕シガ編譯當時カラ長  
測サレル迄ノ商判決又ハ死測算等ニ遊スル哉  
判、算法會議、聽取又ハ其他ノ法的手續ノ形  
式ガ何カ行ハレタヌトヲ知ツテ居リマスカ、  
答、私ノ知ツテル範圍デハ捕縛カラ處刑マデノ間  
ニ其議ナズ判、算法會議、聽取又ハ法的手續  
ガ行ハレマセンデシタ

XXXXXXXXXXXX  
小田 村 武 / 署名ノ  
/ 署名ハ其類田文ノ

信領印度  
モロタイ島 SS

裏面白紙



Doc 5520

私、小田村利武ハ正式ニ宣誓シタル後八頁ヨリ成  
ル石磨本ニ包含セル私ノ訊問及全答辯ガ宛ニ對シ  
テ讀マレ凡ソノ翻譯ヲ了辯シ私ノ知ル且信ジ得ル  
限リ眞正ナルコトヲ陳述ス。

小田村利武 / 署名 /

/ 署名ハ英和語文 /

一九四六年三月二十九日本官ノ面前ニテ署名シ宣  
誓セリ

慶幸親衛官兼分遣隊副支官

自軍歩兵少尉

モリス・D・フオルコフシユ / 署名 /

口領印  
モロタイ島 SS

私、慶幸親衛官支隊、ASN三〇二二〇〇號T/三  
「ドールウエ・マサオ」ハ正式ニ宣誓シタル上訊問及  
答辯ヲ英語ヨリ日本語ニ而シテ日本語ヨリ英語ニ  
夫々翻譯ニ編譯シ且轉寫サレタ後私ハ八頁ヨリ成  
ル前記宣誓ヲ証人ニ讀實ニ編譯シテ開カセ而シテ  
其上証人が私ノ面前ニテ署名ヲ爲シタルコトヲ陳  
述ス

ドールウエ・マサオ / 署名 /

6.

7.

Doc 5520

一九四六年三月二十九日 本官ノ面請ニテ署名シ且  
宣旨ヲ爲シタリ。

戦争犯罪調査分遣隊副長官

田中歩兵少尉

モリス・D・フォルクコツシュノ署名ノ

裏面白紙

201

8.

Doc 5520 (cont.)

監 明 卷

本官〇一五九〇五五三徳信部中尉エドワード・W・  
 グレゴリー及〇一三三六九〇〇號元陸軍歩兵少  
 尉モリス・D・フォルコツシュハ一九四六年三月  
 二十五日本官ノ前ニ自ラ出願セル小田村利武ガ下  
 イウエ・マサオーノ通譯ニヨリ艦々ノ訪問ニ對シ  
 前記答辯ヲ行ヒタルコト又証言ガ真偽サレタ後  
 記小田村利武ガ通譯者ニヨリ口頭カサレ而シテ  
 本官ノ面前ニ於テ其署名ヲ爲シタルコトヲ證明ス  
 (巻尾)モロタイ島  
 (期日)一九四六年三月二十九日

戦争犯罪調査分遣隊調査官

補給部陸軍中尉

エドワード・W・グレゴリー / 署名 /

戦争犯罪調査分遣隊調査官

陸軍歩兵少尉

モリス・D・フォルコツシュ / 署名 /

裏面白紙

E 1799  
DocP5535

22-1

證據文卷第五三五號

林 ヨシノリ

林

林「ヨシノリ」ハ、千九百四十六年四月三十日  
セレベス島マニラヨリモロタイへ航行中ノ米國船  
悉船ヲ、S. 三百十九號船上ニ於テ、正式宣誓ノ  
上左ノ通り証言シタリ。

問、貴下ノ姓名、階級、年令、婚姻關係、宗教、  
國籍及ヒ内地ニ於ケル住所如何。  
答、林「ヨシノリ」。兵曹長。三十三才。既婚。  
佛敎。日本人。

私ハ「ヒロマサ・シダオ」ノ家ニ住ンテキマ

長島縣吳市本通り四丁目九

林ヨシノリ  
千九百四十六年四月三十日  
セレベス島マニラヨリモロタイへ航行中ノ米國船  
悉船ヲ、S. 三百十九號船上ニ於テ、正式宣誓ノ  
上左ノ通り証言シタリ。

\*\*\*\*\*

問、貴下ハ千九百四十四年九月迄ハ十月中、ト  
リトリ附近ニ於テ船員トナツタ八名ノ聯合軍  
航空機搭乗員ニ關シ、何カ知ツテ居ルカ。

答、知ツテキマス。  
問、是等八名ノ航空機搭乗員ガ、船員トナツタ艦  
隊、並ビニ其處置ニ關シ、貴下ノ知ル所總テ  
ヲ話シテ貰ヒタイ。

1. \*



2. A

Doc 5535

千九百四十四年九月下旬某日、私ハ米國ノ  
 一領ガトリトリ州内ノボエオル附近テ水  
 上ニ不詩着發獵シタ旨ヲ聞キマシタ。其ノ  
 地ノ住民ハトリトリ水上獵地ニ此等故テ  
 ハ八名ノ生存者ガアルト報告シタ。ソコデ  
 トリトリ水上獵地常備警務員ガ、ソレ等  
 ノ生存者ヲ捕ヘルタメニ、ボエオルヘ派遣  
 サレマシタ。然シ年ヲ後等ガ其處ヘ到着シ  
 タ時ニハ、海軍警務監察官ト其ノ部下達ガ、  
 既ニ是等八名ノ斃命證據ヲ捕ヘテ居リ  
 マシタ。當時ボエオルニ於ケル海軍警務監  
 察官ハイワネデアリマシテ、其ノ階級ハ監  
 察官デアリマシタ。彼ノ部下ノ姓名ハ私ハ  
 知りマセン。ボエオルヘ派遣サレタトリトリ  
 警務隊員ハ、其ノ夜ハ其ノ地ニ一泊シ、  
 翌日前記八名ヲ追行シトリトリヘ歸還シマ  
 シタ。彼等ハトラツクニ乗ツテ歸ツテ來タ  
 ノデス。是等ノ八名ハトリトリニ於ケル海  
 軍拘留所ニ監禁サレマシタ。トリトリ海軍  
 警務隊長ハ某津デアリマシタ。彼ハ海軍所  
 屬ノ軍醫デアリマシタガ、其ノ階級ハ海軍  
 警務監察官ト云フノデアリマシタ。之等航  
 空機搭乗員ハ右トリトリ海軍拘留所ニ約一

裏面白紙

3. \*

Doc 5535

ケ月監禁サレマシタ。彼等ハ最初バリツクバ  
 バンヘ参ラレル豫定デアリマシタガ、私ノ爾  
 イタ所テハ其ノ後バリツクバン第二十二特  
 別隊軍基地カラ彼等八名ヲトリトリニ止メ、  
 トリトリテ刑ヲ執行スベシトノ命令ヲ受ケタ  
 ト云フコトヲシタ。此等答乗員ハ一九四四年  
 十月二十三日頃處刑サレマシタガ、私ハコレ  
 ガ正確ナ日付ダト思ヒマスガハツキリ致シマ  
 セン。

問、處刑並ビニ處刑ニ至ルマデノ出来事ニ就テ、  
 貴下ノ知ル所一切ヲ話シテ貰ヒ度イ。

答、千九百四十四年十月二十二日頃ノ午後五時カ  
 六時頃ト思ヒマスガ、當時水上機基地ノ指揮  
 ヲ執ツテ居タスイツ兵官長カ坂ハイガミ大尉  
 カラダツタカ、私ノ許ヘ電話ガ掛ツテ來マシ  
 タ。此電話ガ掛ツテ來タ時、私ハ丁度、無線  
 受信機ノ一ツニアテナヲ張ルタメニ外出中  
 ダツタ。私ガ事務所ヘ歸ツテ來タ時ニ電話ガア  
 ツタト云フコトヲ聞カサレタノデス。其ノ傳  
 言ハ「水上機基地司令カラ貴下ニ電話ガ掛リ  
 明日ハ急々處刑スル。貴下ハ刑執行員ノ一人  
 デアル、刀ヲ用意サル可シ。刑ハ明朝早ク行  
 ハル可ク、場所ハトリトリ基地附近通信所ノ

裏面白紙

Doc 5535

後方ノコトト云フノデアリマシタ。同夜遅  
ク、七時頃、私ノ許へ有ヒ電話ガアリ、翌朝  
七時ニ刑ノ執行場へ出頭スベシト云ツテ來マ  
シタ。翌朝私ハ六時一寸過ぎニ起床シ、裝束  
シ、朝食ノ後、宿舍ノ出口廊下ニ出テ待ツテ  
居リマシタ。此朝私ハ正装シテ長靴ヲ穿キ正  
禮ヲ授リ日本刀ヲ腰ニツケテキマシタ。私ハ  
出口廊下テ約二十分待ツテ居リマシタガ、  
ヤガテ海軍水上機隊地帯隊ノ返中約二十名許  
リガ、刑執行場へノ途上私ノ宿舍ノ傍ヲ通ル  
ノヲ見マシタ。コノ二十名許リノ一團ノ人達  
ノ連名ハ一ツモ思ヒ出セマセン。此一團ガ私  
ノ宿舍ノ傍ヲ通り過ギタ直後、私ハ約二三十  
「メートル」ノ間隔ヲ置イテ彼等ノ後ニ從ヒ  
マシタ。刑ノ執行場ハ私ノ宿舍カラ約一「キロメー  
トル」アリマシタガ約十五分ノ後、其處へ到着  
シマシタ。時刻ハ朝ノ七時カラ七時三十分頃  
ダツタト思ヒマスガ時間ノ正確ニツイテハ判  
然トシマセン。刑ノ執行場へ着イタ時ニハ八  
名ノ航空機搭乗員ガ新タニ編ラレターツノ穴  
カラ約百「メートル」程レタ所ニ立ツテヘル  
ノヲ見マシタ。彼等ノ搭乗員達ハ何レモ目隠  
シサレ後手ニ縛ラレテ居リマシタ。彼等ハ「

裏面白紙



Doc 5555

カキキ「色ノ服ヲ着テ居リマシタ。或者ハ  
 「ジツバー」開キノ最時上衣ヲ着テ居リマシ  
 タ。帽子ヲ被ツテ居タ者ハナカツタト思ヒマ  
 ス。靴ハ茶色ノヲ穿テ居タト思ヒマス。八名  
 ノ肩目ニハ約五、六十名ノ警護員ダノ見物人  
 ガ居リマシタ。スイツ兵官長ガ前執行ノ指揮  
 ヲ執ツテキタノデスガ、彼ハ前夜既ニ誰ガ俘  
 虜ヲ斬ルカラ既ニ指シテキタノデス。ソレ  
 カラススイツ兵官長ハ第一番目ノ俘虜ヲ刑執行  
 ノ場所へ運レテ來ル程ニ命令ヲ下シマシタ。  
 ソシテ其ノ第一番目ノ俘虜ヲ私ニ斬レト命ジ  
 タノデス。私ハ不意ノ急ヲ逢ヘ第一番目ノ俘  
 虜ヲ斬リタタナイト申シマシタ。シカシスイ  
 ツ兵官長ハ、私が後言者ダカラ第一番目ノ  
 俘虜ヲ斬ラネバナラスト云ヒマシタ。二名ノ  
 警護員ガ第一番目ノ俘虜ヲ穴ノ傍ニ運レテ行  
 ツタト思ヒマス。俘虜ハ穴ニ向ツテ穴ノ前ニ  
 跪カサレマシタ。二名ノ警護員ハ俘虜カラ離  
 レ、一人ガ私ニ向ツテ「宝シイ」ト云ヒマシ  
 タ。ソコテ私ハ俘虜ノ背後ニ廻ハリ彼ノ左背  
 後約二呎ノ所ニ位置ヲ取リマシタ。私ノ兩脚  
 ハ約一呎ノ間隔ニ開キマシタ。私ハ大刀ヲ右  
 肩上方ニ振り上ゲ、兩手ニ刀ヲ持ツテ俘虜ノ

裏面白紙

Doc 5535

額目掛ケテ一因新リ下ケマシタ。ワガシテ  
 打ツタ時、彼ノ首ハ完全ニハ剥奪カラ離レマ  
 センデシタガ、胸ノ所ニブラサガリ、頭カラ  
 ハ鼻直ガ差リマシタ。浮ルノ屍体ハ其處テ穴  
 ノ中ニ落テ込ミマシタ。即死シタコトハ同送  
 ヒナイト思ヒマス。浮ル屍體ヲ見テ後私ハ合  
 掌ノ姿勢ヲ立テ、今私ノ手テ斬ツタ昔リノ浮  
 屍ガ遺棄ニ行クヤウ殺神ニ祈リマシタ。ソレカラ  
 私ハ三「メートル」乃至五「メートル」後方へ退キ他ノ見  
 物人ノ間ニ位置ヲ取リマシタ。私ハ此ノ見物人ノ中ニ立ツ  
 テ、第二、第三、第四番目ノ屍體ヲ見マシタ。私ハ洞ノ  
 執行者ハ誰デアツタカ、思ヒ出セマセンガ、  
 彼等ハ全部トリトリニ於ケル海岸水上遺棄地  
 カラヤツテ來テ執照隊員デアツタト思ヒマス。  
 私ハ是等ノ刑執行者ガ其ノ大刀ヲ振り上げテ  
 第二、第三、第四番目ノ浮屍ヲ斬殺スルノヲ  
 目録目録シタノデス。第四番目ノ屍體後私ハ  
 其處ヲ去ツテ私ノ宿舎へ歸リマシタ。後ニナ  
 ツテ、私ハ、田中二等兵曹ガ第七番目ノ浮屍  
 ヲ、スイツ兵曹長ガ第六番目ノ浮屍ヲ、而シ  
 テ今本管理尉長ガ最後ノ浮屍ヲ處刑シタコト  
 ナリキマシタ。誰カラ之レヲ聞イタカハ思ヒ  
 出セマセンガ、皆ガソウ申シテ居リマシタ。

米 米 米 米 米 米 米 米 米 米

裏面白紙

Doc 5535

7. 4

口領印底「セレベス」島「マナド」町 SS

私、茶「ヨシノリ」ハ正式ニ宣誓ヲナシ、私ニ  
對スル訊問ノ前記書本ノ譯文ガ私ニ讀ミ開カセ  
ラレ且ツ私ハ之レヲ理解シタル事及ビソノ中ニ含  
マレタル取直ヨリ成ル凡テノ返答ガ私ノ知識ト信  
念ニ照ラシテ眞實ナル事ヲ陳述ス。

ノ署名ノ  
茶 ヨシノリ

一九四六年五月一日余ノ面請ニテ署名シ宣誓シタ  
リ

戰爭犯罪調査分遣隊

調査官 野島大尉 ジョン・D・シュウエンカ

ノ署名ノ

口領印底「セレベス」島「マナド」町

私、「クバ・セイシュン」トシテ戰爭犯罪調査  
隊番號三〇一一〇九八一ハ正式ニ宣誓ヲナシ與ヘ  
ラレタル訊問及ビ返答ヲ英語カラ日本語ニ、又日  
本語カラ英語ニ夫々譯出シタル事及ビ譯寫  
サレタル後私ハ西頁ニ互ル前記口供發ヲ證人ニ對  
シテ眞實ニ陳述シタル事、且ツ証人ハ私ノ面前ニ  
於テソレニ直チニ彼ノ署名ヲナシタル事ヲ陳述ス。

クバ・セイシュンノ署名ノ

裏面白紙

8. ~~☆~~

Doc 5535

一九四六年五月一日余ノ面前ニテ署名シ宣讀シタ  
リ。

戦争犯罪調査分遣隊

調査官 野地大尉 ジョン・D・シューエンカー / 署名 /

裏面白紙

4

Doc 5535 (cont)

註 明 登

一五四四三八八、一九四六年四月三十日「ヨシ  
 ノリ」自ラ余ノ面前ニ現ハレ「タバ・セイシュン」  
 ノ通譯ニヨツテソノ中ニ述ベラレタル後領ノ誤聞  
 ニ前記ノ返答ヲ與ヘタル事、又後ノ發言ガ轉寫サ  
 レタル後前記「ヨシノリ」ハ前記通譯ニヨツテソノ  
 發言ヲ誤ミ聞カセラレ且ツ余ノ面領テ署名ヲ附シ  
 タル事ヲ註願ス

場所 セレベス・マナド  
 日付 一九四六年五月一日

破等宛録 証分送録

駐在官 野地大尉 ジョン・D・シュウエンカー / 署名 /

裏面白紙

NO1 ☆ ☆

E 1800

Evidentiary Doc P5532

護持書類 第十八号

谷口剛輔

谷口剛輔 八十九百四十六年四月十日「セレス」マカッサル、マンライ 被虜收容所  
ニ於テ正シク宣誓ノ上左ノ如ク證言セリ

向貴下ハ日本帝國軍ノ員デスカ

答、左様デス、私ハ日本帝國軍ノ一兵デアリマス

向貴下ハ「アングリ」ニ留置サレテ居ル米国人ニ就テ知ツテ居リマスカ、

答、ハイ、私ハ八十九百四十四年十月中ノ九人、八十九百四十五年一月中ノ二人及ビ八十九百

四十五年一月中ノ二人ニ就テ知ツテ居ラス

向貴下ガ八十九百四十四年十月中ノ九人ニ就テ知ツテ居ルコトヲ私ニ話シテ下セ、

答、PBY-5 (字)ハ八十九百四十四年十月日「セレス」ニ向ツテ飛航シタモロク、

ヲ去テシマシタ其ノ日ニ「飛行機」ハ日中「砲火」ニ依リ射撃ヲ蒙リ且、

「セレス」東岸沖テ墜落シタ、

今「アラバング」カト思ヒマス、ソノ飛行機

破壊デ死シタト私ハ聞キマシタ、エ人

連ハ八人が或ルツノ島ニ居ルコト並ニ大佐ノ位置ヲ知ラセテ「セレス」

私ハ約セ、今「船」自又ト彼等ヲ指ヒセ「セレス」ノ人ヲ救遺シマシタ、

彼等ハ「アングリ」ニ運シテ来ラセ、而シテ私ハ特務隊ノ指揮官「渡田

三郎」中尉ニ彼等ヲ引キ渡シマシタ、修繕ハ「アングリ」ニ到着スルヤ否ヤ

直ガ「マカッサル」大杉盛(モリス)提督自並ニ「アングリ」ノ古川保(タモツ)

提督ニ報告シマシタ、古川提督ハオニ「航空隊」指揮官「アキラ

シラ」大杉提督ハオニ「特別海軍基地」指揮官「アキラ」

.....

NO1 ☆ ☆

Evidentiary Doc 75532

1800

谷口剛輔

谷口剛輔ハ千九百四十六年四月十日セレベスマカッサル、マンガイニ在る所ニ於テ正シク宣誓ノ上左ノ如ク證言セリ

向貴下ハ日英帝國軍ノ員ニテス

答、左様ナス、私ハ日英海軍ノ一大佐デアリマス

向貴下ハ「テダリ」ニ留置サレテ居ル米國人ニ就テ知ツテ居リマス

答、ハ、私ハ千九百四十四年十月中ノ九人、千九百四十五年一月中ノ八人及千九百

四十五年一月中ノ二人ニ就テ知ツテ居リマス

向貴下ハ千九百四十四年十月中ノ九人ニ就テ知ツテ居ルコトヲ私ニ語シテ下サイ

答、PBY-5(宇)ハ千九百四十四年十月日「セレベス」ニ向ツテ飛航シタ「モロイ」

ヲ去ルシマシク其ノ日ニシテ飛機ハ日英ノ砲火ニ依リ射撃ヲ蒙リ且、

打テテ或ル島ニ墜キ「セレベス」東岸沖テ墜落シマシク、

私ハ其ノ島ノ名ヲ忘レシマシク、多分「ラバング」カト思ヒマス、ソノ飛行機

ノ中ニテ入居タガ内テ人ハ機体ノ破壊ヲ死シタト私ハ聞キマシク、エ人

連ハ九人か或ル島ニ居ルコト並ニ大佐ノ位置ヲ知ラセテ「セレベス」

私ハ約セ、十噸ノ船隻ト彼等ヲ拾ヒ上ゲルヲメ約十人ヲ派遣シマシク、

彼等ハ「テダリ」ニ運ビテ来ラタ、而シテ私ハ特務隊ノ指揮官「滝田

三郎」中尉ニ彼等ヲ引キ渡シマシク、停機場ハ「テダリ」ニ到着スルヤ否ヤ

直ガ「マカッサル」大杉盛ニ「モロイ」提督自並ニ「テダリ」ノ古川保「タモツ

提督」ニ報告シマシク、古川提督ハオニ「三」航空隊ノ指揮官デアリタ

シタ、大杉提督ハオニ「三」特別海軍基地ノ指揮官デアリタシタ、

.....

裏面白紙

No2 ☆☆

DOC 5532

向 貴下ハソレ等ノ九人が六週間乃至七週間同持登言隊ニ  
留置サレテ居タト申シテ居ルソノ時係が起ルツツテスカ

答 私人ノ米国人俘虏ヲ死刑ニ處スル様キ九百四十四年  
十月三日頃「マックス」ヨリ「ライオ」ニテス印々ヨリ又ケマ  
シタ

向 誰ガソノ通信ヲシタノデスカ

答 大砂提督自テアリマス

向 ソノ通信ハ正確ニ何ト言フテ居リマシタカ

答 私ハソノ詳ハシイ言セザルヲ記憶シテ居リマセン  
ソレハ信譽ヲ處分セヨトカ死刑ニセヨトカ何レカヲ言フツツテ私

(以下次頁ニ續ク)

裏面白紙



5532

ハ何事も其の如き事ありとシテ 然レ問違ヒテ可能にハ 以テ有  
コトモモチ 其の如き事ありとシテ

問 此の命令ヲ受テテ 貴下ハ如何ナル行動ヲ取ラカ

答 瀧田中尉ハ私ハ其ノ通(信)ヲ持テ来リテ 而シテ私ハ夫

レニ従ヒテ進行シテ 其ノ如ク被テ 証シテ 瀧田ハ其ノ段取

リテ スト申シテ 夫レハ 結核病ニ 夫レハ 彼ニ 委

セルト申シテ

瀧田ハ其ノ日ニ私ハ返事ヲナシテ 其ノ得處カク 物ニ 曰ヌハ

二日後ノ日 瀧田ニ 死刑ニ 處スルニ 計畫画ハ 名ニ 木ノト

報告シテ 此ハ 此ノ 計畫画ヲ 承認シ 武士道ヲ 固ク 守ル

様 瀧田ニ 誓ヒ 告シテ 下度ノ 時 特等 隊ニ 入リ

ニ 於テ 第一 三 隊 官 隊 員 方 八 人 人 得 處 考 察 下

ノ 命令 受テ 瀧田ハ 其 通信 員 秘 へ 持テ 答 答 答

又 其ノ 命令 固 河 司 令 官 考 察 下 入 秘 命 令 受

ニ 於テ 瀧田ハ 夫レニ 報 告 シ 報 告 シ 報 告 シ 報 告 シ 報 告 シ

か 瀧田ハ 夫レニ 報 告 シ 報 告 シ 報 告 シ 報 告 シ 報 告 シ

ニ 於テ 瀧田ハ 夫レニ 報 告 シ 報 告 シ 報 告 シ 報 告 シ 報 告 シ

九人ノ 得處カク 死刑ニ 處スル 事ヲ 自分ノ 関心ヲ 持テ

テ 居ル 其ノ 得處カク 死刑ニ 處スル 事ヲ 自分ノ 関心ヲ 持テ

送ル 事ニ 反対シ 事ヲ 刑ノ 執行ノ 場所ヲ 誰カ 執行

スル カト 云フ 事ハ 重要ナク 上テ 下カク 又 自動 車ヲ 一 時

間 計リ 道 程ヲ 有ラ 其ノ 四人ヲ 連シ 度スル 事ニ 第二 十

三 船 隻 自 動 車 送 送 シ 事ト 夫レハ 聞 キ 事

No.3 女 女

問 他人ハ如何ニテリシタカ

答 彼等ハ豫定通り其ノ翌日カ又ハ二日後ニ死刑ニ處セシマシタ。私ハ其ノ死刑執行ニ出席致シシコトガ瀧田カノ報告ヲ受ケテシタ。瀧田モ亦死刑執行ニ出席致シシコトヲ夫レヲ執行スル様中馬少尉ヲ指命シシタ。私ハ其ノ當時中馬少尉ハ五人ノ死刑執行シタコト田中少佐ニ告ギシタ。其ノ後中馬少尉ハ唯一人ヲ死刑ニ處シタノミ。一三谷教夫少尉。川津進士官。名前不明。山本淳士官。名前不明。及ビ田中兵曹長。名前不明。各一人宛テ死刑ニ處シタコトヲ私ハ知りタシタ。

問 何カ外ニ死刑執行ニ就テ知ツテ居リシカ  
答 瀧田ハ其ノ人達カ死刑ニ處セシタコトヲ私ニ報告シ且ツ私ノ署名ヲボルタメノラカオ通信ヲ持ツテ来マシタ。夫レニハラカオ通信第貳番カニ依リテ下命ノ通リ夫等ノ信屬カカ死刑ニ處セシタコトヲ述ベテアリシタ。私ハ此ノ通信ニ署名者トシテ夫レヲ大杉提督ヘ送リマシタ。夫レ以上所ニ關イテ居リシコト。私ハ月ノ日本ノラカオ通信ニ署名者トシテ附テシ其ノ番号ハ日ト時間トテ言フコトヲ申シテハテ署名者ト知ル。

。。。。。。

裏面白紙

E 1800

Evidentiary Document 5532

22

谷口

問 貴下ハ名ガ死刑ニ處セシコトヲ大杉提督ニ報告シタト云フ  
タガ 國河中佐ニヨリテ命令ナシテ四名ガ死刑ニ處セラシコトヲ何ウシ  
テ知ソテキミスカ

答 私人部下一人ガ四名モ同じ日死刑ニ處セラシコトヲ述ベテキル等ニ  
三航軍隊カラノ報告ヲ受ケトリマシタ 私人ノ報告ガ電話ニヨリ受ケト  
ヨシタカ 使者ニヨリ受ケトヨシコトヲ知リマヤシ、私ハ又報告ヲ受ケトツタ人  
モソシテキミス人モ知リマヤシ。

剛輔ノ署名ノ

レインマン(トラス)  
谷口剛輔ノ署名  
(谷口剛輔ノ署名)

私、谷口剛輔ハ正式ニ宣誓シ、私ハ私ニ対スル 訊問ノ前記勝手本ノ  
録取文ガ私ニ讀ミ聞カサレ且ツ了解シタルコト及其處ニ記載サレタ  
ルカ頁カラ成ル返答、總テ私ノ最善ノ知識又信念ニ照シヒ與實ナル  
コトヲ陳述ス。

谷口剛輔ノ署名ノ

一九四六年四月十二日余、面前三於テ署名宣誓セリ。

戰爭犯罪調査分遣隊調査官步兵中尉

ウオレン、G、ホーキンスノ署名ノ

私ハ一九四六年五月四日 F、J、三ノカ号 船上ニテ前掲陳述書ヲ再讀  
シタ。而シテ凡テノ返答ハ正シイ、私ハ加ヘキ変更又ハ述ベベキ補足  
陳述ハナイ。

No. 1. ☆

No. 1. ☆

E 1800

Evidentiary Document 5532

22

谷口剛輔

問 由貴下ハ姓名ガ死刑ニ處セシメテコトヲ大村提督ニ報告シタトミツ  
タガ 國河中佐ニヨリテ命令ナシテ四名ガ死刑ニ處セラレコトヲ何ウシ  
テ知ツテキマスカ

答 私、部下ノ一人ガ四名モ同じ日死刑ニ處セラレコトヲ述ベテキル第ニ十  
三航空隊カラノ報告ヲ受ケトリマシヲ私ハソノ報告カ電話ニヨリ受ケト  
リシタカ使者ニヨリ受ケトシタカ知リマセン、私ハ又報告ヲ受ケトツタ人  
モンシテ齊シタ人モ知リマセン。

\* \* \* \* \*

谷口剛輔ノ署名ノ

蘭領印度  
セシベス  
マカッサル市

SS

私、谷口剛輔ハ正式ニ宣誓シ、私ハ私ニカスル訊問ノ前記勝手本ノ  
録記文ガ私ニ讀ミ聞カサレ且ツ了解シタルコト及其處ニ記載ナレタ  
ルニ直カラ成ル返答、總テ私ノ最善ノ知識又信念ニ照シヒ眞實ナル  
コトヲ陳述ス。

谷口剛輔ノ署名ノ

一九四六年四月十二日、余ノ面前ニ於テ署名ノ宣誓セリ、

戦争犯罪調査令遣隊調査官步兵中尉

ウオレン、G、ホーキンスノ署名ノ

私ハ一九四六年五月四日 F、J、三ニカ号船上ニテ前掲陳述書ヲ再讀  
シタ、而シテ凡テノ返答ハ正シイ、私ハ加フベキ変更又ハ述ブベキ補足  
陳述ハナイ。

裏面白紙

谷口剛輔/署名/

蘭領印度

セシベス

マカッサル市

SS

Doc 5532

私、ドウエ・マサヲ(戦争犯罪課技術三等軍曹、4号/認識番号  
三〇二二〇〇号)ハ正式ニ宣誓シテ、訊問及ソノ返答ヲ英語ヨリ日本  
語ニ又日本語ヨリ英語ニ正シク翻訳シタルコト及ビ轉寫作製ノ後、私ハ  
女夏ヨリ成ル前、掲口供書ヲ証人ニ正シク翻訳シ証人ハ此處ニ於テ私、  
面前テソレニ署名シタルコトヲ陳述ス。

ドウエ・マサヲ/署名/

一九四六年四月十二日私ノ面前ニ、ヲ署名宣誓セリ

戦争犯罪調査分遣隊調査官歩兵中尉

ウオレン・G・ホーキンス/署名/

証 明 書

私達ウオレン・G・ホーキンス歩兵中尉、〇五五〇四二〇、及ローレンス・S・トヒル  
野砲中尉、〇一六二六〇二二、ハ一九四六年四月十日私達ノ前ニ谷口剛輔ハ個人  
的ニ出頭シ、ドウエ・マサヲニ依レバ、ソコニ提出サレタル質問ニ対シテ前提  
ノ返答ヲナシ且ツ彼ノ証言ノ轉寫ガ作製サレタル後、前記谷口剛輔  
ハ前記通訳ヨリ同書ヲ讀ミ、且ツ私達ノ面前ニ於テ、ソレニ署名シ  
タルコトヲ証明ス。

(場所) セシベス マカッサル

(日時) 一九四六年四月十二日

戦争犯罪調査分遣隊調査官歩兵中尉 ウオレン・G・ホーキンス/署名/

戦争犯罪調査分遣隊調査官野砲中尉 ローレンス・S・トヒル/署名/

No. 2 ☆

E 180/ P5521

22

中村通則 一九〇六年四月二十六日、マクワナル海峡ニ於テ、  
「マート」ヘ旅行中、「マート」船下、S三一九号ニ至テ、正堂ニ宣  
書ニ上陳述ス。

陸軍大臣、中村通則ノ陳述。

私ハ、私辯護人吉川幸雄氏及高橋實澄氏、以日本人を  
音譯、以下同断ト相談ヲシマシタ。ソノ兩人トモ、今コニ居  
「マート」私ハ「シンカン」ニ於ケル五名ノ「アメリカ人」処刑ノ事ニ就テ  
甲シ述ベケイト思ヒマス。コノ陳述ヲ致ス理由ハ、私ハ常ニ法規ニ

（新軍艦隊及海軍部）

別ニ、諸規定ニ通ジテ、此トイフ意味  
様ニ示シ、我ヲカケテ、イハ心ヒマス。  
少佐ニ語シテ後、或ハ「マート」ニ於ケル

審理ノ折ニ、事實アリノ「マート」述ベケルト決心シテ、キルカテアリマス。  
「フォート」コソシテ「中村」ニヨル訊問  
ソノ処刑ノ事ニ就テ、貴官が知ツテキル總テ「マート」日附順ニ話シテ、

答「私ハ一九〇五年、七月二十三日、或ル視察旅行ノカラスンカン  
ヘ帰ツテキマシタ。帰ツテ来ルト私ハ、モウ一度、小田村少佐ヲ、  
牛島中將ノ幕僚「アツタ」猪代「茂」由任ニ會ヒニ、キカセマシタ。

リレハ、ソノ五名ノ「アメリカ人」衆ヲ「マート」憲兵隊出陣、倉カラ  
第二軍官下ヘ移サセラレメデシタ。私ハ六月ニ「シンカン」ニ来テ  
以來、ソレヲ「アメリカ人」衆ヲ「マート」ソウイフ風ニ移動サセマウト  
企テ、キカセデシタ。私ガソノ「アメリカ人」衆ヲ「マート」移サフト、  
ソクワケハ、ソノ「停虜」が原住民ヲ「訊問」スル憲兵隊ニ「手」シ  
タリ。又「アメリカ人」ニ「対」スル看守ヲ「附」ケラレ、ネバナラナカウカラス  
「憲兵」隊ノ職務モ「手」シタカラテス。又私ハ、彼等ハ「第二軍」ノ

No.1

E 180/ P5521

22

中村通則 八一九四六年四月二十六日、ワウツナル海峡ニ於テ「ア  
コウ」マートトヘ航行中、「ア」ヨリ船下S三一九号トニテ、正堂ニ宣  
誓書ノ上陳述ス。

陸軍大臣、中村通則ノ陳述。

私ハ私ノ辯護人吉川幸雄氏及高橋良澄氏、日本人名

音譯、以下同断ト相談ヲシマシク、ソノ兩人トモ、今コトニ居テ

「ア」デ私ハ「シンカン」ニ於ケル五名ノ「アメリカ人」処刑ノ事ニ就テ

申シ述ベケイト思ヒマス。コノ陳述ヲ致ス理由ハ、私ハ常ニ法規ニ

従フテ未ダコシラズ、私ノ名出則モ、諸規定ニ通ジテナルトイフ意味

ヲカラス。私ハ又コレ以ニ皆様ニ承知カケタリ、ナイト思ヒマス。

トイフハ、私ハ小田村利武少佐ニ話シタ後カ、或ハ「マ」ニ於ケル

審理ノ折ニ「事」實アリノ「マ」ヲ述ベヤウト決心シテキルカ、ア「マ」

「フ」オ「コ」ウ「シ」エ「中」尉「ニ」ヨル「証」詞

ソノ処刑ノ事ニ就テ貴官ガ知ラセキル想、チ「ニ」ト「日」附「帳」ニ「話」シ「テ」下「サ」リ、

「答」ノ「私」ハ「一」九「四」五「年」一「七」月「二」十「三」日「没」ニ、或ル親察旅行ノカ、シンカン

ヘ帰ツテキマシク、帰フテ来ルト私ハモウ一度、小田村少佐ヲ、

牛島中將ノ幕僚、テ「ア」ツク「積」代「茂」申任ニ合ヒニヨリセマシク、

ソレハ、ソノ五名ノ「アメリカ人」殺シヲ「宣」旨「兵」隊「出」発「倉」カラ

「第」二「軍」官「下」ヘ「移」サ「セ」ル「タ」メ「デ」シ「ク」私ハ六月ニ「シンカン」ニ「来」テ

「以」来「ソ」レ「ラ」「ア」メ「リ」カ「人」「殺」シ「テ」違「フ」ソ「ウ」イ「フ」風「ニ」移「動」サ「セ」ヤ「ウ」ト

企テ、キ「タ」ノ「デ」シ「ク」私「ガ」ソ「ノ」「ア」メ「リ」カ「人」「殺」シ「テ」違「フ」移「サ」ウ「ト」シ「テ

ソ「ク」ワ「ケ」ハ、ソノ「停」屠「運」が「原」任「氏」ヲ「訊」問「ス」ル「意」長「隊」ニ「干」渉「シ

タリ、又「ア」メ「リ」カ「人」ニ「対」スル「着」守「ヲ」附「ケ」ラ「レ」ネ「ハ」オ「ラ」オ「ウ」ツ「カ」ラ「ス

「意」長「隊」ノ「職」務「モ」干「渉」シ「タ」カ「ラ」デ「ス」又「私」ハ「級」等「ハ」オ「二」軍「一」ノ

No. 1

裏面白紙











No 6

5521

裏面白紙

ヨリ事証人ハ余ノ面前ニテ前記ノ署名ヲ為セルコトヲ陳述ス

「土上正夫」署名

本一九四六年四月二十八日余ノ面前ニテ署名宣讀ス

戦争犯罪調査分遣班調査係將校「モウリス・ロ・フォーコッシー」署名

步兵少尉

証明書

我等「エドワード・ダブリン」補給部中尉「一九四〇年五月三  
日」モウリス・テイ・フォーコッシー「步兵少尉」一九四〇年  
四月二十八日中村通則「自ラ余等」前ニ於テ前記ノ諸訊問ニ  
対シ「土上正夫」通シテ前記ノ如キ回答ヲ為シタルコト而シテ同人ノ  
証言ノ記録ヲ作リテ後該中村通則ハ前記通譯者ニヨリ同  
文ヲ讀ミ聞カセテ余等ノ面前ニテ前記署名ヲ為セルコトヲ證明ス  
「メナド」モウリス・テイ・フォーコッシー 一九四六年四月二十八日

戦争犯罪調査分遣班調査係將校「エドワード・ダブリン」署名  
補給部中尉

戦争犯罪調査分遣班調査係將校「モウリス・ロ・フォーコッシー」署名

步兵少尉

1802

22 Evidentiary Document # 564

証述書

- 一 私ハコトワド守備隊指揮官木場繁(音譯)大佐ヲ以テ
- ニ私ノ自由意志ヲ以テ訊問ヲ助ケル爲メ事ヲ行フ
- 三 居テ有リテ儘ニ陳述シマス。
- 四 一八九四年十一月廿日ヨリ一九四五年三月十日迄入院シテ
- 居テ、病院ノ記録ハ其ノ事ヲ示シテ居テアロウ
- 五 桂中尉ノ指揮官ヲ小村中佐(其ノ下ニ居テ「コトワド」
- 軍司令部ニ事行シテ如何スベキマデ同合ハセタ。
- 六 回答ハ「貴官ハ現地ニ於テ処罰セヨ」デアリタ。此ノ回答ハ
- 私ガ事行シテ死刑ニ處スベキデアルトノ事ヲデテツタ。而シテ
- 桂中尉其後何ゾ回答モ無カツタカラ私ハ此等ノ人ヲ死
- 刑ニ處スルハ私ガ義務デアルト信ジタ。
- 七 私同合ニ対シテ返答ハ一九四五年一月末ヲ二月始ニ

以上ノ事ヲ末ト思フ

少佐ニ事行シテ死刑ニ處スル  
其時ハ唯四名ノ事行シタデ  
以復中テツタ。ソレテ一九四五年

三月廿三日ニ彼等ハ死刑ニ處セタ。タケハ止ハ其端ニ  
居テカツタガ其ノ事ヲ承知シテ居ル。

No. 1  
九 田村ハ彼ガ事行シテ死刑ニ處シタ事ヲ二三日後ニ私ニ  
報告シタ(私ハ処刑現場ニハ行カツタ) 私ハソレカラ「コトワド」  
ニ事行シテ死刑ニ處サレタ旨ヲ報告シタ。  
十 桂中尉現場ニ於テ事件ヲ処理スルマデ又ハ現場ニ於テ

陳述書

- 一 私ハ、ラロウド守備隊指揮官木場繁(音譯)大佐ヲ
- ニ私ノ自由意志ヲ以テ親向ヲ助スル為メ事ヲ行ハシメ
- 居ル有リノ儘ニ陳述シマス。
- 二、バ、オ、ニ於テハ四名ノシテスニ於テハ一名、聯合國飛行士
- カ居リ被尋ハ保身トシテ拘留ナシテ居ル。
- 三、私ハ一九四四年十二月廿日ヨリ一九四五年三月十日迄入院シテ
- 居ル。病後ノ記録ハ其ノ事ヲ示シテイルデアロウ
- 四、桂中尉ノ指揮官トシテ小村中尉ヲ其ノ下ニ居ラセテ
- 軍司令部ニ事ヲ行ハシメ如何スベキヤヲ問フ合ハセタ。
- 五、回答ハ、貴官ハ現地ニ於テ処罰セシメテアツタ。此ノ回答ハ
- 私ガ事行キテ死刑ニ處スベキデアルトノ事ヲ示テアツタ。而シテ
- 桂ヨリ其後何ゾ回答モ無カツタカラ私ハ此等ノ人ヲ死
- 刑ニ處スルハ私ノ義務デアルト信ジタ。
- 六、私向合ニ対スル返答ハ一九四五年一月末ヨリ二月始メ
- マナシカラ来リト思フ
- 七、ソレテ私ハ田村大尉(現在少佐)ニ事行キテ死刑ニ處スル
- ヤリ口頭命令ヲ下シタ。其時ハ唯四名ノ事行キ大デ
- アツタ。私ハ未ダ病氣恢復中デアツタ。ソレテ一九四五年
- 三月廿三日ニ彼等ハ死刑ニ處セタ。タケハレハ其時ニ
- 居テアツタガ其ノ事ヲ承知シテ居ル。
- 八、田村ハ後ガ事行キテ死刑ニ處シタ事ヲ二三日後ニ私ニ
- 報告シタ(私ハ処刑現場ニハ行リナカッタ)私ハソレカラマナシ
- ニ事行キ等ハ處刑サレタ旨ヲ報告シタ。
- 九、桂ヨリ現場ニ於テ事件ヲ処理スルヤウ、又ハ現場ニ於テ

裏面白紙

5564

後等ノ處分をヤリテ命令が来リ時私ハ事件ヲ  
秘密ニシテオクベキモノト謀解シタ。ソレヲ私ハ何人モ  
此ノ事柄ニ関シテ語リ或ハ尋ねルベカラズトノ命令ヲ出シタ  
上、一九四五年六月ノ始メヨリ十二月ノ俸給ヲ取引ニ處スベシ  
トノ口頭命令ヲ田村ニ与ヘタ。

私ハコレガマドモカラノ是ノ命令ノ通り私ハ義務ヲ尽ト  
謀解シタ。私ハ処刑現場ニハ五合ハトウツラガ田村ガ  
処刑ノ語ヲシテ皆ヲ一九四五年六月十日ノ始メヨリ  
シテカラ私ニ報告シタ。私ハ処刑ハ六月十日ニ行ヒタト思フ。  
十二、戦時中ニ於テハ私ノ為レ得ル唯一ノ事ハ私ノ上官ノ  
命ニ従ヒ行動スル事デアツタ。

不 帰 大佐 (署名)

(私入) J. A. ロウウイチ大尉 (署名)

聯合國翻譯通譯部 J. A. ロウウイチ大尉  
翻譯及諷問セリ

J. A. ロウウイチ大尉 (署名)

諷問ハオーストラリア軍前進司令部所屬 E. S. テニラニス  
大尉ニ指圖サセリ。

E. S. テニラニス 大尉

眞実ナル事柄ナル事ヲ證明スル

T. モーレルネー中佐 (署名)

No2

E 1803

Doc 5533

22

中村之宛字 / YOSHIOKI NAKAMURA / ハ正井ニ直  
書ノ上一九四六年七月二十日セレベス / OBIEMES /  
マカツサル / MAKASSAR / ノマンダイ / MANDAI /

伴信密所ニ於テ次ノ如ク書言セリ  
時、實万ノ姓名、階級、年令、宗族及住所ヲ述ベテ  
下サイ

答、中村之宛字 / YOSHIOKI NAKAMURA / 海軍中  
尉、二十六才、海軍、日本海軍海軍少尉 / IBIJOUNAY

問、一九四五年七月ノ何時以ダツタカ、マカツサル  
/ MAKASSAR 海軍中尉ニテ知ツタキタ四名  
ノイテ何カ知ツテキマスカ  
ノ處前ニ記テ知ツテ居マス  
ニツキ何カ知ツタノハ何時ガ

手紙  
宛先  
宛先  
宛先

ノイテ何カ知ツテキマスカ  
ノ處前ニ記テ知ツテ居マス  
ニツキ何カ知ツタノハ何時ガ

答、七月上旬ノ或ル日、私ハソノ翌日開演サレ  
ルコトニナツテキタ或ル日ニ出席スル爲ニ、マ  
ニビ / MANIPI / カラ第二十三特別海軍基地司  
令部ニ行キマシタ。私ハ午前十一時ニマカツサ  
ル / MAKASSAR / ニ登キ、直チニ石田 / 宛字 /  
海軍少佐ノ許ニ出席シ、  
WARWAKE DEPARTMENT / 食料ト餐食ヲ共ニシマシタ。



E 1803

Doc 5533

22

甲村之宛字 / YOSHIIYUKI NAKAMURA / ハ正判ニ宣  
曆ノ上一九四六年、七月二十日ヲレベス / OELREDES /  
マカツサル / MAKASSAR / ノマンダイ / MANDAI /

存、收券所ニ於テ、次ノ如ク証言セリ  
、實万ノ姓名、階級、年令、宗族及住所ヲ述ベテ  
下サイ。

答、甲村之宛字 / YOSHIIYUKI NAKAMURA / 海軍中  
尉、二十六才、信教、日本、反卓線變遷 / IRIDOUNRY  
春日村 / 宛字 / 六邊區 / 宛字 / 〇三七番地

問、一九四五年七月ノ何時以ダツタカ、マカツサル  
/ MAKASSAR 州警隊ニ依ツテ押ハサレテキタ四名  
ノ聯合軍飛行士ニ就イテ何カ知ツテキマスカ。  
答、ハイ、彼ノ姓名ノ者ノ處前ニ就テ知ツテ居マス。  
問、之等姓名ノ飛行士ニツキ、何カ知ツタノハ何時ガ  
頃ヲテスカ。

答、七月上旬ノ或ル日、私ハソノ翌日、準備サレ  
ルコトニナツテキタ。彼等ハ二山席スル爲ニ、マ  
ニビ / MANIFI / カラ、第二十三特別海軍基地司  
令部ニ行キマシタ。翌ハ午前十時ニマカツサ  
ル / MAKASSAR / ニ登キ、直チニ石田 / 宛字 /  
海軍少佐ノ許ニ出現シ、直チニ / EARL LAND  
WARANE DEPAKIMBIN / 食ト餐食ヲ共ニシマシタ。

裏面白紙

2.

Doc 5503

私ハマカウサルニ来ルヨウニ二十三日特別海  
 軍基地ヨリ、師団ヲ受ケマシタ。私ハソノ所  
 官ヲ見詰テ受ケマシタ。ソノ命令ヲ誰ガ實際  
 ニ行シタノカ私ハ尋ジマセン。石田ノ名字ノト  
 私家登載ヲシテキタ時、彼ハ私ニ「中村ノ宛  
 手字ノ中、我々ハ今日ノ午、マロンヌノMAITIOSノ  
 デザンラ庭前スルコトニオツテキルカラ君モ  
 來給ヘ」ト申シマシタ。ソレガ私ガマカウサ  
 ルノMAKISSANノニ伴ガ石ト云フコトヲ  
 知ツテ致知テシタ。並食後私ハ自室ニ引退リ  
 入浴ラシテ、午後ノ二時迄眠リマシタ。正午  
 十五分ニ私ハ醒臥テ日ヲ見マサシマシタ。ソ  
 レデ起キ上リ、庭前庭前ノ前ニ歩イテ行キ  
 マシタ。ソレテ庭前庭前ノ前ニ一臺ノ乗用車ト  
 一臺ノトラツクガ止マツテキルノヲ見マシタ  
 私ハソノ乗用車ト、トラツクガ止ツテイル場  
 所へ着クト、ソノ乗用車ノ後ニ立ツテキル石  
 田少佐ニ逢ヒマシタ。彼ハ私ニ車ニ乗ルヨウ  
 ニ言ヒマシタ。コノ車ハ機密機密ニテ用サレ  
 テキタ乗用車デシタ。私ハ車ノ後部座ニ中尾  
 康平ノ名字ノNAKAO KOHEIノ海軍中尉ト

裏面白紙

3.

Doc 5533

一、ニ、採リマシタ。石田／宛子／少佐ハ前部席ニ  
 乘リ廻轉手ノ派ニ坐リマシタ。廻轉手ノ名ハ私  
 ハ存ジマセシ。トラツクハ杖々ノ草ノ頂後ニア  
 リマシタ。ソレハ無蓋トラツクデコノトラツク  
 ノ上ニ附三、二十人ノ陸軍ヨリ來タ兵ガ乗ツテ  
 テキルノラ見マシタ。杖々ハ作業トシテ便所  
 サレル旨デシタ。午二時半頃杖々ノ直ハ出發  
 シ陸軍ヨリ陸軍ノ門ヲ出ツテ軍醫寮所ノ地  
 切ニ進ミマシタ。トラツクモ亦ニツイテ來マシ  
 タ。軍醫寮所ハ陸軍ノ軍醫寮所ヨリ約一里丁  
 先ニアリマシタ。杖々ガ着イタ時、軍醫寮所  
 ノ廻轉ノ車ニ一登ノ杖ヒヲカケタ、トラツクガ  
 陸上ニ止マツテキルノヲ見マシタ。我々ガ着イ  
 タ時白戸／宛字／SHIRATO / 法務大尉ガ後ニ  
 白名ノ符印ヲ送レテ軍醫寮所ノ邊カラ出テ  
 來マシタ。白戸／宛字／SHIRATO / 大尉ハ符印  
 送ラザカケタトラツクノ後部ニ乘セマシタ。  
 符印送ノ手ハ符印ヲ送ハカレテキマシタガ彼等  
 ハ目撃シハサレテキナカツタト思ヒマス。因人  
 運ガ様ヒラカケタトラツクニ採リ込ムヤ否ヤ我  
 タノ在ハマロス / MARKOS / ニ由ツテ出發シマシ

裏面白紙

4.

Doc 5533

シタ。板ラカケタトラツクハ符騰ヲ乗セテ我々ノ車ニツイテ來マシタ。最後ノ車ハ作業隊ヲ乗セキルトラツクデシタ。我々ハ午後二時四十五分頃車場裁判所建物の前ヲ出發シ三時二十分頃マロス / MATROS / 飛行場ニ着キマシタ。我々がマロス / MAROS / 飛行場ニ乗り入レタ時、私ハ右手ノ道端ニ駐車シテキル一臺ノトラツクヲ見マシタ。我々ノ車ハコノトラツクノ約五十米程先ニ止リマシタ。停車ノ乗ツテキル程ヒヨカケタトラツクハ他ノトラツクヲ後ニ從へ我々ノ車ノ傍ヲ廻ツテ前カラキダトラツクノ後ニ止リマシタ。全部ノトラツクガ駐直スルト直チニ石田 / 宛字 / 少佐ハ我々ノ車カラ降りテ我々が最初着イタ時既に駐直シテキダトラツクニ向ツテ歩いて行キマシタ。作業隊ノ約五、六名ノ者ガソノトラツクノ近クニ立ツテ居リマシタ。コノ隊ノ者ト一緒ニ一人ノ海軍中尉ガ居リマシタガソノ時ハ私ハ彼ノ名ヲ知りマセンデシタ。ソノ作業隊ノ居ル場所ニ石田 / 宛字 / ガ行ツタ時私ハ彼ガ兵士達ニ處刑場ノ周圍ノ警戒ヲ命ズルノヲ聞キ

裏面白紙

5.

Doc 5533

マシタ。作業はト一箱ニ店ダカノ海軍中尉ハ  
 部下ニ指示ノ位置ニツクテ命令シマシタ。ソ  
 レカラ石山ノ砲字ノ少佐ハソノ場所ヲグルリ  
 ト監視シテ、洗ヒ水ヲ盤ク位置ヲ指示シ、ソ  
 レカラ庭刑ニ適當ナ足場ヲ察スタメ地面ヲ檢  
 分シマシタ。庭刑ニ飯ハ庭刑ノ庭西ガ平ニナ  
 ツタ庭刑ノ炸裂口ヲ庭刑所トシテ選定シマ  
 シタ。コノ穴ハ庭刑ヲ察セテキル覆ヲカケタ  
 トラツクカラ二、三十米ノ所ニアリマシタ、  
 コノ時ニハモウ西人ノ侍隊ヲ探イテ全員トラ  
 ックヨリ捕リテキマシタガ叔々全隊ハ石田ノ  
 砲字ノ少佐ニツイテ彼ノ選ンダ炸裂口ノ所ヘ  
 行キマシタ。ソレカラ石田ハ庭刑場所ニ一人  
 ノ侍隊ヲ送レテ來ル命令シマシタ。石田ノ  
 砲字ノ少佐ガ侍隊ニシツカリト目録ヲスル後  
 ニ命令スルノヲ伺キマシタ。ソレニ從ツテ一  
 人ノ兵ガ庭刑ノ砲ヲ知リマセンガ彼ハ兵カ  
 輩ハ下士デアツタカト志ヒマニガ彼ガソノ穴  
 ヘ一人ノ侍隊ヲ送レテ來マシタ。ソレカラ白  
 戸ノ侍隊ハ大尉ハ英語デ侍隊ニ坐ルヨ  
 ウニ言ヒ何ヶ又侍隊ニソノ名ヲ訊ネマシタ。  
 侍隊ハ自分ノ名ヲ答ヘソシテ庭刑ノ穴ノ際ニ

裏面白紙

Doc 5533

顧ラ穴ニ向ケテヒサマツキマシタ。彼ハ頭ヲ高  
 クテテキマシタ。ソノ後石田ノ宛字ノ少佐ハ  
 群ツクハタラ見廻シテ、私ガ教習ノトラツクノ  
 考テ見ダアノ海軍中尉ヲ指シテ「オ前ヤレ」ト  
 言ヒマシタ。コノ中尉ハ元氣ノナイ侍子デ目分  
 ハヤリタクナイト訴ヘマシタ。ソレデ石田ノ宛字  
 ノ少佐ハ「ヤレヤレ」ト言ヒマシタ。ソコデコ  
 ノ中尉ハ「ミ」ト答テ「此ノ近ヨリソノ左後方ニ立  
 マシク。コノ時既ニ此ノ中尉ハ刀ヲ抜キ、我先ヲ  
 追ヒニ向ケテ石手ニ持ツテキマシタ。ソレカラ後  
 ハ位置ニツクヤ否ヤ教回首ヲ張ツテカラ刀ヲ後  
 ノ右肩上ニ振りカブルヤ而手ヲ後リ下シマシタ  
 刀ハ右肩ノ首ヲ真直ニ割チ切リマシタ。怪聲ノ  
 首ハ廻サニ脚ニ垂レ下リ首カラ血ガ流れ出死骸  
 ハ赤黒穴ニ落ガリ終チマシタ。中尉ハ刀ヲ下  
 シテ後直ニムキヲ廻ヘテ刀ヲ洗フ筈ニ用意シテ  
 アツク本ノ箱ノ所ニ同ツテ群衆ノ後ノ方ニ歩イ  
 テ行キマシタ。私ハ彼ガ刀ヲ洗フノヲ見マシタ  
 私ハ衆衆ノ群ガ庭前サレル間、群衆ノ後ニ、  
 水洗ヒ物近クニ立ツテキマシタ。私ハ處刑場所  
 ヨリ約七・八本ノ所ニキマシタ。ソレカラ私ハ

裏面白紙

7.

Doc 5533

石田 / 宛字 / 少佐ガ次ノ音聲ヲ知レテ察ルヨウ  
 何事シテキルノラニキマシタ。第二ノ件ハ  
 レテ来ラレテ急務ノ音聲ト同ジ知事ニヒザマツ  
 カケレマシタ。日戸 / 宛字 / 大尉ガ二ノ件  
 ニモラ尋ネマシタ。各事ハ答ヘマシタ。ソレカ  
 ラ石田 / 宛字 / 少佐ハ再ビ詳察ヲ見テシマシタ  
 私ハ尋ネノ事ニ知リマシタ。石田 / 宛字 / ハ  
 甲前 / 宛字 / 甲前ハドコニキルト云ヒマシタ  
 ソレデモガ一ハイト申シマスト石田 / 宛字 /  
 ハ一今此ハオモシレト云ヒマシタ。ソレデ私  
 ハ疑ラ道キナカラ一私ニハ函索マセント申シ  
 マシタ。ソコテ石田 / 宛字 / ハ私々ニ此レガヒ  
 本ヲ無差別申シタガト云フ語ヲ登シマシタ  
 コノ事ハ私々ノ添ラカキ互テル事デシタ。ソレ  
 カラ石田 / 宛字 / ハ上官ノ旨ヲアルカラ、ヤ  
 レト音ヒ懸リマシタ。此ノ事ニハ澤申上官ガキ  
 ル事デシタ。ソレハ私ニハ行入デアルト云フ事ニ  
 懸ヒマシタ。ソコテ私ハ私ヒ水ノアル事ニ懸  
 キ私ノ力ヲ説ヒ知ラ下ニ聞ケテ右ニ懸テ、  
 ヒザマズイテキル事ニ近寄リ候事。左ノ方ニ一歩  
 ノ所ニ候事。右メマシタ。ソレカラ注進事ガ件

裏面白紙

8.

Doc 5533

吾ニツノ如ハ、知リマセンガ道譚ヲ語ジテ、  
 二例方云フ事ガアル事ト尋ネマシタ。伴摩ハ  
 御方言ヒマシタガ私ハ、向ト云ツタノカ記憶シ  
 テキマセン。ソレデ石出ノ宛字ノハ、サアヤ  
 レト言ヒマシタ。ソコデ私ハ、足ヲ一呎バカ  
 リ、脚イテ身軀ヘラシ、袖手デ刀ヲ私ノ右肩ノ上  
 ニ振り上げ、首ニ打テ下シマシタ。私ハ  
 一万ノ下ニ任止メマシタ。振り下スマヤ、吾ヤ倅  
 ノ首ハ、穴ノ中ニ、二、三、四、五、六、七、八、九、十、  
 光ンデ、  
 我初ノ時、  
 此ハ洞キ、  
 ヒマシタ。私ガ刀ヲ、  
 少ヤガ第三ノ、  
 ラ、  
 試キマシタ。私ハ、  
 テ、  
 キ、  
 マシタ。私ガ此ノ、  
 宛字ノ、  
 レト云フノ、

裏面白紙

233



Doc 5553

9.

私ハ此ガ坐ツテキル切テカラハ見エマセンデ  
 シタノテ第三ノ行ヲ中尾ノ宛字ノガ處列シ  
 タノラ見マセンデシタ。其ノ切所ニ私ガ坐ツ  
 テキル箇ニ、私ハ西洋自ノツマリ番後ノ行  
 ガ處列所ニ這レテ行カレルノラ見マシタ。  
 彼モ亦、目録シナレテ宛字ニ辨サレテキマシ  
 タ。此を目ノ處列モ私ハ見ルコトハ出来マセ  
 ンデシタガ、石田ノ宛字ノガ一ノ中尾ノ宛字ノ  
 之モオモキレト云フノラ聞キマシタ。一  
 二ノ宛字ビ石田ノ宛字ノ書類ガエマシタ。  
 彼ハ一穴ラ土チ處メヨト云ヒマシタ。ソレ  
 テ私ハ庭前ガ終ツタニ這ヒナイト思ヒマシタ  
 及私ハ石田ノ宛字ノガ庭前ガ終ツタト書ツテ  
 キルノラ耳ニシマシタ。ソレカラ私ハ一穴  
 ノ傍ラ歩ミスギマシタガ中ラ見マセンデシタ。  
 庭前ガ終ニ穴ラ處メ終ヘテキマシタ。私ハ  
 ソレカラマツスグニ自動車ノカニ乗イテユキ  
 庭前ノ宛字ラシテキル石田ノ宛字ノ少佐ラ  
 行フテキマシタ。午後四時頃石田ノ宛字ノ  
 ハ三ニ乘リ、彼々ハソノ宛字ラ見レ直敷番屋  
 庭前ニモドリマシタ。

X  
 X  
 X  
 X  
 中村泰之ノ宛字ノ署名ノYOSHITUKI NAKAMURA

裏面白紙

10.

Doc 5533

自領印 度

セレベス / CELEBES /  
マカッサル市 / OHRY OF MAKASSAR /  
S.S

余、中村義之 / 音譯 / YOSHIYUKI NAKAYUKI / 正  
親宣誓ノ上石ノ如キ余ニ對スル質問ノ爲シノ譯文  
ヲ讀ミキカサレ、之ヲ了解シ並ニ四頁ヨリ成ル石  
ノ質問ニ對スル余ノ返答ハ總テ余ノ信知スル限り  
ニ於テ眞實ナルコトヲ陳述ス。

中村義之 / 音譯 / YOSHIYUKI  
NAKAYUKI / 署名 /

一九四六年四月二十日余ノ面前ニ於テ署名シ且宣  
誓ス。

ジョン・D・シウエンカー 草大尉 F.A  
/ JOHN D. SCHWENKER CAPT. FA /

戦争犯罪調査文庫調査官

裏面白紙

11.

Doc 5533

蘭 領 印 度

セ レ ヲ ス / OHO SEBES /

マ ツ サ ル 市 / OHO KEHO / MASVAT / MASVAT KE KEHO /

S.S

余、戦争犯罪部 / T / S . A . S . N 三〇一一一〇〇 /

ドウエ正雄 / MASVAT DOUCU / ハ正親宣誓ノ上置岡及

返答ヲソレソレ英語ヨリ日本語ニ又右供述ヲ記録

シテ後、余ハソノ四頁ヨリ成ル口供書ヲ復實ニ証

人ニ徴知セルコト、ソノ上ニテ証人ハ余ノ面前ニ

テ之ニ署名セルコトヲ陳述ス。

ドウエ正雄 / MASVAT DOUCU / 署名 /

一九四六年四月二十日ニ余ノ面前ニ於テ署名シ宣  
誓ス。

ジョン・D・シウエンカー 陸軍大尉 F.A

FOR P SCHWENKER / CAPT W. H. REYNOLDS /

戦争犯罪調査支隊調査官

裏面白紙

12

Doc 5535 (cont)

証 明 書

余、F・A・〇一五四四三八四陸軍大尉、ジョン・D・シウエ  
 ンカー / JOHN D SCHWEIKER / ハ一九四六年四月二十  
 三日中村義之 / 音譯 / KOSHIYUKI HAKAHUKA / 自身  
 余ノ面首ニ出頭シ、ドウエ正雄 / 音譯 / MASAO  
 HODGE / ニ依リ、ココニ殺害セル殺害向ニ對シ右ノ  
 返答ヲ爲シタルコト及彼ノ供述ヲ記録セル後上記  
 中村義之 / 音譯 / KOSHIYUKI HAKAHUKA / ハ上記通  
 譯者ニ依ツテ石記録ヲ讀ミ聞カサレ余ノ面首ニテ  
 右ニ署名セシコトヲ証明ス。

ジョン・D・シウエンカー 陸軍大尉 F・A  
 / JOHN D. SCHWEIKER, CAPT. FA /  
 戦争犯罪調査支隊調査官

(場所) セレベス・マカッサル / MAKASSAR, CELEBES /

(日附) 一九四六年四月二十日

裏面白紙

E 1804  
DocP5503

アーサー・マクドナルド (Arthur Macdonald)  
英海軍少佐 (Royal Navy Lieutenant)

マカッサル 船乗りマクドナルド

供 送 書

音の稿

③

一、私ハ爪哇海戦ヲ英艦「エキセツター」艦沈没ノ  
後、一九四二年（昭和十七年）三月ニ俘虜トナリ  
マシタ。私ハ英艦「エキセツター」艦生存者ト一  
所ニ「セレベス」島上ノ「マカツタル」ニ送ラレ  
マシタ。私共ハ全部町ノ南ニ運位ニ在ル近代風ノ  
和蘭陸軍兵營ニ入レラレマシタ。日本當局ハ「和  
蘭印度王軍」ノ「巨」軍中佐、L・コトマンヌヲ收  
容所指揮官ニ任命シマシタ。彼ハ實際收容所ノ上  
級和蘭將校チナカツタ。上級ノ和蘭將校ハ「和蘭  
印度王軍」ノM・ヴォーレン大佐チアリマシタ。  
和蘭人ノ数ハ約千八百名、米國人ガ百六十七名而  
シテ英國人ガ九百四十五名チアリマシタ。

三、私ガ指揮ヲ執ツタ時ノ状態ハ惨メデシタ。私共  
ハ一ヶ月間丸パン唯一個ト少量ノ「水ダガラシ」  
ヲ副エタ飯一包ト時時臭アル乾魚少々カラ成ル  
一日ノ支給食專チ生活シマシタ。各人共近頃羸沈

シテ英國人ガ九百四十五名チアリマシタ。

E 1804  
Doc P5503

マカッサル  
マカッサル

供 述 書

有 指 ③

私ハ、英國海軍、海軍少佐ジョージ、テインデール、  
クーパー、自宅ハ「サレー」船、「カンパレー」町、  
「バインツリーヒル」、宣旨ノ後左ノ通り叙述シマ  
ス。

一、私ハ爪哇海戦ヲ英艦「エキセツター」艦沈没ノ  
後、一九四二年（昭和十七年）三月ニ存命トナリ  
マシタ。私ハ英艦「エキセツター」艦生存者ト一  
所ニ「サレベス」島上ノ「マカツタル」ニ送ラレ  
マシタ。私共ハ全部町ノ南二里位ニ在ル近代風ノ  
和蘭陸軍兵營ニ入レシレマシタ。日本當局ハ「口  
領印度王軍」ノ陸軍中佐、E・コトマンヌヲ收  
容所指揮官ニ任命シマシタ。彼ハ實際收容所ノ上  
級和蘭將校デナカッタ。上級ノ和蘭將校ハ「口領  
印度王軍」ノM・ウォーレン大佐デアリマシタ。  
和蘭人ノ数ハ約千八百名、米國人カ百六十七名而  
シテ英國人カ九百四十五名デアリマシタ。

三、私カ指揮ヲ執ツタ時ノ状態ハ惨メデシタ。私共  
ハ一ヶ月間丸パン唯一個ト少量ノ「水タガウシ」  
ヲ副エタ飯一包ト時時惡臭アル乾魚少々カラ成ル  
一日ノ支給食事ヲ生活シマシタ。各人共近頃墜沈

裏面白紙

2.

Doc 5503

サレタ不愉快な経験ヲ味ヒ、捕虜ノ不名譽ヲ忍バ  
 ネバナリマセンデシタ。多数ハ長時間水中ニ居タ  
 爲メ衰弱シマシタ。「エキセツタ山嶽ニ就テ申セ  
 バ陸軍込員ハ一ヶ年ノ戦時勤務ヲ終ニ其内八ヶ月  
 ハ殆ンドボツト熱帯デ日ヲ送りマシタ。私ハ此話  
 ガ今後ノ出来事ニ大キナ影響ヲ及ボス故敢テ説明  
 致シマス。私共ガ持つテ居タ唯一ノ着物ハ軍靴サ  
 レタ時着テ居タモノデ其他ノ所有品ハ有りマセン  
 デシタ。

人々ハ縦八尺横六尺ノ藁具モ食器モナイ小室ニ四  
 名、時ニ五名詰込マレマシタ。蚊ハ實ニ酷ク夜間  
 刺サレタ痕ハ直ニ化膿シマシタ。

× × × × ×

六、私共ノ收容所生活ニ最大ノ悪影響ヲ及ボシタ人  
 ハ海軍一等水兵吉田デシタ。トモトモ彼ハ罪無キ者  
 ト病人ニ對スル集團的報復ヲ以テスル愚痴方計テ  
 收容所内ヲ切盛りシ何ノ取柄ノ形式モ無ク、又ハ  
 被害者ニ對シ自ラヲ辯護スル機會モ與ヘズニ罪ア  
 ル者ニモ罪ナキ者ニモ全部ニ對シテ露骨的忿怒ヲ  
 示シ好意的殴打暴行ヲ加エ收容所内ニ或ル神經ノ  
 緊張感ヲ醸シ出シマシタガ、ソノ際シハ一寸表現  
 シ難イ性質ノモノデアリマス。將校達ガ仲裁シヨ  
 ウトスルト度々彼ノ怒リヲ増々鎮リ立テ被害者ヲ

裏面白紙

Doc 5503

3.

増シ仲裁者迄モ惹添テ食フトイフ結果ニナリマシ  
 タ。時々吉田ハ私共ノ唯一ノ意志強通者タル通譯  
 フ勤メル將校等ニ彼ノ憤怒ヲ爆發サセ斯クシテ暴  
 應戰略ニヨリ彼等ノ能率ヲ低下サセマシタ。常ニ  
 飢エ、多クノ場合アル種ノ病氣ニ罹リ弊衣テ動物  
 ノ様ニ房中ニ集群サセラレタ人々ニトツテハ英國  
 人ガ習慣トシテ來タ生活ノ和氣蕩々サテ既ニ缺除  
 シタ收容所生活ノ味氣無サト單調サニコノ神經ノ  
 緊張感ガ加ハツタ爲ニソノ精神的健康ガ非常ニ害  
 サレル結果トナリマシタ。精神的健康ノ低下ハ肉  
 体的健康ヲ低下サセ斯クシテ反動的ニ互ヒニ悪作  
 用ヲ及シマシタ。一九四四年及一九四五年ニ於ケ  
 ル一般的健康ノ衰退ハ此悉ルベキ人物ノ支配下ニ  
 生活スル精神的緊張ニ依テ疑ヒナク助長サレマシ  
 タ。

七、日本人ノ規律維持方法ハ拳ヲ固メテ顔面ヲ殴打  
 スルコト、體刑ニ依ルノデアリマス。之ハイツモ  
 野球ノ「バット」テ行ハレタカ亦鶴岡ノ柄、鉄、  
 竹、又ハ手頃ナ其他ノ武器ノ如キ物モ含マレテ居  
 マシタ。後ニナツテ特別ノ棍棒ガ作ラレマシタ。  
 懲罰ハイツモ背部ニ課セラルルガ打方ノ惡イ時ハ  
 身体ノドンナ處モ打タレマシタ。懲罰ハ屢々其前  
 後ニ柔道ノ投ト永イ間「蹲マセラレル」コトガツ

裏面白紙



4.

Doc 5503

キモノデシタ。毆打ノ數ハ五回カラ五十回ノ間テ  
 區別ナレテ居テ而シテ衛兵ノ怒ノ程度、罪、及被  
 害者カ吉田ノ好ム人間カ好マヌ人間カニ依ツテ居  
 マシタ。毆打ハ屢々集會ノ處ヤ收容所ノ衆目環視  
 ノ所テ行ハレマシタ。毆打ノ方カ惡イト被害者ハ毆  
 倒サレ、毆飛サレ而シテ害ガ加ヘラレタ後「竝立  
 伏」ヲ強制サレテ居マシタ。屢々數撃ヲ被レ身体  
 ノ他ノ部分ニ傷ヲ受ケマシタ。町、テ働イテ居ル人  
 マハ屢々其ノ場テ衛兵カラ毆ラレ收容所ニ歸ツテ  
 カラ吉田ニ報告サレマシタ。彼等ハ打撲傷ヲ疑ニ  
 疑ク青クナツタリ毆打テ癒ノ出來タ身体ニ更ニ體  
 刑ヲ受ケネバナラナカツタ。他ノ體刑ノ形式ハ長  
 イ同熱帯ノ太陽ノ下ニ立タセラレタリ三時間ニ亘  
 リ收容所ノ周圍ヲ下駄テ廻ラサレルコトデアリマ  
 シタ。將校達、收容所又ハ作業班ノ監督官房達ヘ  
 ノ報復ハ屢々テ斯カル罪ハ衆人環視ノ裡ニ行ハレ  
 マシタ。私自身モアレヤコレヤ五十回以上モ毆ラ  
 レ二度ノ内一度ハ棍棒テ一度ハ鐵ヲ打タレマシタ  
 コノ理ノ例ハ數ヘ切レマセンデシタ。

八、私ハ一ツノ特別ノ出來事ヲ記憶シテ居マス。吉  
 田カ夕刻ノ巡回ノ時ニ收容所ノ一室ヲ永遠控カ出  
 放シニナツテ居タノヲ見附マシタ。彼ハスツカリ  
 自刺ヲ失イ全ク狂氣ニナリマシタ。彼ハ收容所ノ

裏面白紙

5.

Doc 5503

裏面白紙

部座ヲ通ツテ監督ノ下士官ニ向ツテ叫ビ且怒聲  
 シナガラ走りマシタ。其下士官ハ出テ來タ時ニ吉  
 田カラ額ノ下ヲ踏ク段ラレマシタ。ソレニ請足セ  
 ズニ吉田ハ次ノ二室ヲ通ツテ、此二室ノ監督ノ下  
 士官二人ヲ段打シマシタ。其時私ハ現場ニ現レマ  
 シタ。吉田ハ猶怒テ夢中ニナツテ居タノテ私ヲ段  
 リ附ケマシタ。私個人モ額ノ下ニ四回モ氣ノ遠ク  
 ナル様ナ打撃ヲ受ケマシタ。コノ場合辯明ナドハ  
 無駄デシタ。吉田ノ次ノ行動ハ彼ガ殺害シテ居タ  
 防火衝兵ヲ呼出スコトデシタ。ソレカラ私ハ其前  
 テ鐵ヲ額ケ打ヲサレマシタ。私ノ受ケタ段後ノ一  
 打ハ吉田ガ鐵ノ刃ノ向ヲ替エタノテ特ニ痛ク、而  
 シテ私ハ全ク容易ナラヌ負傷ヲシマシタ。「チヤ  
 ツブ」ト「フイツジャー」モ同様ニ打タレ、而シ  
 テソレカラ私共ハ其處ニ數時間モ停マツテ居ル様  
 ニ云イ渡サレマシタ。

九、金銀ノ不足カラ我々ハ餘儀ナク其ヲ他ノ方法デ  
 得ナケレバナリマセンデシタ。而シテ收入ノ主源  
 ハ作業班カラ收容所内エ食糧ヲ密ヨニ運ビ込ンデ  
 而シテ其レヲ和口人へ高値テ賣ルコトデシタ。此  
 密輸入ハ亦飯ノ御茶ニスル食糧ヲ外テ買ヒ入レテ  
 ソレカラ密輸入スル爲ノ資金ヲ手ニ入レル様ニス  
 ルニモ亦必要デアリマシタ。假ハ何カソレニ副エ

6.

Doc 5503

レバ容易ニ食ベラレマスカ、鹽ト又ケテハ如何ト  
シテモ困難デス。砂糖ハ食事ノ主要部分タル飯ヲ  
食ベル手助ニナル爲ニ吾人ノ健康ニモ必要デシタ。  
此密蔵人ハ面倒ノ顧察ナ源デアリ無限ノ心配ノ源  
デアリ而シテ操應スベキ打ノ主因デアリマシタ。  
時々私ハ自體ヲ保護スル爲ニ其レヲ全面的ニ禁止  
シマシタ。然シ私ハソレヲ出來ル又余計ニ見逃シ  
テ多飲ヲ教フ爲ニ少飲者ノ限打ノ危險ヲ踏シマシ  
タ。我々ハ空腹者ノ食糧ヲ奪イ飯ノ消費ヲ妨ゲル  
コトハ出來マセンデシタ。石炭其他モ亦健康ニ必  
要デシタ。而シテ私ハ其生活ヲ維持スル爲ドウカ  
コウカ金錢ヲ得ヨウトシテ居ル人々ニ同情シマシ  
タ。

十、最初ノ五ヶ月間ハ一日約百名位シカ收容所ノ外  
テハ使役サレマセンデシタ。一九四二年八月以後  
作業隊ニ大名集ガ行ハレマシタ。一九四二年十月  
二百十五名ノ兵士ト將校ヲ日本ニ出發シマシタ。  
他ノ四百名ハ滑走路ヲ擴張スル爲ニ約十五哩離レ  
タ飛行場ヘ送ラレマシタ。此一國ハ雨季中「マラ  
リヤ」、相當款ノ赤痢及熱帯性肺病ニ冒サレマシ  
タ。病氣ニナルト彼等ハ收容所エ歸サレ而シテ次  
々ト他ノ者ト交代サセラレマシタ。故儀モナク、  
夜ハ僅カナ覆布、着替ノ罷無、極ク薄ナイ長靴、

裏面白紙

7.

Doc 5503

而シテ石炭ノ缺乏ガ状態ヲ非常ニ酷クシマシタ。  
多クノ坑員ト一九四三年四月ニ於ケル多量患者ノ  
名簿ト「マラリヤ」ニヨル死者ハ遂ニ日本人ニ數  
横ヲ衰ツカ準備サセルコトヲ豫言ナクサセマシタ。  
此時ニハ既に廻ク人員ノ七割以上ガ再發性「マラ  
リヤ」ニ罹リ一九四五年迄ニハ九割六分ニ増加シ  
マシタ。悪狀愈下ニアツテ而シテ熱帯デ土方仕事  
ニ使役サレテイタ人々ガ此病氣ヲ衰弱セラレタ  
結果一致ニ健康ガ復元化シ一九四五年ノ流行病期  
間中ノ非常ナ死亡率ニナツタノハ此ノ病氣ノセイ  
チアリマシタ。日本人ハ「マラリヤ」ノ原因ト結  
果トヲ能ク知ツテ居マシタガ、ソレヲ防グコトヲ  
企テマセンデシタ。彼等ハ亦「キニーネ」ノ支給  
ヲ非常ニ制限シマシタ。吉田ハイツデモ此ヲ全ク  
改良スルコトガ出来タノニソウジマセンデシタ。  
他ノ人員ハ町デ色々ナ仕事ニ又ハ收容所ノ中デ使  
役サレマシタ。終始私共ノ方針ハ「廻ク歩メ式」  
ノ一ツデ見セ掛ノ仕事ヲシテ日本人ニ出來ル又多  
ク損害ヲ與エルコトデシタ。日本人ノ作業隊ニ對  
スル要求ハ非常ニ大キク、老人々病弱ナ人ハ彼等  
ノ肉体的能力ヲ遙カニ超過シテ働クコトヲ強要サ  
レマシタ。「マラリヤ」ノ普通發作期間ハ五日同  
デシタ。足ノ病氣(腐敗性肺傷)ハ一般的デシタ。

裏面白紙



Doc 5503

9.

十二、食糧又ハ其缺乏ハ豫中生活ノ各瞬間ニ於テ固  
 固テアリマシタ。私ハ規定ノ配給量ガ何程デア  
 ルカヲ知りマセンガ私共ハソレヲ受ケタコトガ  
 ナイコトハ固カデス。衛兵ハ浮浪ノ配給量ノ多  
 クヲ羨ミマシタ。浮浪ノ受取ツタ量ハ大多數ガ  
 生命ヲ養グニ足ル丈ケデシタ。日本人ハ最小ノ  
 價格ヲ最大限ノ仕事ヲヤラセヨウト欲シマシタ。  
 私共ガ食物ノ不足ノ爲ニ死ンテモ彼等ニ特別關  
 心ヲ起サセマセンデシタ。患者ニ食物ヲ與ヘル  
 コトハ彼等ハ馬鹿ラシク而シテ不潔ヲ思ヒマ  
 シタ。彼等ハ彼等ノ患者ヲモ同様ニ取扱ヒマス。  
 彼等ハ患者ト稱イ人達ヲ動物ノ類ニ取テマス。  
 一九四二年ニ於ケル私共ノ食糧ハザツト左ノ通  
 リデシタ。

- 朝 飯 乾パン四オンス、珈琲半杯
- 昼 飯 飯六オンス、硬イ肉少々トソレニ青  
葉ト家鴨ノ卵兩方カ一方
- 晩 飯 飯六オンス、家鴨ノ卵一個
- 一九四三年以降
- 朝 飯 粥六オンス、砂糖半オンス、珈琲半杯
- 昼 飯 飯六オンス、硬イ肉少々ト青葉
- 晩 飯 飯六オンス、硬イ肉少々ト青葉

Doc 5503

10.

時々肉ハ魚又ハ卵一個ト代リ又一方デハ野菜ノ  
 價額ト分數ハ諸ク色々アリマシタ。其終肉、魚  
 及卵ハ全部無クナリマシタ。人々ハ主トシテ飯  
 ト野菜カラ成立テ居ル食事ニ依存シタコトハ實  
 際本當デス。食事ノ全量ハ一日一割度半カラ二  
 割度デシタ。グイタミント蛋白質ノアル食物ノ  
 不足ハ廣範圍ニ亘ル營養失調ニヨル病氣ヲ生ゼ  
 サセマシタ。食糧ハ現地テ入手ガ出來タカラ食  
 糧ノ小量支給ハ故意デシタ。彼等ハ倅房ヲ肉體  
 的ニ衰弱サセヨウト欲シマシタ。營養失調ト疾  
 病ニヨル死ハ惡意ナシ諒解的慰懷ニ歸スルモノデ  
 ス。申立ガ起エズ衛兵ニナサレタケレド効果ガ  
 アリマセンデシタ。「マカツサル」部隊ハ一度  
 モ赤十字救恤小包ヲ受取リマセンデシタ。然シ  
 爪哇部隊ハ三年半ノ間ニ一ヶ月分ノ小包ノ四分  
 ノ三ヲ一度メケ受取リマシタ。残りハドコカ日  
 本軍ニ行ツタノニ違ヒナイデセウ。

十三、收音所ニ於ケル一級生活ハ單調デシタ。ド  
 ナ形式ノ娛樂モ出來ズ、唱歌ヤ音樂ノ會モ許可  
 サレマセンデシタ。郵便モ報道モ又ハ新聞モ受  
 取リマセンデシタ。一九四二年十一月ニ無電ヲ  
 一通打ツコトヲ許可サレタキリ一以來何物モ。

裏面白紙

11.

Doc 5503

國製ノ帶ト陸海用ノ板トガ人員ニ供給サレタ  
一ノ器具アマリマシタ

× × × × × × ×

海軍少佐 G. T. クーパー / 署名 /

右「クーパー」ハ一九四六年一月七日「ウエスト  
ミンスター」市、「スプリングガーデン」六ニ於  
テ予ノ面請ニテ宣誓セリ

ロンドン S. W. 一

法務局長事務所草書録

法務部員少佐

A. M. ベル・マクドナルド / 署名 /

裏面白紙



No. 1

E 1805

EVIDENTIARY DOCUMENT P5504

書類第五〇四號

證明書

下名 和蘭軍情報部 (NEFIS) 或は犯罪課長 R.N.I.A 中尉、4アールズ・ヨングニール、正當に官に於て為らるる上別紙添附の報告が

一九四五年十月四日附の「マカール」俘虜收容所於て日本衛兵の暴行及虐待に關する若干の事件の作製者 R.N.I.A 大尉 O.M. 216/M 号「デエウドネ」報告の題する原本、全文ニシテ、眞實完全且正確ナル複製「アクト」及該原本が和蘭軍情報部、公式記録の一部として「証言陳述ス」

署名「4アールズ・ヨングニール」 / 署名ノ

於「バタヴィヤ」一九四六年六月七日

情報部印

216/M 号 (4カ)  
和蘭軍情報部  
(和蘭軍情報部所屬)

總長事務局附高等官 R.N.I.A

中尉 H.A. デ・ウヰヤード 前於て署名し宿誓セリ

「H.A. デ・ウヰヤード」 / 署名ノ

No. 1

E 1805  
EVIDENTIARY DOCUMENT P5504

書類第五〇四號

證明書

下名 和蘭軍情報部 (NEFS) 或字犯罪課長 R.N.  
I.A. 中尉, 4アールズ・ヨシケニール、正當に官に在りて爲らるる上別紙添  
附の報告が

一九四五年十月四日附の「マカ」の停房收容所に於て日本衛兵  
の暴行及虐待に關する署名の事件の作製者 R.N. I.A. 大尉 O.M.  
スーロ/M号「アエ」の報告の題する原本、全文ニシテ其眞實完  
全且正確ナル複製「アエ」ト及該原本が和蘭軍情報部、公式記  
録の一部ナルトヲ証言陳述ス。

署名「4アールズ・ヨシケニール」 / 署名ノ  
於「バタヴィヤ」一九四六年六月七日

和蘭軍情報部印

本職蘭領東印度檢事總長事務局附高等官 R.N. I.A.  
中尉 H.A. デ・ウキアード、而前於「署名」の箇處書セリ

「H.A. デ・ウキアード」 / 署名ノ

裏面白紙

書類第五・四号

マカニナル俘虜収容所ニ於ケル日本衛兵暴行及虐待ニ際スル  
若干事件

以下ハマカニナル俘虜収容所ニ於テ日本衛兵ニヨリテ爲カレタ  
専断的行動及残虐行為ノ簡潔ト梗概デアル

Doc 5504

No. 2

一九四三年、初頭即チマカニナル収容所ガ次第ニ禍目ニナリタ時  
日本衛兵ノ行動ハ不平ノ理由ヨリ余リ起チテ酷イ打撃ヲ亦議ハ  
一杯ノ榎木・登リテ之ニ留ルル又身體ヲ両手ニ支ヘサテ両脚ノ底ニ  
シテ榎木若クハ椅子ニ縛リテ同時ニ日本衛兵ノ犠牲者ノ体リヲ物  
ニスル爲ニ其背中ニ起立スル等ヲ種々残虐行為ガ此ノ収容所ヲ  
夜間ニ脱走シタリ人ノ俘虜ニ適用セシム以外ニ暴行ノ重大事件  
ヲ報告セラレバナラヌモ、然レテ此ノ収容所ニ廣クテテテテテ  
能ハレ比較的満足ノ状態ニ一九四三年四月一日ニ當時軍ナレ長  
勅務上等兵ニアリテ吾田アチナラカ来テララテ急ニ悪化シタ。此ノ男  
ヲ曹長ニ昇進シテ事度ニ其ノ上官ガ俘虜ニ対スル彼ノ非人間的取  
扱ト収容所ノ管理ニ関シ全幅的ニ賛成デアラタニ相違ナイコトヲ証  
明スルデアル。准士官ハモリシゲルノ外ニ少クトモ我々ノ確認出来  
タ限リテハ他ノ如何ナル日本ノ収容所長ニ此ノ収容所ノ内務ニ関シテ  
ハ一言モ容情シナラズ。萬事ヲ指揮シ又其ノ上官ニヨリテ殺出テシ  
タ命令ニ反対ノ行動ヲシタ。吾田デアラテ彼ノ長ニヨリテ是認且同  
意マシタ行為ニ対シテモ彼ノ不正膏ニ處罰ナカヘス。

残虐行為自最初ノ嫌疑ニヘキ場面ニ一九四三年五月九日即チ  
南アフリカ英國海軍軍我勇兵服ニ被シ番号ヲ六八五七六四ヲネル

doc 5504

又ニヘッフツリ和蘭本國所備兵アルフレド・シマニ及米國海軍三等機長手P・R・ネイブルカ英米蘭部隊間交驛紀律ニ非反り時吉田保子等へりし人重イ棍棒ヨリ約八十枚打ト其他地面ニ倒レテ身身体ノ重キ草靴テ蹴ルイヨリ如ク許過ヲシマス。此モニ及スズルハ片板ヲ折ラシ又ヘッフツリ助骨ヲ打タシ打撲傷ヲ受テ且骨ヲ折ラシ此三名ニ兼テ医療及治療ノ爲メ病院船オアテニヌートトニ送致セリシハナラナク。

一九四三年六月五日

廠舎中ノ武器徹底的搜索此搜索ハ副官大田海軍大佐自身ヨリテ實施セラシタリ。彼ハ此際信房ヲ自介シテ血ヲ如何様ニシテ處置スルコトヲ信房ヨリテオモホク全評信房ヨリ日本ニ対シテ深ク感謝セシメナラナクモトクテ戸明ナシ。此海軍將校徹底的立場ハ彼自身ヲ先任海軍將校ハシテ「ヘッフツリ」ノイニズレテ顔ヲ平キテ打タソワシテ吉田ニ此處罰續行命令シラテ此士唐ニ同シ地面ニ倒レクイフ事案ヨリテ充合ニ説明セシム。此ノ理由ハヘッフツリノイニズレカ海軍廠舎内ノ武器搜索ニ實シテ報告ヲ爲ス時大田ノ満足スル程ニ不動ノ容執ヲ取リテナラナクコトデアラシ。

一九四三年七月二十日

No. 3  
六月五日ニ牧込所内ノ數名ノ中學生ニ計ル振業ヲ繼續スル許可ノ副官大田大佐ヨリテ至ヘシタ。仍テゴートマニ中佐ノ振業ヲ始メルノ爲メ牧込所ノ中々教師達ト打合セラシメタ。一九四三年七月二十日、アトマカネイ子ガ此牧込ニ入リテ未テ

doc 5504.

一丁見タタケ ● 河野、批評モセズ、至まへえ  
 向モテラ音田、現シテ教師達ト生徒達ニゴートマニ、中佐ノ宿  
 舎、テヘ行キ、テ、命令シマシテ、其處テ、彼等事情ヲ説明シ、此等  
 面倒、起ルニ、テ、苦シク然シ、ト、音田ノ許可ヲ得テ、音田ノゴートマ  
 ニ、中佐ノ何等ノ面倒、モ、見シ、テ、然シ、最、分、後、音田、ノ、来、テ  
 ト、キ、彼、全部、教師達ト生徒達ト、顔ヲ平キ、テ、打、テ、始、メ、ス  
 二、ト、音田、モ、亦、此、年、打、テ、参加シ、又、教師、ノ、入、ル、コ、ト、ハ、ス、大  
 尉、打、テ、音田、モ、亦、多、ク、ゴートマニ、中佐ト音田ト、向、テ、通、訊  
 者、ハ、バ、カ、チ、中尉、通、シ、テ、論、議、ハ、ゴートマニ、中佐ハ、事柄、ヲ、通、  
 知、シ、説明、シ、機、合、々、午、ヘ、ラ、シ、テ、音田、ノ、定、テ、音田、ノ、テ、又、結局、生  
 徒、全、員、ノ、機、合、々、約、ナ、シ、同、時、酷、イ、打、テ、午、ヘ、ラ、シ、同、時、其、後、收、容  
 所、内、テ、死、亡、多、ク、教師、ノ、音田、ノ、ゴートマニ、中佐、ハ、移、送、セ、ラ、レ、テ、ハ、ベ、ッ  
 一、ネ、シ、ト、猛烈、ニ、打、テ、ラ、シ、テ、結果、ニ、生徒、達、ト、教師、達、ト、之、寝、ハ、ニ、疊  
 一、枚、張、モ、ナ、イ、煉、瓦、家、屋、中、ヘ、ニ、日、間、入、シ、ラ、シ、テ、  
 證、人、ハ、マ、ニ、ズ、ト、ダ、ラ、イ、コ、レ、ラ、フ、ワ、リ、コ、レ、ガ、ア、ン、デ、イ、シ、ラ、イ、シ、テ、

一九四三年九月九日

No.4  
 一九四三年九月八日、九日、夜、陸、軍、軍、官、會、ハ、レ、シ、テ、海、軍、士、官  
 一、名、ト、水、兵、一、名、ト、ワ、ッ、テ、脱、走、シ、企、テ、ク、然、シ、日、本、側、ニ、ヨ、マ、テ  
 翌、日、捕、ヘ、ラ、シ、テ、此、ノ、三、名、者、ノ、班、員、ハ、其、シ、ヨ、知、テ、居、テ、事、ト、共、謀、シ、テ  
 席、責、任、ヲ、從、テ、音田、ノ、責、任、ガ、ア、ル、コ、ト、認、メ、ラ、シ、テ、然、シ、テ、音田、ノ、ハ、レ、シ、テ、  
 一、部、ハ、作、業、隊、ニ、在、リ、テ、從、テ、音田、ノ、責、任、ヲ、次、第、ニ、選、バ、レ、テ、他、ノ  
 者、ヲ、九、日、ノ、人、質、ト、シ、テ、檻、房、ニ、入、レ、ラ、シ、テ、  
 全、員、ニ、テ、一、名、ノ、者、運、ノ、ハ、レ、シ、テ、音田、ノ、ア、ラ、ウ、及、テ、音田、ノ、今、高、此、處、ニ  
 居、テ、最、初、ノ、音田、ハ、彼、等、ハ、一、日、ニ、同、ノ、食、事、ヲ、食、セ、タ、リ、テ、音田、ノ、

Doc 5504

No. 5

彼等、寝、疊、蚊帳、又此、檻房、入、し、り、際、肩、用、し、ら、千  
 タ、以、外、ハ、何、号、ノ、衣、類、モ、又、入、浴、シ、ナ、ク、タ、十、二、日、ニ、彼、等、ハ、此、ノ、三  
 名、犠、牲、者、ノ、為、メ、首、を、穴、ニ、掘、ヒ、テ、命、セ、ラ、タ、十四、日、ニ、此、等、ハ、斬、首、セ、シ  
 シ、タ、十四、日、ニ、太、田、大、佐、自、身、ヲ、改、止、シ、テ、俘、虜、ノ、前、ヲ、死、刑、ノ、直、告、ヲ、讀、ミ  
 ケ、タ、此、ノ、死、刑、現、地、注、民、ト、罪、謀、ノ、罪、科、ヲ、念、シ、テ、千、久、亦、ヒ、一、シ、中  
 厨、ヘ、ロ、シ、及、コ、ラ、ト、シ、テ、十四、日、ニ、同、時、ニ、斬、首、セ、シ、タ、ト、イ、フ、コ、ト、ガ、數  
 日、後、明、コ、シ、テ、九、月、九、日、十、四、日、ノ、期、間、ニ、於、テ、ハ、此、ノ、三、名、ノ、犠、牲、者、ハ  
 酷、ク、待、遇、ヲ、受、ケ、テ、衛、兵、ノ、交、替、ハ、其、ノ、都、度、衛、兵、軍、曹、ガ、此、ノ、三、名、ノ  
 犠、牲、者、ヲ、猛、烈、ニ、毆、打、ス、ル、殘、酷、ノ、場、面、ヲ、享、樂、ス、ル、機、會、ヲ、ア、リ、シ、  
 十四、日、以、後、ニ、此、ノ、三、名、ノ、人、質、ハ、ヨ、リ、良、ク、待、遇、ヲ、受、ケ、一、日、ニ、二、回、新  
 鮮、ノ、穴、ノ、氣、ヲ、吸、ヒ、蹴、球、ヲ、ヤ、ミ、ト、ト、体、操、ヲ、ヤ、ル、コ、ト、ヲ、許、サ、シ、タ、且、最、悪、  
 ノ、コ、ト、ハ、一、個、ノ、檻、房、ニ、十、六、名、ヲ、入、レ、テ、キ、ル、コ、ト、ヲ、ア、リ、シ、テ、其、ノ、中、ニ、或、レ、者、ハ  
 コ、ラ、リ、キ、シ、テ、甚、ニ、居、リ、他、者、ハ、赤、痢、ヲ、患、ヒ、テ、キ、ル、コ、ト、ヲ、余、程、後、ニ、ア、リ、シ、  
 病人、ノ、病、度、ハ、収、容、セ、ラ、レ、タ、収、容、所、内、ノ、俘、虜、ト、ノ、交、際、ハ、嚴、禁、  
 セ、ラ、レ、テ、キ、ル、十、月、三、日、ノ、日、本、祭、日、時、人、質、全、体、ハ、釋、放、セ、ラ、レ、テ、収  
 容、所、ニ、歸、シ、タ、

一九四三年十月二十五日

茅、ニ、収、容、所、長、ヲ、林、カ、ラ、ノ、許、可、ヲ、受、ケ、テ、後、將、校、達、ハ、十、二、脚  
 ノ、藤、椅、子、ノ、収、容、所、酒、保、ニ、注、文、ヲ、シ、タ、各、團、ハ、此、等、ノ、椅、子、ヲ、引  
 渡、シ、留、意、ヲ、シ、且、ッ、彼、ハ、此、ノ、購、入、ノ、コ、ト、ヲ、知、ラ、シ、テ、キ、ル、コ、ト、ヲ、ア、リ、シ、  
 収、容、所、酒、保、ノ、必、需、品、ヲ、管、理、シ、タ、 (以下、次、頁)

裏面白紙

Doc 5504

テキツ持板... 中尉ト六十五歳ノ「コーヘン」中尉ハ此ノ毆打ニロキ去シタリテアツタ病  
名ハ軟同床ニ毆リ倒サレ、ソレニ「コーヘン」中尉ハ其ノ日「檻房」ニ入レラセタリ。  
一九四三年十月二十八日

「キーバ」ノ作業班ニ在リテ服役番第九二五。九番「A」ノ「スミット」陸軍軍曹ハ  
一人ノ日本人ニ言ハテ掛テラレタガ其ノ日本人ハ彼ノ仕事ヲ批評シタ。「スミット」  
軍曹ハ禮儀上地面ニ坐ツテキリテツツカラテ上リ器具ヲ子ニ持ツタ儘、  
氣ヲ附ケテ彼等ヲ取ツタ。此ノ日本人ハ明ニ敵ヲイタ。ソレニ彼ハ攻撃性的  
アリキ。勇進シテトク非難シテ彼ニ「トカゲ」ノ「腕立テ伏マ」ヲヤレト命ジテ  
即チ地面ノ上ニ伏セ、其勢ヲトリ平手ニ滅光ニテ体ヲ支ヘルコトヲアル。其ノ後棍  
棒ヨル三十七回ノ打擲。夜、收容所ニ歸ルト此ノコトガ吉田ニ報告セラレ、  
吉田ハ打擲ヲ繰返シテ更ニ五回ノ打擲ヲシタ。「スミット」軍曹ハ是レ以上自  
分ノ脚ヲ五ツトカ出来ナカッタノデ他ノ俘虏ニヨツテ一本ノ木ニ押レ立テラレ  
タガ彼等ハ吉田ニ強制セラレテ「スミット」ヲ一本ノ木ニ背ヲ直立ニ立テテキタ。  
「スミット」ヨ又ヘテキタ俘虏達モ亦打テレタ。此ノ處四割ハ余リニモ野獸的テ  
アリ血ハ彼ノ「コレヤツ」ヲ浸シ「スミット」ノ脚ヲ流レテアノク。彼ハ病院ハ收  
容セラレネバ「アラナク」フタソレテ彼ガ再ビ歩行出来ル迄六相当長イ間其處ニ留ツ  
テキタノデアル。

一九四三年一月二日

病院ノ敷地自邊ノ針金柵ノ或ル作業ヲ監督シテキタ吉田ハ約三十米  
離レテ廊下ヲ下テ度歩イテ行ク病院従業員ノ「A」ルウイス「ニ向ツテ大聲  
ヲ呼ボカケタ。此ノ大聲ガ自分ニ向ケラレキルコトヲ知ラナカッタノデ「ルウイス」ハ  
自分ノ仕事ニ向ツテ進ム行ツタ。其處テ吉田ハ彼ノ後ヲ追ソテ行キ彼ヲ床ニ  
毆リ倒シテ後殘虐ナ毆打ヲ四ヘタ。病院ノ當直テアツタ「ナニク」監醫師  
ハ外部ノ騒音ニ注意シテ入リテ「ナニク」ハ現シタリ其處テ吉田ニ呼ビ「ナニク」ニ計

No. 6

Doc 5504

八馬米詰ト日誌... 事柄良ハ事柄... 於テ「ナニク」... 数時間氣ヲ附...

一九四三年七月十五日

火災呼集ノ時ケテル中尉ハ吉田ニヨツテ棍棒ヲ酷ク打タレク... 通譯者トシテ行動シテ...

一九四三年十月二十八日

ケテル中尉ハ整列シテ軍隊ノ前面テ再ビ酷ク打タレタ... 其ノ理由ハ吉田ノ臨場ニ際シテ...

一九四三年十一月二日

No. 7

四名ノ俘虏ハ日本將校ニヨツテ日本ノ倉庫ノ内ヲ捕ヘラレタ... 其ノ現場ニ毆ラレシテ更ニ棍棒ヲ以テ...

一九四三年十一月二十二日

町ノ作業班ニ在ッタ「G.W.」ケイタレハ自分ガ町ニ居ルコトヲ妻ニ知ラセル爲メ通リ掛リノ一婦人ニ合圖コシテ...



Doc 5504

特別ニ用意シテ鞭ヲ用ヨリ夜陰ニ程ニ打墮カシテ其ノ爲メニ  
全身ニ創ヲ付セシメル程キ一リ血ガ流シ去ル程ニ脚ト腕ヲ打テケル  
シテ班全員ヲ約一時間馳足ヲ命ゼラシメ、創ガ開キキル數ヶ月間  
化膿キキテタラズ其ノ鞭ハ汚シキヲ一相違ナシ、此ノ打墮ノ後、トシテ  
イタリハ十日間ニシテ行カ出来ナカレ。

九四四年一月十五日

野外作業班ノ担任デマニラフC.A.G. スプレシヤール軍曹ハ野外  
作業ノ爲メ十七名ノ未人ト三十三名ノ和南人ノ一団ヲ去メ、録ニト衛兵軍  
曹ニヨリ命令セラシメ、此班ガ彼ノ同意ヲラシテ外出シタトヲ知セヤ  
四ハツマブレンシヤールヲ呼ビワテ、スプレシヤールハ酷イ打墮トシ  
シテ、トシテ又此ノ不慮ノ處罰ニテ、ヤトトシテ、ライエドニス大尉  
ハ、未人ヲケラレシメ、日今事務班ニ追ヒ遣ラシテ、其處テ彼ハ吉田  
ヨシ平キヲ改メシテ、居侍セラシメラシ。

九四四年一月十五日

「バレバ」ト收込所ノ移轉ノ爲メ、地班ニ属シテキヲ一地才人、  
「IV」下H「プ」ニシテ理解ノ出来ナイ馬來語ノ命令ガ判ラナリ、ト多ク爲  
メニ吉田ヨシテ野獸的ニ打墮セラシ。

九四四年四月九日

「通」掛リ、將校ニ対シテ正當ヲ敬ルコトナカ、ラトイフ廉ニヨリ  
一野外作業班ニ対シテ集合的打墮ガ与ヘラシ。

九四四年四月十五日

「ナカエ」ニシテ「リ」ハ音誤一伍長ハ二等機豆兵曹米人「S.M」  
ナリ、トシテ計シテ彼ノ應急手書、クムニ病後ノ牧畜マラシメ、バナライ  
程打墮シテ、彼ノ臀部、創ノ間、トシテ危殆ヲ腐爛

No. 8

裏面白紙

此書實に... 九四四年五月一日

三十二名ノ米國人... 九四四年五月三日

九四四年五月三日

兵丁丁... 九四四年八月四日

打... 九四四年八月五日

九四四年八月五日

九四四年八月五日

九四四年八月五日

Doc 5504

No. 9

Document 5504

No. 10

改ラセタ。此後同モテ一九四五年二月十八日(ワ)セルノ議決  
者位判決ニ難シヘイブ軍曹ガ死亡シタノハ此ノ改打ト  
因縁ガ有リサチ事ヲ。同日百廿名ノ要保通信作業隊  
總員ハ吉田ノ入京ニ依リ衛兵全員ニヨリ猶列ニ改打セタ。  
吉田ハ改打ノ後地上ニ倒レテキル者ヲ靴テ顔ヲ  
血カ流シテ逃蹴ツタ。其ノ理由ハ勲章ノ者カ砂糖ヲ蓋ンダガ  
デアツタ。當時ノ食物ノ事情ハ極ヘテ悪オツタ。

一九四五年一月二十四日  
衛兵軍曹「カコキ」ハ帰ワテマタ作業隊中ノキヲ  
保虜ヲ明日ナ理由モ無シニ改打シタ。

一九四五年二月十八日  
身備隊長石田度一ノ音信ハ、收容所ノ總検査ヲキテ  
シタ。隊備ノ食物ヲ隠シテキル者ノ名前ハ全部記録  
サシタ。夜間收容所ノ全員ハ忠告ヲ受メテナラナク、ソレテ  
名カヲ記サシタ者ハ全部ハ棍棒ヲ三十五回ノ百十回ニ及ビ猛  
烈ニ打打ヲエテタ。ソレカウ廠舎長及ビ班長全部カ之  
強イテ改打サシタ。多クハ様能者達ハ氣絶スルマデ改ラ  
シ、地上ニ倒レキル内作中ヲ蹴飛ばサシタ。衛兵全部  
カ此ノ嗜虐的殘酷ヲスル極ニ余ヤラシタ。

\* \* \* \* \*

一九四五年二月二十日

事務係「A・ドブツ」

英國海兵隊員

Document 5504

No. 11.

此ノ俘虜ハ、全クニ食物ヲ必要トスル病人ノ為ニ外部カ  
 う將チ込マシタ一袋ノ卵ヲ括リテナル所ヲ捕マツタ。收容所  
 ノ全員ハコノ言語ニ絶スル所向ヲ目撃シタル者ニ整列セネ  
 ンナカッタ。一方彼ノ所属スル作業班員全部ハ、其軍  
 將校ト從軍僧モ全量ニ加セテナカッタ。職立テ  
 伏セシヲ路一隊同モシテ後テ、且好モ拜テ醜ナ取扱ヲ云々  
 トドツテ、吉田ニヨリ死刑ヲ宣告サレ斬首ナシム事ニナツタ。  
 エクセターレノ從軍僧、テ軍僧局長ノ、コイツフジユエト  
 カ皇國祈禱ノ所ヲ示シテ死ノ祈禱ノ唱ヘン事ヲ命ゼラレタ。  
 祈禱の唱ヘラレタ後、其時ハ終了シ「ドツツ」ハ、陣中  
 送りノ部尾ニ答シラレタ。彼ハ赤刺ニヒトラ目ヲレタニモ不  
 拘相当長期尙其所ノ居ツタ。

一九四五年二月二十一日

一人ノ日本人ノ監者ガ收容所病院ヲ検査シタ。塵箱ヲ  
 覗イテ彼ハ殊般ヲ少シク見シタ。又任軍醫將校「バ  
 ソカ」ト云エ「ウイティンゲ」ト云フケテ、中尉ハ「ナリノ間  
 塵箱ノ上デ野ヲ下ニ向ケテ立ッテヤン様ニ余セラレタ。  
 監者トニ病院勤務者人全量ニ門ノ所ヲ整列セネンナ  
 ラナカッタ。ソレテ其所デ「ド」ト改打セラレタ。多量ノ赤丁  
 社員ガ「氣泡スル」改打「サレ、ソレカラ」水試験（鼻  
 フ固ク抑ヘテ「運」テ口ニ水ヲ注ガシム事）ヲサレタ。

ダ  
チ  
セ  
キ  
キ  
キ

裏面白紙

Document 5504

一九四五年二月二十三日

前述ノ事件ノ結果トシテ、吉田ハ診断ヲ取リ止メタ  
シ、為メニ野外作業隊ノ病人道ハ皆御尋ノ班内ニ  
ニマラナケレバナラズ、而シテ治療ナシニ出ナケルナラナカ  
ク、二月二十三日ニ五名ノ英國人ノ野外作業隊員  
カモウコシ以上傷ヲ事カ出来ナイテ正午ニ收容所ニ歸  
リテ来タ。吉田ハ御尋カ午前ノ診所（御自身ヨリ  
ワテ中止サレタ）ニ出ナカク、トイフテ御尋ヲ非難シ、左  
自ラ板棒ヲ二十回カヒヒトク殴ツタ。

一九四五年三月十四日

吉田ハ病人收容所、ヨリテ Q・P・O 及び一休業  
患者全部一整理ヲ命ジタ此ノ日、痛ユレイ人向ノ目  
ヲ腫マヌスベキ行列ガ行ハレタ。

No. 12  
Q 收容所ハ悪性赤痢ト脚氣ノ患者ヲ、P 收容  
所ハ赤痢及ヒ、或ハ其他傳染病ノ疑ヒアル患者  
ヲ、O 收容所ハ回復ノ為ニ Q 或ハ P 收容所カラ出サレ  
タ患者ヲ收容シテ付タ。一休業シ患者トイフノハ、コマリヤシ  
傷ヲドノヤウニニ三日ノ間力仕事ノ出来ナク、患者ヲ總稱  
シテ付タ。其ノ日ハ雨降りテアツタカ、ソレニモ拘ハラシ、患者トイ  
フ事ハ、病ハ、病トイフ事ハ、病トイフ事ハ、病トイフ事ハ、病トイ  
者マテ、病トイフ事ハ、病トイフ事ハ、病トイフ事ハ、病トイ  
強ク異議ヲ申立テ、真実ニ病トイフ事ハ、病トイフ事ハ、病トイ

Document 5504

No. 13

宿舎に於て起ヌトテ拒絶シテコトキエドネシ不尉  
 ハ小サナ板ヲ打タレ、床ノ上ニ倒サレタ。ソレカラ翌朝  
 タ患者達ニ門ヲ叩カセラシメ、ホケケナイ者ハ宿  
 舎ノ裏邊ニ運ハシタ。P. 2 及び O 收容所大部分  
 ノ病人者ノ容体ハ各任ノ五人宛カ真直ニ立テテ果  
 進スル為ニハオ互ニ支ヘ合ハネハナラヌ程デアリ。此ノ  
 悲惨ナ行刑ガ及收容所カ百五十米位距ツタ門ノ着  
 ヲテ候。雨ハ土砂降リトナリテ平タ。患者ノ大部分ハ  
 細毒ノ瘧疾着ニカ着テ居ラズ、シカモソレハ人々弱テ  
 アツタ。ソレガ為ニ細毒ハ急ニケレシヨ滞リナリ。然レ  
 五分間程整列サセラシタ後、吉田ハ宿舎ニヨリ起  
 ケシメ患者達ハ病院ヘ行ケト命ジ、他者ハスベテ  
 彼等ノ区域ヘ帰ラセタ。此ノ行刑ニヨリテ多クニ死者  
 ノ死亡者ヲ容シセシメ、又身ル患者ニトテハソレガ  
 死亡ノ原因トナリタリフテモ過言デハナイ。尚ホ英人  
 陸軍ノ患者ノ世話ヲニテナク英國ノ将校達モ亦此  
 間ニヒドク打タレタト云フコトヲ附加スル。

一九四五年五月十七日

收容所ニ於ケル毎日ノ飲種水ノ割當量ハ患者ハ  
 僅クテアツタ。B. O. W. ノ店テハ其処ニ備イテキ  
 ルスベテノ信房カノ為ニ多ク量ノ飲種水ガ沸カサレ  
 タノデ、此等ノ信房達ハ夜ニテト水ニ同ラ一杯

裏面白紙

No. 14

Document 5504

ニシテ松谷所ニ帰ッタクトハ既ニ知ラレタリ。此ノ事ノハ  
 既ニ此ノ月内既イテ決タコトナリ。誰モ知ラズ  
 左リ。又一致シテ決ツタ事ナラン。トコロガ此ノ日  
 吉田ハドウイフ譯カソレヲ總務打合ウ儀スノニ通  
 常ナ理由ト考ヘ、衛考ニB.O.W 作書隊員全  
 部ヲ勸ム政ラセタ。一審ヒトク政ラシタセ何ノ  
 甲ニハ保身班長ノ一人ヲアル事ノ事件ヲ述ベク  
 「クレンスキーン」 帯長ガキク。

於「マカナル」 一九四五第十回日  
 田有久 「テイク」トナシ

裏面白紙

濠洲戦争犯罪委員会

一九四五年九月二十四日「モロタイ」戦時俘虜、抑留者收容所ニ於イテ「カービー」判事臨下ノ面前ニテ録取セラレタル證言。

陸軍大尉「S・N・ポール」ノ證言

(宣誓ヲナス)

E1806  
Doc P5538

(本證人ハ通譯ノ助ケヲ藉ルコトナク證言ヲナシタ

21-207 (44)  
陸軍大尉「S・N・ポール」  
(陸軍大尉「S・N・ポール」)

ル」ハ「カービー」判事ニ  
レタル後陳述ス。

「S・N・ポール」デアリマス。  
「二一〇」デアリマス。

私ハ印度軍軍醫部ニ所屬シテアリマス。戦争前私ハ  
醫師デアリマシタ。私ノ本籍地ハ「アグラ」、「ダ  
ヤル・パー」、「ビジュツト・ナガール」、「一一〇  
ノ二〇」デアリマス。私ハ捕ヘラレタ時「シンガポ  
ール」ノ第十七共同綜合病院ニラリマシタ。降伏ハ一  
九四二年二月十五日デ私ハ十八日ニ捕ヘラレマシタ  
私ハ下記ノ期間、下記ノ收容所ニラリマシタ。  
(一)「シンガポール」ヨリ十五マイルノ「ニースー



E1806  
Doc P5538

書類第五五三八號

森洲戦争犯罪委員会

一九四五年九月二十四日「モロタイ」戦時俘虜、抑留者收容所ニ於イテ「カービー」判事閣下ノ面前ニテ録取セラレタル證言。

陸軍大尉「S・N・ポール」ノ證言

(宣誓ヲナス)

（本證人ハ通譯ノ助ケヲ賴ルコトナク證言ラナシタリ）  
陸軍大尉「S・N・ポール」ハ「カービー」判事ニ依リ正式ニ誓言セシメラレタル後陳述ス。

私ノ名ハ陸軍大尉「S・N・ポール」デアリマス。  
私ノ陸軍番號ハ一七九三二IGROノデアリマス  
私ハ印度軍軍醫部ニ所屬シテヲリマス。戦争前私ハ醫師デアリマシタ。私ノ本籍地ハ「アグラ」、  
「ダヤル・バー」、  
「ビジュツト・ナガール」、  
一一〇ノ二〇デアリマス。私ハ捕ヘラレタ時「シンガポール」ノ第十七共同綜合病院ニヲリマシタ。降伏ハ一九四二年二月十五日デ私ハ十八日ニ捕ヘラレマシタ。私ハ下記ノ期間、下記ノ收容所ニヲリマシタ。  
（一）「シンガポール」ヨリ十五マイルノ「ニーストン」

裏面白紙

2.

Doc 5538

- 〔シリングガポール〕ヨリ十三マイルノ「クランジ」收容所、一九四二年六月ヨリ一九四二年六月マデ。
- 〔シリングガポール〕ヨリ約五マイルノ「ブラー」收容所、一九四二年十一月ヨリ一九四二年十二月マデ。
- 〔クランジ〕收容所、一九四三年一月十二日ヨリ一九四三年一月三十一日マデ。
- 〔シリングガポール〕ヨリ十二マイルノ「セレター」收容所、一九四三年二月一日ヨリ一九四三年八月二十四日マデ。
- 〔シリングガポール〕ヨリ約七マイルノ「アダムス・ロイド」收容所、一九四三年八月二十五日ヨリ八月二十七日マデ。
- 〔オカナマル〕ニ乗船、一九四三年九月二十五日
- 〔ハルマヘラス〕島ニ上陸。
- 〔コツクウ〕收容所、一九四三年九月二十五日ヨリ一九四四年七月マデ。
- 〔テイジユク〕收容所、一九四四年七月。
- 〔テイジユク〕ヨリ約一、五マイルノ收容所、名稱不明、一九四四年八月。
- 〔テラガン〕收容所、一九四四年九月ヨリ一九四五年八月三十一日マデ。

裏面白紙

3. \*

Doc 5538

閣下、同、個々ノ日本人將校及ビ衛兵ノ犯罪ニ關スル限り、アナタハ「テラガン」ニテクマデハ何等苦情ヲ申立テルヤウナ事ハナカツタト了解シテキマスガソウデスカ。

谷、「テラガン」收容所ニ行クマデハ醫藥品ト醫療ノ抑制及ビ輕度ノ殴打以外ニハ別段苦情ヲ申出ル程ノ事ハアリマセンデシタ。最初私ガ「テイジュク」收容所ニ着イタ時ニハ「コブタ」中尉ガ日本軍指揮官デアリマシタ。コノ收容所ニハ又「イカイ」伍長、「コワナ」一等兵ガラリマシタ。「コブタ」ハ第六輸送隊ノ一員デシタ。コノ收容所ニキル間私ハ「コブタ」中尉ガ指揮官トシテ行動シ日本人幹部及ビ印度人職時俘虜ノ兩者ニ對シテ命令ヲ下シテキルヲ見マシタ。私ハ「テイジュク」收容所カラ約一、五マイル進レタ名稱不明ノ收容所ニ移リマシタ。コレハ一九四四年ノ八月デシタ。前ニ述べタ日本人將校ヤ下士官達モ我々ト一緒ニコノ收容所ニ行キマシタ。ソシテ我々ガソコニ到着シテカラ同モナク「イトウ」中尉ト田中兵長ガ着キマシタ。私ハ自分ノ目デ「コブタ」中尉ガ依然コノ收容所ノ指揮官デアルヲ見マシタガ田中兵長ハ階級

裏面白紙

4\*

Doc 5538

デハ他ニモツト上ノ者ガアツダニモ拘ラズ  
「コブタ」ノ副指揮官トシテ行動シテキマ  
シタ。田中兵長ハ私ノキル前デ命令ヲ受領  
シ、命令ニ従イテ「コブタ」ト相談シ他ノ  
日本人所員ヤ印度人戦時俘虜ニ命令ヲ下  
シマシタ。

田中へ私ヤ他ノ印度人俘虜ニ我々ハ日  
本軍ノ一員トナルダロウト言ヒマシタ。一  
九四五年二月、田中へ私ト「マホメツド  
アクラム」少尉トIWOノ「マホメツド  
ハツセン」ニ我々ハモハヤ戦時俘虜デハナ  
ク日本軍ノ命ニ依ツテ日本軍ノ一員ニナツ  
タト言ヒマシタ。彼ハソレヲ我々ノ室デノ  
談話ノ際ニ申シマシタ。彼ハソレヲ上カラ  
ノ命令デ服従シナケレバナラナイト言ヒマ  
シタ。私ハ抗議シマシタ。他ノ三人モ亦抗  
議シマシタ。我々ハソレハ戦争規定ニ違反  
セルモノデアルト言ヒマシタ。ソシテ我々  
ハ日本軍ノ一員トナルコトヲ欲シナイト言  
ヒマシタ。田中ハ「君達ハサウシナケレバ  
ナラナイノダ」ト言ヒマシタ。田中ハ日本  
語デ言ヒマシタガ私ニハ彼ノ言ツタコトガ  
判リマシタ。我々三人ハ彼ノ言フコトガ判  
ル位、日本語ヲ知フテキマシタ。IWOハ

裏面白紙

5. #

Doc 5538

裏面白紙

通譯トシテ我々ノ抗議ヲ田中ニ對シ日本語  
 ニ翻譯シマシタ。ソノ時カラ田中ハ我々ヲ  
 禁列サセルヤウニナリマシタ。  
 彼ハ我々ニ日本軍ノ方法ヤ慣習ヲ教ヘ始  
 マシタ。我々ハ早朝七時頃カラ驛役ニカカ  
 リ、午後六時頃ニ終リマシタ。ソレガ何時  
 モノ日課デシタ。驛役トイフノハ藥品ヤ食  
 糧ノハイツタ重イ箱ヲカツイデ、二、三マ  
 イル運搬シ毎日三、四往復スルコトデシタ  
 印度人俘虜ハ多量ガコノ驛役隊ニハイツテ  
 キマシタ。或ル者ハ烟ニヤラレマシタガ他  
 ノ者ハ前ニ違ベタ仕事ヲシマシタ。  
 閣下、閣、午前七時カラ午後六時マデノ間ニ食事時  
 間ハアリマシタカ。

答、食事ノアツタ日ニハ最初ノ食事ハ午前六  
 時半頃デシタ。我々ガ、捕ヘラレテキタ、  
 敵後ノ三ヶ月バカリハソノ日ノ作業ニ就ク  
 前ニ食事ハ全然與ヘラレマセンデシタ。我  
 々ハ我々自身ノ炊事室ヲ持ツテキマシタ。  
 ソシテ茶、砂糖、鹽ナド我々自身ノ私的ナ  
 食糧ヲ手ニ入レマシタ。我々ハ作業ニ取リ  
 カカル前、何か飲み物ガアツタダケデ食ベ  
 物ハアリマセンデシタ。  
 正午十二時ニ我々ハソノ日ノ最初ノ食事ヲ

6. \*

Doc 5538

攝リマシタ。普通我々ハ日本人ニ支給サレ  
 タ米ヲ持ツテ行キマシタ。我々ニ與ヘラレ  
 タ米ノ量ハ最初ハ十「オンズ」デシタ。ソ  
 ノ後コノ給與ハ減ジ最後ニハ約五「オンズ」  
 トナリマシタ。彼等ハ我々ニ若干ノ糧詰ニ  
 シタ乾燥野菜ヲ與レマシタガ大体我々ハ密  
 林ノ草木ノ葉ヲ食ベテ生キテキマシタ。食  
 食ノタメ一時間ノ休憩ガ與ヘラレマシタ。  
 我々ハドコデモ働イテキタトコロデ休息シ  
 マシタ。  
 次ノ食事ハ午後七時頃歸ツテ來テカラデシ  
 タ。若シソノ時モウ暗クナツテキテモ燈火  
 ハ與ヘラレマセンデシタ。我々ノ食ベルモ  
 ノハ各人ニ配給サレタ米ノ量食ノ残りダケ  
 デシタ。夕食前我々ニ約半時間ノ軍事教練  
 ガ施サレマシタ。イツモ田中ガコノ教練ヲ  
 受ケ持ツテキマシタ。時々「コブタ」モヤ  
 ツテ來テ様子ヲ見テキマシタ。  
 私ハ甚ダ屢々田中ガコノ整列ノ際印度人俘  
 虜ヲ毆ルノヲ見マシタ。或ル時ハ彼ハ平手  
 デ毆リマシタシ、又或ル時ニハ棒デ頭ヤ身  
 体ヲ打ちマシタ。然シ大概ハ頭デシタ。私  
 ハ彼ガ誰彼ノ見境ナク毆ルノヲ見マシタ。  
 ソレハ俘虜ノ凡テガ一度ハ毆ラレ、大体二

裏面白紙

7.★

Doc 5538

十人ノ者ガ毎日教練ノ際毆ラレルトイフ程  
デシタ。大抵ノ場合平手打チハ相手ヲ地面  
ニ倒ス恐激シイモノデシタ。彼ガ手デ毆ル  
時ニハ普通サウデシタ。私ハヨク彼ガ俘虜  
ニ向カツテ言フノヲ聞キマシタ。「オ前ノ  
頸ハヨクナイカラ直シテヤルノダ。」トソ  
シテ彼ハ棒デ頭ヲ毆ルノデシタ。ソノ棒ハ  
約一「インチ」ノ太サノアル長イ散歩用ノ  
「ステツキ」デシタ。  
ココデ私ハ虐待ト曰藥品ノ抑制ニ付イテ述  
ベソノ例ヲ舉ゲマセウ。ソシテソレヲ述ベ  
終ヘタラ斬首ト殺害ニ付イテ申述ベマセウ  
一九四五年三月頃、我々ノ兵隊ノ三名「マ  
ホメツド・シャーアイ」、「アリ・ハイダ  
ー」、「ツフエイル・マホメツド」ハ「コ  
ブタ」並ビニ田中カラ虐待ヲ受ケマシタ。  
田中ハ私ニ向カツテ、當時畑デ働イテキタ  
コノ三名ハ働キ振リガ悪イカラ診察シテク  
レト言ヒマシタ。私ハ彼等ヲ診察シテ田中  
ニ彼等ハ脚氣ト全身衰弱ニ冒サレテキル旨  
話シマシタ。私ハコノコトヲ私自身、日本  
語デ言葉ヲ補フタメ手眞似ヲ交ヘテ田中ニ  
話シマシタ。  
ソノ時私ハ彼ガ彼等ヲ一人宛毆ルノヲ見マ

裏面白紙

8\*

Doc 5538

シタ。最初ハ手デ彼等ガ地面ニ倒レルマデ  
殴リ續ケマシタ。次ニ彼ハ彼等ヲ再ビ立チ  
上ラセルト棒デ指關節、膝、頭部ヲ殴リ續  
ケテ迷ニコノ三人ヲ人專不省ニ陥ラシメマ  
シタ。コノ殴打ハ約半時間ニモ亘リマシタ  
私ハコノ殴打ノ後「アリ・ハイダー」ガ重  
傷トナツタノヲ知リマシタ。ソシテデキル  
ダケノ手當ヲ施シ續ケマシタガ遂ニ彼ハ一  
週同カ十日ノ後死ニマシタ。私ハ田中ニ彼  
ガ重傷デアルコトヲ話シマシタガ田中ハ彼  
ハ難役ニ就キ畑カヲ野菜ヲ運バナケレバナ  
ラヌト言ヒマシタ。私ハコノ時「アリ・ハ  
イダー」ガ宿舍ニ歸ツテ來ズ翌朝他ノ印度  
人ニ依ツテ宿舍ニ連れて來ラレルノヲ見マ  
シタ。私ハソノ時彼ヲ見マシタ。彼ハ人專  
不省ニ陥リ衰弱シ切ツタ状態ニアリマシタ  
私ハ彼ノ生命ヲ持タセルタメ注射ヲ試ミマ  
シタガ一時間半ノ後彼ハ死ニマシタ。

(以下次頁ニツヅク)

裏面白紙



Doc 5538

9.4

私ハ印度デ三年間醫師ヲ課業シテ居マシタ、軍醫ニナツテ三年間勤務シマシタ、ソウシテ私ノ醫術上ノ進歩及ビ「アリーハイダー」ガ際打サレタノヲ検査シ診シタ結果、殺ノ死因ハソノ際打ニ依ルモノト診断スルト記載シマシタ、其ガ理メラレタ近ニハ私モ立會ヒマシタ。

「シャファイ」及ビ「ツファイル」モ際打サレテ病ンデ居タノデ輕傷ニ廻サレテ居マシタ、彼等ノ程度ハ相當ヒドカツタガ「アリーハイダー」程悪クハナカツタノデシタ。

私ハ「ツファイル」ガ甚ダ衰弱シテ居ルノヲ見マシタ、實際彼ハ殺ス爲メニ毒ヲ下サイト私ニ頼ンダ程悪クアリマシタ、無論私ハソノ事ハシマセンデシタガ、彼ハ終ニ恢復シマシタ、私ハ「シャファイ」ガ本島ノ<sup>2/3</sup>陸軍病院ニ入ツテ居ルノヲ見マシタ。今デモ彼ハソノ病院ニ居マス、「ツファイル」モコノ病院ニ居マシタ、「アクラム」及ビ「I.W.O.」マホメツド・ハツセン」助手モ現場ニ居テ「シャファイ」「ハイダー」及ビ「ツファイル」ノ際打サレルノヲ見マシタ。

次ノ虐待事件ハ「マンシイカーン」ニ就テマス私ハ彼ガ田中及ビ「コワナ」ニ毆ラレソレガラ木

裏面白紙

10 ☆

Doc 5538

ニ縛ラレタノヲ見マシタ。彼ハ食物モ水モナシニソ  
コニ二十時時迄放置サレテ居マシタ。彼ハ後手ニ  
縛ラレテ纏テ木ノ幹ニ結ヘ附ケラレテ居タ。纏ハ  
彼ノ身体ト木ノ幹トノマワリヲ縛ツテアリマシタ  
コレハ一九〇五年七月頃ノ事デス。當時谷ガ木ニ  
縛ラレテ居タ。ハ大小便垂レ流シデアツタ。

彼ハ木ニ縛ラレル事ニ十五分以上モ縛ラレタ。私  
ハ彼ガ田中及ビーコブタニモノ脚程ノ長サノ新  
棒ヲ以ツテ量ラレテ居ルノヲ見タ。彼等ハ彼ノ頭  
ト膝ノ邊ヲ打ツタ。一マンシイ・カイ・ガレラレ  
タ折ニハ一モム・アブデユラ・カイン・モ一IW  
oマホメツド・ハツセン・モ現キニ居タ

又2% J A T 臣ノ一マホメツド・シャファイノ  
雙打モ知ツテ居ル。コレハ一九〇五年七月ノ事デ  
アツタ。世中ト一コワナガ太イ棒ヲ頭ヲ半時偏  
以上モ打ツタ。私ハ彼等ガ固ツテ居ルノヲ見タ。  
其ノ時一コブタハ立ツテ居ツタノヲ目撃シタ。  
本人ハ何モ云ハナイデ、何等抵抗シナカッタ。彼  
ガ氣絶スルト田中又ハ一コワナガ彼ノ額ニ水ヲ  
カケテ蘇生サセ又氣絶スル迄彼ヲ殴ルノヲ見マシ  
タ。

裏面白紙

11. \*

Doc 5538

打ガ濟ムトスグニ田中ト「コワナ」ガ一シヤ  
 フェラシテ後ニ薪ヲ挾ンテ薪ノ上ニ無理ニ  
 座ラセルノヲ見マシタ、法ハ彼等ガ行ヲ務手ニ縛  
 リ頭ト背トヲ縛テ叩クノヲ見マシタ。彼ハソノ委  
 勢デハ到底正座シテ居ル事ガ出来ナカッタノデ倒  
 レルト又打タレテ又元ノ正座ノ委勢ニ起サレタ、  
 コレガ度々起ツタ、コノ時點ノ打ガ又半時餘  
 イタ、一シヤフイルガコノ委勢デ田中ト「コワナ」  
 ニ照ラレタ後一コワナガ石油ヲ一シヤフイル  
 ノ足ニカケソレニ點火シタ、ソノ點テモ田中ハ假  
 リツマケタ、點ラレタ後一シヤフイルハ後手ニ縛  
 ラレテ木ノ幹ニ繫ガレ夜通シ放置サレタ、私及ビ  
 他ノ者ガ夜間密カニ食物ト水ヲ與ヘタ。

田中ガ一シヤフイルヲ點ツタ理由ハ一シヤフイル  
 ハ彼自身ガ食料ヲ盗ンダ事ハ自白シタガ他ノ者ヲ  
 連座サセル事ヲ拒絕シタトノ事デアツタ、田中ハ  
 然ガ他ノ者ニツイテモ自白スル迄ハ責メルト私ニ  
 云ツタ然シ一シヤフイルハコノヤウニ點ラレラレ  
 テモソレハ云ハナカツタ、一シヤフイルハ打ダレ  
 ナガラ度々盗ンダ事ニ認シテハ唯自分一人丈ケガ  
 責任アルノダト云ツテ居ルノヲ聞キマシタ。

裏面白紙

12

Doc 5538

一シヤフイルハ印度語デ自分一人死ヌ覺悟テ他  
ノ者ハ誰モ迷座サセタクナイト云ヒマシタ、私ハ  
コノコトヲ日本語ニ通譯シテ田中ニ一シヤフイル  
ガコウ云ツテ居ルト告ゲタ。

陸ツミ 亞細亞田中ト一コブタハ私ト一ゼム・ア  
ブデユラ・カント一マホメツドハツセレラ呼  
ビ出シテ彼ハ一シヤフイルノ首ヲ斬ロウト思フガ  
吾々ノ意見ハドウカト尋ネマシタ、私ハ斬首ハ已  
ニ度々アツタノデニシヤフイルヲ斬ツテモ何ノ役  
ニモ立ツマイソレデ何カ他ノ罰ヲ加ヘル方ガヨロ  
シカロウト云ツタ、彼等ヲ斬首シナカッタ田中ト  
一コブタハコノ懲罰ハ私ト他ノ印度人ニ委セル  
ト云ツタ、ソレデ吾々ハ彼ノ顔ニ煤ヲ塗り彼ノ靴  
ヲ首ニ吊リ下ゲテ一巡歩カセタ、彼ニ今後盜ミヲ  
シナイト誓ハセタ而シテ彼ハ石ノ事ヲ誓ツタ。

次ニ御話スル事件ハ一ゼム・モ一ハン・シンド  
ルノ爲待デアアル、モ一ハ水腫病ヲ患テ死ニアツタ、ソ  
レハ一九三三年五月ノ事デアツタ、彼ハ水腫病デア  
ツタノデ終ニソノ爲メニ八月十三日カ十四日ニ死  
ツタ、私ハ彼ノ世話ヲシテ居タ、私ハ彼ガ腹ニ水ガ

裏面白紙

13 \*

Doc 5538

痛ツテ腫レ上リ非特ニ痛ンデ居タノヲ見タ、コレ  
 ガ爲メニ呼吸ガ困難ニナリコノ痛ミヲ取ル爲メニ  
 ハ錠ノ腹カラ水ヲ出サナケレバナラナカツタ、コ  
 レヲスルノニ何モ其ノ道ノ器具ハナカツタ、私ハ  
 田中ト一コブタニ戻タ薬ト水ヲ取ル器具ヲ呉レ  
 ルヤウニ頼ンダガ藥モ道具モ手ニ入ラナイトノ事  
 デアツタ。私ハ田中ト一コブタニコノ病ヲ入院  
 ヘ入レルヤウニ頼ンダガ錠等ハ印度人ハ入院ヲ許  
 サレナイト答ヘタ、其後一人ノ日本看護兵ガ二〇  
 CC・ノ針(注射針ノ様ナ)ノ非常ニ小ヤナノヲ呉  
 レタノデソレデ一部ノ水ヲ取ツタガ八時間カラ十  
 時間程カ、ツタ、ソノ患者ヲ座ラセネバナラナ  
 カツタノデ錠ニ取ツテハ非常ニ苦痛デアツタ、私  
 ノ醫ニ就テノ知照ト私ノ観察ト診察並ビニ一ゼ  
 ム・モイハン・シンダラ手術シタ事ニ疑ミ若シ  
 片ガ錠ニ道徳ナ手術ト藥ヲ與ヘタナラバ君ノ生命  
 ハ恐ラク取止メラレタノデアロウト言明スル。

(以下次頁ニツヅク)

裏面白紙

14

Doc 5538

次ニ私ガ申上ゲタイ事件ハ「マホメツト、アクラム」ノ虐待ニ就テアル、一九四五年ノ二月頃「コブタ」中尉ガ「アクラム」ヲ命令違反デ叱ツテ后ルノヲ聞イタソシテ彼ニ二ツノ暴会ト一ツノ庭ヲ作レト命ジタ、私ハ「アクラム」ト田中ト「コブタ」ガ「アクラム」ガ造庭作寮ヲ續ケルベキカ否ヤニツイテ議論ヲシテ后ルノヲ聞イタ、「アクラム」ハ上級ノ奮局ニ歸ヘルト云ツタ、田中ハ「オ前ハ奴等ニ屈サレルゾ、自分ハ憲兵ニ澤山知人ガアル、必要ト認メタ場合ニハ後日彼等ハオ前ノ首ヲ斬ルカモ知レナイゾ」ト云ツタ。

「アクラム」ハ上級當局ニ訴ヘルコトハシマセシト云ツタ、ソコデ「コブタ」ハ自分ハオ前ニ對シテ怒ツテハ后テイ、許スカラ元ノ通り云ヒ付カツタ仕事ヲセヨト云ツタ、其後一人ノ憲兵ガ通譯者ト來タ折ニ私モ后ツタ、「アクラム」モ「ゼム、アブデユラー、カイン」モ其長ニ后ツタ、「アクラム」ハ平服デ后ツテ后タ、憲兵ハ「ドウシテオ前ハソシテ屈シテ后ルカ」ト日本語デ尋ネタ、私ハソノ言ヲ通譯シタガソレガ終ラヌ中ニ憲兵ハ平手デ「アクラム」ヲ叩キ出シタ、ソレハ膝ヒ置リ方デアツタ、「アクラム」ハ后ラレツツモ椅子ニカケテ后タガ度々床ニ張り倒サレタ、

裏面白紙

Doc 5538

15. ★

際打ハ十分乃至十五分モ演イタ、ソレハ捕房ノ直  
デ起ツタ事デアル。

私ハ食堂事務員デアツタ。「アクラム」ハ十日  
間食事ヲ半減サレタ、其十日間田中ハ毎日來テ私  
ヤ他ノ捕房ニ到シ「アクラム」ハ福々ノ罪ヲ犯シ  
テ后ルト歸ツタ、田中ハ「アクラム」ニ罪狀自白  
ニ署名ヲ要求スル若シ拒ンダラ「アクラム」ノ  
首ヲ斬ルト私ニ告ゲタ、彼ハコノ事ヲ「アクラム」  
ニ話シ署名スルヤウ強メヨト私ニ頼ンダ、私ハ云  
ワレタ廻リ「アクラム」ニ話シダトコロ彼ハ署名  
シタ。

田中ト「コブタ」ガ捕房ノ管理ニ關係シテ后ツ  
タ全副私ハ殆ンド毎日彼等ノ中ノ一人又ハ二人  
共ガ袴ヲ持ツテ捕房ヲ臨ク印タノヲ實際ニ見マシ  
タ。

次ニ私ハ捕房ノ新首及ビ死亡ニして歸リマセウ、  
第一ノ事件ハ一九四五年三月頃ノ「マホメツド、デ  
イン」ノ事件デス  
彼ハ物置カラ急ノ電話ヲ一編登ンダ事ヲ自白シタ、  
彼ハ引ツ張り出サレ徳白ノ辯ニ歸リツケラレタ、  
私ハ「マホメツド、デイン」ガ辯ニ歸リツケラレ  
テ后ルノハ見マシダ、ソウシテ其邊カラ打ノ音ト  
叫ビ聲ガ來ルノヲ聞キマシタガ實際際打サレテ后  
ルノハ見マセンデシダ、私ハ彼ガ辯ニククラレテ

Doc 5538

16

后ルノヲ午後四時頃ニ見マシタ。午後十時頃以後  
 何時カ彼ハソコニハ居マセンデシタ、私ハ彼ヲ捜  
 シマシタガ見付カリマセンデシタ、数日後田中ハ  
 私ニ「マホメツド、デイン」ハ捕縛サレ警兵ノ手  
 デ首ヲ斬ラセタト私ニ告シマシタ  
 彼ガ其夜に走シテアラ私ハ未ダニ「マホメツド、  
 デイン」ヲ見マセン。  
 日本ノ降服ニ際シ田中ハ私ト他ノ将校達ニ「デイ  
 ン」ハ自然ノ原因ニ依リ死亡シタト云フ形式的テ  
 支那ニ署名スル様ニ頼ミマシタ。之ハ八月二十八  
 日カ二十九日頃デアリマシタ。此ノ時田中ハ短銃  
 ト剣トデ武装シテ居リ、彼ノ記録ハ「デイン」ガ  
 窃盗ニ對スル判決ニ從ヒ斬首ニ依リ死亡セルコト  
 ラ示シ居ルモ彼田中ハ夫レヲ眞實シ其ノ死亡ヲ自  
 然ノ原因ニ依リシモノノ如ク記承スル様希望スル  
 旨語リマシタ、彼ハ「デイン」ノ家族ニ對シテ不  
 名誉ト恥辱ニナルカラ彼ガ秘密鼻ノ爲メニ斬首サ  
 レタト記録サレナイナラバ其ノ方が却ツテ兵士ノ  
 家族ノ爲メニ結婚デアラウト申シマシタ。「アク  
 ラム」ト私ハ本營ノ寧寧ガ記述セラル可キデア  
 ルト申シマシタ、田中ガ短銃ト剣トデ武装シテ居ル  
 ノニ我々ハ何等武裝シテ居リマセンデシタ。私ハ  
 彼ガ我々ヲ遠ツカ致ハ首ヲ斬ルダラウト恐レタノ

裏面白紙



17<sup>年</sup>

Doc 5538

デ署名シマシタ。

私が語り得ル次ノ事件ハ「チナデユリ」、「サ  
 イド、ガル」ノ事件デアリマス、是ハ四月十日所起リ  
 イラヒ「ノ事件デアリマス、是ハ四月十日所起リ  
 マシタ、私ハ「マホメツド、ハツセイ」カラ或  
 ルコトヲ聞キ込シタノデス、ソシテ夫等四人ノ停  
 房ガ我々ノ板倉所カラ連れ出サレ三、翌日「隔隣  
 サレタコトヲ知ツテ語リマス。私ハ彼等ガ語ツテ  
 來タ時ニ彼等ヲ見マシタガ彼等ハ皆非常ニ性急ラ  
 害シテマシタ。私ハ「サイド、ガル」ト「チナデ  
 ユリ」トガ上ラ吐イテ居ルノヲ見マシタ。私ハ四  
 人ノ停房道ガ皆頭部ニ打痕著トシテ指ノアツタノ  
 ト彼等ガ疲勞困乏ノ狀態ニ在ツタノヲ見マシタ、  
 私ハ彼等ガ憲兵ニ依リ連れ戻サレタノヲ見マシタ、  
 「コブタ」ハ窃盜ヲ犯シタ停房道ニ對スル處罰ニ  
 於テ一ツノ見セシメヲ作ル爲メ夫等四名ノ停房ヲ  
 斬首サレルヤウニシテ居ルト私ニ語シマシタ、彼  
 デ私ハ其ノ四名ノ停房ガ日本憲兵ニ依リ連れ行サレ  
 テ行クノヲ見マシタガ其ノ憲兵道ノ名前ハ知りマ  
 セン、私ハ彼等ガ或ル場所ニ連れ行サレルノヲ見マ  
 シタガ其所ハ私ガ前ニ別ノ停房道ガ日本憲兵ニ伴  
 ハレ「監獄」ヲ持ツテ行クノヲ見タ場所ナノデス、  
 私ガ此場所ニ其ノ四名ガ連れ行サレルノヲ見テカラ  
 以後再び彼等ヲ見マセンデシタ。其ノ翌朝、朝ノ

裏面白紙

Doc 5538

18 \*

集合ニ於テ「コブタ」ハ彼等チ「コブタ」ガ其四名ヲ斬首ニ成シタコト及ビ夫レガ以テ余ノ夢及ニ對スル審査ヲシナイ様ニスル爲メノ見セシメデ有ルコトヲ私ト他ノ俘虜ニ語シテ其カセマシタ。

私ガ述べたい次ノ事件ハ「マホメツド、アフサー」ト「ヤクブ、カーン」ニ關係ガアリマス。此ノ事件ハ一五〇五年七月頃デアリマシタ、田中ハ彼等ハ一ツノ小艇入レノ藥品ヲ盗ンダコト及ビ彼ガ彼等ヲ斬首ニ成スルコトニ決シタ旨ヲ私ニ語リマシタ、私ハ既ル日ノ午後四時カテ翌朝十時マデ彼等ガ食物又ハ水モ無シニ縛リ上ゲテレテルノヲ見マシタ、彼等ハ屈便ノ自由モナカツタノデ六ニ縛リツケラレタママ垂レ流シマシタ。

翌朝私ハ彼等ガ日本ノ衛兵ニ伐リ得メヲ察カレ得ニサレテ速レテ行カレルノヲ見マシタ。田中ハ其時ニ后合ハセテ居リマシタ。私ハ田中ガ「アフサー」ト「ヤクブ、カーン」及ビ衛兵達ト共ニ立去ルノヲ見マシタガ其後私ハ二度ト夫等ノ人達ヲ見マセンデシタ。

田中ハ帯剣シテ居リマシタ、其所ニハ彼等ト一語ニ二名ノ日本衛兵ガ居リマシテ彼等モ亦劍ヲ持ツテ居リマシタ。田中ハ後デ夫等二名ノ俘虜ハ斬首サレタコトヲ私ニ語シマシタガ誰ガ實際斬首ヲ爲シタカハ云ヒマセンデシタ。

裏面白紙

Doc 5538

19. 4

次ノ事件ハ「マホメツドハラムザン」ノ事件デア  
リマス。之レハ「イムラ」ノ叙述ニ見ル所ニ一八九五年八月  
中ノ事デアリマシタ。

私ハ「ラムザン」ガ終夜一本ノ木ニ縛リ付ケラレ  
テルノヲ見マシタ。田中ハ「ラムザン」ヲ運  
レ去ツテ彼ヲ「イムラ」ニテ居タコトヲ私ニ語  
リマシタ。彼ハ「ラムザン」ガ「イムラ」ニ  
テ居ンテ夫レニ就イテ田中ニ對シ「イムラ」ト申  
シマシタ。田中ハ「ラムザン」ガ其處ヲ尋ンダ  
コトヲ彼ニ對シテ白狀シナコトヲ中シマシタ。  
私ハ彼ガ田中ニ對シテ去ラレタ以後二箇ト「ラムザ  
ン」ヲ見マセンテシタ。私ハ田中ガ「ラムザン」  
ヲ運レ去ツタ時存心シテ居タノヲ見マシタ。ガ後テ  
田中ハ復自ラ「ラムザン」ヲ「イムラ」ニ語シ  
マシタ。

次ノ事件ハ「マホメツド・ハツセイ」ト「ウマ  
ー・テイ」ニ關シガアリマス。田中ハ彼等ガ脱  
走シテ「イムラ」ヘラレソシテ彼ハ「イムラ」ニ  
對シテ「イムラ」ニ語シマシタ。

私ハ彼等ガ脱走シタル後二箇ト「ハツセイ」ト「  
ウマー・テイ」ノ何レモ見マセン。之レハ「イムラ」  
ノ少シ前ノコトデアリマシタ。之等ノ人達ガ逃ゲ  
テ田中ノ言フ通り「イムラ」ニ語シテハ私ハハツ

裏面白紙

# 訂正

訂正理由	撮影ミス <sup>ノ</sup> 為
訂正箇所	直前の / コマ取消
	/ コマ再撮影
訂正年月日	平成 18 年 11 月 28 日
このフィルムは、上記の理由で取消又は再撮影し訂正しました。	
撮影者	鈴木 康二郎
受託責任者	重 隆



印

神奈川県足柄下郡箱根町中沼210番地  
富士写真フイルム株式会社  
代表取締役



印

19. 4

Doc 5538

次ノ事件ハ「マホメツドハラムザン」ノ事件デア  
 リマス。之レハ「（イ）」ノ後通和前一九四五年八月中  
 ノ事デアリマシタ。  
 此ハ「ラムザン」ガ終夜一本ノ木ニ縛リ付ケラレ  
 テルノヲ見マシタ。田中ハ彼ガ「ラムザン」ヲ運  
 レ去ツテ彼ヲ斬首シヤウトシテ居タコトヲ私ニ語  
 リマシタ。彼ハ「ラムザン」ガ「タビオカ」ヲ  
 穿テ夫レニ就イテ田中ニ對シ嘘ヲツイタト申  
 シマシタ。田中ハ「ラムザン」ガ其處ヲ穿ンダ  
 コトヲ彼ニ語シテ白状シナカッタト申シマシタ。  
 私ハ彼ガ田中ニ運レ去ラレタ以後二度ト「ラムザ  
 ン」ヲ見マセンデシタ。私ハ田中ガ「ラムザン」  
 ヲ運レ去ツタ時帯剣シテ居タノヲ見マシタガ後テ  
 田中ハ復自ラ「ラムザン」ヲ斬首シタト私ニ語シ  
 マシタ。  
 次ノ事件ハ「マホメツド・ハツセイ」ト「ウマ  
 ー・テイ」ニ「（イ）」ガアリマス。田中ハ彼等ガ脱  
 走シテ捕ヘラレソシテ彼ハ憲兵ニ彼等ヲ斬首サセ  
 タト私ニ語シマシタ。  
 私ハ彼等ガ脱走シタル後二度ト「ハツセイ」ト「  
 ウマー・テイ」ノ何レモ見マセン。之レハ降服  
 ノ少シ前ノコトデアリマシタ。之等ノ人選ガ逃ゲ  
 テ田中ノ言フ通り斬首サレタ月ニ就テハ私ハハツ

裏面白紙

20\*

Doc 5538

裏面白紙

キリ致シマセンガ、夫レハ「マホメツドアフサー」ト「ヤクブカーン」ノ新首ノ少シ前テアツタト思ヒマス。

一九四三年九月中我々ガ「ハルマヘラス」ニ遠行サレタ後赤痢ガ發生シマシタ。牛田大尉ガ我々ヲ當シテ居マシタ。私ハ病院ニ行キ赤痢ヲ治療スル爲メ藥ヲ請テシマシタ。

彼等ハ私ニ夫レヲ與ヘテ下レス著痛ヲ緩和スル爲ニ「クレオソート」ヲ私ニ兵レタダケデシタ。我々ノ食料供給ガ不足シテ居タノハ田中ト「コブタ」ノ責任テアリマス。

毎月食料ガ引キ出サレルト符送ニ對スル食料ハ日本衛兵ニ對スル食料ト同ジ倉庫内ニ置カレマシタ。ソノ貯蔵品ノ中カラ彼等ハタツタ米ト鹽ト乾菜ヲ我々ニ出シテ兵レタダケテハ「ビスケツト」ヤ「甘イ」ビスケツト」又ハ青豌豆ハ第六輸送隊ノ爲メニ毎月持チ込マレルノヲ見タノテスガ我々ニハ與ヘテハ下レマセンデシタ。凡ソ二日カ三日毎ニ私ハ田中ト「コブタ」ガ八名ノ日本衛兵又ハ憲兵ノ爲メニ發箱カノ「ビスケツト」ヲ引出スノヲ見マシタ。當ニ持チ込マレル四十袋ノ米ノ内カラ約十五袋ガ彼等ニ廻ハリ我々ノ方ヘハ二十五袋ガ來マシタ。之レハ丸一ヶ月分テアリマス。

21 \*

Doc 5538

彼等ハ八人ニ食ベサセルニ反シテハ我々ハ約百九  
 十人ニ食ベサセナケレバナラナカツタツテス。  
 私ハ田中ト「コブタ」トガ彼等ノ友人ノ或ル者ト  
 臺灣部にノ隊員ト懸兵隊（日本憲兵）ニ「ビスケ  
 ット」ト煙草ヲ與ヘテルノヲ見マシタ。  
 私ハ田中ガ度々彼ハ懸兵隊ニ友人ヲ持ツテ居ルカ  
 ラ司令部カラ許可ヲ得ナクトモ處罰ニ付テ彼ガ望  
 ム所ハ何デモ我々ニ對シテ爲シ得ルノダト放言ス  
 ルノヲ聞キマシタ。  
 食物ヲ俵ニ運ニ具ヘラザル結果トシテ彼等ハ脚氣  
 症ニ罹リマシタ。彼等ハ衰弱症ヲ患シミ或ル者ハ  
 夫レガ爲ニ死亡シマシタ。多クノ者ガ病氣ニナリ  
 病院ノ治療ヲ要シハ器材ヲ與シマシタガハソノ藥  
 材ハ私ガ手ニ人レルコトハ出來マセンテシタ。  
 田中ハ其ノ人達ヲ病院ニ送レテ行カセマセンテシ  
 タ。私ハ彼ニ對シ「病院ハ貴方方ヲ入レルコト  
 ヲ許シテ居ルノニ何故印反人ヲ入レナイノデスカ」  
 ト申シマシタ。彼等ハ補助軍ノ「インドネシア」  
 人ノ隊員ニモ入院ヲ許シテ居マシタ。田中ハ「印  
 度人ハ病院ニ行クコトハ出來ナイ」ト申シマシタ。  
 最後ノ六ヶ月間「コブタ」ト田中ハ朝間勞役ニ於  
 ケル病人取扱ヒニ苛酷ヲ經メマシタ。何ンナニ彼  
 等ガ病氣ヲ有ロウトモ其ノ人達ハ朝ノ盥洗ニ參加

裏面白紙

22 4

Doc 5538

シテ約十分乃至十五分間「コブタ」カ田中カラ講  
 演ヲ聽ク間不動ノ姿勢ヲ居ナケレバナリマセンデ  
 シタ。其ノ人達ノ中ノ或ル者ハ之レヲスルノニ餘  
 リニモ病氣方甚イノテ至極場ニ困憊シテ倒レマシタ。  
 彼等ガ困憊シテ倒レタ時ニハ彼等ハ倒レタ所ニ積  
 臥シタ儘ヲナレ其ノ體演ガ終ルト其後ノ或餘ノ者  
 ハ田中又ハ「コブタ」ニ引卒サレ行進シ去ルノデ  
 シタ。我々ハ困憊シテ倒レタ夫等ノ人達ノ代リヲ  
 スル者ヲ供給シナケレバナラス、之ハ他ノ使用シ  
 得ル人達ノ中カラ出サナケレバナリマセンデシタ  
 ガ、大部分ハ勞働ニハ向カナイ病人デシタ。  
 私ハ屢々「コブタ」ト田中ニ對シ多クノ人ハ勞役  
 スルノニハ餘リニモ病氣ガ重キルト申シマシタ。  
 奎園ノ後「コブタ」ト田中ハ困憊シテ倒レ未ダ其  
 所ニ横臥シテ居ル人達ノ所ニ行キマシタ。彼等ハ  
 存存道ガ虛弱ヲツカツテ居ルカドウカヲ試メス爲  
 メニ彼等ノ頸ヤ膝ヲ打ち又ハ彼等ヲ蹴ルノヲ常ト  
 シマシタ。  
 休息ヲスル爲メニ倒レル振ヲシタ者モ少シハ居タ  
 カモ知レナイガソノ大部分ノ者ハ純然タル瘧氣デ  
 アツタノデス。  
 田中ト「コブタ」ハ其後ニ病人ノ中カラ注射ヲ施  
 サルベキ者ヲ選ビマシタ。彼等ハ餘リニ病弱過ギ

裏面白紙



23 \*

Doc 5538

テ勇役ニシテシナイ様ナ者ヲ指稱シ其者ハ注射ヲ  
 受ケナイ様ニ命ジマシタ。田中ト「コブタ」ハ彼  
 等兩人ガ証ガ病人ノ中テ注射ヲ受ク可キ者ナルカ  
 ラニビ出スノダト申シマシタ。彼等ハヒトイ病人ニ  
 ハ注射ヲ許シマセンテシタガソノ理由ハ彼等ハ勞  
 従ニ道ヲナイト云フノテス。此サレタ注射ハ私自  
 身カ日本人ノ衛生兵ノ何レカニ依ツテ行サレマシ  
 タ。其ノ注射法ハ「グイタ・カンフル」又ハ「オ  
 リウム・カンフル」テシタ。夫等ノ注射液ハ約一  
 時間心臓ヲ強クシ、ソウシナイト非常ニ衰弱シタ  
 状態ニアル人ハ此ヌカモ知レマセン。其ノ人等ノ  
 中ノ或ル者ハ印度人等ニ抱コレテ營舎ニ戻サレ  
 ナケレバナリマセンテシタ。「カンフル」注射液  
 ノ供給ハ田中又ハ「コブタ」若クハ衛生兵ノ何  
 レカカラ貰ヒマシタ。私ハ此々氣痛テ候ニ夫レヲ  
 必要トスル人等ニ注射ヲ具ヘルコトガ出来マシタ  
 ガ之レハ我々ガ弱シテ候イタ病者テ候コシタノテス。  
 勿レ私ハ田中又「コブタ」ノ目前テハ夫等ノ注射  
 ハ出来マセンシタ。私ハ唯彼等ガ發ビ出シタ人  
 等ダケニ注射ヲ施スコトヲ許サレテ居タノテス。  
 私ニ注射ヲサセテコツタ人等ハ若シ命令ガ實行サ  
 レテ居タトスレバ死ンテシマツタテシヤウガハ、  
 多クノ場合私ハ恐縮ノ注射ヲ彼等ニ施スコトニ依  
 リ彼等ノ命ヲ助ケルコトガ出来マシタ。

裏面白紙

24. \*

Doc 5538

私ノ部下ノシクハ幕北シク飯前ノ調理ヲ非信ニ  
 必トシテ居タ。ソレテ私ハ是等ノ者ハ至急ノ  
 治テラシムルモノナルコトヲ上申シメガ、田中ハ  
 彼等ヲ日本人自衛隊ノ行カセヤウトシナカッ  
 タ。私自ハ自衛隊ヲ行フ何等ノ違異モ無ツテ  
 居ナカッタ。田中ハ彼等ヲ自衛隊ノ行カセヌ  
 ニ就テハ何ノ理由モ言ハズ一行ツテハナラス。彼  
 等ハ仕事ニ必要ナノダト云フダケダツタ。田中  
 ハ昔ノ治部ヲ受ケルニ必要ナ許可ヲ出サナカッ  
 タ。  
 田ニハ田中ト「コブク」ノ外ニ僅カ六名ノ衛兵  
 ガ居タガ、彼等ノ二名田ニハ他ニ三名ヲ増シ、田  
 中ト「コブク」ノ外ニ十一名トテツタ。「コワナ」  
 ハ其ノ一人デアリ「カキシマ」、「アダテ」、「オ  
 タケ」、「ソレカラ」等係ノ「オカマ」モソノ中ニ  
 居タ。  
 私ハ幕ニ「コワナ」「カキシマ」ソレカラ「ア  
 ダテ」ガ手ヲ持テ打テ加ヘテルノヲ見タ。  
 彼ハ「コブク」ト田中ヲ見分ケラレル。又私ガ  
 名面ヲ舉ゲルニテノ衛兵モ見分ケガ行ク。  
 2/9 「デキツト」取除ノ「シヤキエン・ベグ」  
 ト三六兵工等ノ「グラム・マシ」ノ二印兵  
 兵ハ赤痢「アミ」バ赤痢「アミ」デ死ンダ。コレハ一九  
 四三年ノ昭和二十年ノ三月カ四月頃ノコトデア

裏面白紙

25. \*

Doc 5538

ツタ。私ハ田中ニ被辱ハ右ノ疾患ニ罹ツテルコトヲ皆ケ、右ノ病狀ヲ述ヤスガメニ信軍醫ヲ索メタ。彼ハ「御醫ハ其ノ藥ハ得ラレナイ。ソレハ手ニ入ラナイノダ」ト云ツタ。私ハ十日間ニ其ノ藥ガ手ニ入ツコトヲ知ツテルト云フノハ其ノ隣近ノ他ノ除カラ其ノ藥ノ供給ヲ受ケタカラデアル。私ハ田中ニ此藥ヲ被辱ニ手合スルコトヲ出奈ナケレバ彼等ハ死ンデ了フト皆ケ。私ハ田中ニ若シ彼ガ藥ヲ私ニクレナイノチラバ、何トカソノ生命ヲ取止メルタメニ患者ヲ病院へ行カシテクレト願ンダ。彼ハ藥モ又病院へ行カセルコトモ双方共拒ンダ。彼等兩名共一九四五午ノ三月末カ四月初メニ死亡シタ。私ハ自分ノ醫術上ノ愚昧ト診察カラ又是等ノ患者ヲ實際地獄ツタノダカラ申スガ、若シ日記ノ信軍醫ガ實ヘラ、私ハ彼等ノ疾患ヲ愈ホシ其ノ生命ヲ取止ムルコトヲ出奈ヘテアラウ。

吾スガ「ハルマヘラス」島ニ着イ。時印匠人唇ノ約三分ノ二ハ何等ノ原因モ得タズ余信ナク深足テ引イテキタ。ソノ結果深足ノ着道ハ足ヤ引ニ信物ガ出来タ。信藥ハ急速ニ潰ガリ彼等ノ中ノ多クガ生涯ノ不具者トナツタリ又ハ死亡スルト云フ結果ニナツタ。私ガ是等ノ類ノ供給ヲ願ミ、シカモソレヲ具ヘルコトヲ拒ンダ。彼ハ「タケダ」除ノ

裏面白紙

26. <sup>\*</sup>

Doc 5538

一 参 照 大 厨 デ ア ッ カ 。 私 ハ 彼 ヲ 瓦 ガ ノ ハ 一 二 三 ニ  
追 キ ナ イ ノ テ 、 見 分 ケ ハ 付 ケ 兼 ネ ル 。

余 白 テ 「 ソ ム テ ス ・ ボ ー ル 」 ハ 本 報 員 會 ニ 送 シ テ  
提 出 サ レ タ ル 本 頁 並 ニ 前 六 頁 ニ 記 載 ノ 陸 軍 ハ 眞 實  
完 全 ナ ル 眞 實 、 而 シ テ 眞 實 以 外 ノ 何 物 ニ モ 非 ザ ル  
コ ト ヲ 確 信 且 ツ 記 載 ニ 符 合 ス 。

陸 軍 部 大 厨

「 S ・ H ・ ボ ー ル 」 / 署 名 /

一 九 四 五 年 九 月 二 十 三 日 余 ノ 口 頭 ニ 於 テ 記 載 サ ル 。

「 R ・ C ・ キ ル ビ ー 」 / 署 名 /

裏 面 白 紙

E 1807  
P5517

濠洲戦争犯罪委員会

一九四六年一月三十一日「シドニー」に於て判事「フライツグ」の面前  
ニテ取ラレタル証據

濠洲海軍少佐「ホルグレイブ」エブデン「カー」ハ正式ニ宣誓言ハ上

（姓名）  
（住所）  
（職業）

エブデン「カー」  
「エブデン」街十一番地「デアル」  
故國ノ住所

Evidentiary D.

「シタ」カトリナ「残」ハ「セレブス」島「ボマラ」附近ノ海中ニ墜テ墜サレタ  
撃テ墜サレ海面ニ未タ時ニ私ハ飛行中尉「マクデアームド」ハ脚部ニ  
重傷ヲ受ケテ海面ニ浮ンデ居ルヲ見タ

片脚ハ實際ニ膝カラ切断サレタ様ニ思ハレタ。「マクデアームド」ト  
私ハ日本人ニ依テ「ボート」ニ拾ヒ上ケラレテ沿岸警備艇ヘ移

サレタ。私ハ「マクデアームド」ノ負傷ノ處ヲ度々繰返ヘレテ指サシテ  
医療ヲ加ヘルコトヲ依頼シタ。何等其傷ノ手當ヲシテ呉レヨウ

トハシテカマタ。私ハ姓名ヲ知ラヌ一士官ニ訊問サレタ。若シ私ガ  
答辯シテケレバ私ノ生命ヲ奪フト彼ハ脅迫シタ。

私ハ自分ノ姓名及階級以外ニ答ヘルコトヲ拒絶シタ。  
ソコテ彼ハ着剣シテ一衛兵ヲ連シテ来テ其ノ銃剣ノ切先キヲ

正面カラ私ノ身体ニ觸シテ死ニ度イカト私ニ尋ネタ。私ハ依然トシ  
テ拒ンタ。私ハ其士官ノ注意ヲ「マクデアームド」ノ容態ニ喚起シタ。

「マクデアームド」ハ其ノ時ハ意識ハアツタカ苦痛ノ爲メ狂乱的デアツタ。  
其士官ハ「マクデアームド」方ヲ振り向イテ若シ訊問答ヘルナラバ「

ルヒネ」ヲ與ヘルト再三言ツタ。「マクデアームド」ハ彼ノ姓名ト飛行大隊

No. 1

濠洲戦争犯罪委員会

一九四六年一月二十日「シドニー」に於て判事「フリック」の面前  
ニテ取立タル証據

濠洲海軍少佐「ボルクレーブ」エブデン「カー」ハ正式ニ宣誓の上  
次ノ証言ヲ為ス

私ハ濠洲海軍少佐「ボルクレーブ」エブデン「カー」デアアル。故國ノ住所  
ハ「シドニー」。「シドニー」ニ「ネルソン」街十一番地デアアル。

一九四三年十月一日私ガ濠洲空軍司令部ニ勤務中、私、搭乗  
シテ「カタリナ」機ハ「セレベス」島「ボマラ」附近ノ海中ニ墜テ墜エサレタ。

墜テ墜レ海面ニ来タ時ニ私ハ飛行中尉「マクデアームド」ハ脚部ニ  
重傷ヲ受ケテ海面ニ浮ンテ居ルヲ見タ。

片脚ハ實際ニ膝カラ切断サレタ様ニ思ヘレタ。「マクデアームド」ト  
私ハ日本人ニ依ツテ「ボート」ニ拾ヒ上ケラレテ沿岸警備艇ヘ移

サレタ。私ハ「マクデアームド」ノ負傷ノ處ヲ度々繰リ返ヘレテ指サレテ  
医療ヲ加ヘルコトヲ依頼シタガ何等其傷ノ手當ヨシテ呉レヨウ

トハシテカコフ。私ハ姓名ヲ知ラヌ一士官ニ訊問サレタ。若シ私ガ  
答辯シテケバ私ノ生命ヲ奪フト彼ハ脅迫シタ。

私ハ自分ノ姓名及階級以外ニハ答ヘルコトヲ拒絶シタ。  
ソコデ彼ハ着剣シテ一衛兵ヲ連レテ来テ其ノ銃剣ノ切先キヲ

正面カラ私ノ身体ニ觸シテ死ニ度イカト私ニ尋ネタ。私ハ依然トシ  
テ拒ニタ。私ハ其士官ノ注意ヲ「マクデアームド」ノ容態ニ喚起シタ。コ

クデアームドハ其ノ時ハ意識ハアツカカ苦痛ノ爲メ極亂的デアツタ。  
其士官ハ「マクデアームド」方ヲ振り向イテ若シ訊問答ヘルナラバ

「ヒネ」ヲ與ヘルト再三言ツタ。「マクデアームド」ハ彼ノ姓名ト飛行大隊

E 1807  
P5517

Evidentiary Document #

No. 1

Doc. 5517

No. 2

長久手リニグ、右ヲ語り又彼等ハ「カイレン」ニカク未クト語ワタ、然  
 シ彼ハ「モルヒ」トシテ世ハナカク、一人ノ日本人医師ト二人ノ日本人看護  
 婦ガ其處ヘ到着シ、ソレヲ看護婦ノ一人ガ私ノ顔面ノ切傷  
 ヲ三針縫ヒ又大抵ノ私ノ劍傷ニ瀰帯ヲシテ、「マクデ」アト  
 ハ「瘡」ヲ東セシメ、彼ハ病院ヘ運バレルモノト私ハ思フ、  
 然レ彼ハ野外ヲ降サレ、ソレテ医師ト看護婦ハ懷中電  
 燈ノ光ヲテ術ニ着キシ。是ハ私カラ十碼位ノ處テ、石  
 位ノ敵軍備兵及日本一般ノ見テ居ル處ヲ行ヒシ。私知  
 リ得マ、鞆回テハ「マクデ」アトハ何ヤ全身麻酔ヲ局部  
 麻酔ト覺ヘラシナカク、標テアツク。ト言フハ彼ハ絶エ、苦悶  
 ノ叫ビヲ發シ、又射殺シテ、兵ト大声テ言ヒ、「ケテ」キマカ、  
 私ハ判ツキリト骨ガ挽キ切ラレルガ南コヘタ。其ノ處置全  
 体ハ見物人々看護婦等ヲ大變突ハシ喜バシク、彼等ハ  
 共ヲ樂ニテ居ラ、標テアツク。  
 遂ニ「マクデ」アトハ「バ」ニカ、ノ方ヘ戻サシテ、毛布ヲ掛シ  
 レタ。彼ハ依然トシテ苦痛ヲ極ルノ極ニテ、射殺シ、兵  
 ト頼シテ居タ。私ハ引張ツテ立テ上ラサシタ。  
 西峯ハ後手ニ固ク結ハシタ。ソレテ其レカラ私ハ「バ」カ  
 ノ柱ニ凭リ掛ケラレ、聲カテ頭ヲテ十尋ハ充令ニアル綱ヲ  
 柱ニ縛ラシタ。其建物ノ内部ニ眠ワテ居ラ人々ガ「マクデ」  
 ノ呻リ聲ニ文句ヲ言フタ、彼ヲ載セテ担架ハ運ビ出サ  
 レテ道ノ真中ニ置カシタ。番兵ハ私ニ水トニ、三本ノ巻煙草  
 ヲ與シタ。今ハ雨ガ降フテ未ク、カカラ「マクデ」アトハ「バ」カニ

裏面白紙

No 3

Doc. 5517

何處思ヲ講シテ兵士ト番兵等ニ頼シテ見タカ彼等ヲ  
 爲シテ兵士トハ彼ニ水ヲ運シテ兵士ニ過ギテカソク  
 丁度夜明ヶ前、私ハ奉命ノ痛ヲ堪エ印シテカソクノ番兵  
 ヲ護リテ綱ノ結目ヲ弛ムセシテ。マカテアムトハ最  
 静カニソク仕舞ソク。彼ハ丁度夜明ヶ前ニ死シテモト  
 思フ。某ニ彼が敏速テ適切ナ治療ヲ受ケテソクハ必ス  
 命ヲ助ワケト思フ。

一九四六年本月二十一日フレドニニ於テ、余ノ面前ニ於テ  
 宣誓証言ス

フリークガ署名  
 委員

裏面白紙



E 1808

Doc P 5514

122

1. ★  
P. 100-30 (1)  
P. 100-30 (1)  
(1808年11月26日)

OM / 二二八 / M  
二二九

本日、一九四五年十一月十六日、金曜日、余  
子爵の官エイ、ダウリユウ、ボア氏 / H. A. W.  
ボア / ノロニ於テ通信員古田第一級勲官  
官、メナドの局長、現在、少佐アール、  
ゼイ、ヘンセル / H. H. H. H. H. / ト帯スルモノ年  
前、下田オハ兵隊ニヨリ出頭ノ上、次ノ日退行  
ヘリ。

二、三日ノ夜私ハ姓名ノ  
無工ノ支那人フアン、  
BOER MECHER / 氏 / 及ビ

船長スフルイト氏 / SUPREME / モ居マシタガ  
船ノ内テ、我々ヲ送レテ歸リ我々が送給ラ  
サレタ我々ノ船ニ送リ返ス機ニト派我サレタ  
自動シテ待合ハセテ居マシタ。朝ノ五時頃、日  
本軍ハ上記ノ市街ニ進軍シテ來マシタ。其後  
ラクスルト日本軍進軍ガヤツテ來テ我々ノ  
船ノ中ヲ其ノ船ニ兵士ガ居ルカラ砲カメル爲メ  
ニドンドント叩キマシタ。  
此レガ、我々がマツテ居タ船ニモ亦行ハレタ  
ノデ、之ニ應ジテ私ハ直チニ外ニ出テ行ツテ

122

E 1808

DocP5514

22

1. \*

OMノ二二八ノ五 二二九

本日、一九四五年十一月十六日、金口ロニ、余  
シテ領空官エイ、ダウリユワ、ボア氏ノヘト・マ・  
ヒコノノニ自ニ於テ通信ニ初古領軍第一機隊員  
官、メナド領軍局長、現在、少兵少隊アル、  
ゼイ、ヘンセルノHEINRICH・L.ノト爾スルモノ年  
前ヒマ自オハ長京ニヨリ出頭ノ上次ノ自述ヲ行  
ヘリ。

一九四二年一月十二、三日ノ夜私ハ姓名ノ事  
人其ノ中ニハ向地ノ無線工ノ支那人フアン、  
テル、ムウレンノVARDER、KEDLERノ氏及ビ  
郵局技師スプリイト氏ノSPRITHノモ肩マシタガ  
自ノ内テ、我々ヲ退レテ自リ我々ガ連絡ヲ断  
サレタ我々ノ部ニ入り返ス機ニト決テサレタ  
自白ニテ符合ハメテ居マシタ。朝ノ五時頃、日  
本軍ハ上配ノ市街ニ進軍シテ來マシタ。其後  
タクスルトモ軍進軍ガヤツテ來テ我々ノ  
部ノ部ヲ其ノ部ニ兵士ガ居ルカヲ確カメル爲メ  
ニドントント叩キマシタ。  
此レガ、我々ガ自マツテ居タ我々ニモ亦行ハレタ  
ノデ、之ニ應ジテ私ハ直チニ外ニ出テ行ツテ

Handwritten signature or mark in a circle.

裏面白紙

2. ★

Doc 5514

記帳長ニ我々ノミヲ報告シマシタ。  
 我々ノ正門ノ上ノ市街ノ後章ニ氣ガツイテ我々  
 既ラシタ後復ハ、我々ガ恐ラク市街ヲ往ルニ  
 當ル急命ゼラレルダラウト云ツテ、我々ガ后ツ  
 タニマツテ居テカニシテ居ル様ニト命ジ  
 マシタ。二日同我々ハ其ノ家ニ留マツテ居マシ  
 タ。三日日ノ午後突然我々ハ包圍ナレ被テシ  
 ラナレマシタ。其後我々ハ手錠ヲカケラレ  
 レタリ隠ラレマシタ。ソシテ我々ヲスグ様ニ命  
 ゼラレマシタ。其ノ上、森田ノ中ヲトシタノ  
 / JONDASSO / ノ口ノ附近所ヘ行進シマシタ。  
 我々ハ道中我々ノ座車ヲ由シテ其處ニ  
 到着シマシタガ其處ニ亦我々ヲ受ケマシタ。ソ  
 シテ、其處テ我々ハ我々ノ所持モノ入レテ十人乃  
 至十五名ノ仲間ヲ見出シマシタガ此等モ亦我々  
 ト同様ニ手錠ヲカケラレテ居マシタ。其處カラ  
 我々ハ手錠ヲカケラレタ儘全ミナハサ / THEHAWA  
 IAN / 地方本部ノ館ニテアルランゴア / THE  
 IAN / 館ニテ居ラレマシタ。  
 我々ガ其ノ本部ニ到着後、我々ノ八時ニヤットノ  
 コト我々ノ所持ニ取付テ受ケルマデ其時間モ、  
 手錠ヲハメラレ、ツブシレノ儀ヲ待タナケレバ  
 ナリマセンテシタ。此取調ノ正式報告ハ作成サ

裏面白紙

34

Doc 5514

レマシタ。

私ノ以テ千ギルダノ金銀ガ入ツテ居ル全入レハ百  
 圓ノ身付在空ノ時ニハ私ニ預テ居リマシタガ  
 此度ハ其取サレマシタ。ソシテ、此ノ公式報告ニ  
 ハ、此ノ後私ニ預テ居ル金銀ガ記テアリマシタ。  
 此ノ後私ノ手付ハ消カレマシタ。其ノ夜ハ我々ハ  
 少テイ原住民ノ家ニ取寄サレマシタ。其翌朝我々  
 ハメナド / MEHORO / ニ送ラレマシタ。其處デ、我々  
 ノ上、原住民ヲ收容スル監獄ニ送サレマシタ。  
 我々ハ此ノ監獄ヲ百名ノ原住民ト同、五百名ノ原住  
 民ノ警衛ガメラレテ居ルノヲ見出シマシタ。  
 監獄ニ入リシテハ、普通六人ノ收容力ノアル監房  
 ニ十二名乃至十六名ヲ監禁サレマシタ。ソシテ、  
 其部屋モ我々モ支給サレマセンデシタ。  
 全朝 我々ノ部屋ハ監獄用ビスケットヲ若干、其  
 他ハ、ポロポロニ乾イタ菓子僅カ一ケ、一日三日  
 支給サレマシタ。

勿論我々等ノ支給ハアリマセンデシタ。

我々ハ自分達ヲ監視ラシナケレバナリマセンデシ  
 タ。其ノ爲メニ、焼失倉庫カラ持テ出シタ、眞黒  
 無ノ糸、一ト約ヲ我々ハ毎日取取リマシタ。同時ニ  
 野菜トシテハ「カンコン」 / KANKONG / T. H. 水中ニ  
 在ル一種ノ野菜ノ葉ガ支給サレマシタガ、然シ

裏面白紙

# 訂正

訂正理由	撮影ミス <sup>レ</sup> 為
訂正箇所	直前の / コマ取消 / コマ再撮影
訂正年月日	平成 18 年 11 月 28 日
このフィルムは、上記の理由で取消又は再撮影し訂正しました。	
撮影者	鈴木 康二郎
受託責任者	古森 重隆

神奈川県南足柄市中沼210番地  
富士写真フイルム株式会社  
代表取締役



印

印

34

Doc 5514

レマシタ。  
 此ノ事ハ千ギルダノ金額ガ入ツテ居ル全入レハ百  
 圓ノ身付額ニ在リ時ニハ私ニ預サレテ居リマシタガ  
 此後ハ其後サレマシタ。ソシテ、此ノ公式報告ニ  
 ハ、此ノ後ハ私ニ預サレマシタ。其ノ夜ハ我々ハ  
 此ノ後私ノ手付ハ預カレマシタ。其ノ夜ハ我々ハ  
 少ツイ原住民ノ録ニ取替サレマシタ。其ノ夜ハ我々  
 ハメナドノMEETINGニ参ラレマシタ。其後デ、我々  
 ノ上、原住民ヲ取替スル難難ニ懸サレマシタ。  
 我々ハ此ノ難難ヲ百名ノ原住民ト見、五百名ノ原住  
 民ノ替りガ録メラレテ居ルノヲ見出シマシタ。  
 我々ニシテハ、普通六人ノ収容力ノアル監房  
 二十二名乃至十六名ヲ監禁サレマシタ。ソシテ、  
 我々ニモ収容モ又難サレマセンデシタ。  
 我々ハ、我々ノ録メラレテ居ルビスケツトヲ若干、其  
 後ハ、ボロボロニ成イタ。我々ハ、一日三回  
 支給サレマシタ。  
 勿論食料ノ支給ハアリマセンデシタ。  
 其後ハ自分達ヲ監禁ラシナケレバテリマセンデシ  
 タ。其ノ爲メニ、糧食倉庫カラ物ヲ出シタ。其時ニ  
 我々ハ、一ト釣ヲ我々ハ毎日取リマシタ。其時ニ  
 我々トシテハ「カンコン」ノ聲ヲ聞ク。其時ニ  
 我々ハ、我々ノ身付額ノ録メカ支給サレマシタガ、然シ

裏面白紙

4. \*

Doc 5514

此等ハ必ス何時デモ終ニ日何處カニ取ツテア  
ツタモノナシタ

爾左狀 我々ハ我々ノ飯料水ヲ便所ト便所ノ間  
ニアル井戸カラ取ンテ來ナケレバナリマセンテシ  
タカラ其結果余信ニ不シテアリマシタ。其理由ハ  
便所ノ飯ガ不充分デアリマシタカラ便所ハ引レテ  
居マシタ。

待道 日本兵ノ留守ノ手ニヨル待ハ日當ノ出来  
モデアリマシタ。我々兵隊ノ出陣ノ時カキカバノ信  
を死テ信ニ先立ヲ知玉テ食料ヲ有ケタ草ノ取ラ此  
ノ目的ノ爲メニ取用シテ居リマシタ。

取手當 皆々、我々仲間ニハ姓名ノ書簡ガ居リ  
マシタガ約六十名乃至八十名ノマラリヤ患者ガ我  
々ノ内ニ居ツテモ彼等ハ取手當ヲ少シモ持ツテ居リ  
マセンテシタ。更ニ、赤痢ノ患者ガ二人居リマ  
シタ。兩名ノ患者ハ赤痢ニ患シテ居テ便所へ行  
ケナイノテ平信モ患シマシタ。ソコデ我々ハ彼  
等ヲソコニ、送ンテヤリマシタ。

ボルストラツプ / BORSTRUP / 節ハ取回ニ直リ通  
譯ヲ通ジテ信ヲ賦具スル様ニ切願シテ與テ折  
符シマシタガ、何ノ結果モ得ラレマセンテシタ。  
次ニ博士ハ同當局ニ數度公函狀ヲ寄キマシタ。  
此等ノ手紙ガ堅守ニ手渡アレマシタカ、スグニ引

裏面白紙

5<sup>4</sup>

Doc 5514

製カレマシタ。是ニ 各ノ日本駐在員ガ職務ノ親  
 察ニ察マシタ。其ノ中ノ一人ガ彼ノ印章カラボル  
 ストラップヲ奪取シテハ彼ヲ執行テアルト認メマシタ。  
 醫師ハ彼ノ職務カラ退任シテ行ツテ、此頃醫ヲ  
 引留メ、二名ノ赤痢病者ニ對スル彼レノ注意  
 ヲ喚起シマシタ。此日本駐在員ノ命令ニヨリ二名ノ  
 赤痢病者ハ歸國サレマシタ。ソシテボルトラップ  
 先生ハ其手トシテ送リサレマシタガ歸國ガ少シ  
 モ彼ニ與ヘラレナカツタノデ此レハ汚レ物ノ汚  
 ヤ儀ヲ望ケルノヲ彼ガシテケレバナラナイト云  
 フ事ヲ意味シテ居マシタ。

裏面白紙



6. 4

Doc 5514

手書ハ日本ノ皇御ニ保留サレテ居マシタ。先ズ初  
 爾名ノ忌名ハ口口ハ少シモ宜クシ冀ヒマセンデシ  
 タ、ソレカラ次ノ日ハ意切ア少ク、等ニ意圖ノ  
 注テデジタ。子レテモ二人ノ忌名ハ誤リマシタ。同  
 時ニホルストラップ元皇ハ誤シノマラリキ恩者ニ到  
 シテ、キニイネラ入宇モント誤ミマシタガ無誤デシ  
 タ。此等ノ忌名ノ一人ガ誤ルノ如クニ何所ニ誤ル  
 事ガ出来ナカソク結末至マラリキ忌名ガ非違イ答訂  
 ラ受ケルニ容列ラ伴ラキバナラナカツタ事ハ疑々  
 起リマシタ。此等ハ日本ノ内言ラ違タガ誤落ス  
 ル事未だ起リマシタ。

モロツクシエロニ宣旨 / TOIYUSOCHI YAMBUKI /  
 ノ方支度ハ、此ビハ聯合法司引合會會長ベ  
 シ氏 / BERRE / ハーブルニ在 / 二ルニ處ニサレマシ  
 ム。後ハ此等ノ使ノ使ノ公全私論ノ語ニ向ハレ  
 マシタ。勅令ハ此等ニ適合サレテニ其旨意マモ  
 ンデシタ。其旨意ノ旨意カラニイタノデスガ彼ハ  
 言ラ付ラレマシタ。更ニリイ、ブ、ヤート氏 /  
 THE BORN Y.I.E. / 及ニ此ノ息子ガ誤サレマシタ。  
 後ハ此等メナド / MARADO / ニ柱ンデ居リマシ  
 タ。此等甲ニ、日本文字デ「死ニ死ス」 / DUSERVING  
 DEATH / ト云フ意味ノ語ニシテアル語ガ一

裏面白紙

Doc 5514

7. ★

一ツアリマシタ。一九四二年/三月初旬ニ於テ此  
ノ監房ニハ十八名トシテ原地民~~ヲ~~テハアリマシ  
タガ少クトモ歐州ホインド人一名在在サレドマシ  
タ。彼等ノ内二名ハ逃亡未達テ刑セラレタノヲ私  
ハ知ツテ居リマス。彼等ハ~~何~~ニ~~テ~~サレマシタ  
言葉ヲ~~云~~テ云へバ首甲ト背甲ヲ一~~ニ~~シテ~~等~~カレテタ  
夕方ニナルマデ~~日~~天日ニ~~サ~~サレマシタ。夕方ニハ  
彼等ハ自分ノ監房ニ~~向~~ヘサレマシタ。彼等ハ~~疲~~疲~~乏~~乏  
云メニ~~何~~レルノガ~~語~~デシタ、ソシテ、~~歌~~ラレタリ  
叩カレタリスルコトニヨツテ~~身~~起キ上ガラサレ  
マシタ。六、七日~~間~~此ノ監房内ノ十八名ハ少シモ  
食物ヲ~~食~~ヒマセンテシタ。其後二~~週~~間ハ~~日~~日~~輪~~輪~~番~~番  
一杯ノ水ト、一日~~間~~ニボロ々々ノ~~食~~食~~料~~料~~ヲ~~食ヒ  
マシタ。此ノ~~間~~間ノ~~終~~終ニ~~後~~後等ハ~~庭~~庭~~刑~~刑~~サ~~サレマシタ。  
其後日~~間~~間~~終~~終~~ハ~~流~~刑~~刑~~ニ~~シテ~~刑~~刑~~ノ~~ノ~~終~~終~~ハ~~シラレマシタ。  
ソシテ~~右~~右ノ~~監~~監~~房~~房ノ~~目~~目~~録~~録~~ハ~~右~~記~~記~~ノ~~ノ~~如~~如~~ク~~ク~~ハ~~ハ~~庭~~庭~~刑~~刑~~ノ~~ノ~~刑~~刑~~ヲ~~刑~~ヲ~~刑  
出シマシタ。

一九四二年/三月~~中~~クルン~~大~~大~~河~~河 / ~~THE~~ ~~KHROON~~ /  
ガ原~~地~~地~~兵~~兵~~二~~二~~名~~名~~及~~及~~ビ~~ビ~~囚~~囚~~人~~人ノ~~下~~下~~士~~士~~兵~~兵~~五~~五~~名~~名~~ト~~共~~ニ~~ニ~~遣~~遣  
~~刑~~刑~~サ~~サレマシタ。其ノ~~時~~時~~マ~~マ~~デ~~此~~時~~時~~ハ~~ハ~~彼~~彼~~レ~~レ~~ノ~~ノ~~忠~~忠~~告~~告~~ヲ~~ヲ  
~~ル~~ル~~下~~下~~ト~~ト~~一~~一~~名~~名~~ニ~~ニ~~漏~~漏~~ハ~~ハ~~レ~~レ~~ズ~~ズ~~ニ~~ニ~~持~~持~~チ~~チ~~居~~居~~ヘ~~ヘ~~テ~~、日本~~軍~~軍~~ニ~~ニ  
~~對~~對~~シ~~シ~~テ~~テ~~ゲ~~ゲ~~リ~~リ~~ラ~~ラ~~シ~~シ~~テ~~テ~~逃~~逃~~行~~行~~ス~~ス~~ル~~ル~~コ~~コ~~ト~~ト~~ガ~~ガ~~出~~出~~來~~來~~マ~~マ~~シ~~シ~~タ~~。

裏面白紙

8. ★

Doc 5514

クルン 大尉ト原地氏兵士二名トハ我々ト共ニ同ジ監  
 獄ニ収容サレテキマシタ。依ノ言フ所ニヨルトコシ  
 ジン / KOSIJA / ヲ古ム是等下士兵五名ハ處刑  
 サレマシタ。此ノ暴ハ日本人ニヨツテ公式ニ我々ニ  
 通告サレマシタ。四月二十五日ニ我々、歐州人ハ、  
 破産部長ヴァイ・ア・ド・ダブリユウ / VAN / ノ人  
 イル・ド・ウルフ / IR DE WOLFF / 水産部ノ役人デア  
 ル・デ、ヨン / DE JOHN / ルーバース氏 / LUBBERS /  
 及ビシムラー少佐 / MAJOR SCHIMMELER / ラ除イテ、  
 マカツサア / MAKASSAR / 伴同収容所ニ引渡ヒ  
 マシタ。最後ニ我々ニハ後ニマカツサノ我々ノ  
 伴同収容所ニ到着シマシタ、ソシテ初メニ我々ニ  
 在ハ我々ノ凶殺後處刑サレタト我々ニ告シマシタ。

証人

ノルテニユス デマン / NOYENTUS DENA 中尉  
 ダブリユウ・ランマース / W. LAMMERS / 中尉  
 サツクムスキイ / SAOHUMSKY / 中尉  
 クルウスター / KLOOSTER / 大尉  
 一九四五年十一月十六日バンドン / BANDONG / ニ  
 於テ証書作成サル  
 ユイ・ダブリウ・ボア / A.W. BOA / 署名ス

裏面白紙

書類番號三五一四

下記署名者印印  
重藤草 / R. H. H. / 中尉  
イル / CHARLES JOHN SENEDELL / ハ  
ラ行ヒ添附紙等ハ左記  
シテ真実且元金且正銀ナル寫本ナルコトヲ

Doc 5514 (cont)

第一級軍官、メナド / MENADO  
/ 隊長局長少尉アル・ゼイ・ヘンセル / R. H.  
JENSELL / ノ  
一九四五年十一月十六日、  
MAGISTRAL / エイ・ダブリユウ・ボア / A. W. BOH  
署名 / O. 二二八 / M  
右等ハハ  
署名

バタビヤ、一九四六年六月七日



テヤールズヨングニール / 署名  
余  
/ 中尉  
ノ口  
ケイエイヴエールト / 署名

☆

No. 1

EVIDENCE

DOCUMENT P. 5583

189

正義

政府所轄 戦争犯罪調査局 捜査部長 長谷川 印

公証記録

証人 訊問

本日一九四六年十月二十二日 又曜日 本官即ちマワカサルニ於テ此  
時軍法會議所屬法務局 副理事「ミナハラ」地方ニ於テ行ハラル戦争  
犯罪調査ヲ擔當スル法學士「ウリスチー」・ロバート・スライマン・ス  
キルニ訊問シ

長谷川

（姓名）  
（年齢）  
（職業）  
（住所）

（証人）  
（宣誓）

問 彼ニ謂ハラル 訊問ニ対シ 左ノ如キ陳述アリタリ

答 フランケンバルグ、ウイリアム、カール、四十七歳、和蘭王國印

度軍歩兵少佐「マツカサル」

問 ニノ件ニ付テ如何ナルコトヲ 私ニ告ケルコトヲ 出来マスカ（「ミナハラ」ニ  
方ハ翻譯者ヲセシム）ニ於テ行ハラル戦争犯罪ニ関スル報告ヲ證人  
ニテス）

答 一九四二年三月末ニ於テ私ハ他ノ多數ノ人々ト共ニ「マナ  
ト」ニ監獄ニ押シ置カレシメラル 其處ニ到着シテ自ラト一九  
四二年一月末ニ監獄ヲサテ多數ノ和蘭人俘虏ノ既ニ抑留  
サレテ居ルヲ見ミシタ。私ハ又中國人「マイ」トテ人モ同所ニ監  
留サレテ居ルヲ見ミシタ。此ノ人々ハ段階中ニ既ニ抑留サレテ居

一九四二年三月末ニ於テ私ハ他ノ多數ノ人々ト共ニ「マナ  
ト」ニ監獄ニ押シ置カレシメラル 其處ニ到着シテ自ラト一九  
四二年一月末ニ監獄ヲサテ多數ノ和蘭人俘虏ノ既ニ抑留  
サレテ居ルヲ見ミシタ。私ハ又中國人「マイ」トテ人モ同所ニ監  
留サレテ居ルヲ見ミシタ。此ノ人々ハ段階中ニ既ニ抑留サレテ居

No. 1

EVIDENTIARY DOCUMENT P. 55/3

正義

政府所轄 戦時犯罪調査局 検査部長 室ノ印

公式記録

証人 証問

本日一九四六年十月二十一日 火曜日 本官即チ、マツカサレニ於テ、  
時局会議所 庶務局 副理事 「ミナハラ」 地方ニ於テ行ヒタル戦争  
犯罪調査ヲ擔當スル法學士、ウリスチアーン・ロバート スタイオン・ス  
モキルニ、面前ニ

「ガアリニ、シ、フアン、ファン、ハルケ」

ト云フ人物出頭セリ 彼ニ直ニ宣ハルニ、コトヲ語り、直ニ宣ハルニ、

陳述セシ責務アリ及ビ彼ノ採リタル宣ハルニ、宣ハルニ、承諾

セシメタル上、彼ニ謂ハレシ 証問ニ對シ、左ノ如キ陳述アリタリ

問 汝ノ姓名、年令、職名、及ビ住所ハ  
答 フアン、ファン、ハルケ、ウリスチアム、カール、四十七歳、和蘭王國印  
度軍歩兵少佐 「マソカサル」

問 ニ、何ニ付テ、如何ナルコトヲ 私ニ告ケルコトが出来ヌカ (「ミナハラ」 地

方ニ翻譯者ヲ、セシメス)ニ於テ行ハル戦争犯罪ニ関スル報告ヲ證人  
ニ示ス

答

一九四三年三月末ニアリシ、私ハ他ノ多数ノ人ニト共ニ、

トシ、監獄ニ押シ送ラレシ、其處ヘ到着シテ、自ルニ、一九

四二年一月末ニ監獄ヲセテ多数ノ和蘭人、信者ノ説ニ、抑留

サレ居テ、見マシタ、私ハ又中國人、マイネン、人モ同所ニ監

禁サレ居ルヲ見シ、此ノ人々ハ、後、監獄ニ既ニ抑留サレ居

めくれず

裏面白紙

No. 2

Doc 5563

裏面白紙

302

フタモノアテシテ、私、社ニトシテハ、然等ハ、或ル罪邊ヲ犯シタリテ監禁セサレタ  
 モカシク、私自身ハ、ラゴアレンニテ來タムテアテ、凡、一月間ソコテ一軒  
 ノ家ニ脚留サレテ居タノカス。  
 「オナト」ヲ始メテ、傍者トシテノ生活ニ入リテ、アスガ、深イ印が、アタシニシテ  
 最初ノ日ニ私ハ、其ノ監獄内ノ何モカモスリテ、目タテ、無言ヲ居リマ  
 シテ、多ク、私ノ旧友ヲ最早認識スルコトカ、出来シテ、然等ハ、全  
 ク何モカモ無頭着ニ見エマシテ、我ハ、長ク頭髪ハ、長ク伸び、其ノ上相  
 當瘦々衰々トシテ、或ル者ハ、宜シク前方ヲ睨シテ居リシテ、教人ノ  
 者ハ、既ニ死刑ニシテ、事情ニ因連シテ一擧ノ恐怖心理カ、傍者ノ中  
 ニ存在シテ、オナトヲ感知シシテ、一方、今カラマテ誰カ、牢獄カラ連シテ  
 アレテ、オナトハ、歸リテ、オナトヲ云フコトヲ誰シカモ、如何ナル瞬時ト雖  
 モ、豫期オナトヲ知ス、私ハ、死刑ノ官見狀ヲ目撃シテ、オナトハ、アリマセンアレ  
 タカ、ソノコトニ付テハ、他ノ者カラ聞キマシテ、私自身ハ、ソノ監獄ニハ、日  
 カ十日間、多ク、傍者ト居リシテ、オナトカサルニ、於テ、日本人ノ謀ヲ  
 佐ノ、キエアケシトカ云フ者カ、コノ監獄ヲ、視察ノ後、我々ハ、オナト  
 ノ、牧者トシテ、オナトシテ、其ノ監獄ノ、状態ト云フモノカ、到底、オナト  
 ナラカ、オナトヲ、夏カ、オナトノ、特効ハ、オナトニ、由、要、オナトカス  
 次、オナトノ、字、カ、ソノ、例、オナトノ、居、オナト、監獄内ノ、牧者カ、ト、オナトノ、カ、  
 教ノ、傍者ヲ、入、ル、ニ、ハ、全、ク、不、充、分、カ、オナトノ、カ、ソ、シ、ニ、モ、拘、ハ、ラ、ズ、我  
 ヲ、ハ、ン、ニ、ハ、無、理、ニ、オナトノ、カ、ス、唯、三、人、ニ、對、シ、テ、復、備、シ、テ、ル、獄、室、ニ  
 時、ト、シ、テ、ハ、七、人、ヲ、押、シ、テ、置、テ、ラ、シ、タ、カ、ス、マ、カ、モ、ト、シ、テ、イ、ノ、ハ、井、戸、カ、一、フ  
 ア、タ、カ、カ、ス、カ、其ノ、周、圍、ニ、(以下、次、頁)





日本人ハ此ノ消毒薬ヲ供給シテ呉レカワタリテス。コレハ、  
 働者一味ニヨリテ獄中へ密輸入サレタリテス。マラリヤ、赤  
 痢ニ罹リテキタ病人ガ大勢居リマシタ。私ガ聞イタリテ  
 スガマ勢ノコト可哀想ナ人々ハ衰弱シタ。落テ穴注  
 ンダ眼ヲシテ徘徊シテ居マシタガコレモ尚ノ病  
 氣ノ為メ粗相シテ汚シテモルト日本人ニ殴打サレタ  
 ラス

炊事場ノ附近ニテ肩箱ノ物ヲ食スベカラズト云フ  
 意味ヲ表示シテ札ノカカワリテキル肩箱ガ道イ  
 テリマシタ。コレ先ニ所謂「死」獄室ガ下ワタ  
 其ノ中ニ来ルベキ處刑ヲ待ワテ居ル小人教ノ一群ガ  
 押籠メラレテキマシタ。私ハ事實上死刑ヲ宣告セラレタ  
 コレ等ノ人々ノ情景ヲ容易ニ忘レナイテセウ。彼等ノ言  
 フハ一日ト顯ラカニ衰弱シマシタ。コレ死、獄室ニ居ル人  
 達ハ何時モ規則正シク食物ヲ貰ワテキタイト云フエ  
 トヲ聞イテ居リマシタ。此ノ死、獄室ニ彼等ガ監禁  
 サレテキルト云フ事自作ガ彼等ノ因由上精神上ノ負實ニ惡  
 影響ヲ及ボシタリテス。私ハ確認シタ所ヨリハ食物ノ事テ  
 三度ノ食ガ二度ニ減ラサレタル結果トナワケテス。コレ私ハ前  
 述ヘマシタ。衣類ニ肉ミテハ實際アニシキ衣類ガ人々ヲ利  
 ヲ取ラシメテ居リマシタ。コレ見エケルテス。……  
 私ガ監禁ニ着イタ時ニハ、居侍ニ打スル心怖ガ既ニ流布  
 シテ居ワテ誰レモ彼マニ以上居侍ヲ誘引シイ様ニ来ルケレ  
 日本人カニ遠ガワテ居ル格心掛ケテ居テシタ

裏面白紙

5563

確ニ私ハ報テリタルヲ強打ヲ目撃シマシク人所謂「断腸」ト云  
執カニ置カシムル人ヲ目撃シマシク 報ヲ振ルツクヨハ傳房死刑執行人ト  
田テアコシク 彼ハ又同時ニ監獄ノ監督ヲ擔当シテ居リマシク 我ハ  
死刑執行ヲ付テ次ノコトヲ報告スルコトが出来マス。  
「コジエン」ト「イエー」マイヤーレノ外ニ「ボチンガ」及「カルスデンス」曹長モ亦  
処刑セラレタト云フコトヲ私ハ聞キマシク 後者ハ「フローン」大尉ノ小隊  
屬シテ居ツタ者デシク

私ノ部下「ウエリンガ」中尉及「ロベモンド」曹長ハ普通「カツカス」飛行  
場ト呼バシテ弁ル「カレグイラン」カ「飛行場」ノ防衛主任デアリマシク 最  
後ニ連マシテ兩者ハ多分日本人が受テテ損失ニ対スル報復手段トシテ処  
刑セラレタデアリマシク 日本落下傘部隊ハ相寺ノ死傷者ヲ出シタコ  
ト並ニ一例トシテ日本落下傘部隊ノ一「大尉」ハ「八十二」登ノ彈丸ヲ乱テ  
ラケニサレタコトヲ我々ニ告ケマシク

日本落下傘部隊長「ホリウフチ」中佐ハ私ガ軍法會議ニ週サレタ時彼  
ハ英飛行場ノ留守部隊ヲ上空カラハ全ク認識スルコトが出来ナカッタ  
サウデアリタナラ 彼ハ落下傘部隊ヲ前進ノ飛行場ト「カツカス」村  
トノ中間ノ「稲田」ニ着陸セルノデアツタト私ニ語りマシク 姓名ハ知リマ  
センガ「ミナハツサ」城區ノ住民ハ「ウエイリンカ」ト「ロベモンド」ガ処刑  
セラレル前ニ甚カシク虐待サレタト云フコトヲ私ニ告ケマシク

裏面白紙

5563

「レケムド中尉トアリテ、軍曹ニ聞シテ、其ハ思ヒ去セマセンガ、和蘭人水兵ハ  
 彼ガ「ランナアン」ニ浮屠トシテ小屋ニ閉メコシテ居ワタトコニ、或ハ日、其間ニ  
 小屋中へ上述「レケムド」トアリテ、アストガ互ニ縛ラレテ、投ケコマレリ  
 ト私ニ語リマシリ。彼等ハ非常ニ虐待ヲ受ケ、一則イテ、彼等ハ其  
 齒ヲ打テ、抜カレ、血尿ヲ出シ、殆トロク間ヲシテ、出来マセシテシリ。  
 日本人ハ彼等ニ居シテ、質問ハ南部「セ」ニ於テ、防備ト軍隊ノ數ト時ニ  
 使用ナキ居リ、暗號「付」聞スレ、情報ヲ得ントスル目的デアリマシリ。  
 日本人「云」トコトハ、彼等即ケ中尉及副軍曹ト、如キハ、各々暗號譯者  
 テアル以上、萬事此「秘密」事項ニ付テ、知ラサレテ居ル等デアラウ、コレ情報  
 ラ答ヘルコトガ出来ル等「ト」云「コ」ゾシリ。  
 一八九四年一月廿四日頃、起ツコトニ違ヒテ、カツラ「テ」ス。  
 日本人ハ彼等ニ「眠」ヲ「テ」テ、熟考サセマシリ。夫レヨツテ、若シ  
 彼等ガ「望」ヲ「尚」好「シ」運「テ」ラ「ス」ル「コ」ト「ガ」出「来」マ「ス」場「合」ニ、彼等ハ斬首サレテ  
 ケレバ「テ」ラ「ス」ト「云」フ「コ」ト「ウ」通「告」サ「レ」マ「シ」リ。  
 該水兵ハ「私」ハ「彼」等「ガ」運「レ」ム「サ」レ「テ」行「ッ」ラ「ウ」見「タ」ガ「歸」ツ「テ」来「タ」リ「見」  
 無「カ」ワ「リ」ト「云」ヒ「テ」カ「ラ」彼「等」物「語」ヲ「終」ヘ「マ」シ「リ」。

6

「ランナアン」ニ居リ、日本人ハ大尉、醫者及ビ他、落下傘部隊ノ或者ハ、  
 「アマランナス」内、戦闘ガ行ハ、夫レヨリ「ゲ」ウ「ウ」戦「士」ガ捕縛サレ、「ランナアン」  
 病院ニ「ハ」ラ「レ」テ「運」ヒ「テ」ト「云」フ「コ」ト「ウ」私「ニ」語「リ」マ「シ」リ。  
 指揮者「マ」リ「エ」テ「一」軍「曹」ハ「膝」ニ「銃」創「ヲ」受「ケ」テ「運」イ「サ」シ。  
 日本、落下傘部隊ノ者共ハ、彼等ガ毎日病院室ニ来テ、コレヲ三人ノ者

因喉ヲ切ルゾト云フガ如キ身振ヲ示レテ有カシタト私ニ  
語リマシタ。此ノ三人ノケリテ戦中ノ一人ハ自身ヲ首ヲ吊  
リ其後アリシザリ軍曹ハカケタ藥糧ノ破片ヲ懸持テ  
切斷シト後テ彼等ハ其ヒナカラ私ニ告ケマシタ。

其自本人ハ更ニ又コケネアングシ部落ニ居住シニキタコトヨリ  
オーホマジンノ妻君ハ彼セノ夫ノ死セニ對シ仇ヲ討ツモリテ彼セ  
モ亦ケリテ戦中ノ加シランテアルトテ理由ヲ斬首セラシメト云フ  
コトヲ私ニ語リマシタ。

上記問答を緩ク且明瞭ニ証人ニ對シ朗讀セシムルトコト彼ハ彼ノ  
陳述ヲ固執シ其中ニ何等ノ改訂ヲ加ヘルコトヲ要求セズヨ  
リ其ノ證據トシテ彼ハ其ノ陳述書ニ署名セリ

証人 フアンテンベルグ (署名)

余ノ面前ニ於テ作成セラル

茲ニ於テ証人ハ彼ノ宗教的信條ニヨリ眞實ノミニシテ  
ソレ以外何モノモ語ラザリシ事ヲ宣誓セリ

法務局副理事 スムキル (署名)

白日誓ニ上確認ノ爲

フアンテンベルグ (署名)

眞ニ此ノ寫ナルコトヲ証ス

一等書記官 不判讀 (署名)

封印

政府所轄戦争犯罪調査局 検事總長室

Doc 5583

E 18/0

Doc P 5544

（原典）  
（原典）  
（原典）  
（原典）

一九四五年十一月五日「ブリスベン」ニ於テ、「マンスンイルド」裁判官ノ口前ニテ取りタル証言。

「ヘルマン・ダリシカ」氏ハ翌ノ如ク宣誓シテ次ノ証言ヲ爲シタ。

私ハ一級市民デアツテ、姓名ヲ「ヘルマン・ダリシカ」ト云フ。私ハ「メナド」市長デアツタ。

私ハ一九四二年一月十日ニ押留セラレ、其ノ翌日市ラ日本人ニ引渡シタノデアアル。ソレカラ日本入ハ私ニ、私ハ監獄ニ入ラレナケレバナラヌノデアアル

ト告ゲタ。私ハ「リイ・ボアン・ヤツ」ト呼ブ一中年ツテ、キタ建勳ニ入ラレ

氏ト私ハ此處ニ閉ジ籠メラレト取扱フテキタ文官デアツ

シテ市街地境ノコトラ取扱フテキタノデアアル。私ハコノ中国人ノ建勳ニ五日間居

タガ「メナド」ノ「ウイルヘルミナ・ホテル」ニ移サレタ。「ホテル」ニハ既ニ和蘭人ノ男女子供ガ多

敷奈テ居ツタ。其處ニ數日同押留セラレタ後デ、婦人進ハ山ノ中ノ「トセボン」ヘ、ソコニアル收容所

ヘ進レテ行カレタノデアアル。コノ收容所ハ天主教ノ建勳デアツタ。男ハ「メナド」ニアル天主教ノ學校

「セント・ヨセフ」ニ収容セラレ私モコノ一人デア

高橋

E 18/0

Doc P 5544

1.

一九四五年十一月五日「ブリスベン」ニ於テ、  
「マンスフィールド」裁判官ノ口前ニテ取リタル証言。

「ヘルマン・ダリング」氏ハ翌ノ如ク宣誓シテ次  
ノ証言ヲ爲シタ。

私ハ一級市民デアツテ、姓名ヲ「ヘルマン・ダ  
リング」ト云フ。私ハ「メナド」市長デアツタ。  
私ハ一九四二年一月十日ニ押留セラレ、其ノ翌日  
市ラ日本人ニ引渡シタノデアアル。ソレカラ日本人ハ  
私ニ、私ハ監獄ニ入ラレナケレバナラヌノデアアル  
ト告ゲタ。私ハ「リイ・ボアン・ヤツ」ト呼ブ一中  
國人ノ所有テ收容所トナツテ、キタ建物は入ラレ  
タ。「ボエグハトラ」氏ト私ハ此處ニ関テ籠メラレ  
タ。彼ハ長樂地帯ノコトヲ取扱フテキタ文官デアツ  
タガ、私ハ一級市民トシテ市街地帯ノコトヲ取扱フ  
テキタノデアアル。私ハコノ中国人ノ建物は五日間居  
タガ「メナド」ノ「ウイルヘルミナ・ホテル」ニ移  
サレタ。「ホテル」ニハ既に和蘭人ノ男女子供が多  
数居テ居ツタ。其處ニ數日同押留セラレタ後デ、婦  
人達ハ山ノ中ノ「トセボン」ヘ、ソコニアル收容所  
ヘ連れて行カレタノデアアル。コノ收容所ハ天主教ノ  
建物はアツタ。男ハ「メナド」ニアル天主教ノ學校  
「セント・ヨセフ」ニ收容セラレ私モコノ一人デア

高橋

裏面白紙

2.

Doc 5544

ツタ。我々仲間ハ約百人デアツタ。「トマホン」ニ  
送ラレタ女ト子供ハ約四百名デアツタ。

私ハ他ノ言ト一語ニ一九四二年ノ二月中約一ヶ月  
間、天主教ノ建物は滞在シタ。私ハ三月卅一日和蘭  
兵ノ兵舎ニ移ツタノデアル。天主教ノ建物ニ滞在申  
ハ日本人カラ喰ハル物ハ何一ツ其ハナカツタ。我々  
ハ學校カラ若干ノ米ヲ見付ケ且ツ「ホテル」カラ若  
干ノ糧秣ノ野菜ヲ持ツテ來テ居ツタノデアル。日本  
人ハ全ク何一ツ呉レナカツタ。日本兵ハ我々ヲ監視  
シタ。其ノ月ノ末ニナツテ、日本人下士官ノ山田ガ  
牧谷所ヘヤツテ來タ、彼ハ日本海軍ニ居ツタモノデ  
アツタ。彼ハ我々ニ米ヲ持ツテキテクレタガ、シカ  
シ糶米デアツタ。我々ハ一年間ヲ通シテコノ糶米ヲ  
食シナケレバナラナカツタ。

中国人ノ建物ニ於テ「ボエクストラ」氏ト私ハ毎  
日色々ナ質問ヲ受ケマシタ、或夜、日本人ハ「ボエ  
クストラ」ヲ尙此ノ上訊問スルタメ、外ヘ遣レ出シ  
タガ彼ハ歸ツテクルト監獄ニ入レラレタ。別ノ夜、  
日本人ハ私ヲ訊問ニ遣レ出シタガ、コノ訊問ハ終夜  
引キ續イテ行ハレ且ツ彼等ハ私ノ頭部ニ拳銃ヲ擬シ  
タ。一日本人大佐ト參謀トガ訊問ヲ行ツタ。其ノ後  
天主教建物ニ行ツテカラ、コノ士官ノ一人ガ此處ヘ  
見廻ツテ來テ私ノ頭ヲ摸ツタ。私ハ後ニ倒レタ、シ

裏面白紙

3.

Doc 5544

カシ監獄ニハ入レラレナカツタ。  
 天主教ノ難切ヲ去ツテ私ハ「メナド」ノ和蘭兵ノ  
 兵舎テアル「テリング」ニ遷レテユカレタ。ソコニ  
 ハ約百名バカリガ居リ、「ホエクストラ」モ其ノ中  
 ニ居タノデアル。私ハソコヘハ一九四二年ノ三月末  
 ニ行キ、一九四四年九月十日迄居ツタノデアル。最  
 後ニハ百五十名バカリ居ツタノデアル。一九四二年  
 十二月迄ノ一年間我々ハ糲米ヲ食シ其ノ後至蜀黍ト  
 「タビオカ」トヲ食シタ。我々ハ自身ノ厨菜ヲ栽培  
 シタノデアル。或日我々百五十名ニ對シ十二疋ノ肉  
 ト骨トヲ賣ツタ。一九四四年二月ニ致右ノ赤痢患者  
 ガ發生シテ、十名ガ死亡シタ。我々ハ「藥」ヲ持ツテ  
 后ナカツタ、十二名ガ天主教ノ學校ニアル病院へ入院ヲ許可  
 シレタガ殆ド其處テ死亡シタノデアツテ、收容所テ  
 ハ死亡シタノテハナカツタ。一天主教信モソレニ先  
 ツテ死亡シタ。彼ハ「グルーネン」テ一九四二  
 年八月十九日ニ死亡シタノデアツタ。其處テ死亡シ  
 タモウ一人ハ「コエネン」テ一九四二年三月十九日  
 ニ死ンダ。「メナド」カラ來タ知事「ハースチマ  
 ン」氏ハ一九四四年三月十九日ニ赤痢テ死亡シタ。  
 同教徒ノ「ゲベル」ハ一九四四年二月十六日ニ死亡  
 シ、「デウイズ」氏ハ一九四四年三月一日ニ死亡、  
 新教徒ノ牧師「ヴェルトハイヤス」氏ハ一九四四年

裏面白紙



4.

Doc 5544

三月四日ニ死亡、十六歳ノ「シモンズ」氏ノ息子ハ  
 一九四四年二月十二日ニ死亡、「ベトリ」氏ハ一  
 九四四年二月二十八日ニ死亡、「エスコンプト銀行」  
 ノ代理人「ヴァン、ツラネン」氏ハ一九四四年三月  
 十二日ニ死亡、又「メナド」裁判所々長「レクタ」  
 氏ハ一九四四年三月廿九日ニ死亡シタ。山田ハ長イ  
 黒イ髪ノアル日本人デアツテ、「黒髪」トイフ綽名  
 ガツイテ居タ。  
 和兵衛兵合テハ、我々ハ大、小色々ノ兵テ備カネバ  
 ナラナカツタ。  
 山田ハ誰テモ聞ツタ。戦終所ニハ規則ト云フモノ  
 ガ無ク、我々ハ如何ナルコトガ許サレ、如何ナルコ  
 トガ許サレテ居ナイカト云フコトヲ知ラナカツタ、  
 山田ハシテハイケナイト思フヤウナコトヲ爲タ者ヲ  
 イツモ打倒シタ。一九四三年六月四日「シモンズ」  
 氏ハ非常ニ強行サレタ、彼ハ外部ノ誰カト連絡ラシ  
 ムト云フノテ責メラレタ、誰モ彼モ並列サセラレ、  
 其ノ前テ「シモンズ」氏ハ打倒サレタ。一九四三年  
 十月二十日迄彼ハ獄ニ投セラレタ、赤室ハセメント  
 ノ床ダケデアツタ。彼ハ、其ノ後被害サレタ「ダン  
 コナ」氏ト一緒ダツタ。「ダンコナ」モ亦同様ナ理  
 由テ山田ニ聞ラレタ。彼ハ獄中ノ遊ヲ打タレタ、  
 彼ハ雨籠ヲ穿テササレ、其ノ部分ヲ聞ラレタ、半時

裏面白紙

5.

Doc 5544

間バカリ續ケテ打擧サレタ。彼ハ人尋不省ニナツタ  
ノテ、日本人ハ彼ニ水ヲ打擧ケタ上選ンテ去ツテ四  
ケ月間モ愁ニ殺シテ置イタ。コレハ一九四三年ノ末  
ノコトデアツタ。

私ハコノ山田ニ服ラレ、前指ヲ殺殺折ツタ。

救養所ノ半數ノ者ハ山田ニ服打サレタ。監獄テハ、  
山田ハ立チ上ルコトガ出来ナカツタ「ダンコチ」ノ  
トコロヘヤツテキテ向屋ヲ服ツタ、ソシテ「ダンコ  
チ」ハ猛烈ナ傳染病ニ罹ツタノデス。山田ハ人ノ頭  
ヲ皮帯テ打ツ價ガアツタ。コノ強打ハ實ニ再々行ハ  
レタ。天主教ノ牧師モコノ方法テ打タレタノデス。  
「ペイーン」ト云フ人モ天主教ノ廷尉カラ連れ出サ  
レテ獄ニ入レラレタ。牧師ノ「テウ、ウルフ」モ亦  
獄ニ入レラレ、次ニ「テウ、ジョン」氏モ入レラレ  
タ。「モラカス」ノ貿易商デアル「ペイーン」氏ハ  
日本人ノ爲メ無理ニ給養係ニサレタノデス、私ガ「  
インドネシア人」カラ得タ報知ニヨルト、彼ハ其ノ  
後死刑ニ處セラレタノデス。

戦前ハ日本貿易商デアツタ「ヨニ」(ユナイ)ハ  
「ペイーン」ハ長刑及ビ三人ノ中口人「リイ、ブレ  
ン、ヤツ」、「リイ、タック、ヒエン」及ビ「リイ  
ゴーン、アン」ノ長刑ニ對シテモ亦其ノ暴行デアツ  
タ。

裏面白紙

Doc 5544

6.

「テウ、ウルフ」ハ一九四二年七月三日處刑サレ、  
「テウ、ジョン」モ亦同日處刑サレタ。處刑ハソコ  
病院ノ丘テ行ハレタ。彼等ハ病院ノ後庭ニ埋メラレ  
タモノト信ズル。

「テウ、ジョン」ハ「ピトニング」魚類供給所ト  
何か連絡ガアツタモノデ、コレニ隠進シタ或ル理由  
テ處刑サレタノデアツタ。「テウ、ウルフ」ハ牧師  
デアツテ、日本人ガ到着スル以前ニ工場ノ後ラカラ  
脱走シタト云フ理由テ處刑サレタ。

「リーユー」氏ハ捕縛セラレ、我々ト共ニ連れラ  
レテキタガ、彼ハ其ノ後庭モ無く處刑サレタ。私ハ  
其ノ日附ヲ知ラナイ。コノ山田ガ處刑ヲ執行シタノ  
ダト云フコトデアツタ。「メナド」地区ノ總司令官  
ハ橋本大佐デアツタ。

(以下次頁ニ続く)

裏面白紙

一九四二年七月三日「メナド」ノ市内又ハ附近ノ  
 何處カデ、一名ノ米國人大佐、二名ノ天主教牧師（  
 「マクマホン」牧師及「ツロ！ネ」牧師）ト一名ノ  
 教徒（教徒「ブラウン」）カ處刑サレタ、彼等ハ「  
 フイリツピン」カラ來タモノデアッタ。私ノ知レル  
 範圍デハ「ユナイ」ガ橋本カマコノ責任ヲ負フベキ  
 デアツタ。

聯合軍ノ空襲後ノ一九四四年九月十日ニ我々ハ和  
 國兵合ラ去ツタノデアル、一米人カ不慮ノ厄ニアツ  
 タ。「ビリイ・グリーン」デアル。一九四四年九月  
 十日、我々ハ「メナド」ノ一殺人監獄ヘ入レラレタ。  
 十人ガ一室ノ割テ、我々ハ凡ソ百五十人デアツタ。  
 三日間水モ食物モ無カツタ。其ノ後十月廿四日迄吾  
 々ハ少量ノ食物ヲ貰ツタ。十月廿四日以後モ病人ハ  
 其處ニ居ルツタデアッタ。凡ソ十六名バカリ。私  
 ハ收容所ヘ歸ツテ來タノデアル。

私ガ監獄ニ居タ時ニ、人々ハ大部分カ赤痢ト食糧  
 不足トテ死亡シタ。我々ハ何等ノ治療ヲ受ケナ  
 カツタ。監獄ニ私サレタ十六名ノ殆ンドカ死亡シテ  
 シマツタ。誰レモ病氣ニナツタラ監獄ニ入レラレタ。  
 我々收容所ノ百五十名ノ中デ六十八名カ死亡シタ。  
 五名ノ老カ監獄ノ結果死亡シタ。

8.

Doc 5544

我々ハ兵舎内ニ其下遊藝所ヲ掘ラナケレバナラナ  
 カツタ。我々ハ實業自働車ニ荷積ラセナケレバナラ  
 ナカツタ。我々ハ一日ニ一約若干ノ米ヲ貰ツタ。此  
 藥ハ何モ買ハナカツタ。何等ノ仕掛手當セナカツタ  
 ノテ多量ノ者ハ病氣ニナリ死亡シテシマツタ。收容  
 所デハ一日ニ三人ノ者ガ命死シ故人ノ者ガ一マラリ  
 ヤーテ死亡シタ。山田ハ其ノ後婦人收容所ニ移ツテ  
 イツタ。以前一市民日本人ダツタ彼邊ハ非常ニ惡イ  
 日本人デアツタ。彼ハ彼ヤ拳闘ヲ我々ヲ勝ツタ。私  
 ト一緒ニ收容所ニ居タ一ヴァン・オーストラム氏  
 ハヒドク散ラレタ。彼邊ハ重ル期間其處ニ勤務シテ  
 居ツタ。我々ハ一九四四年十月初メテ彼ニ會ツタ  
 ノデアル。ドノ收容所ニモ各々收容所ダト云フ  
 コトラ區別スル何等ノ稱號モナカツタノデアル。  
 忽ハ一九四五年九月ニ柳屋カラ戻免サレタノデア  
 ル。

「ホエクストラ」ト一ダアンコナートハ一度監獄  
 ニ入レラレ其ノ後一九四五年六月十九日處刑セラレ  
 タ。「トツギ」隊長ノ山口ハコノ事件ニ責任カア  
 ルト云ハレテギル。私ハコノ事件ハ「トシダノ」テ  
 起ツタモノト信ジテ居ル。彼等ハ外部ノ者ト通信ラ  
 シタト云フはテ良刑セラレタノダト云フコトデアツ

裏面白紙

9.

Doc 5544

捕縛され合軍兵を養育者ハ殺害サレタノテ  
 アツタ。一メナドレテ射撃サレタリ或ハ不時遊シタ  
 聯合軍兵を養育者ハ全部殺害サレタト云フコトヲ  
 認ハルイタ。一オツキ隊一カ隊等ヲ殺害シタノダト  
 云フコトデアツタ。私カ一トツキ隊一隊等ヲ殺害イテ  
 居タ時ニ私ハ三名ノ航空機搭乗員一米人ダツタト信  
 ズル一ヨリナカクハ  
 一九四五年六月或ハ七月頃我々ハ彼等ガ監獄ニ居タ  
 ノヲ見コケタ。彼等ハ一トシノ一テ虐刑サレタモ  
 ノト私ハ思フテギル。一ステルマ一氏ハ監獄ニ入レ  
 ラレ竹片ヲ爪ノ下ニ挿シ込マレタ。一トツキ隊一カ  
 コレヲ寫タノデアツタ。一山口ハ彼等ノ長デアツタ。  
 一ムーレンナア一氏ハ虐待サレタ爲メ死亡シタ  
 或ル日彼ノ衣服カ日本人ノ手ヲ送リ送サレテキタガ  
 全部血カ着イテ居ツタ。彼ハ一九四五年二月十六  
 日死亡シタ。

森田君ハソコノ日本人に脚デアツタ。彼ハ我々仲  
 間ノ誰ニ對シテモ大シテ何モシテクレナカツタ。彼  
 ハ我々ノ桑田ヲ通り抜ケ懐中時計ヲ買ハウトシタ  
 ニ送ギナカツタ。我々ハ彼カラハ何等ノ言葉モ其ノ

裏面白紙

10.

Doc 5544

他ノ何レヲモ其ハナルツテ。

取ハ上野ノ庭口ハ其家ニシテ且ツ正雜デアルコト  
ヲ重言ス

ダ  
リ  
ン  
ガ

一九〇五年十一月五日一ブリスベンニ於テ  
余ノ函件ニテ其立テラレ且ツ重言サル。

スイ・ゴエイ・マンスファイルド

發  
員

裏  
面  
白  
紙

No.1

Evidentiary Document

E 1811

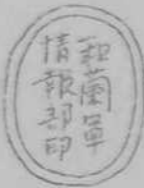
#5547

書類番第 第五四七號

證明書

下名和蘭軍情報部戦争犯罪課長 R. N. I. A. 中尉  
 「チャールズ・ヨンゲン」ハ正名ニ宣稱ヨリナシル上別紙添付言類  
 「南」モレベスニ於ケル戦争犯罪ニ関スル一九四六年十一月五日附 H J  
 「ア」ヲ訊問、報告書及ヒ附屬セル一九四五年十一月五日附 O M  
 「C C H J」ヲ「ア」ニヨリ作成セラレタル南ニレベス占領中、状態  
 ニ関スル報告書  
 ナル題名、モ、該書類、原本、全文ニシテ眞実完全及正確ナル  
 寫ニテアルコト並ニ該書類が和蘭軍情報部、公式記録、  
 一部ナルコトヲ證明ス。

署名 / チャールズ・ヨンゲン



クビヤ 一九四六年六月七日

「ア」カール・カール (名)  
 和蘭軍情報部  
 (戦争犯罪調査局)  
 才廣 高等官 R. N. I. A. 中尉 K. A.  
 「フ」ウイアー「ド」 面前ニテ署名宣稱ヨリナシタリ

署名 / K. A. ドウイアー「ド」



No. 1

Evidentiary Document

E 1811

#5547

書類番第 第五五四七番

証明書

下名和蘭軍情報部戦争犯罪課長 R. N. I. A. 中尉  
 「チャールズ・コンゲニー」ハ正考ニ宣稱言ヲナシテ上列紙添付書類  
 「南」セレベスニ於ケル戦争犯罪ニ関スル一九四五年十一月五日附 H J  
 「ア」ツ訊問報告書及ヒ附屬セル一九四五年十一月二日附 O M / 二四  
 「C C H J」ア「フ」ニヨリ作成セララルル南セレベス占領中状態  
 ニ関スル報告書  
 ナル題名・モノガ該書類原本・全文ニシテ其実定金及正確ナル  
 寫ニテアルコト並ビニ該書類ハ和蘭軍情報部ハ公式記録  
 一部ナルコトヲ證明ス。

署名 / チャールズ・コンゲニー



於同「セヤ」一九四二年六月七日

右ハ本職 N. E. I. 法務廳附高等官 R. N. I. A. 中尉 K. A.  
 「ド」ウイ「ア」ード「ド」面前ニテ署名宣稱言ヲナシテ

署名 / K. A. ドウイ「ア」ード

裏面白紙

多額者ヲ五五

一九四五年十一月五日附訊問報告書 O.M./107/C.C

H.J. グリーヴ

5547

本日即チ一九四五年十一月五日南領東印度ニ於テ戦争犯罪者及其協力者ニ関スル證據物調査係海軍少尉「マイ」デスマーロバートトナル者ハ私ノ面前ニ出頭ヲナシテ現住所「ワコール」「コロムビヤキャンブ」一級検査官H.J.グリーヴハ訊問ヲ受フルニ至リテ如ク陳述セリ。

一九四四年一月ニ我々ハ「バレー」ニ移テソコデ私ハ牧舎所内ノ長テアル教父「エナイター」カ山路ノ音訊（殘存者）ニ自心ノ根カ止ル程答テ打テレンヲ見マシテ即チ此ノ牧師ハ新シノ種エラレテ野菜畑ノ廻リ地面ヲ踏足テ踏ミ固メマシテ山路ノ音訊ハコレヲ日本陸軍ニ対スル耐ヘ難イ侮辱トシテ彼ヲヒドク虐待シ、ソレガ為メ死シテモトシテ放置テレマシテ。最後、聖礼カ行ハレマシテ其後ニナフテ彼ハ蘇生シマシテ。此ノ事ニ関聯シテ教父「ワッセ」ニヨリ日本人牧師ノ音譯助役ニ抗議ヲ提出サレテ其ノ結果トシテ教父「ワッセ」モ亦山路ノ音訊ニ依リ苦シムラシ。

No. 2

一九四四年十月十九日及二十一日ニ我々ハ米國機ニヨル爆撃ヲ受ケテ七名ノ被收容者ハ生命ヲ失ヒマシテ。何モカモ破壊サレテ為リ。我々ハ「ボジョー」（バレーバレーヨリ四哩）ノ臨時ノ收容所ヘ移テレマシテ。我々ハソコテ牛ノ厩ヤ豚ノ舎ニ僅シテ居リマシテ。衛生状態ハ極度ニ悪ク十一月ノ中頃傳染病ノ赤痢が起リ六百名中四百名ハ赤痢ニカカリ二十五名カ死亡シマシ

No. 3

5547

今合物に下十分アアリ肉ナリ野菜ハコッソリト收容所内(持  
 込)マテバナリマセンデシラガッレハ蒲公英ヤ羊齒ニ芽ナドデアワラ  
 一九四五年五月二十日ハ我々ハ「ボロシ」(海拔一四〇〇米)ニ移サ  
 レマシラ我々ハ開テ放シノ竹藪「ハラウ」中ニ休マニバナラス者  
 物モ毛布モ殆ンド無カツラ。寒等ノヲメニ我々ハ非常ニ惱マ  
 サレマシラ。司令官ハ森ノ音訊ノテ彼ハ組織的ニ我々ヲ飢死サ  
 セヨウトシラ。我々ハ一日三百瓦ノ米ヲ受テマシラ。其後本林ノ音訊  
 ハ戸田ノ音訊ノト代リマシラ。我々ハ彼カラハ一日四百瓦ノ米ヲ受  
 ケマシラ。

一九四五年十一月六日日本戦、面前ニ於テ調整セラレタル  
 日本軍人ノ記述ナリ

海軍少尉 R. マインデルスマ  
 署名 R. マインデルスマ

裏面白紙

Evidentiary Document P5555

72

11/19/19  
「ジャスティス・マンسفールド」/ Justice MANSFIELD / 南アフリカ  
ニ於テ、モロタイ / MOROTAI / 停屠及拘留者收容所ニテ、一九四  
五年九月二十七日ニ殺サレルミセス「アン・リリアン・ロルフ」/ Ann  
Lillian ROLFF / 証言。

私、姓名ハ「アン・リリアン・ロルフ」/ Ann Lillian ROLFF / デス。  
私ハ「宣教師」デアリマス。私ノ夫ハ「殺死」シマシタ。私ノ「国籍」ハ「和蘭」  
デス。

私ハ「最初」トモ「トモホフ」/ TOMOHON / ノ「停屠」收容所ニ「收容」  
サレシタガ「一九四三年三月」コアルマ「デディ」/ AERMADEDI / 「收容」  
所ニ「移」サレシタ。コアルマ「デディ」/ AERMADEDI / 「收容」所ノ「番  
人」ハ「ポール」/ PAULA / 「「ロドウィック」」/ COLWIG / 及「ウエ  
ン」/ WONSO / デアリマシタ。彼等ハ「日本人」デハ「アリマセシ」テシタ。  
三「部」デ「人」ノ「名」ハ「トモホフ」  
「トモホフ」ハ「（トモホフ）」  
「トモホフ」ハ「トモホフ」  
「トモホフ」ハ「トモホフ」

カウ「抜」キ「出」ス「女」等「ヲ」ヨク「打」躑「シ」マシタ。我「達」ハ「コ」シ「ラ」番「人」カ  
「ウ」陣「イ」タ「ノ」デス。山田ハ「我」達「及」者「ヲ」自「カ」ノ「事」務「所」ニ「連」シ「テ」  
「来」テ「報」テ「十」回「ノ」至「十五」回「程」打「ツ」タ「モ」デシタ。ソノ「後」ハ「彼  
」山田「ノ」ソノ「時」精「力」ニ「依」リ「マシタ」。彼ハ「私」共「ノ」背「中」ヲ「打」テ「マ  
」シタ。私ハ「實際」ニ「打」ツ「事」ハ「アリ」マセ「シ」ガ「彼」女「達」ガ「打」ツ  
」シタ「ノ」ヲ「見」シ「マシタ」。

No. 1  
私ハ「一九四五」年「八月九日」ニ「四人」ノ「少女」ガ「山田」カウ「産」待「サ」レ「タ」事  
ヲ「見」エ「テ」居「マ」ス。其「少女」達ハ「「ア」ニ「カ」ブルーム」/ ANKA BLO

E 1812

Evidentiary Document P5555

No. 1

22

11/191  
「ジャスティス・マンスフィールド」/ Justice MANSFIELD / 閣下ノ面会  
ニ於テ、モロタイ / MOROTAI / 係属及抑留者收容所ニテ、一九四  
五年九月二十七日ニ御サレタル「ミス・アン・リリアン・ロルフ」/ Ann  
Lillian ROLFF / ノ証言。

私ノ姓名ハ「コアン・リリアン・ロルフ」/ Ann Lillian ROLFF / デス。  
私ハ実務婦デアリマス。私ノ夫ハ「殺死致シマシタ」。私ノ国籍ハ和南  
デス。

私ハ最初「トモホン」/ TOMOHON / ノ係属收容所ニ收容  
サレシタガ一九四三年三月「コエルマデデイ」/ AERNADEDI / 收容  
所ニ移サレシタ。コエルマデデイ / AERNADEDI / 收容所ノ番  
人ハ「ポーラ」/ PAULA / 「ロウウィン」/ COLWIG / 及「ウイン  
ソ」/ MONSO / デアリマシタ。彼等ハ日本人デハアリマセンデシタ。  
全部デハ人ノ番人が居ル。彼等ハ四人ハ宛テ交々番勤務ヲシ  
テ居リマシタ。私ハ此等ノ番人ニ関シテハ不平ハアリマセン。

山田ハ日本人デ「コエルマデデイ」/ AERNADEDI / 收容所ノ  
監理シテ居マシタ。彼ハ余ヲ「コッソリキ」ニ入レ様ト收容所  
カウ「抜ケ」出ス。女等ヲヨク「打擲」シマシタ。我達ハ「コッソリ」番人ノ  
「陣」イタノデス。山田ハ「近及」者ヲ自カノ事務所ニ連シテ  
来テ「報」テ「回」乃「至」十五回「程」打ツタモノデシタ。ソノ「数」ハ「彼  
ノ」山田ノ「時」時「精力」ニ依リマシタ。彼ハ私共ノ「背」中ヲ「打」チマ  
シタ。私ハ「實際」ニ「打」ツタ事ハ「アリ」マセンガ、彼ノ「女」連ガ「打」ツ  
シタノヲ「見」マシタ。

私ハ一九四五一年八月九日ニ四人ノ少女ガ山田カウ「虐待」サレタ事  
ヲ「首」ニテ「居」マス。其「少女」連ハ「「アニカ・ブルーム」」/ ANIKA BLO

裏面白紙

No. 2

Document 5555

OM / コリエンチエ、シモンズ / Rientje SYMONS / コリエンチエ、  
 フォーバー / Rientje FABER / 及 / スヴェンラ、ステルマ / Skar  
 Mrs STELMA / デアリマシタ。 彼女等ハ夫々十八、一五、六、  
 十四、十二、三、オデアリマシタ。

此等ノ少女達ハ境界外デ捕ヘラレタノデシタ。 構内カラ  
 外ニ出ヘコトハ禁セラシテ居タノデスガ此等ノ少女達ハ椰子  
 其ノ他何デモキニ入ル食物ヲ見付ケテ居タノデシタ。 彼  
 女達ハ番人ノ一人ニ見付ケラレテ大函リヲ通リ收容所ニ  
 連シ帰ラレマシタ。 山田 / YAMADA / ハ彼女達ヲ彼ノ事務所  
 ニ連シテ来ル様ニ命ジマシタ。 ソレカラ收容所全部ガ呼ビ集  
 メラシ 彼ノ事務所ノ前ニ並バサレマシタ。 誰カカ田割をうしナ  
 ケレバナラナイ時ハ私達ハ何時モ斯ク云フ風ニ並バサレルノデシ  
 タ。 べんガ嶋ルト私達ハ女モ子供モ懇切ニシナケルナラマセン  
 デシタ。

四人ノ少女達ハソレカラ順々ニ背ヲ脱テ打タシマシタ。  
 私ハ各々何回打タシタオ正確ニハ見エテ居マセンガ彼女達ハ  
 十回カラ十二回位打タシマシタ。 打ち終リテカラ少女達ハ山田  
 / YAMADA / ノ事務所ノ前ニ約一週間許リ晝夜立タサ  
 シマシタ。 私ハ確カテハアリマセンガ 兎事ハ終リテカラモ彼  
 女達ハ其所ニモウ一日立ッテ居ん様ニ命ジラシタト聞ヒマス。  
 彼女達ハ家ニ帰ルコトモ許サレズ、ソレテ山田 / YAMADA / ニ依  
 テ彼女達ハ如何ナル飲食物ヲ根ルコトハナラナカッタノデスガ、然  
 シ食物ハコソリト彼女達ニ運バシマシタ。 彼女達ハ彼 / 山田 /  
 ガ居テケレバ坐ル様会モアリマシタケレ共、終始立ッテ居ルコト

裏面白紙

山田 / YAMADA / 二階とらしまし。若し彼が彼ノ事務所  
ニ終日及しハ、サ女達ハ終日立ッテ及ナケシハナリマシテ。或日  
二人ノサ女が境界外テ見ツケラシタ時山田 / YAMADA /  
ハ其ノ收容所ノ一日分ノ食糧ノ三ノク、ニヲ奪ヒ去リマ  
シタ。其ノ收容所ニハ全部テ大俵三四。名程及マ  
シタ。

山田 / YAMADA / 事務所ノ前ニ立ツコトヲ強制セラ  
レタ上、述ノサ女達ノ状態ハ大セト同ノ終リニハ哀シク  
モノテシタ。彼女達ハ可成リ憔悴シテ居マシタ。私ノ  
知ハ限リテハ、彼女達ハ今ハ回復シマシタ。

少女達ノ中ノ一人ノ母テアル「サイモニス」 / SYMONS /  
夫人ハ和達ガ「アエルマデテ」 / VERHADEE / ニ行ッテ、  
一九四二年ニ「トモ」モ「トモ」 / TOHOMO / テ「打撃サレタ事ガ  
アリマシタ。山田 / YAMADA / ハ矢張り「トモ」モ「トモ」 / TOHOMO /  
「ホム」 / HOMO / テモ管理シテ居マシタ。此ノ時「サイモニス」 / SYMONS /  
夫人ハ和共ノ食物ヲ運ンデ来ルトラツク。運搬チノ一人  
ニキチ「ラソット」渡サウトシタノデス。

十日目毎ニ和共ノ食糧ハ  
「胃」ハシタ。彼女ハ約六十哩離シタ收容所ニ居ル夫へ  
一通ノ書面ヲ去サウトシマシタ。彼女ハ「呼ビ出サレ山田 /

No 3  
1920 / YAMADA / ノ前ニ引出サレマシタ。ソコテ和共ハ「彼ノ事務  
所」カ所ノ前ニ並ハサレ道行ク人モ亦想キ込メト出テ来  
マシタ。ソレカラ「彼」ハ「拳」ヲ何回モ「顔」ヲ打ケマシ  
タ。ソレハヒドイ打撃テ「ソノ結果」彼女ノ「顔」全ク腫シ  
上リマシタ。又「彼女」ハ「打撃」後「彼女」ノ「耳」ニモ「障」リカア

裏面白紙





Doc 5555

マシタ 彼ハ炎日ノ下 大地ニ圍ヲ盡キ 彼女ノ爲ニ番人ヲ置  
キマシタ 彼女ハ其所ニ終日太陽ノ方ヲ向イテ立ツ不ナリマセンデシタ  
山田/YAMADAノカ去ルト 番人ハ彼女ヲ日向ウラ去ラセマシタ 彼女ハ  
全部デニ日ニ脱事務所ニ居タノデシタ

「デウイト」/ DAVIDノ夫人「アエルマテイ」/ AERNADEDIノ收容所ニ収  
容サレシタ 私ハ多分本年ノ何時カノ事ノテアラウト思ヒス 私ハ彼  
女ケ山田/YAMADAニ打テ居ルヲ見マシタ 私達ハ又モヤ彼ノ事  
務所ノ前ニ並ハセラレマシタ 「デウイト」/ DAVIDノ夫人ハ皆所ノ外テ料理  
ニテ居ルヲ見付ケラレタノデス 彼女ハ事務所ヘ行ツテ何ヨシテ居タカラ説  
明シソノ食物ヲ持ツテ行ク事バナリマセンデシタ 彼女モ亦山田/YAMADA  
ノ事務所ノ外ニ私ノ記憶スレ限リテハ約一晝夜立ツテ居ナケレバナリマセン  
デシタ 私共ハ夜彼女ケ事務所ノ中ニ入ラレルヲ見マシタガ中テ何が起ツタ  
カ私ニ言ヘマセン

「ヴァン、トゲナール」/ VAN DOTTENARノ夫人ハ「アエルマテイ」/ AERNADEDIノ  
收容所ニ去年ノ九月頃來マシタ 彼女ハ夜打タレマシタ 私ハ翌日彼女ヲ見  
マシタガ青黒ク彼女ノ顔ハ腫レヒツニ居リソシテ彼女ノ踝ハ二三週間非常  
ニ痛ミ續ケマシタ 彼女ハ彼女ノ踝ト彼女ノ脚ノ間ニ打撲傷ヲ負ヒソシ  
テ彼女ハ加減カ悪クアリマシタ

「アエルマテイ」/ AERNADEDIノ食物給與ハ非常ニ貧弱デシタ 私共ハ  
十日目毎ニ一二リロノ米ト玉蜀黍ヲ與ヘラレマシタ ソノ中三〇〇乃至四〇〇キロ計  
リハ米テ残りハ三蜀黍テシタ 時ニ私達ハ自ラ玉蜀黍ヲ挽カネバナラヌ又  
時ニ既ニ挽イタモノヲ供給サレルコトモアリマシタ 初メニ三ヶ月ハ十日目毎ニ一二リ  
キロヲ受ケテ居マシタ ソレハ次第ニ九〇〇又ハ一〇ト減ツテ來マシタ ソノ頃高崎  
ノ「YAMADA」ノトモフ日本人ガ收容所ニマツテ來マシタノデ私ハ彼ニ食糧事情

No. 5

Doc 5353

調査ヲ頼ミテ●彼ハ調査シヨウト言ヒマシテ、ツシ●其ノ後ノ状態ハ良クナリマシテ、私達ハソレヲ米食許リデシタ。

18.2.11 收容所テハ脚氣ガ流行シ全部デニ十八人死セシマシタ。脚氣ハ彼等ノ死ノ原因ガタノデス。トモホシノ/LOKHOON/テハ最初ノ二ヶ月間ハ私達ハ病氣ノ時入院スルコトヲ許サレマシタカ「アエルマテデ」/VERMAGED/收容所テハ私達ハ許サシセンデシタ。例外テ唯二人ノ婦人ガ入院シタ事ハアリコトガ間モテ死ンデシマシタ。彼女等ハ連レテ行クレタ時ハモウ手遅レタツタノデス。

「アエルマテデ」/VERMAGED/ニ於ケル醫藥給與ハ器具ニ貧弱デシタ。山田/YAMADA/ハ三〇〇人ニ對シテ僅カニ二〇〇錠ノキノネヲ與ヘタケケテ。而モ此ハ私達ニ僅ク一度切り與ヘラレタデス。後ニナツテ、彼ハ一度三〇〇錠ヲ又一度セ。錠ヲ私達ニ與ヘマシタ。收容所テハマツリヤニヨク罹リシ私達ガ藥ヲ頼ム毎ニ山田/YAMADA/ハ「マレ」語ヲ何好モ。「貴下方ハ何ノ爲ニ藥ヲ欲シノカ? 貴下方ガ早ク死スルハ私ニ好都合ナシテ。」ト答ヘルノデシタ。誰カガ死ニカウテ居テ私達ガ夜灯ヲ頼ンデモ私達ハ許サレマセンデシタ。

三三人ノ赤子が收容所ニ生レマシタ。最初ノ赤子ノ出生ノ時ソノ母親ハ、マハリ被抑留者ガツタ收容所ノ看護婦ノ一人ニ附添ハレマシタ。收容所テ生レタ他ノ赤子ノ母親ハ田舎ノ病院ニ送ラレマシタ。其所ニハ看護婦ガ人居マシタカ彼ハ少しモ彼等ヲ世話シマセンデシタ。ソシテ彼等ハ土着民ノ看護婦ニ附添ハレマシタ。彼等ハ余分ノ食物ヲ供給サシマセンデシタガ母親達ハ皆元氣デシタ。收容所ノ子供達ノ中幾人カ「私ハ死者ノ中七、八人ハ子供タツト思ヒマスカ」皆脚氣ヲ死セシマシタ。私達ガ收容サレタ時私達ハ二、三ノ着物を除イテ私達自身ノ財産ハ何モ

No. 6

Doc 5555

取寄所ニ持ッテ行キマセンデシタ。日本人ハ私達ノ鞆ヤヲ相ヲ調べ上げテ目  
屋シイモノハ何デモ取りマシタ。私ハマツト金ノケースツダケ助ケル事ケ出来マ  
シタ。

只今五才ニナリヌ私ノ娘ハ取寄所ニ赤痢ニ罹リマシタ。彼女ハ今入院中  
山田/YAMADAハ使所ニ行ク時ハ何時モ余リ自分ノ身ヲ一敵ニ構ヒマ  
センデシタ。彼ハ三才ノ開イテ居ル竹ノ小屋ニ任ニテ居マシタ。ソシテ彼ハ樹立  
ヲ持ッテ居ルニモ拘ラス。彼ハソレヲ用ヒヌニ婦人ノ前テ衣服ヲ脱イタリ着タ  
リスルノケ常デシタ。彼ハ使所ニ行ク時ハ木綿ノ半ズボンヲ著ケテ行ク文デ  
ソレモ何モ纏ッテ居ナイト同然デシタ。

キャンプノ門番ハ取寄所ニ入ッテ來ル配給物ニ對シ署名シナケレバナラナイノデシ  
タ。私ハ一度山田/YAMADAニ特配ヲボメハ。キロノ代リニ九。キロヲ受ケタ  
コトガアリマシタ。門番ハ九。キロト署名シタノデスガ然シ食糧ヲ搬入サレタ時山  
田/YAMADAハ既ニ署名サレタ代名ノ中ノ一ツヲ取ルハデシタ。

私達ハアノヒニテイ/AERHADDIノテハ只一人ノ赤十字ノ人カラモ訪問サレ  
マセンデシタ。日本將校ハ時々取寄所ニマツテ來マシタ。高崎/TAKASAKIノト  
言ハ人ハ一度許リ來マシタ。苦情ガ彼ニ持込マシタ。彼ノ居ルニ、三日間ハ私  
達モ助カリマシタ。彼ハ行ッテシマウト直ケ元ノ食物配給ニ立歸リマシタ。高  
崎/TAKASAKIハ男醫ヲ海軍將校デシタ。

婦人ガ取寄所ニ死ニマスト、他ノ婦人達ガ墓ヲ掘リソシテ死体ヲ墓迄運バネハ  
ナリマセンデシタ。私達ハ又自分達ノ用便ノ穴モ掘ラナケレバナリマセンデシタ。  
洗濯ノ設備モ非常ニ貧弱デシタ。私達ハ流水カクツクノテ毎日午後四時香  
人附テ取寄所ノ外ヘ行キニ十杯位ノバケツノ水ヲ台所ニ運バネハナリマセンデ  
シタ。ソレカラ私達ハ一ニ杯ノバケツノ水ヲ自分ノ爲ニ運バネハナリマセンデス。  
私達ハ其ノ水ヲ着物ヲ洗ヒ入浴シナケレバナリマセンデス。

No. 7

裏面白紙

Doc 5555

山田 / YAMADA / 誰か訪問者ヲ豫期シテ居ルキハ、彼ハ常ニ私ヲ呼ビシテ  
私ニ私達ガ彼等ト何ノ位ノ時間話スコトヲ許サレクヲ告ゲマシタ又或時ハ彼ハ若  
シ私ガ事情ヲ申ハレバ、敵ルト言フナシマシタ。然レ私ハ苦情ヲ訴ヘマシタ。ケレ共  
山田 / YAMADA / ハソノコトニ就イテ耳ニ入りマセンデシタノチ私ハ敵ヲレモシテシタノコト  
手和ノ調印後、五日程ソテ私達ハ街ヲ歩キ廻ルコトヲ許サレシタ。私達ハ實際  
ニ解放サレタノハ、一九四五年九月十五日デシタ。  
私ハ山田 / YAMADA / ヲ認證スルコトガ出来マス。彼ハ通稱「海程」トシテ  
Brayley / J. デ知ラレテ居マシタ。

私ハ上述ノ證據ガ真實ニシテ正確ナルコトヲ證明致シマス。

一九四五年九月二十七日 モロタイ / MOROTAI / ニ於テ余ノ面見ヲシテ  
證明反宣致セリ  
エー・エル・ロルフ / A.L. ROLFF / 署名  
エー・チャー・マンフィールド / A.J. MANSFIELD / 署名

私ハ本日山田 / YAMADA / ナル日本人ヲ見マシタ而シテ、アール・マデック / ARMYADECK /  
狀ニ於テ、余ノ管理者トシテ私ノ證據中ニ述ベタル人物トシテ彼ヲ認證致シマス。

一九四五年九月二十八日  
エー・エル・ロルフ / A.L. ROLFF / 署名

No. 8

E 1813 22

Evidentiary Doc. # 5522

證據書類第五五二番

クリスチヤン、ヒートリフ、ウエニク、ウィー、ハ、吾、宣、種、言、シ、タ、後、次、  
ハ、キ、證、言、ナ、ス。

私ノ姓名ヲ略サカニシト、クリスチヤン、ヒートリフ、ウエニク、ウィー、ハ、  
ト、言、ヒ、タ、ス。

戦前、私ハ、我、高、軍、ノ、員、ト、アリ、マ、シ、タ、私、ハ、ウ、エ、ニ、ク、ヒ、ト、捕、虜、ト、ナ、リ、  
同、地、ノ、牧、畜、所、ニ、シ、テ、手、居、リ、マ、シ、タ、私、ハ、ウ、エ、ニ、ク、ヒ、ト、一、所、ニ、居、  
リ、テ、見、シ、タ、キ、建、捕、サ、レ、タ、ス、私、ハ、一、九、四、三、年、六、月、八、日、自、日、本、ノ、  
官、ニ、シ、キ、ホ、ウ、ノ、ハ、ウ、ス、ニ、入、レ、シ、テ、其、後、一、九、四、三、年、九、月、三、十、日、迄、

クリスチヤン、ヒートリフ、ウエニク、ウィー、ハ、  
宣、種、言、シ、タ、後、次、ハ、キ、證、言、ナ、ス。

幅、ニ、来、リ、監、房、ニ、入、リ、シ、タ、此、監、房、ニ、入、  
リ、テ、日、中、ノ、起、テ、居、テ、ハ、ナ、リ、マ、セ、ン、  
許、サ、レ、マ、シ、タ、シ、タ、然、レ、モ、一、八、日、頃、

No. 1  
朝、食、ヲ、採、リ、シ、テ、食、物、ニ、非、常、ノ、粗、末、ヲ、食、マ、シ、タ、吾、々、ハ、最、初、三、日、  
間、全、然、食、物、ヲ、食、ハ、ズ、シ、タ、其、後、吾、々、日、一、回、握、リ、米、飯、ヲ、食、ハ、リ、タ、他、  
ノ、人、達、ニ、皆、和、一、所、監、房、ニ、入、リ、シ、テ、居、マ、シ、タ、私、ハ、日、中、又、夜、ニ、棒、ヲ、叩、カ、レ、  
シ、タ、日、本、人、ノ、私、ニ、対、シ、テ、報、復、シ、タ、リ、タ、リ、シ、タ、私、ハ、黙、シ、テ、居、リ、シ、タ、後、  
シ、タ、リ、シ、タ、私、ノ、足、ヲ、吊、リ、下、シ、身、体、ヲ、丸、ク、シ、タ、リ、シ、タ、リ、シ、タ、リ、シ、タ、  
シ、タ、リ、シ、タ、打、擲、サ、レ、タ、リ、シ、タ、私、兩、手、ヲ、頭、上、ニ、戴、キ、テ、居、リ、シ、タ、最、初、二、日、間、  
ハ、一、回、二、付、五、分、ノ、間、足、ヲ、縛、リ、テ、吊、リ、下、シ、タ、リ、シ、タ、事、ヲ、引、受、ケ、テ、日、本、人、  
名、ニ、オ、ク、ト、云、フ、リ、シ、タ、リ、シ、タ、日、本、人、ト、私、ハ、誰、ニ、以、テ、稱、ナ、ス、事、ヲ、受、ケ、テ、居、

E 1813 22

Evidentiary Doc. # 5522

No. 1

證據書類第五五二二番

クリスチヤン・ビーンドリフ・ウエニクウィーノハ、母宣達君の死後、次  
如き證言ニテナス。

私ノ姓名ヲ略サズニテト、クリスチヤン・ビーンドリフ・ウエニクウィーノ  
トニヨリマス。

宣達

戦二前、私ハ義勇軍ノ員トアリマシキ。私ハウカセンテ捕虜トナリ、  
同地ニ收容所ニテ手ヲ居リマシキ。私ハ、ウカセンテ佐ト一所ニ居  
ルヲ見シトシテ、運捕サレタラス。私ハ一九四三年六月八日、日本  
領ニテ、ポーランドニ入レシテ、且度一九四三年九月三十日迄  
居リマシキ。私ハ長サニ米ヲ幅ニ米ノ監房ニ入リシ。此ノ監房ニ入  
ルハ一所ニテ居リマシキ。吾ハ日中、起キテ居テケルナリマセン  
テ、シテ、又一切話シテ事ニ事ニ許サレマシキ。然レテ、八時頃  
ニト、吾人ノ喜イ人カトシテ、七時迄睡ル事ヲ許シテ、朝七時  
朝食ヲ採リ、食物ニ非常ニ粗末ナルヲ、曾テ不食カシキ。吾ハ最初三日  
間、全然食物ヲ食ハズシテ、其後、五日ニテ、飯ヲ食フ。又、他  
人運送、一所監房ニ入リシテ、居マシキ。私ハ十四日間、日中又夜、寝テ、  
シテ、日本人ノ私ニ、報告ヲ出サシマシキ。テ、私ハ黙シテ居ル。後、  
テ、私ハ、足ヲ吊リ下ケ、身体ヲ丸クシテ、ケル。シテ、  
ニシテ、打擲セシ時、私、両手ヲ頭上ニ戴テ、居マシキ。最初三日間、  
一日ニ付、五十人間、足ヲ縛リテ、吊リ下ケシ。此ノ事ヲ、引受ケ、日本人、  
名、オウストマンニシテ、此ノ日本人トシテ、私ハ、誰ニテ、  
様ニ事ヲ、居

裏面白紙



Doc. # 5522.

No. 3

此処ハ非常ニ悪イ所ヲ余リニ多ク入レ過ギテ居リマシタ  
私ガ其処ニ居テ時ニ六百名以上ノ捕虜ガ居リ其ノ中十名ガ赤  
痢ト脚氣ヲ死セシマシタ病人ニハ二三日同ハ食物ガ与ヘラレマ  
センデシタ其レテスカラ彼等ノ死因ニハ赤痢ヤ脚氣ト同様ニ  
飢餓モアリマス

特ニ悪イ一人ノ衛兵ハ渡辺ト云フノデシタ彼ハ吾々ヲ膝ヲ掛ケ  
夕禮請リ付ケテ若シ少シテモ勤クト叩キマシタ多数ノ捕虜  
ガ此ノ様ナ目ニ合ヒマシタ彼等ハ棒ヲ叩カレタリ又時ニハ劔ノ  
平クイ部分ヲ叩カレタリマシタ

一九四四年十月五日ニ私ハ民政部ニ在ルインドネシア人ノ利務所  
ニ行キ其処ニ一九四五年一月六日ニ四日迄居マシタ其処ノ衛兵ニ  
私ハ戦争ガ終ノテモ君等ヲ望ミエテ居ルニタカラ私ヲ打ツテト  
云ツテヤリマシタ其ノ結果彼等ハ私ヲ少シ怖レマシタ「インド  
ネシア」人ノ一人「コアド」ルハ「ミッド」ト云フ者ハ吾々ヲヨク嘲笑  
シタモノデス此ノ收容所ノ食物ハヤウ悪クハアリマセンデシタニテ  
月ノ向ハ米ヲ支給サレ其後ハ玉蜀黍ヲ与ヘラレマシタ多数  
ノ捕虜ガ赤痢ニ罹リマシタ「スミ」ト云フ一人ノ日本人ハ善良  
ナ者デ私ニ炊ルヲ受持タセマシタ其レカラ後ハ各人ノ健康ハ  
増進シマシタ多数ノ人運ニ腫物ガ出来マシタガ粟ハ極ク少シ  
シクアリマセンデシタ

其後私ハ「マカ」ニ行キマシタソシテ一九四五年八月十三日迄  
其処ニ居マシタ其処ハ「ハ」ノ部屋ニ閉サレマシテ居リマシタ

裏面白紙



Doc. # 5522

朝吾々ハ使所ニ行ク事ヲ許サレマシタガ、水ハアリマセンデシタ  
 吾々ハ一日ニ食モラヒマシタガ、量ハ不十分デシタ。吾々ハ米ト玉蜀  
 黍ヲ受取ツタリデシタ。ゴマラリヤニ置ツテ居ル者モ葉木ヲモラヘ  
 マセンデシタ。吾々ハ一ツノ部屋ニ三人入ラレテ居リ、婦人モ二名「カ  
 ニ」連レテ来ラシマシタ。「ヤベ」ト云フ者ガ此ノ收容所ヲ受持ツタ人デス  
 私カ「マカツサル」ノ「トケイ、タイ」利務所ニ入ラレテ居タ時ハ吾々ハ  
 三四日向使所ニ行ク事ヲ許サレカツタ事ガ時々アリマス。許サ  
 レテモ僅カニ二分向デシタ。監房内ニハ小ナク鐘ガ備ヘ行ケテアリ、  
 其ヲ使所ニ行ツタ時ニ空ケルノデス。吾々ハ石鹼ヲ使フ事或ハ  
 身体ヲ洗フ事モ全ク許サレマセンデシタ。

一九四三年十二月ニ私ハ「マカツサル」ニ在ツタ日本軍ノ司令部ニ連  
 レテ行カレ、其処デ日本軍ノ少尉、尋向サレタリ。棒デ叩カレタリ、  
 フン段ラレタリシマシタ。叩カレル時ニハ手錠ガ掛ケラレマシタ。又或ル  
 折ニ水ノ入ツタ罐ヲ身体ノ前ニ捧ケテ持ツテ居ナケレバナリマ  
 センデシタ。ソフシテ、日本人ハ又私ノ足ニ棒ヲネジ込ンガノデシタ。  
 私ハ一日ニ三回飯ヲモラヒマシタガ、其ノ量ハ以前ニ一日二回モラツタヨリ  
 少量デ、全ク不十分ナモノデシタ。

余ハ上記ノ證據ノ眞實ニシテ且正確ナル事ヲ證ス。

一九四五年十一月二十五日「マカツサル」ニテ余ノ面前ニテシタタメ誓  
 言シタルモノナリ

(署名)

判讀シ難シ

「コミツシヨテイ」

No. 4

1122

(卷五五二三編)

スマタクル屋敷事

E 1814  
P 5523-1

マシタガ其ノ首ハステニ置メラレテ居ツタノテ  
スケレドモ其ノ首ハ置置ラテ居リマシタノト私  
ハ其ノ首ノ置ツキヲ知ツテ居リマシタノテ其ノ  
首ハ其ノ友人ノメナド人ニシテ置置キ兵スマクルナ  
ルガ分リマシタノテ置置シマス

ハジヨシサンボツクト云フメナド人ニシテ時寛範  
兵一等兵第三二一〇號テアリマシテ應和十九年（  
西曆一九〇四年）三月ニハルマヘラノ、ロロバタニ  
於テ起リマシタ下記ノヤウナ事ナリシタモノテ  
アリマス。其ノ當時私ガ舟ニ乗ツテ魚捕ヲヤツテ居  
リマシタ時海邊ノ町ノ人ニ合ヒ其ノ首カラ取ニコロ  
バタ河ノ底テ取ル一人ノ、メナド人ガ立木ニ登ラレ  
テ取レマシタノテ私ハ其ノ首ガ切  
タガ其ノ首ヲ取ラレタモノ首ガ切  
テスカラ置マダ置ツテアリ  
マシタガ其ノ首ハステニ置メラレテ居ツタノテ  
スケレドモ其ノ首ハ置置ラテ居リマシタノト私  
ハ其ノ首ノ置ツキヲ知ツテ居リマシタノテ其ノ  
首ハ其ノ友人ノメナド人ニシテ置置キ兵スマクルナ  
ルガ分リマシタノテ置置シマス  
其ノ首ニ於テ置置スマクルナル若ガ其ノ首ヲ取ル  
所ヨリ遠クナイ所ニ居ル日本人ノ所テ置置テ居  
ル所ノ所ノ若イ所人ヲ保護シヤウト思ヒ其ノ行

E 1814  
P 5523-1

1122

(卷五五二三)

スマタケル種家書

三ハジヨンスンボツクト云フメナド人ニシテ暗置  
 兵一等兵第三二一五〇號テアリマシテ昭和十九年  
 百一十九日四年)三月ニハルマヘラノ、ロロバタニ  
 於テ起リマシタ下記ノヤウナ事ヲ口説シタモノテ  
 アリマス。其ノ當時私ガ舟ニ乗ツテ魚場ヲヤツテ居  
 リマシタ時海邊ノ町ノ人ニ會ヒ其ノ考カラ叙ニロロ  
 バタ町ノ墓テ或ル一人ノ、メナド人ガ立木ニ登ラレ  
 テ居ルトノ事ヲ聞ラセテ其レマシタノテ叙ハ言ニ其  
 ノ所ニ行ツテ見マシタガ其ノ墓ラレタモノ首ガ切  
 れサレテ居リマシタ、テスカラ其ノ墓ヲツテアリ  
 マシタガ其ノ首ハステニ置メラレテ居ツタノテ  
 スケレドモ其ノ者ハ置置ラテ居リマシタノト私  
 ハ其ノ者ノ聲ツキヲ物ツテ居リマシタノテ言ニ其ノ  
 考ハ私ノ友人ノメナド人ニシテ暗置兵ニマクルナ  
 ル事ガ分リマシタノテ暗置シマス。

其ノ後ニ於テ前記スマタケルナル者ガ其ノ事体は左ノ  
 所ヨリ遠クナイ所ニ居ル日本人ノ所ニ行テ其ノ居  
 ル所ノ所ノ若イ婦人ヲ保護シヤウト思ヒ其ノ行

裏面白紙

5523-2

ヲ取ラウトシタタメニ耳ノ目ニ人等ニ總バラレタ上  
ニ首ヲ切テサレタノダト云フ事ヲ知リマシタ

メラウケ 延和十九年(西曆一九四四年)十二月五

ス  
N I O ノ士官ノ親ニ於テ私ガ愛ツテ養ヒシ學名シマ

サンボツク 學名

N I O ノ少將K. B. デーモンテル 學名

裏面白紙

Doc 5523 (cont)

第五五二三

註 明 行

下記署名、オランダ軍情報部 戦争犯罪部長  
印 印 軍、中尉 CHARLES TONGENHEIT  
ハ 軍 初ニ正式ニ宣誓ノ上、次ノ如ク宣誓シ且陳述  
ス

添附ノ報告書ハ下記姓名ノ十一通ノ原文行ノ、  
全部ノ、複製ノ、完全且正確ナル寫シナルコト

「SALPOK DIOH」ニ對スル (七三〇號) KANTALIE  
ニ對スル (八〇三號) KARIDJO BIR DARJAHAN  
ニ對スル (一四〇四號) AMPONG BIR HADDT  
KONDAPAR BIR BIKALIM  
M. BIN. プラビムニ對スル (一四七七號)、  
KARIDJO BIR DARJAHANニ對スル (訂正一四〇  
四號)、ASTOEK BIR KASSANニ對スル (一  
一六四五號)、STAP BIR NARHASSANニ對  
スル (一六四六號)、オランダ軍情報部顧問行、  
及ビソレソレ一九四三年四月及ビ一九四四年三月  
HALMAHARAニ於テ日本兵ニ依リ犯サレタルシヤ  
HAN / SUHATORAN / TAJAH / BUGESESE 及ビス  
ナン (スマトラ人) ラヤハ (ブーゲン人) 及ビス  
MAKUL (メナド人) 三名ノインドネシヤ人殺害ニ  
關スル一乃至十ムト番號ヲ附セラレタル、右證人  
等ノ馬來語陳述書 (及ビソノ英譯) 六通添附シ

裏面白紙

2.

Doc 5523 (cont)

上記各紙ハオランダ軍情報部ノ公式記録ノ一部ナルコト

署名

QUARTER, TONGKORANG  
デニールス・ヨングネール / 軍情報部印 /  
P. S. K. A. M.  
バタヴィア 一九四六年六月七日

余、オランダ軍情報部長官トシテ、オランダ軍情報部、ケイ・エイ・エールトノ面前ニ於テ各紙宣讀サレタリ

P. S. K. A. M.  
ケイ・エイ・エールト / 署名 /

裏面白紙

E 1215

Doc 5529

ススシト反ビシナリニ名ノ虐殺ヲ詳シ

私ハフギス人デ、フセイシンアブドラト云フ者ヲニ名ノ虐殺

ヲ目撃シマシクンテ老記ノ通り證明イタシマス

バルマヘラ、ワイシル湾ノフリー町ニ於テ昭和十八年(西曆

一九四三年)九月十日ハ忘レマシク午後三時後ニ名ノ日本

將校ハ兵ト共ニ海辺ノ勞務者用ニ補給ノ側ノ下ノ方ニ

フタトイハス(ハ)

フタトイハス(ハ) 及ビ和野ト云フテ兩人共大尉ニシテ

マウツサルフギス人ニシテ、ス又シト云ヒ勞務者ノ人夫頭

ヲ務メテ居ウタ者デ、名ヲハ知ラヌカ大木大尉及ビ和野

大尉ノ部下ナル日本人ニ依リ軍刀ニテ斬ラレマシタ

ニシマワ人ニシテ、シアト云ヒ勞務者ノ人夫頭ヲ務メテ

居ウタ者デ、名ヲハ知ラヌカ大木大尉ト和野大尉ノ

部下ナル日本兵ニ依リ銃剣ニテ刺殺サレマシタ

ニツテ死体ハ一ツノ穴ノ中デ焼カレテ上デ埋メラレタ事ヲ

私ハ見マシタ

ホドランデイア昭和二十年(西曆一九四五年)三月十九日

私ハNIOノ士官ノ事ニ於テ和野ト云ヒ證明シ署名スルモノデ

アリマス

フーセイシン (署名)

私ノ事ニテ、NIO M B ベール (署名)

No. 1

E 1215  
Doc 5529

No. 1

ススシイ反ビシナリニ名ノ虐殺事ハ

私ハフギス人デフセインビンアブドラト云フ者デニ名ノ虐殺

ヲ目撃シマシランデ尤記ノ通リ證明イタシマス

ハルマヘラン、ワイシル湾ノフリー町ニ在テ昭和十八年(西曆

一九四三年)九月十日ハ忘レマシク午後三時頃ニ名ノ日本人

將校ハ兵ト共ニ海辺ノ勞務者用ニ浴舎ノ側ノ下ノ方ニ

完全武装ヲ見エマシク夫レハ全隊ヲ日本人デシク

テノ將校ノ名ハ大木及知田ト云フテ兩人共大尉デシク

一ツマカサルハフギス人ニシテス又シト云ヒ此勞務者ノ人夫頭

ヲ務メテ居ウク者デ名ヲ知ラヌカ大木大尉及知田

大尉ノ部下ナル日本人ニ依リ軍刀ニテ斬ラレマシク

ニシテワ人ニシテシテアト云ヒ此勞務者ノ人夫頭ヲ務メテ

居ウク者テ名ヲ知ラヌカ大木大尉及知田大尉ノ

部下ナル日本人ニ依リ銃剣ニテ刺殺サレマシク

ニツテ死傷一ツノ穴ノ中ニ焼カレタ上ニ埋メラレタ事ヲ

私ハ見マシク

ホールランデア昭知三年(西曆一九四五年)三月十九日

私ハN10ノ士官ノ名ニ於テお言ヒ證明シ署名スルモノデ

アリマス

フーセイイン (署名者)

私ノ名ニテ、N10 MBBベル (署名者)

裏面白紙

337



Doc 5529

證明書

下記署名の者、和蘭軍情報局戦犯部長、蘭印陸軍中尉「ケルズ・ヨングネーデル」ハ、先ヅ、正式ニ宣誓ノ上、本添附圖書ハ左記標題ノ原本ノ完全ニシテ真ニ且、正確ナル寫本ニシテ、尚同書類ガ和蘭軍情報局ノ公式記録ノ一部ナルヲ、證言ス。

一、和蘭軍情報部、「スレン、ビラブドウラ」(オ一五八五號)  
「レム・ビン・ラゲマ」(オ一八二八號) 及「モハド、ビト、ウガル」(オ一ニ號)ノ、認同圖書

二、各「ホリシテ」一、九四五年三月十九日、一、九四五年四月十日 及び一、九四三年四月十三日 附同ノ報告者ノ、馬來語(宣誓書)  
(英語譯文付)

一九四五年六月七日

バクダヤ市

署名 (ケルズ・ヨングネーデル)

和蘭領東印度檢事總長

事務所付 高等官 蘭印軍中尉

「ケルズ・ヨングネーデル」ノ、面前ニ於テ  
署名知且、宣誓セルモナリ。

署名 「ケルズ・ヨングネーデル」

裏面白紙

E1816  
P5530-1

ヨーハンマイルア外三名ノ斬首刑事件

22

昭和二十年（西曆一九四五年）五月五日金曜日ニ  
私一等看護エドワードヤンウィルンベックノ前ニ  
一人ノアンボン人デアアルマイルフト云フ三十五才  
ノモロタイノ蘭印民政部ノ病院ニ於テ使丁頭ヲ勤  
メテ居ル者ヲ左記ノ通り説明セリ  
「當時私ハモロタイノスギタ町ニアル日本軍兵補  
等ノ料理人トシテ勤メテ居ツタ時ニシテ昭和十九  
年（西曆一九四四年）ノ八月カ九月頃ノ暮デシタ。  
私ハ丁度タンジョンバルト云フ處ニ椰子ノ實ヲ

（昭和二十年五月五日）  
（東京市立病院）

ハラジオノ設備ヲヤル者デモハマツドハ其ノ助手  
デアル事ヲ聞カレ尙私ニ次ノヤウナ事ヲ話シテ  
呉レマシタ  
吾々二人ハ米國海軍ノ潜水艦ヨリ一ヶ月半ノ食糧  
ノ用意ヲシテ上陸シタ者デスガスデニ二ヶ月近ク  
此ノ島内ニ暮シ用意シタ食糧モスデニ無クナツタ  
ノデ止ムヲ得ズ私ニ食糧ヲ貰ヒタイトノ話デシタ  
密偵二人等ノ要求ニ應ジ私ハ直ニ食糧ヲ四回彼等

E1816

P5530-1

ヨーハンマイルフ外三名ノ斬首刑事件

昭和二十年（西曆一九四五年）五月五日金曜日ニ  
私一等看護エドワードヤンウィルンベックノ前ニ  
一人ノアンボン人デアアルマイルフト云フ三十五才  
ノモロタイノ獨印民政部ノ病院ニ於テ使丁頭ヲ勤  
メテ居ル者カ左記ノ通り説明セリ

「當時私ハモロタイノスギタ町ニアル日本軍兵補  
等ノ料理人トシテ勤メテ居ツタ時ニシテ昭和十九  
年（西曆一九四四年）ノ八月カ九月頃ノ事デシタ。  
私ハ丁度タンジョンバルト云フ處ニ掃子ノ實ヲ  
取りニ行ツタ時デス其處デインドネシア人ノサリ  
ビントモハマツドト云フ二人ノ者ニ會ヒマシタ  
ソシテ彼等カラ吾々兩人共米國ノ密偵デサリビン  
ハラジオノ受僱ヲヤル者デモハマツドハ其ノ助手  
デアル事ヲ聞カレ尙私ニ次ノヤウナ事ヲ話シテ  
呉レマシタ

吾々二人ハ米國海軍ノ潜水艇ヨリ一ケ月半ノ食糧  
ノ用意ヲシテ上陸シタ者デスガスデニ二ケ月近ク  
此ノ島内ニ暮シ用意シタ食糧モスデニ無クナツタ  
ノデ止ムヲ得ズ私ニ食糧ヲ貰ヒタイトノ話デシタ  
密偵二人等ノ要求ニ應ジ私ハ直ニ食糧ヲ四回彼等

裏面白紙

5530-2

裏面白紙

ニ與ヘマシタウルト云フ一人ノ村人モ彼等ニ食物ヲ與ヘマシタ

丁度私ノサゴ一級粉デ造ツタ食物ガ無クナツタ時其ノ町ノ住民デアルウル一ナル者ニタンジョンゴラノニアル彼ノ農園デ採レタ食物ヲ彼ノ二名ノ密偵ニ分ケテ呉レルヤウ頼ンデ與ヘテ貰ヒマシタ

其ノ時私ハウル一ニ此ノ事ハ重大ナル秘密デアルカラ此ノ問題ニツイテハ他人ニハ勿論自分ノ妻ニサヘモ絶対ニ公爾スルヤウナ事ノナイヤウニト吳々モ注意ヲ與ヘマシタ

其ノ後彼ノ二人ノ密偵ハタンジョンイシウト云フウル一ノ農園ノ近クニアル一ツノ洞窟ニ隠レテ住ンデ居リマシタ

デモ當時日本側ハコノヤウナ事件ニツイテ若シ報告ヲセヌ場合ハ本人ハ勿論家族ノ者ニマデ死刑ニ處シ到底逃レル事ハ出来ヌトキツイ命令ガアツタノデ怖シクナリ止ムヲ得ズウル一ハツイニ此ノ事ヲ村長デアルスラバヤジユムルツトニ報告シタノデ其ノ村長ハ直ニ此ノ問題ヲ日本側ニ通知シマシタ

其ノ結果私ハ呼ビ出サレ此ノ問題ノ起ツタ事ニツキ總テヲ白狀スルヤウニト縛バラレタ上ニ毆ラレマシタ其レト共ニ日本ノ密偵デアルモハマツドリ

5530-3

ムノ取調ベモ受ケマシタ

二日同ニ渡ル取調ガ終リ其ノ結果我々ハ斬首刑ニ  
處セラル、亭ニナリ六人ノ日本人ニ依リ森林ノ中  
ニ連行サレ坐ラサレタ上ニ鐵ノ鏈デ縛ルト共ニ我  
々ノ首ハ彼ノ日本人ノ軍刀デ斬ラレマシタノハタ  
シカ昭和十九年（西曆一九四四年）九月十五日ノ  
朝七時ト思ヒマス

其ノ時ノ斬首刑トナツタ者ハ

一、ウルー

二、サリビン

三、マイルフヨーハン（證人ニシテ死ナ、カツタ者）

四、モハマツド

何時間カ經ツテカラ私ハ息ヲ吹返ヘシ直ニ道ツテ  
逃ゲ出シテカラ三日目ニモロタイヨリ上陸シタ米  
國軍ニ會ヒ助ケラレテ米國軍ノ病院ニテ治療ヲ受  
ケマシタ

私マイルフヨーハンハ前記ノ調書ノ文面ヲ讀ミ眞  
實ニ相違ナキ事ヲ證明シテ審判官ノ前ニ於テ署名  
シマス

證人　マイルフ　署名

此ノ説明ハ證人ノ宣誓シテ申述ベタ事ヲ認メテ作  
製ス

モロタイ昭和二十年（西曆一九四五年）五月五日

一等警視　E. J. ウールンベック　署名

裏面白紙

書類第五五三〇號

證

余朝倉純孝ハ余カ馬來語及ビ日本語ニ精通セル者ナルコト並ニ馬來語原文及ビ日本語原文ヲ對照ノ上右ハ本書類ヲ眞實ニ且正確ニ翻譯セルモノナルヲ確證セルコトヲ茲ニ證ス

5530-4

一九四六年九月十六日

朝倉純孝

證明書

5530-5

下記署名和蘭軍情報局戦争犯罪部長、蘭印陸軍中尉「チャールズ、ヨンゲネール」ハ先ヅ正式ニ宣誓ノ上、本中調書及ビ寫眞ガ左記各標題原本ノ完全ニシテ複製且正確ナル寫本ニシテ、尙同書類ハ和蘭軍情報局公式記録ノ一部ナルコトヲ證言ス

一、和蘭軍情報局訊問調書第一五〇九號、報告者「ヨハン、マイルフ」

二、「モロタイ」一九四五年五月五日附「ヨハン、マイルフ」ノ馬來語宣誓書英語翻譯附

三、處置後ニ於ケル「ヨハン、マイルフ」ノ寫眞二葉

署名（チャールズ、ヨンゲネール）

「バタビヤ」ニ於テ一九四六年六月七日

余、蘭領東印度檢事總長事務所附高等官、蘭印軍中尉「ケイ、エイ、ド、ヴェールド」ノ面前ニテ署名且宣誓セルモノナリ。

署名（ケイ、エイ、ド、ヴェールド）





A



